

『ふくおか子ども白書』 目次

●総 論 「子どもに生きる喜びと希望を育む絆づくり」～子どもをめぐる状況・活動・課題を探る～

- 1 はじめに
- 2 日本の子ども、この20年
- 3 福岡の子どもの状況を探る
- 4 子どもを産み育てにくい社会の進行
- 5 子どもに生きる喜びと希望を育むシステムづくり

●子どもの声が問いかけるもの～実態調査アンケートより～

実施校からのコメント 福岡県公立古賀竟成館高等学校 立花高等学校

I 子どもと福祉

1 子ども虐待の増加

事例 ① 虐待死ゼロのまちをめざす取り組み

事例 ② 「乳幼児親子を支援する地域づくり」

～「つながり」が広がって子育てが楽しいまちに～

事例 ③ 「子どものいのちをまもる地域ネットワーク」

事例 ④ 「支えあって、子育て」～民間団体の子どもの虐待防止活動の取り組みから～

2 社会的養護の子どもたち

報告 ① 「今年は、里親元年？－里親委託ガイドライン－」

事例 ② 「新しい絆」づくり～家族と暮らせない子どもたちのために～

寄稿 ”すべての子どもに愛ある家庭を”願って 「子どもの村福岡」

寄稿 社会的養護青少年への自立支援 「青少年の自立を支える福岡の会」

寄稿 「福岡に子どものシェルターをつくりたい！」

3 学童保育(放課後児童クラブ)～放課後の子どもたち～

報告 ① 学童保育の実態と課題

コラム 「ただいま～！」

4 保育問題

報告 ① 保育をめぐる全国的な動きと福岡の状況

報告 ② 子どもの心に寄り添い ともに歩む 「保育者養成の課題とこれから」

II 子どもと家庭・家族(ひとり親家庭を中心に)

1 はじめに

2 母子家庭の現状

3 母子家庭が抱える困難さ

4 母子家庭に対する行政の対策

5 母子家庭に必要な対策

コラム 信頼できる大人と出会うこと（母子家庭で育った青年の声）

コラム 父子家庭の代表として国会へ

III 子どもと学校

- 1 はじめに
- 2 子どもの安全・安心と子どもの権利保障 － 2011年夏に－
- 3 地域と学校

事例 ① コミュニティースクールのとりくみ

- 4 教育現場から

事例 ① 弁護士がとりくむ中学校での活動から

事例 ② 学校と保護者の連携、その課題と展望

- 5 不登校への支援活動

報告 ① 不登校児及びその保護者への支援活動

報告 ② 不登校支援の現場から

～（特）箱崎自由学舎 E S P E R A N Z A の活動を通して～

コラム ある日のエスペランサの風景

コラム 「電話でつながるこころの居場所」 — チャイルドライン —

＜特別寄稿＞ デンマークから学ぶ ~幸福度世界一の国の教育

IV 子どもと地域

- 1 はじめに

- 2 地域の拠点としての公民館

事例 ① 土曜日の公民館は、子どもと大人の遊び場・学び場

コラム うつとうしいけど切れない関係

事例 ② 「子どもの居場所になる公民館をめざして」

コラム 韶き渡る子どもたちの声 ～縁側のような公民館で～

- 3 乳幼児期の親子の居場所は今

コラム 子どもも大人も安心できる場所

- 4 まちづくりにつながる子どもの遊び場

コラム いつものメンバー・無料・遊ぼう ～何を求めてここに来る？～

- 5 学校でもない、家庭でもない、第三の場所としての「居場所」

コラム ”人” がいるからここにくる

- 6 子どもにやさしいまちをめざして ～行政や他団体との連携・協働～

- 7 これからの地域に必要なこと

寄稿 僕らの夢 ～誰もが心豊かに過ごすこと～

- 8 おわりに ～ヒトとして当たり前の「日常」を取り戻すために～

V 子どもとメディア

はじめに

- 1 ”脱メディア漬け”各地の取り組み

事例 ① すべての子どもたちにメディアと主体的に向き合う力を

事例 ② 乳幼児メディア接触実態調査にみる地域格差

事例 ③ 0歳～15歳までを見通して

保育園・幼稚園から小学校、中学校を通じた取り組み

事例 ④ 子どもの生活習慣を考える

事例 ⑤ 「高中ネット宣言」 中学生によるネットいじめ撲滅の取り組み

2 アウトメディアキャンプレポート

事例 ① ”脱” メディアキャンプ

事例 ② メディア依存脱出キャンプ Real me Project

レポート 「ケータイ甲子園2010」

レポート 中高生の本音トーク「みんな！ケータイ持ってる？」

3 行政との共同、協力

報告 ① 福岡県児童生徒の規範教育推進事業

「ネットによる誹謗中傷・いじめ防止」の取り組み

報告 ② 平成20年・21年度福岡市市民局協働事業提案制度

「子どもとメディアの良い関係づくり事業」

資料 2009年・2010年度 福岡市実態調査、全国実態調査より

VII 子どもと文化

1 子どもをめぐる文化状況

2 「子どもと文化」の構造を考える

3 「福岡子ども劇場」の45年から

4 すべての子どもに豊かなあそびと 優れた文化・芸術体験を！

VIII 子どもの権利オンブズパーソン ～福岡県事情～

1 地域で子どもの権利オンブズパーソンを

2 福岡県内にできた3つの子どもの人権救済を含む条例及び川西市のオンブズパーソン条例との比較

3 川西市のオンブズパーソン制度と福岡県にできた3つの子どもの人権救済制度

4 子どもは安心して相談できるのか

5 地域オンブズパーソンに期待するもの

VIII 実態調査アンケート結果

IX 資料編

・子どもの権利条約は ・子どもの現状と課題解決のために

・子どもにやさしいまちに必要とされる9つの要素 ・私たちにふさわしい世界

・子どもにやさしいまち福岡アピール ・子どもできごと年表

執筆者一覧

編集後記

総論

「子どもに生きる喜びと希望を育む絆づくり」

～子どもをめぐる状況・活動・課題を探る～

渕上 繼雄（子ども・福祉総合研究所 元 西南学院大学教授）

1. はじめに

日本の子どもたちは、豊かな可能性を有しており、それらの能力を伸長させ發揮していることも多い。しかし一方で、多様な歪みや不全、影を背負って生活している子どもが増えていることも事実である。

近年、特に子どもを生み育てていくことが困難な家庭や社会状況が目立ってきた。

そうした中、2011年3月11日、東日本大震災・原発災害が発生した。未曾有の巨大複合災害に見舞われた人々と子どもたちに心を寄せ、私たちは息長い歩みを共に進めなければならない。

これまで福岡（福岡市を主とする都市圏、福岡県内各地域）では、市民レベルで、さまざまな子どもを育む活動（運動）が行われてきた。そのあゆみは、地域社会枠内のものから、全国に大きく発展してきたものまで数多い。そして、この十数年、子ども関係者や団体、行政とのネットワークづくりや協働が進み、幅広い人々と子どもたちが集い、子どもが豊かに育つ地域社会づくりの活動が続けられてきた。「ふくおか子ども白書」の企画は、これら一連の流れの中で生まれたものである。

この白書の主なねらいは次のとおりである。

- ① わが国と福岡の子どもの実態や状況をできるだけ幅広く把握し、その特徴と背景、課題を探ること
- ② 「子どもNPOセンター福岡」に集う、子ども関係諸団体の実践活動、地域社会の人々や行政との協働の状況を紹介し、学びあい、今後の取組みに活かすこと
- ③ 国連「子どもの権利条約」とユニセフ提唱の「子どもにやさしいまちづくり」の精神を基底に、子どもと共に多様な子どもを育む市民活動を行い、個別支援や地域社会での協働を推進し、福岡市をはじめ各自治体や国への政策提言を行うこと

端的に表現すれば、今、子どもたちは大きな危機の中に生きている。

この白書は、未来へつながる今を生きている子どもの「最善の利益」をめざし、子どもを主体とした活動と子育て支援が多様に展開され、幅広い人々が共に力をあわせていくことを心から願っている。

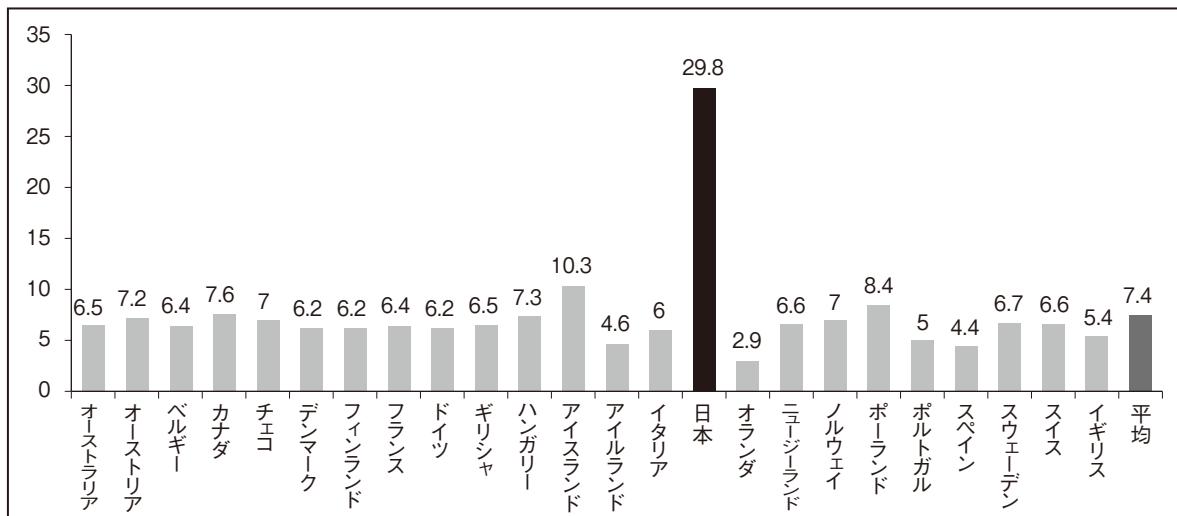
2. 日本の子ども、この20年

～子ども時代の変貌・心身発達の全面的危機～

(1) 近年の子どもをめぐる国際比較・国内調査等のデータから

日本の子どもの特徴を集約的・典型的に示したのは、2007年ユニセフの「子どもの幸福度調査」で「自分は孤独だ」と感じる子ども（15歳児）の割合が突出していたことである。（図1）

図1 自分は孤独だと感じている子ども（15歳）の割合（ユニセフイノチエンティ研究所、2007）



O E C D 各国の平均は 7 %。日本は最小のオランダ（2.9%）の 10 倍、29.8% には驚かされる。

別の国際比較でも日本の中高校生は、他国に比べて、自分の能力に自信がなく、疲れを感じている。「自分は人並みの能力がある」に否定的な回答も、日本は必ず抜けて高く（日本 約 46%、米国 約 7%）、「自分はダメな人間だと思う」率は、高校生 66%、中学生 56% である。

（日本青少年研究所、日米中韓4ヵ国 中高校生、約8,000人、2008年調査）

また、各国の子どもの「自信度」比較でも、「自分に誇れるものがある」「自分は役立っている」「自分に満足している」といった自尊感情、自己肯定感は、スウェーデン、アメリカ、中国に比べ極度に低い。

（河地和子「自信力はどう育つか」2003年）

なお、子ども関係のデータで注目されるのは、「貧困」問題である。日本の子どもの貧困率が 14.2%（7人に1人 2007年度）、ひとり親家庭の貧困率 54.3%（半数以上）というデータが、2009年に初めて国から発表された。これら相対的貧困率は、O E C D 諸国の中でも決して低くなく、乳幼児を抱えた家庭の貧困率が上昇していること、特にひとり親家庭のそれは、O E C D 平均約 30% を大きく上回り、最も高いことなど、子どもの出生・生存・発達の基盤が大きく脅かされていることを注視したい。その後 2009 年度の数値では、子どもの貧困率が 1.5% 上昇し、15.7% となっており、今の生活が「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯は、母子世帯で 86%、児童のいる世帯では 66% に上っている。

（2010年国民生活基礎調査 厚生労働省）

国内のデータから気がかりなことをいくつか挙げてみよう。

「生まれてこなければ良かったと思うことがある」と答えた小中学生が 1/3 以上……。「家庭のために役立っている」は、小学生は 50% を超えたが、中3では逆に 58% が「役に立っていない」と回答。「学校が楽しくない」も中3で 34%、一方「疲れた、ゆっくり眠りたい」は小学生 80%、中3は 98% に達した。

（盛岡市教育研究所 小3・5年、中3 計 2900 人 1996年）

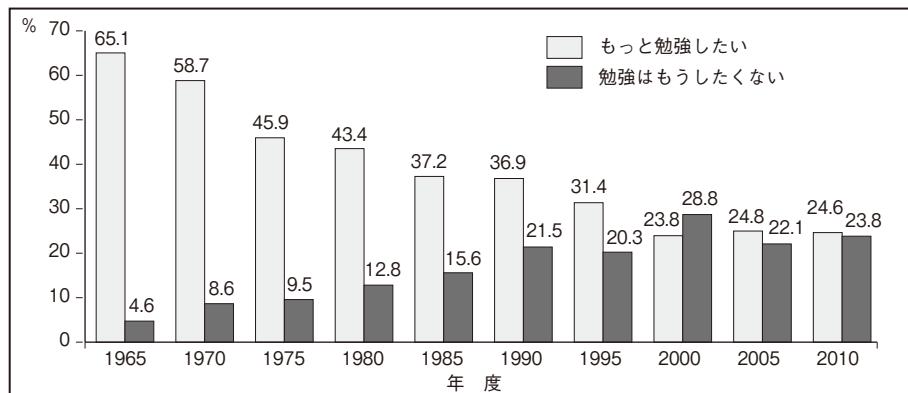
「からだのおかしさ」アレルギーや運動能力の低下、「すぐ疲れたという」、「夜眠れない」……が指

摘されて久しい。視力や筋力の低下、自律神経系の不全、疲労感など、心身全体に歪みが広がっている。学力や学習意欲をめぐっても、学力の二極化と格差の拡大、低学力児の増加が指摘されており、PISA（OECD 学習到達度調査）の2000年と2003年の比較でも日本の子どもは、5段階で最低の1以下が10%から19%に上昇している。

学習意欲の変化は、1965年から2005年まで5年ごとに行われてきた中3の調査で、「もっと勉強したい」子が65%から25%に減少し、「勉強したくない」子が5%から24%に増加している。

(藤沢市教育文化センター 2011年) (図2)

図2 中学3年生の学習意欲の変化 (藤沢市教育文化センター, 2011.4)



子どもの日常における変化は、あそびの生活に目立つことはいうまでもない。

サンマ(空間・時間・仲間)の減少が指摘されてから30年以上になる。近年は室内での少人数での遊び、サンマのコマギレが常態化し、自然と仲間にかこまれ、ゆったりと自由なあそびの生活と環境は、ほとんど失われてしまった。電子メディア漬けは世界一といわれ、平日の電子メディア接触時間が「6時間以上」の子どもが25%に達し、「4時間以上」は50%前後になっている。

(NPO 子どもとメディア 2004年)

こうしたあそびや基本的生活(睡眠時間・生活リズム・食事など)と社会環境の急変は、子どもの自己肯定感の低下、人間関係の希薄化と併せ、生き生きした子ども期を喪失させ、日本の子どもの全面的危機を進行させている。こうした子どもの心身の発達や意識の状況は、人間的発達の劣化だとまでいわれている。

かつて、かこさとし氏は、子どもが「三づの川」(遊ばず・学ばず・手伝わず)を渡ったと警告したが、子ども時代の自発的・自主的あそびは、子どもの人間形成にとって不可欠の要素であり、サンマの大なかたまりが保障される社会的・文化的環境づくりが、大人の重要な役割である。

(2) 困難(不利な条件など)をかかえた子どもたち

この20年余、虐待相談が増加し、毎年「過去最多」を続けていること、中でも毎週1~2名の子ども(年間120人前後)が虐待死(親子心中を含む)していることは、最も衝撃的なことである。

全国の児童相談所が受けた虐待相談件数は、1991年度の約1200件が1999年度は約11600件、2009年度は約44000件、そして2010年度は55000件を越えた。データに閉じこめられた一人ひとりの子どもとその家庭状況や苦悩に心が痛む。しかも、こうした相談の結果、里親や児童福祉施設に委託された子どもは、全体の約一割、大部分の子どもは厳しい家庭環境の中で生活している。

しかも、これらは氷山の一角にすぎない。家庭で子どもを養育することが困難になったり、不適切と考えられ児童相談所に通告される「養護相談」(虐待を含む)は、上記相談件数の約2倍あり、福祉事務所などの「児童家庭相談」は数倍以上になっている。残念ながら、日本にはこうした子ども・家庭

へのきめ細かな総合的支援体制はできていない。

また、結婚年齢の上昇、赤ちゃんの出生数が減少する中、乳幼児を保育所に入れたい親は年々増加し、待機児と無認可保育所入所が増加している。とくに深夜まで子どもが生活する「ベビーホテル」入所児は、大都市を中心に増加しており、子どもの発達を脅かしている。

学齢期になると、「就学援助」を受ける子どもや「学童保育」児の増加が目立つ。

いじめ、不登校、校内暴力、非行などの諸問題は、中学生を中心に絶えず社会の話題となり、多少の変動はあるものの、減少傾向は見られない。そして、これらの問題は、子どもの学力や生活状況などと照合しても、「貧困問題」が密接に関連していることが多いことに深く留意しなければならない。それは、高校中退や定時制高校の状況についても同様である。

なお、忘れてならないのは、障害児に関する事である。近年、身体障害や知的障害児（重複障害含む）の療育や特別支援教育は少しずつ進展してきたが、国連の障害者権利条約を踏まえ、障害児保育の充実や、障害のある子とない子が共に教育を受ける「インクルーシブ教育システム」づくりをはじめ、まだ多くの課題が山積みしている。そして、近年「発達障害」といわれる子どもの増加が注目される。文部科学省の調査では、全児童の5～6%といわれ、その対応は始まったばかりである。障害児については、その「障害」の療育への直接的支援に目が奪われがちで、「子ども」としての視点が見失われることが多い。そして、障害児は子どもとしての生活、保育、教育、地域社会での生活などの条件に多くの困難をかかえている。

このように、生命・生活・発達・保育・教育上、さまざまな困難や不利な生育環境にある子どもたちは、多くの重複したデータを考慮しても少なくとも20%を超えていると判断できる。

（これは、20年余前、こうしたデータをもとに筆者は10%を超えると指摘したことがあり、その時点と比較すると2倍を超えている）

こうした困難（不利）をかかえた子どもへの支援は、家族を含め、きめ細かな個別支援や医療・教育・福祉などの重層的・総合的支援が必要であり、すべての子どもを対象とした支援の中に埋没させてはならない。独自の課題として、行政施策に取り組むことが重要である。

なお、こうした厳しい生活・教育環境の中で育っている子どもたちだけでなく、学校などで一見普通と見られている子どもたちの中に、さまざまな歪みが生じており、ボーダーレスになっていることにも注目しなければならない。潜在的家庭崩壊やホテル家族などといわれ、家族みんながバラバラで孤食、孤室でのゲーム漬けといった、家族の人間関係とコミュニケーションの希薄化に示される変貌は鮮明である。全国のチャイルドラインに電話を寄せる子どもたちは、心とからだの居場所のない子、寄る辺のない子が増加しており、相談件数で最も多いのが「人間関係」と「性」の問題であり、子どもの姿の一端を浮き彫りにしている。（表1）

表1 困難(不利な条件)をかかえ、個別的・重層的・総合的支援が必要な子どもたち

(概数 主に2009年度 全国子ども人口 約2100万人)

「貧困」	294万人	全児童の14% 7人に1人
ひとり親世帯	86.3万人	全世帯の7%
障害児（手帳保持） (身体障害11万人・知的障害21万人)	32万人	他、発達障害児は全児童の5～6%と推計
認可外保育施設入所児 (うちベビーホテル入所児)	17.6万人 (3.2万人)	
就学援助受給 小・中学生	148万人	
学童保育（放課後児童クラブ）	81万人	2万ヶ所
定時制高校・通信制高校	30.3万人	
児童相談所相談件数 (うち養護相談)	37万件 (8.7万件)	虐待相談4.4万件を含む
福祉事務所 児童福祉関係相談	55万件	
社会的養護児 (里親4千人、施設入所4万人)	4.4万人	
不登校（小・中・高）	15万人	
高校中退	5.7万人	
いじめ認知件数	7.3万件	
校内暴力（小・中）	5.5万件	
非行（刑法犯等）	13.2万件	

(日本子ども資料年鑑、子どもの貧困白書 他)

3. 福岡の子どもの状況を探る

(1) 福岡市の子ども指標（近年のデータを比較して）

福岡市は、人口約140万人（日本人口 約1億2800人の1.1%）、子どもは約23万人（日本の子ども約2100万人の1.1%）の政令指定都市である。

日本人口の1%強ということで、さまざまな指標が、日本の1/100として対比できる。

筆者が調査した「子ども家庭福祉関係指標」（表2）はその一つであり、20年前との変動や特徴が伺われる。

全体として、人口は増加（116%）しているが、出生数は横ばいであり、子どもは減少（84%）している。高校生と中学生は減少率が高い。

幼児では、幼稚園児の減少と保育園児の大幅な増加が目立つ。ひとり親世帯の増加も大きく、また心身障がい児や特別支援学校の生徒は50%以上多くなっている。

最も支援を必要とする相談が集中する福岡市こども総合相談センター（児童相談所）は、相談件数、

表2 福岡市の「子ども・家庭福祉」関係指標

項目	1991年3月	2004年3月	2011年3月	1991年比 のび率(%)
総人口	1,209,298	1,315,007	1,396,789	116%
子ども（児童）人口(0～17歳)	278,092	230,087	233,513	84%
出産数	13,870	13,245	14,177	102%
幼稚園児童	22,516	19,413	19,616	87%
保育園児童	17,708	23,345	25,913	146%
小学校児童	94,133	75,189	77,567	82%
中学校生徒	50,495	38,994	39,097	77%
高等学校生徒	61,825	51,323	41,464	67%
養護学校など（特別支援学校）	896	1,186	1,462	163%
心身障害児（手帳所持児）	2,209	2,861	3,450	156%
母子・父子世帯	16,230	20,117	21,332	131%
母子・父子世帯児童数	27,140	31,572	33,620	124%
生活保護世帯	12,768	16,307	28,070	220%
生活保護世帯児童数(0～17歳)	4,776	3,830	5,004	105%
こども総合相談センター相談種別受理件数	2,076	3,309	3,575	172%
うち虐待相談件数	27	328	475	1759%
同一時保護件数	141	350	388	275%
乳児院・養護施設入所児	308	345	318	103%
心身障がい児入所施設	274	354	225	82%
心身障がい児通所施設	324	307	423	131%
児童自立支援施設	10	11	8	80%
里親委託児童	15	26	85	567%
認可外保育施設	37	138	151	408%
認可外保育施設通所児童	909	1,984	2,475	272%
うちベビーホテル数	14	24	38	271%
ベビーホテル利用人数	191	482	873	457%
不登校児童（中学校）	409	1,075	1,063	260%
不登校児童（小学校）	48	211	201	419%
留守家庭子ども会員数	114	144	142	125%
留守家庭子ども会利用人数		9,935	10,616	
就学援助認定者数（小・中学生）			25,370	

（福岡市子ども未来局提供資料 濑上継雄 2011年4月 作成）

一時保護件数の伸びは著しく、特に虐待相談は18倍となっている。近年乳幼児の「虐待死」(表3)が続いたことも注目される。

表3 2003年度以降の福岡市の乳幼児死亡などの事例

年度	発生日時	被害児の年齢	概要
2003	2003年12月	出産直後	母親(33)が同居していた知人女性のアパートで産んだ男児をポリ袋に入れて窒息死させ、近くのビル裏に遺棄。
2005	2005年8月	生後3ヵ月	母親(33)が生後3ヶ月の女児を絞殺して110番。「泣きやまないので首を絞めた」と供述。育児に悩んでいた。
2007	2007年11月	生後28日	両親=いすれも(19)=が生後28日の女児の育児を放棄して餓死させ、119番通報。
2008	2008年9月	6歳	母親(35)が公園の公衆トイレの中で小1の男児(6)の首を絞めて殺した。
	2008年12月	4歳	母親(36)が心中を図って男児(4)を絞殺し、110番。「育てるのに疲れた」と供述。
2009	2009年9月	5歳・2歳	母親(36)が心中を図り、男児2人=(5)、(2)=を絞殺。前年春に離婚し育児に悩んでいた。「育児に疲れた」と供述。
	2009年10月	生後7ヵ月	宗教法人職員の父親(32)と妻(30)が、生後7ヶ月の男児を適切な治療を受けさせず死亡させた。
	2010年1月	1歳	母親(31)が女児(1)の首を絞めて交番に自首。育児に悩み「子育てに疲れた」と供述。重体の女児は、その後、死亡。
	2010年1月	出産直後	スーパーの女子トイレに生後間もない男児がポリ袋のようなものに入れられて放置されていた。男児は死亡していた。
	2010年2月	3歳	継父(21)が妻の連れ子の女児(3)に、おもらしがあることなどに対して腹を立てて暴行。脳損傷による内出血などで死亡。
2010	2010年4月	3歳	母親(27)がテーブルの上に立っていた女児(3)の背中を押して落下させた。女児は意識不明に。「かっとなってやった」と供述。

(福岡市こども総合相談センターまとめ)

これら相談にともなう児童福祉施設の入所などの状況は、施設の体制(枠)と関連しているためか、変動の幅は大きくない。その中で里親への委託児は急増しているが、これは市民・NPOと行政との協働の成果が明らかである。

また、乳幼児の保育については、認可外施設の増加が目立っており、中でもベビーホテルへの入所児が大幅に増加している。

不登校児は、中学生と共に小学生も大幅に増加しており、近年「貧困」関連の就学援助受給児は、小中学生の20%を超えている。

これら、福岡市のデータは、全国の1%前後にどどまるものは少なく、2倍以上を示すものもあり、九州一の都市のもつ特徴が表れている。(後述「子どもと福祉」)

近年、福岡市とその周辺で、大きな出来事として、注目を集めたものを挙げておく。(表4)

表4

2005(平成17)年	18歳(女)ネグレクト。小・中学校全不就学 (福岡市)
2006(平成18)年	中2(男)いじめ自殺 (筑前町)
2008(平成20)年	小1(発達障がい・男)母による殺害 (福岡市)
2009.10(平成21.22)年	乳幼児虐待死続発(6件) (福岡市)

(2) 子どもの「声」と実態調査(子どもNPOセンター福岡関係)から

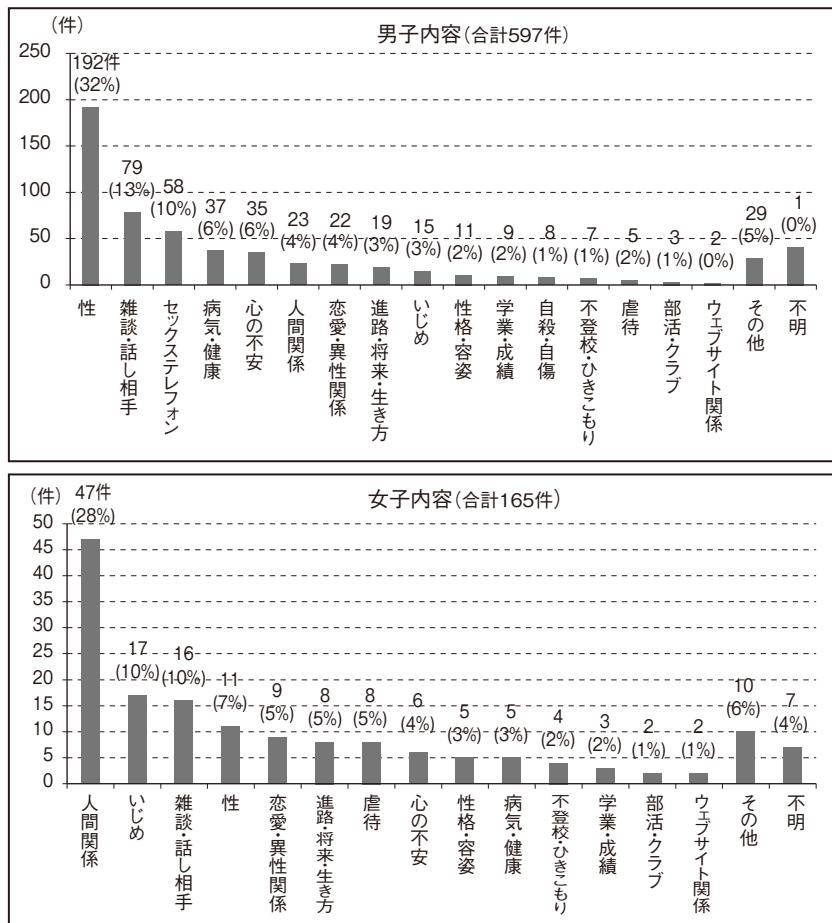
①チャイルドライン「もしもしキモチ」は、この10年、約15000件の電話と4000件のメールに対応し、子どもの声(悩みや願い)に耳を傾け、心に寄り添ってきた。

今、子どもたちの生の声、悩みがどれだけ表現され、それを大人や社会が受け止めているだろうか?その内容は、男子では「性」、女子では「人間関係」が最も多いことが特徴的である。また、少数だが「自殺・自傷」「いじめ」「虐待」など、せっぱ詰まった緊急対応を要するものがあり、子どもの状況に

心を痛めている。

近年気になるのは、「悩むエネルギー」さえ持てないような子どもや、「虐待」「不登校」などの背景に重複した困難をかかえて、大人への不信感と無力感や孤立感の強い子どもが目立つことである。また、男子の「性」については、特に学校や専門家の支援が強く要請される。こうした子どもの声（願い）に、社会はもっと耳を傾ける必要がある。（図3）

図3 チャイルドライン「もしもしキモチ」（2010年度）



- ② 1980年代以降、急速に子どもの生活に普及した電子メディアに関して、福岡に始まった「子どもとメディア」の活動は、8年間毎年継続されてきた実態調査と、保育所・学校・地域社会での様々な実践を積み重ねている。（後述「子どもとメディア」）

継続的に乳児から小学生まで、地域に密着した実態調査は、子どもの電子メディア漬け（依存）と心身発達の歪みや課題を明らかにすると共に、メディアコントロール、メディアリテラシー教育、アウトメディアの方策への提言と実践など、文部科学省をはじめ、全国各地の教育委員会や自治体に大きな影響を与え、高い評価を得ている。

近年の調査結果に見る特徴は、

- A、メディア接触と就寝時刻、体力や家庭学習、子どもの意識などに大きな関係があること
- B、子どものメディア漬けやケータイへの家庭の対応に二極化がみられること
- C、ゲーム・ケータイ依存への焦点化した対応が必要であること
- D、特に6時間以上メディア接触の子どもは、家庭環境にも課題が多くみられること
- E、家庭・学校・地域の共通理解とメディアから離れる体験活動（遊び・文化・野外活動など）が重要であること

等を指摘し、市民一体となった継続的、具体的取り組みの必要性を強調している。

③ 今回の「白書」づくりの中で行われた調査は、小学生から高校生まで約1600人である。対象がやや限定されたものであったが、福岡の子どもの状況が、生活意識や自己評価、将来の夢や大人への希望などが示されている。(詳細は後述)

一例として、『自己肯定感』に関する「自分のことが好き」で、「そう思う」「まあそう思う」は、小学生54%、中学生42%、高校生30%となっている。

また、『心身の状況』で「自分にあてはまる状況」では、「疲れやすい」(小学生54%、中学生73%、高校生77%)「すぐ不安になる」(小学生27%、中学生34%、高校生50%)となっている。

「自分のことが好きか」と「疲れやすい」のクロス集計では、明らかに否定的(好きでない)な回答をした子どもの方が、「疲れやすい」度合いが高くなっている。

また、「社会に役立つことをしたい」の項目は、「夜眠れない」「学校に行く気がしない」などに、肯定的・否定的を問わず、突出した反応を示し注目される。

自由記述では、「大人は自分の都合の良いことばかり言う」や「大人は子どものことや気持ちを考えていない」といった表現が多く大人社会への不信が目立つ。

4. 子どもを産み育てにくい社会の進行

近年、家族関係の変貌は著しい。

単身世帯の増加と結婚年齢の上昇が目立つ。平均初婚年齢(2010年度)は、男性30.5歳、女性28.8歳となり、1975年からの35年間に、男性が3.5歳、女性が4.1歳上昇した。

また、生涯独身の「未婚率」(2005年)も、男性16%、女性7%で、今後一層増加すると予想されている。

子どもの数と出生児数の減少も著しく、1970年の出生数190万人(15歳未満人口24%)が、2010年の出生数107万人(同13%)と、結婚・出産は大変な状況である。また、子育ての経済的負担も拡大しており、離婚・ひとり親家庭も増加し、家族を持ち、維持することが厳しくなっている。

心身症・摂食障害・うつなどや10代からのひきこもりは、30~40代へ拡大し、ワーキングプアやパラサイトシングルも増加、この13年間毎年連続して自殺者が3万人を超える、孤独死・所在不明高齢者がメディアの話題となっている。日本の貧困率は、15.7%(2007年調査)が16.0%に上昇し、「生活が苦しい」(27%)「やや苦しい」(32%)を合わせると59%になっている。

(2010年国民生活基礎調査 厚生労働省)

なお、生活保護受給者は200万人を超えた(2010年3月)。非正規雇用は3割を超え、女性は特に過半数を占めており、低所得層と連動している。

経済的な「貧困」は、家族の人間関係にさまざまな歪みを産み、心の絆を喪失させ、「無縁社会」での孤立が諸問題を顕在化させている。

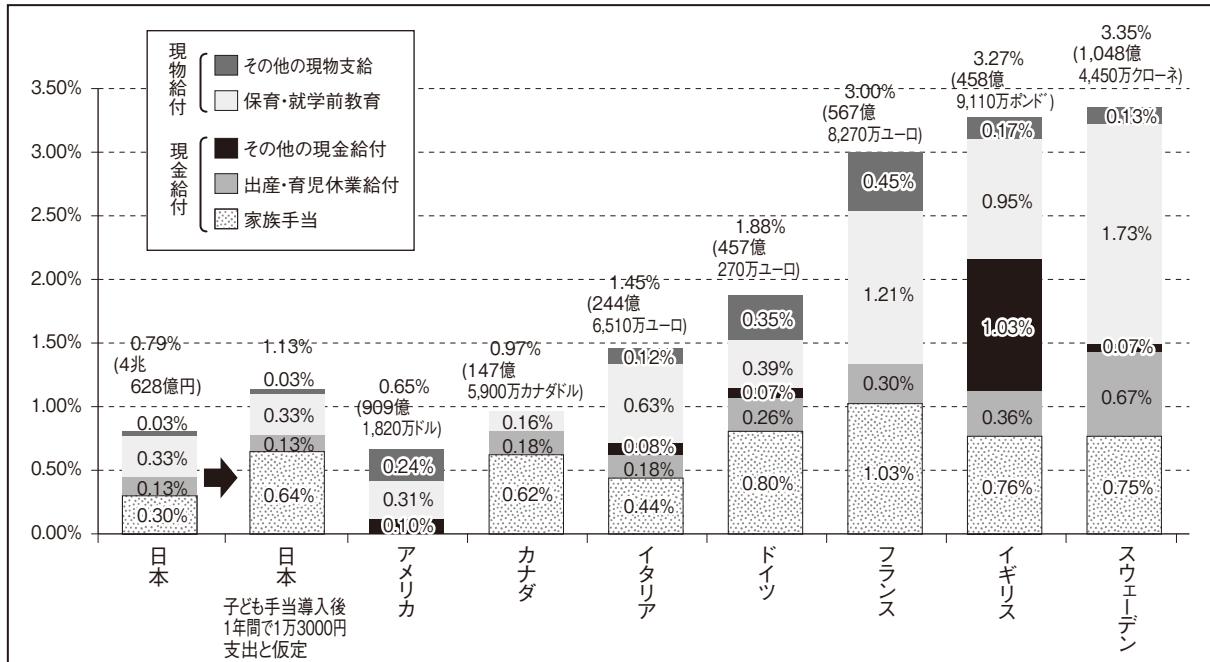
また、家庭生活と子育て文化(親子伝承など)の崩壊は、家族関係だけでなく、地域社会の人間関係の脆弱化と関連し、子育てを非常に困難なものにしている。

これらは社会全体として、これまでの家族のあり方が大きく変容し、多様な家族と社会的な子育て支援が重要になっていることを示している。

日本社会の子育て困難の背景に、日本の経済・労働・政治・文化などの影響は大きい。特に長時間労働、非正規雇用、貧困と格差拡大、高齢者の介護などが子育て問題とみなつながっていることは明らかである。

先進国で最低水準と指摘される子ども・家族関係支出や教育費負担、国の制度（所得再配分）が貧困率をアップさせたり、家族依存の福祉・介護・教育費など、大きな負担が子どもと家庭に暗い影を落としている。（図4）

図4 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2007年)



(資料) OECD : Social Expenditure Database (Version : November 2008) 2010.11.9取得データなど

子ども家庭の現実と法や制度の乖離は大きく、虐待問題に代表されるように、社会的養護（支援）を必要とする子ども・家庭支援は非常に脆弱で、社会によるネグレクトであるとまでいわれている。

こうした社会構造全体の問題が、子どもの歪みや不全の根底にあること、その抜本的改革が求められていることを提起しておきたい。

5. 子どもに生きる喜びと希望を育むシステムづくり

(1) 福岡の子ども・子育て支援活動のあゆみから

福岡の地で、子どもを中心に据えた市民活動の端緒となったのは、1966年（昭和41年）に誕生した、「福岡子ども劇場」であると言えよう。この活動は、当時のテレビ・マスコミ消費文化の普及と子どものあそびや生活環境の変化に危機感を抱いた広範囲の母親と若者が中心となり、児童劇団や子ども関係者を巻き込み多彩な活動を開催した。すぐれた舞台芸術の鑑賞と子どもの自主活動（野外活動・文化活動）を二本柱とした活動は、多くの人々の共感を得て全国に拡がり、その後地域社会に根差した子ども・文化、教育等の市民運動に大きな影響を及ぼし、その礎となった。（後述「子どもと文化」）

90年代、電子メディアの普及がすすみ、子どもの生活の乱れ、心身発達不全や歪みが一層拡大し、家庭と地域社会の人間関係が希薄化する中、1994年 子ども劇場福岡県センターが中心となり、幅広い子ども関係者が一堂に会する「子育て文化フォーラム in ふくおか」が開かれ、全国から1200人の参加があり、体験交流と協同・ネットワークづくりの土台が築かれた。

こうした経緯は、1999年、全国初の「子どもとメディア研究会」（後に「NPO法人子どもとメディア」）の設立に始まり、「NPO法人チャイルドライン もしもしキモチ」、「NPO法人 子どもNPOセンター福岡」へと連なっている。（表5）

表5 福岡における主な子ども関係市民運動の歩み

1966年	「福岡子ども劇場」誕生 (最大時 福岡県内56ヶ所、4万4千人 1990年代) 全国に約740ヶ所、52万人を超える会員
1971年	「ふくおか教育を考える会」設立
1994年	“子育て文化フォーラムinふくおか”の開催 (第10回文化共同全国集会)
1999年	「子どもとメディア研究会」(子ども劇場福岡県センターのプロジェクトとして開始) → 2004年「NPO法人子どもとメディア」設立
2000年	NPO法人「ふくおか子どもの虐待防止センター」設立 「不登校サポートネット」設立
2001年	NPO法人「チャイルドライン『もしもしキモチ』」設立
2003年	NPO法人「子どもNPOセンター福岡」設立 市民フォーラムを毎年開催
2005年	里親啓発普及事業「ファミリーシップふくおか」開始 福岡市と子どもNPOセンター福岡との共働事業
2006年	NPO法人「子どもの村福岡を設立する会」設立 →2010年 「子どもの村福岡」開村
2010年	「福岡市子どもの虐待防止活動推進委員会」発足 (福岡市と市民団体・NPOとの共働事業)

そうしたあゆみは、子どもに関わる市民のネットワークを拡げ、分野を越えて連携を進め、不登校児支援や地域の子育て支援、子ども・若者の居場所づくりをはじめ、児童相談所との協働で始まった里親啓発普及事業の「ファミリーシップふくおか」を生み、日本初の「SOS子どもの村」の創設へつなっていく。

これらの蓄積は、2009年、福岡市で子どもの虐待死が続いたことをきっかけに、子どもに関わる広範囲の医療、保育、教育、福祉、司法、関係団体と子どもNPO諸団体が市（行政）と一体となった「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」を誕生させ、官民一体となって、虐待防止を中心に、子ども支援強化の啓発活動やシンポジウムなどを活発に展開している。

また、こうした活動は、福岡都市圏各地でも、子どもNPO関係者が中心となってネットワークを組み、さまざまな子ども主体の活動や子育て支援活動を展開している。（後述「子どもと地域」）

その一つ福津市（人口56,000人）では、子ども劇場を中心に、2004年からメディアに関する提言を市の乳幼児健康診断時に伝える啓発活動をはじめ、「ノーテレビ、ノーゲームチャレンジ」を幼児・小学生に実施し成果をあげてきた。また、冒険あそび場（わくわくプレーパーク）づくりを進め、2006年市の総合計画の中に整備計画が取り入れられた。その他さまざまな活動・居場所づくりをすすめ、こうして、子どもと“遊び・自然・文化芸術・人・社会”を結び、子どもが豊かに育つ環境づくりのため、必要な事業を積み重ね、市の子ども主体の支援活動をリードしている。

また筑紫野市（人口10万人）では、1980年代から子ども劇場が子どもまつりや子ども市、子どもキャンプ等を続けてきたが、その中で、文化会館の建設や市の子ども関係行事や計画に参画し、近年「筑紫野市子ども条例」が作成された。

（2）子どもNPOセンター福岡の役割

2003年に設立された「子どもNPOセンター福岡」は、2011年現在、18団体（子どもNPO9団体、地域子ども支援活動団体9団体）で構成されている。各団体は、個々に様々な子ども主体の活動や支援を続けながら、分野を越えたネットワークづくりをすすめ、毎年「市民フォーラム」を開催してきた。

このフォーラムは2007年度からユニセフ提唱の「子どもにやさしいまちづくり」を基本テーマとし、最近は24団体とネットワーク参加団体が拡がり、医師・弁護士・保健福祉や教育行政関係者、子育て支援ボランティアなど、幅広い分野の人々が交流・実践を深めている。

また行政との協働事業も着実に成果をあげており、「中高生の居場所づくり」や「市民参加型里親普及事業（新しい絆プロジェクト 実行委員会名：ファミリーシップふくおか）を創設した。ファミリーシップふくおかは、6年間で福岡市の里親委託児を27名から105名（社会的養護を要する子どもの約7%から約25%）へと大きく伸びを示し、全国の関係者から注目の的になっている。

これらの活動と併行し、広く小児科医会、経済界、企業を含む広範囲の市民によってすすめられ、家庭的養育の先行のモデルとされる「子どもの村福岡」の誕生（2010年）は、日本の社会的養護問題に新風を吹き込み、行政とNPOの協働成功事例として高い評価を受けている。

子どもにやさしいまちづくりネットワーク参加団体	(特) …特定非営利活動法人
(特) 子どもNPOセンター福岡	(特) 子どもの村福岡
(特) チャイルドライン「もしもしキモチ」	(特) 子どもとメディア
(特) 青少年の自立を支える福岡の会	(特) にじいろCAP
(特) 福間津屋崎子ども劇場	スマイル 不登校に学ぶ会
ふくおか教育を考える会協議会	福岡市里親会（つくしんば会）
子どもの居場所 ゆりかもめ	東箱崎くすくす広場
にこにこ子ども広場	みーちゃんとまもるくん
教育文化研究所	福岡プレーパークの会
きんしゃいきやんぱす	タカ87（青年の会）

（3）子ども・子育て支援の基本理念とシステム（しくみ）づくり

1989年、国連「子どもの権利条約」（1994年日本政府批准）が採択されて20年、日本におけるその基本精神の普及と具体的な取り組みはどうなっているのか？

子どもは独立した人格をもち、諸権利（「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」）の主体である。残念ながら、その「最善の利益」を目指す取り組みは、遅々として進んでいない。

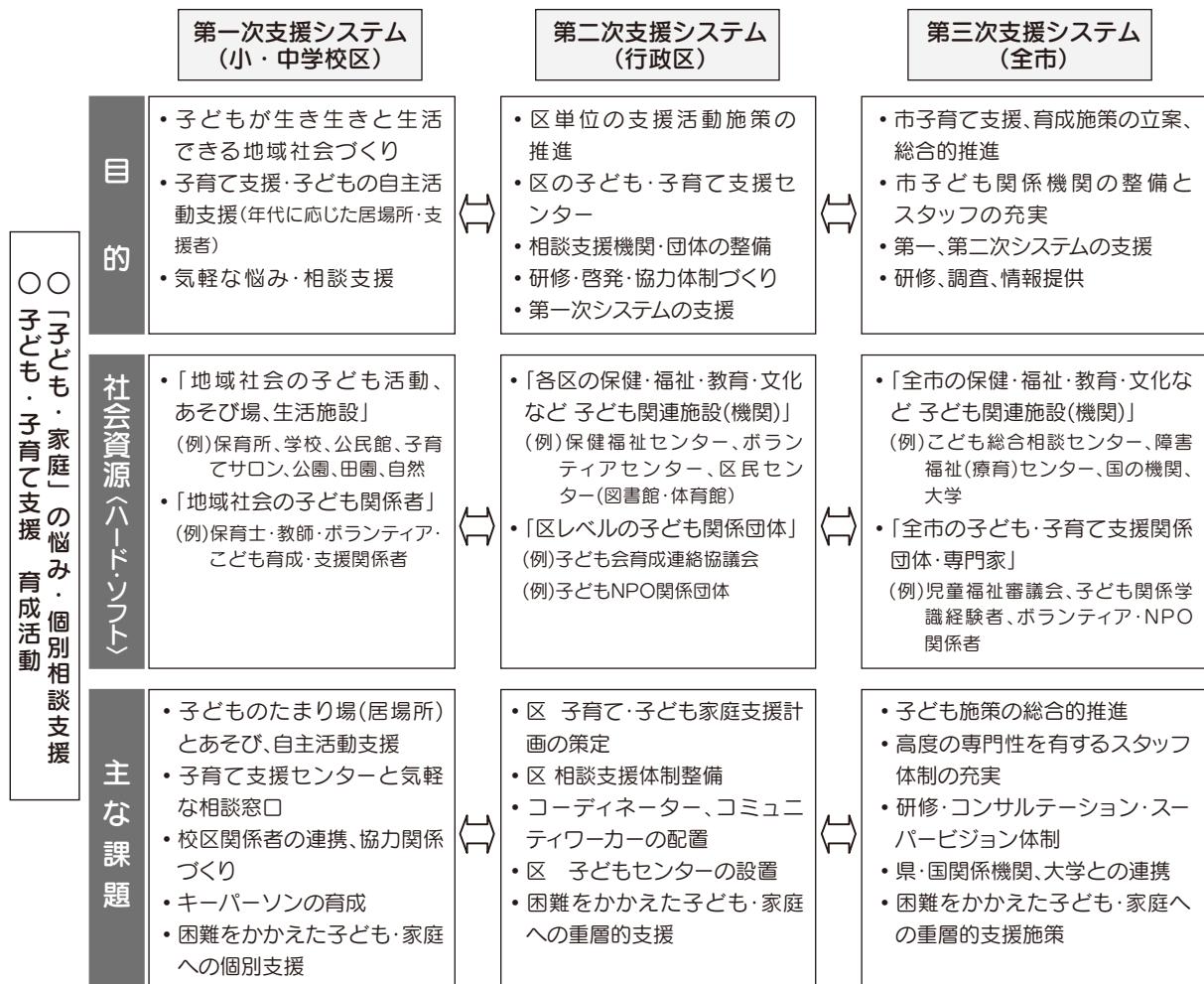
2010年、第3回国連子どもの権利委員会の最終所見は、日本政府に対し、「これまでの懸念・勧告の大部分が十分に実施されていないか、全く取り組まれていないことは遺憾・・・」の念を表明し、「包括的な取り組み」への努力を要求している。その内容は、子ども優先予算ラインの堅守と総合的対策の確定、子どもの意見の尊重をはじめ、家庭環境や貧困、障害児への支援、過度に競争主義的な教育の改革、余暇・遊びの保障など、全面的、多岐にわたっている。この「総論」の最初に指摘した情緒的「幸福度」の低さについても、その決定的要因として、「子どもと親、及び子どもと教師との関係の貧困さがあること」と親子関係の危機、教育システム全体の見直しを勧告している。先進国の中で、非常に低水準の子ども・家庭支援、教育・福祉・文化関連予算、保育・教育、福祉関係のマンパワーの少なさなど、抜本的改革が必要なのである。

福岡では、「子どもの権利条約」とユニセフの「子どもにやさしいまちづくり」を基本理念とし、毎年開かれてきた「市民フォーラム」が本年第10回目を迎える。ここでは、子どもの現状を注視し、「子ども支援」と「子どもと大人が共に育つ地域社会」を課題に、体験交流とネットワークづくり、行政や関係者との協働の実践と政策提言を進めている。

筆者は1993年、福岡市に対し、幅広い全ての子ども対象の子ども支援（健全育成）と困難（不利な条件）を抱えた子ども・家庭支援を車の両輪とする「子ども支援三層システム」づくりを提起した。（図5）

そこでは、子どもに関わる地域社会（小中学校区単位）、行政区レベル、市全体の三層それぞれの現状を示すと共に、今後の課題を提起した。それらは、行政のタテワリ型ではなく、子ども・家庭を真ん中に、あらゆる関係者がつながり、可能な支援を協力して行う、ヨコ型のネットワークによる協同活動の提起である。それは、地域社会の中に、乳幼児、小学生、中高校生、それぞれの年代に応じた、子ども

図5 福岡市「子ども・家庭支援」三層システム(案)＜概略図＞



(1992年作成 2004年、2011年修正 渕上継雄)

の居場所と出番を用意し、遊び、文化、スポーツ活動が可能な環境づくりの核となる子どものたまり場、「地域子どもセンター」構想と、困難を抱え、特別に支援を必要とする子ども家庭への目配りや、相談窓口を地域社会の人々のネットワークで行うしくみづくりである。こうした地域社会をベースにした子ども・子育て支援を行政区、全市レベルでサポートする総合的システムの提案であった。

近年、市民の声を反映して、こども総合相談センターや障害児療育センターなどの中枢機関をはじめ、各区の子ども相談・支援の窓口、子どもプラザの設置などがすすめられてきたが、社会の変化は激しく、子ども・家庭を揺さぶっており、より計画的総合的な対応が求められている。

特に緊急な課題として、虐待問題をはじめ、子育てに困難を抱えた子ども・家庭への個別支援の体制づくりは、重層的、重点課題である。なお、こうした総合的システムは、県内各市町村で立案される必要がある。

今後、三層システムのそれぞれのレベルで、医療・保育・教育・福祉・司法・文化・行政の関係者が、ヨコに繋がり、NPOや様々な市民と連携・協働するしくみづくりが強く要請される。特に「地域社会」の子育て支援体制づくりが計画的に進められる必要がある。その中では、子どもの参画と意見の尊重、行政の下請けではなく、地域の人々やNPOの主体性とパートナーシップに基づく協働活動が推進されることが望まれる。

市民と子どもNPO関係者は、子どもと共に柔軟に、開拓性、創造性を發揮し、多様な三つのワーキング（グループワーキング、ネットワーキング、コミュニティワーキング）を推進していくことが期待される。

子どもの声が問いかけるもの～実態調査アンケートより～

福岡市を中心に、子どもたちの自己肯定感や体や心の状況、大人や社会に対しての意見や学校について感じていることなど、子どもたちの生活と意識の現状を把握し、子どもの真の声をひろいながら「ふくおか子ども白書」の内容に反映した。

ユニセフが提唱した「子どもにやさしいまちづくり」実現のために必要とされる9つの要素の中には「定期的な自治体子ども白書」づくりも謳われている。今回の調査結果については、福岡で「子どもにやさしいまちづくり」を進めていく内容づくりに活かしていきたい。

アンケート結果から見える小・中・高校生の主な特徴

小学生

中学生・高校生に比べると、自己肯定感や満足度も高く、友達と遊べる・給食が楽しいなど、楽しい学校生活がイメージできるものもある。家人の人ともよく話し、悩みを相談する人に母親、尊敬する人に母親・父親の比率も高く、地域生活でも近所の人が優しいなど、家庭や地域の楽しい活動もイメージできる。

しかし、体や心の状況では、半数以上の子どもたちが「疲れやすい」、約4割の子どもたちが「夜眠れない」、約3割の子どもたちが「学校に行く気がしない」と答えている。県内の他のアンケート調査と比較すると自己肯定感が低く、都市部という条件からか、環境の悪いことを困ったことに上げている子どもたちも多い。また、特に高学年の子どもたちの自己肯定感が低いことや疲れた子どもたちの増加は、中学受験などのストレスも影響しているのではないかと思われる。

「大人や社会に対して言いたいこと」の設問では、『遊び場をふやしてほしい』という意見が多数出ていた。そして、高学年ほど政治に対しての意見も多くなっている。意見を書く前に、『いってもダメかもしれないが』と但し書きを書いている子もあり、大人や社会に対してのあきらめと不信感が見えるものもあった。

「早く大人になりたいと思うか」という設問では、「あまりそう思わない」「そう思わない」が合計して27%もあり、前述の大人や社会への不信が影響しているのかもしれない。

中学生

自己肯定感は、否定の比率が高くなっているが、社会に対しても関心を持ち始め、正義感が強くなっていく年代である。社会のために役に立ちたいという気持ちを強く持っている。「大人や社会に対して言いたいこと」が「ある」と答えた子どもたち多く、政治に対しての意見と『人の意見を聞いて欲しい』という意見が多かった。また、「自分のことが好きだ」「自分は人から必要とされている」「自分にはいいところがたくさんある」「自分は役に立つ人間だ」の4項目では、小学生と高校生に比べて「そう思う」「そう思わない」の比率がとても低く、まんなかの「まあそう思う」「あまりそう思わない」を選んでいたら無難ではないかと考える、不安定な状態もみえる。

部活があるという事もあり、友達や先輩の関係などを重視するようになる年代である。学校生活も、部活や友達との遊びを楽しみ、ポジティブに過ごしている傾向が強い。親と話す機会は減っているが、

全く話さないという子どもはなく、関係は保たれている。友達や部活を中心に今の生活を楽しんでいることと、大人に対しての不信感も影響してか、「早く大人になりたい」と思わない子どもたちが多かった。

また、部活や塾の時間が多くなり、生活時間が夜型となり、睡眠時間も短くなっている。そのことが「疲れやすい」という身体の状況になっている。また、「すぐ不安になる」という思春期特有の感情も出始めている。

「住んでいるまち」については、自然・環境についての意見が多く、特に交通環境・交通マナーの悪さについては、困っているようだ。「遊ぶところがない・遠い」という意見も小学生と同じくらい多い。好きなところとして、「駄菓子屋・スーパー・コンビニがある」を約6人に1人が選んでおり、部活や塾の前後での利用度の高さと、子どもたちのたまり場としての利用のされ方も想像できる。

高校生

自己肯定感は低くなり、「自分のことが好き」では5人に1人が、はっきり「そう思わない」と否定している。学校に対しても、「疲れる」「行かなくてはいけないところ」「勉強がきつい」とネガティブなとらえ方が多くなっている。そして、自分の状況として、3人に1人が「何となく寂しい」と感じ、2人に1人が「すぐ不安になる」という、思春期の不安定な感情が現れている。

友達との関係は大切にしていて「悩みを相談する相手」として、約8割の子どもたちが選んでいる。困っている友達がいる時は、そばにいて、話を聞いてあげている。

学校については、ネガティブな意見が多いが、学校の先生については、5人に1人が「勉強以外にアドバイスをくれる人」と感じており、尊敬する人として6人に1人が選んでいる。これは、高校の先生たちの熱心な努力によるものと思われる。

「住んでいるまち」については、人や生活環境との関係よりも自然についての意見が多く、5人に1人が「きれい、自然が多い」ということに良さを感じている。

「大人や社会に対して言いたいこと」は、「あるが言いたくない、言っても無駄と思う」と感じている子どもたちが約4割あり、不信感とあきらめを感じさせる。しかし、「将来の夢や目標がある」、「早く大人になりたいと思う」を選んだ高校生も2/3あり、具体的な目標を書いている。

満足度のばらつきが示すように、全体として不安感を持ちながらも、将来に向かって目標を持ちポジティブに考えている子どもたちと、自信をなくしネガティブに考えがちな子どもたち、その中でも友達との関係や家族との関係、学校の先生との関係に安らぎを見いだそうとする子どもたちの姿が感じられる。

※詳細 第VII章参照

(宮本 智子)

<アンケート実施校からのコメント>

福岡県公立古賀竟成館高等学校 教頭 長友 陸富

本校の生徒は、入試システム関係上、複雑な心理を持ちながら本校に入学している。

その複雑な心境を持つ子ども達の心にどれくらい寄り添い、開き、鍛え、育て教え育むことができるかが我々教師集団の課題であり、使命であると共に、本校の大きな教育的な命題である。その意味でアンケートの結果は非常に興味深い。

生まれて初めて試験の壁につまずいたことからきている日常生活の中の自信のなさ、やる気のなさ、コミュニケーション不足からくる孤独感、孤独感からくる孤立感がよく現れている。

本校の教育実践遂行はこれ等に立ち向かうことであり、学年が進行すればするほど生徒一人ひとりが自信を持ち、心を開き意欲を持ち目標に向かって前に進む状況になる。しかし、アンケート結果は未だに厳しい。生徒の成長は学校と家庭の協力に依存するところが大きく、学校、教員、保護者の連携と信頼の構築は欠かせない。苦しく悩んでいる時の居場所がある、相談できる相手がいる、尊敬できる人の存在など、本校生徒に特に必要不可欠なものである。一番の喜びを与えなければならない居場所が、「一番疲れる」ところとの回答には教育の空しさを感じる。一方では「楽しい場所」の回答に安堵する気持ちもあるが、まだまだ実践不足を感じる。教員が行う実践が、生徒の意欲を向上させ、教員が人としての生き方の見本となるような生徒との信頼関係が薄い。教員が生き方に関するアドバイスを生徒が納得するまで話ができないまま、教科指導者のみの人として受け取られ、生活全般、個人的なこと、尊敬できる人までいきついてなく、生徒たちの心の回復や意欲的な生き方に活動全般が繋がっていない。その結果のひとつとして、母親に対する信頼が厚いことに、今後の指導・支援に対する方策が見える気がしている。

また、友人との関係は良好さを感じ、生徒達が一人ひとりを大切にしていることが良く分かり、心の傷や心の悩みについて、しっかりとお互いの気持ちを汲み取りながら会話していることが確認でき、個々の人権を大切にする生徒達の一端が見られ安心感を持った。

厳しい現実社会から将来に向かっての展望については、目標に対する取り組みが実践されているが、最終目標の実現には結びついていない。心を開き、鍛え、自主的な活動により将来の夢を実現させるために、自分自身で思い、考え、行動する力を持つことが必要である。

本校の教育実践がホップ、ステップ、ジャンプと生徒の意識の変化をステップアップするために、生徒と向き合い、生徒と語り、生徒と共に活動する職員の意識の向上を図り、日々の教育実践を一層高めることが、生徒の心に花を咲かせ見事な実をつけることに繋がる。

今回のアンケート結果は、教育指導内容の点検、見直しを生徒側の意識調査で身近に確認でき、その内容から職員の目的意識の再確認を行い、本校の職員として、生徒達に対する使命感とは何かを確認する素晴らしい機会となった。

<アンケート実施校からのコメント>

立花高等学校 理事長・校長 斎藤 真人

今回のアンケート結果が如実に物語っている現象は、最近の教育現場で認識されている問題点と見事に一致するものでした。それは子どもたちの「自己肯定感」の低さです。自己肯定感とは、他に「自己存在感」あるいは「自尊感情」などと表現されることが多いキーワードです。言い換えると、子どもたちに「自己否定感」が根強くすりこまれてしまっているということになります。この現象はもうずいぶん前から指摘されていることですが、アメリカや中国の同様のアンケート結果を比較すると、日本だけ自己否定感を感じる子ども達が突出して多いことに、教育者の一人として胸が締め付けられそうになります。

その要因のひとつとして考えられるのが、アンケート結果の後半に出てくる大人の位置付けになろうかと思います。私たち教師のずっと前の先輩たちは、世間一般から大変高い信頼と尊敬を集めていました。教師に限らず大人たちは本来子ども達にとって素敵な理解者であるべきところが、アンケート結果を見る限りでは決してそうとは言えない現状に、教師である前に大人の一人として大きな責任を感じます。フィンランドやデンマーク等の北欧の子ども達は、大人達のことを信頼できる親友の一人として大変誇らしく感じているそうです。環境の大きく違う他国の有り様をそのまま模倣するのも愚かかもしれません、少なくとも大きなヒントとして謙虚に考える価値はあるはずです。

私たち大人は、日々一生懸命に頑張っています。子どものためを想い、何とかその幸せのために役に立ちたと願う大人たちの心は崇高なものであると信じています。だからこそ肩に力が入ってしまい、子どもたちを追い詰めてしまってはいないでしょうか？ この子のためにと考える前に、主語を自分に置き換えて考えてみる心のゆとりが、むしろ大人たちに求められているような気がします。子どもをどうしようと考える前に、まずは私たち大人が何をすべきかを考えられる大人でありたいものです。そんな大人たちのおりなす社会で子どもたちも共存しているのです。大人が疲弊した社会の中で、子ども達が自尊感情を持てないのも当然なのかもしれません。私達はもっと自信と誇りをもって、そしてそれ以上のおおらかさを大切にしながら、小さな幸せに気付ける豊かな感性とともに生きていきたいものです。

I. 子どもと福祉

1 子ども虐待の増加

事例 ① 虐待死ゼロのまちをめざす取り組み

事例 ② 「乳幼児親子を支援する地域づくり」

～「つながり」が広がって子育てが楽しいまちに～

事例 ③ 「子どものいのちをまもる地域ネットワーク」

事例 ④ 「支えあって、子育て」～子ども虐待防止活動の取り組みから～

2 社会的養護の子どもたち

報告 ① 「今年は、里親元年？－里親委託ガイドライン－」

報告 ② 「新しい絆」づくり～家族と暮らせない子どもたちのために～

寄稿 “すべての子どもに愛ある家庭を”願つて「子どもの村福岡」

寄稿 社会的養護を必要とする青少年への自立支援

寄稿 「福岡に子どもシェルターをつくりたい！」

3 学童保育（放課後児童クラブ）～放課後の子どもたち～

報告 ① 学童保育の実態と課題

コラム 「ただいま～！」

4 保育問題

報告 ① 保育をめぐる全国的な動きと福岡の状況

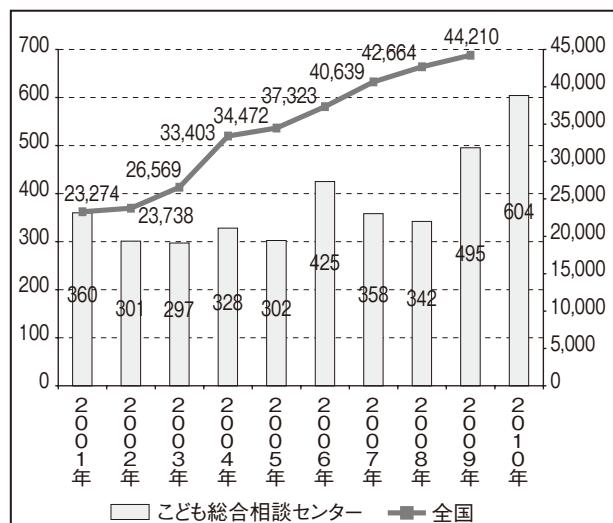
報告 ② 子どもの心に寄り添いともに歩む「保育者養成の課題とこれから」

1. 子ども虐待の増加

子ども虐待相談受付件数が増加を続け、特に平成21年度（2009年）、22年度（2010年）は急激に増え、全国で5万5千件を越えた。虐待件数そのものが増えているという見方もあるが、これまで見えていなかったものが、市民の意識の変化により、顕在化して見えるようになったと思われる。福岡市こども総合相談センターにおける虐待通告経路別受付状況では、近隣・知人からの通告が大幅に増加している。

（図1-2）

図1 虐待相談年度別受付状況

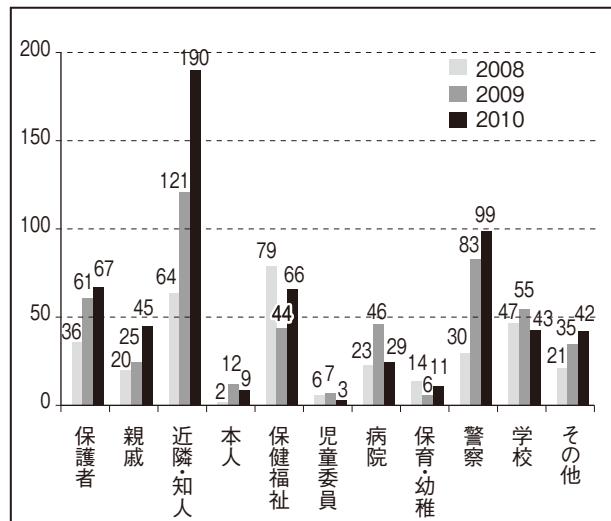




子ども虐待は、子どもの基本的人権を侵害する行為である。また、子どもの心とからだの成長に重大な影響を与える、いやしがたい深い心の傷を残す、許されない行為である。虐待を受けている子どもは、自分で解決することができず、周りに必死で助けを求めている。自分の立場や保護者の立場を考えるあまり、子どもからのサインを見逃したり目をつぶったりするようなことは決してあってはならない。

この章では、福岡市の子ども虐待防止に向けた取り組みを、民間と行政の協働活動や様々な立場の実践事例を載せている。子どもの虐待を防ぐためには、親も含めた地域で幅広いネットワークでの支援が必要であり、まちづくりの課題ととらえることが必要である。 (宮本 智子)

図2 福岡市こども総合相談センターに虐待相談
年度別受付状況



<子ども虐待とは>

◆ 身体的虐待

殴る・ける・おぼれさせる・異物を飲ませる・やけどをさせる・冬や夜間に戸外に締め出すなどの生命に危険を及ぼす行為

◆ 性的虐待

子どもへの性交・性的暴行・性的行為の強要・性器や性交を見せる・わいせつな写真などの被写体になることを強要するなどの行為

◆ ネグレクト（保護の怠慢、拒否）

適切な食事を与えない・下着など長期間ひどく不潔なままにする・極端に不潔な環境の中で生活をさせる・病気になっても病院に連れて行かない・乳幼児を家に残したまま度々外出する・車の中に放置する・子どもを遺棄するなど健康状態や安全を損なう行為や、一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬ振りをするなど。

◆ 心理的虐待

言葉による脅かし・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う・子どもを無視する・子どもに拒否的な態度を示す・ほかの兄弟とは著しく差別的な扱いをすることや、子どもの目の前で、夫やパートナーがその相手に暴力をふるうなど、児童への被害が間接的なもの

事例

①

虐待死ゼロのまちをめざす取り組み

坂本 雅子（N P O 法人 子どもの村福岡）

「子どもが虐待で死ぬときは、子どもも親もが社会から見捨てられている。そこで子どもは、頼る人もなく、過酷な生活に耐え、力尽きて孤独に命を閉じる」日本子どもの虐待防止学会会長 小林美智子先生の言葉である。

「虐待死ゼロのまち」をめざす活動は、2010年5月17日、当時の吉田宏福岡市長が、関係団体、市民、地域へ「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」の立ち上げとキャンペーン活動を呼びかけたことから始まった。

福岡市は、それまでも虐待による子どもの死亡事例があったが、2009年度は、5件6人の乳幼児の死亡が相次いだ。また全国的にも大阪市の2幼児死亡事件をはじめとする、痛ましい死亡の報道が続いていた。誰もが、閉塞感の中で、「自分にできることは？」と考え始め、特に、N P O 法人 ふくおか・子どもの虐待防止センターは、福岡市に対して、「市役所の組織に、虐待対応の中核となる部署の必要性、死亡事例の検証と対応、中長期的計画で虐待予防に取り組むこと」などの提言を出していた。

さらに、この市長の呼びかけに呼応して、市民団体からも、「市行政と市民が一丸となって、何ができるかを話し合い、結果を共有し、それぞれが行動計画をつくり活動すること」、「推進委員会」の活動内容を検討し提案する「小委員会・ワーキンググループ」をつくって進めることを提案した。

21団体が集まった、5月17日の第1回会議では、「虐待死ゼロのまちをめざし、何ができるか、話し合い、行動するネットワークへの参加を呼びかける」文が提案された。そのあと市長を先頭に、街頭キャンペーンを行い、この活動が始まった。

その後、8月10日、「つながろう 子どもの

笑顔のために」と題するシンポジウムが、予想をはるかに超える750名の参加者で開催された。「虐待死した子どもが問いかけるもの」と題する子どもの虹情報研修センターの川崎二三彦先生の基調講演、引き続き、死亡の大部分を占める乳幼児に関わる6人のシンポジストが、すでに各団体で始まってきた活動について報告し、「呼びかけ文（参照）」で終了した。このシンポジウムで、それが活動を共有し、さらに、次の「できること」を考える多くの団体や市民の動きへつながったのである。

11月の「全国児童虐待防止推進月間」では、カードやチラシ、幟などが用意され、区役所をはじめ、多くの行政の部署や関係団体がオレンジリボンを着用、キャンペーンや講演会、学習会を行った。

今まで、虐待死亡事例が起きると、市民もメディアも、児童相談所をはじめとした行政の責任を問うことが先にたち、行政は守りの姿勢で情報を隠し、結局お互いに閉塞感と不信を募らせ、信頼関係に基づく相互のネットワークには、結びつかないという悪循環が多かったと思う。この運動では、児童相談所の組織や人材不足の問題点、虐待してしまう親の実態や抱える苦悩などをメディアも報道し、「命を守るモデル都市に」「地域で防止ネットを」と世論を喚起した。これは虐待問題への新しいメディアの動きだった。

この活動は、「私たちにできること」という市民の力をまとめて、多くの活動の輪を広げた。活動の特徴は、3回の推進委員会と7回の「ワーキンググループ」によって支えられたことがある。推進委員会とワーキンググループを中心に、関係団体、市民が一丸となった活動は、行政を動かし、2011年4月から、子ども未来局に虐待



防止の係の新設、児童相談所、区役所に相談の組織が強化された。

虐待死を防ぐ責任は、もっぱら行政にある。しかし、現在の死亡事例は、行政の支援の届かない、また、支援を受ける力を持たない孤立したところで起こっている。川崎二三彦先生は、シンポジウムの基調講演をこのように結んでおられる。「人は、ひとりでは生きていけないし、家族も孤立しては、暮らしが成り立たない、私たちはそれを忘れているのではないか。現代社会にふさわしい工夫をこらして、困難な条件を克服して、人とのつながりをつくっていく、迂遠な道に見えて、このことが子どもの虐待を防いで行く道ではないか」と。

虐待死ゼロは、困難な課題である。市民と行

政が一丸となって、地道な地域づくりに取り組み、そこに住んでいる親子の心の扉を開いていく、そんな「地域づくり」の課題が見えてきた。

＜福岡市子ども虐待防止活動推進委員会 参加団体＞
社団法人 福岡市医師会、社団法人 福岡市歯科医師会、社団法人 福岡県助産師会、福岡県弁護士会、福岡法務局、福岡人権擁護委員協議会、福岡県警察本部、社団法人 福岡市私立幼稚園連盟、社団法人 福岡市保育協会、福岡市乳児院児童養護施設協議会、福岡市民生委員児童委員協議会、福岡市保護司会連絡協議会、社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会、特定非営利活動法人 ふくおか・こどもの虐待防止センター、特定非営利活動法人 にじいろC A P、特定非営利活動法人 チャイルドラインもしもしキモチ、特定非営利活動法人 子どもN P Oセンター福岡、ファミリーシップふくおか、特定非営利活動法人 青少年の自立を支える福岡の会、特定非営利活動法人 子どもの村福岡、福岡市里親会、福岡市

「虐待死ゼロのまち」をめざして 私たちに何ができるか、話し合い、行動しましょう。

虐待による子どもの死亡事件があとを絶ちません。
こんな悲しいまちにしないために、私たちに何ができるか、考えましょう。

想像してみましょう。
抱きしめてもらいたい母親に、突き放された、その子の悲しみ。
ほほえんでももらいたい父親に、置き去りにされた、その子の恐怖を。

耳を傾けてみましょう。
死んでしまったその子が、命をかけて訴えたかったこと。
短い生涯を終えなければならなかつた、その子の無念に。

思い出してみましょう。
泣きやまぬわが子に、思わずイライラした、あの日。
涙によごれて眠ってしまった顔に、胸しめつけられた夜のことを。

思い出してみましょう。
わが子の誕生に感動して、涙したあの日。
つらいときに私たちの心を癒してくれた、あの笑顔を。

私たちに何ができるか、話し合いましょう。
そして、立ち上がり、できることから行動しましょう。
市民も行政も、地域も企業も、そしてメディアも。

あらゆる人に呼びかけます。
「虐待死ゼロのまちをめざすネットワーク」に、どうぞあなたも参加してください。



福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

事例
②

「乳幼児親子を支援する地域づくり」 ～「つながり」が広がって子育てが楽しいまちに～

石井 美栄（福岡市中央区保健福祉センター 所長）

乳幼児期は、子どもの心と身体の育ち、つまり人間の基礎をつくる最も重要な時期と言われている。一方、子どもの虐待死亡事例検証第6次報告では、死亡した子どもは0歳児が59%そのうち0ヵ月児が67%。実母による虐待が心中以外59%・心中70%、その母の心理的・精神的問題として最も多いのが育児不安25%という結果だった。痛ましい虐待を防ぐためにも、また子どもの心と身体が健全に育つ上でも、乳幼児期早期からの母子の愛着形成が図られることは最も必要であると言えるだろう。子どもの自己肯定感は、親からの受容感＝「愛されること」が重要と言われている。乳幼児期から親にしっかりと愛されることで、子どもの自己肯定感がしっかりと育ち、その後の発達に大きな影響を及ぼす。

子どもを産み育てる、それはわが国ではもともと家庭だけではなく、地域の中で助け合ってなされていた。子育ては親だけ、特に母親だけではできないものだ。ところが現代の子育ては、核家族化がますます進むなど家族のあり方も変化し、地域とのつながりもうすい。また「おめでた結婚」も普通になっているなど、育児環境が整わないままのスタートも少なくない中、大多数のお母さんはいきなり未経験な状態で赤ちゃんと向き合って「孤育て」をしているのが現状である。

乳幼児期の母子の支援については、母子保健行政の仕組みの中で、時代のニーズに合わせて保健師・助産師等が家庭訪問や乳幼児健診など

の個別の支援から地域づくりまで行ってきている。そのような活動の中から発展して、この10年福岡市では子育てサロンが全小学校区にでき、各区1～3箇所の子どもプラザが開設されるなどの地域における支援、民生委員さんによる“すこやか赤ちゃん訪問”などと支援の輪が広がってきていているところである。

一方、早期から“母子愛着形成促進”と“支援が必要な親子への訪問での支援”を行うため、昨年9月から対象月齢を変更して、中央区の“生後2ヶ月児親子の教室”的取り組みが始まった。その中では、お母さんは第1子の生後1～2ヶ月の時期が最も辛かったというアンケート結果や、子育てについて相談でき、また同じ月齢のお母さんどうしで話せて良かったという声が出ている。一人で慣れない子育てに奮闘し疲れ悩んでいるお母さんと幼い赤ちゃんにどのような手が差し伸べられれば、また声かけがあれば、このまちでみんなが子育てを楽しみ、虐待がなくなり、子どもが伸びやかに育っていくのだろうか？

地域で、さまざまな人が乳幼児の親子に声をかけ、気軽に相談を受け手助けをするという「つながり」、またお母さんどうしの「つながり」…このまちで親子の応援団のあたたかい輪や活動がさまざまに広がりつながっていくことを期待し、そこには是非、行政の私たちもつながっていきたいと願っている。



事例

③

「子どものいのちをまもる地域ネットワーク」

河浦 龍生（福岡市こども総合相談センター 緊急こども支援課長）

児童虐待の対応では、相談件数のうち最終的に児童養護施設入所や里親委託という形で親子分離をする子どもは、全体の1割程度、残りの9割は地域で生活を続ける。これらの家庭や子どもに支援ができる地域づくりというのが虐待の対応の重要な課題でもある。そのための仕組みとして、要保護児童対策地域協議会というネットワークを地域で作るようになっている。福岡市では市や区単位の要保護児童対策地域協議会はあるが、子どもを見守るには、さらに小さな単位での地域ネットワークづくりが必要ではないかと考えられている。以下、校区や一定の地域単位で活動されている方々の事例を紹介する。

○子どもの「いのち」支援連絡会 in 田村

小学校でのA子ちゃんの発熱をきっかけに、「これは単なる病気ではなく、心の叫びでは？」との疑問を持ち、民生委員・保育園・小学校の関係者が集まり、相互に連携して送迎をする等ケース会議へと発展した。この時の「事件が起きたからでは遅すぎる」との関係者の思いから、地域や校長の後押しもあり「いのちの支援連絡会」が発足。規約を作り組織化する事で、地域が繋がり見守り続ける事ができた。また保育園は、一番親と接し情報を得る機会がある事を認識し、親に寄り添った支援に繋げていかなければならぬと感じている。

○堅粕子ども育成ネットワークミーティング

高齢者は顔の見える関係・お互いを気遣う関係ができているのに対し、子育て世代は地域関係が希薄で孤立化しやすい。「地域の子どもたちが心身ともに健やかに育つ」を目標に2001年

から子ども育成ネットワークミーティングが始まった。守秘義務の中で関係機関が情報を交換し、各々の専門性を活かす事により、多面的なよりよい子育て環境のサポートをめざしている。また保育園から小・中と縦の連携により成長に応じた切れ目ない支援に繋がってきた今、長期的支援のためには、地域の見守りネットワーク体制の重要性を強く感じている。

○「ストップ！やにし 子ども虐待」

虐待になる前にSOSが出せる、相談できる地域づくりをめざし、子ども団体ネットワークそして校区全体でできる事から取り組み始めた。合同説明会・学習会開催、回覧板を使った地域住民への虐待の情報提供呼びかけ、赤ちゃん相談の訪問カード作成・事前ポスティングなど実施している。また、子ども自身が虐待について考え、虐待をしない大人に育つように、オレンジリボン運動では子どもリーダーが参加し関わっている。地域のつながりの中で見守る息の長い取り組みを目指している。

これらの3地域は、いずれも自主的に展開し、広がりと深まりを持ってきたところに大きな意味があると思う。高齢者を見守る、顔の見える地域ネットワークは出来ているのに、子育て世代は孤立化しているとの指摘があった。高齢者の介護の社会化は進んでいるが、子育ての社会化が十分でないということではないだろうか。子育てのSOSを出せる地域づくりを目指して、今は、その土壤作りをしていかなければならぬのではないかと思う。

事例
④
「支えあって、子育て」～子ども虐待防止活動の取り組みから～

松浦 恭子（ふくおか・子どもの虐待防止センター 事務局長）

ふくおか・子どもの虐待防止センター（F·C A P-C）は主として家庭内で起こる子どもの虐待を早期に発見し、必要なら介入、援助をするために創立された民間団体である。

福岡児童虐待防止研究会として、毎月、関係専門職種が集まり、事例検討等を重ねるなかから、1999年に発足した。「子ども虐待防止ホットラインふくおか」電話相談は1999年12月のスタート以来、育児不安や虐待に悩む声に耳を傾け答えている。電話相談のスタッフは臨床心理士、保健師、助産師などの専門相談員とF·C A P-Cが行った専門研修を積んだボランティア相談員である。電話をかけてくれた方の心にやさしく寄り添い、元気を取り戻すお手伝いをしている。適切な情報提供をしていくために、学習会を開き研鑽も積んでいる。

また、児童虐待に関わる専門職向け研修会の開催、一般向け講演会開催など、福岡において子どもの虐待防止活動を継続してきた。様々な職種の人々が集まり、連携しあい少しずつではあるが、子どもを守ることに実際的な効果が上がってきた。しかし、虐待の問題は深刻であり、さらに活動を深めていく必要性を痛切に感じ、より一層の充実を今後も図っていきたいと思っていた。

このような中で、より多くの方と手を結び、民間ネットワークを大きく広げ、子育てを支え合って虐待を防止する、目に見える活動を行いたいと考えるようになった。2007年から毎年11月、全国の児童虐待防止キャンペーンに呼応して、福岡市内を中心活動する民間団体に呼びかけ、子どもの虐待防止キャンペーンに取り組んでいる。

F·C A P-C（事務局）、子どもN P Oセンター福岡、子どもの村福岡、チャイルドライン「も

しもしキモチ」、ファミリーシップふくおか、自立援助ホームかんらん舎、福岡市里親会、にじいろC A Pなどの各団体が実行委員会を結成し、福岡市医師会・福岡県弁護士会パートナーシップ協議会と福岡市の後援を得て、「支えあって子育て、子どもの虐待防止と子育て支援、地域で何ができるか語り合いましょう」を合い言葉に力を合わせ、11月の第1日曜日に天神三越ライオン広場前でキャンペーンを行う。

ステージでは、わらべうたコンサート、リコダーアンサンブルなどの楽しい音楽、子ども達の踊りやダンスなどのボランティア出演、各団体の活動も紹介する。会場では折り紙やバルーンアートなど子ども達と一緒に遊ぶ。2010年度はハーレーダビットソン福岡オーナーズクラブ約30台のバイクパレードが加わった。

着ぐるみやお花を貸してくれる方、風船やお菓子を集めてくれる方、ステージ音響をボランティアで請け負ってくれる学生さん達などなど。100人近い各団体からのスタッフやボランティアの学生さん達が一緒に支えてくれている。パネルや机などは福岡市からお借りし、行政職員も一緒にチラシを配る。民間と行政が一緒に取り組むキャンペーンになってきた。

キャンペーンを通じ、各団体が連携してアピールすることの楽しさ、力強さ、毎年、輪が広がっていく嬉しさを感じている。子どもの虐待の大きな要因である社会的孤立をなくし、人と人が繋がる大きな輪の中で、たくさんの子どもが育っていく街を創っていきたい。





2. 社会的養護の子どもたち

社会的養護とは、保護者がいない子どもや保護者に監護させることができない子どもを、社会が責任を持って養育・保護する制度を表す言葉である。2010年3月末現在、全国で約4万7千人。このうち児童養護施設には、約3万人の子どもたちが生活している。(表1)

家庭で暮らせない状態になった子どもたちは、下記の図のように福岡市こども総合相談センター（児童相談所）一時保護所に引き取られ、保護者の状況や子どもたちの状態を検討して、里親さんや施設へ預けられる。3歳未満の子どもたちは、最初から乳児院や里親さん宅などで保護される。

一時保護所では、3歳から18歳までの子どもたちが生活しており、日々の入れ替わりなど、集団としては安定しないものがある。また定員

オーバー状態が多く、2004年こども総合相談センター開所時の定員25名から現在の40名へと年々増やされている。一昨年より、集団になじみにくい子どもたちを個別ケアするためのスペースとして「ほっとルーム」を開設されるなど、子どものケアのためにいろいろと工夫されている。

厚生労働省から2011年3月里親委託ガイドラインが出され、実親が育てられない場合は、家庭的養護を基本にするという考え方が打ち出された。

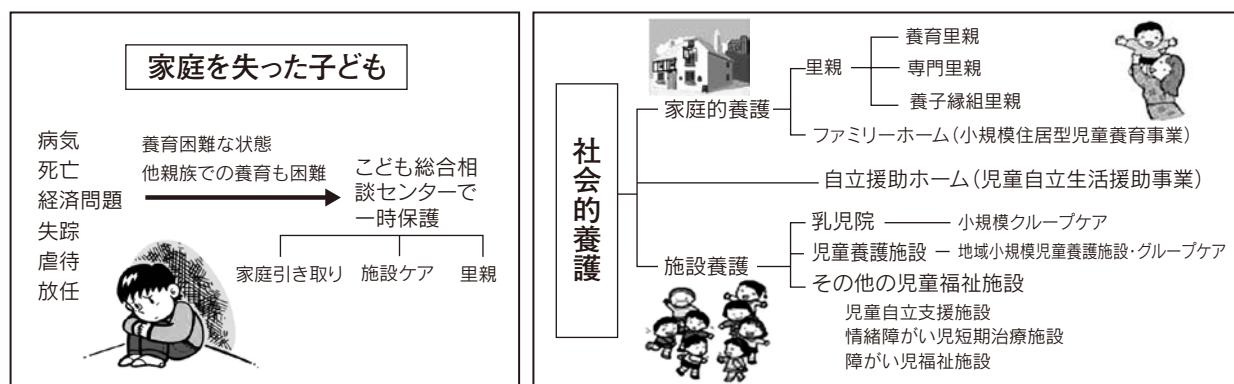
この章では、現在の社会的養護の動き、福岡市が全国に先駆けて、NPOと協働で行ってきた、市民参加型里親普及事業（ファミリーシップふくおか）や、その動きから設立した社会的養護に関する3つのNPOの事例を紹介する。

(宮本 智子)

表1 社会的養護の現状

	施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム
全国	施設数	124か所	575か所	33か所	58か所	59か所				49か所
	定員	3,794人	34,569人	1,539人	4,043人	399人				
	現員	2,968人	30,594人	1,111人	1,545人	283人	7,180人	2,837人	3,836人	219人
福岡市	施設数	2か所	3か所	福岡市には無く、市外施設に入所	福岡市には無く、市外施設に入所	1か所				6か所
	定員	65人	327人			6人				
	現員	46人	273人	8人	7人	3人	85	52	105人(ファミリーホーム含む)	

(福岡市の乳児院及び児童養護施設の現員には、市外施設入所者数を含む)



報告

1

「今年は、里親元年？—里親委託ガイドライン」

坂本 雅子（N P O 法人 子どもの村福岡）

子どもたち約4万人—その90%は施設、しかも大型の施設(定員80名以上)で育っているのが、わが国の社会的養護の現状である。このような子どもたちについては、社会に知られることが少なく、長い間、戦後の孤児政策のままだった。昨年暮れから、お正月にかけて、「タイガー・マスク」が、施設の子どもたちへ、贈り物を届けてくださったのが、多くの国民の注目するところとなった初めての出来事であろう。

国際的には、2009年11月、国連が子どもの権利条約20周年を記念して、「子どもの代替的養育に関するガイドライン(児童の代替的養護に関する指針：厚生労働省訳)」を総会決議した。実親による養育が受けられない子どもに関する国際的な指針である。この中では、「家族を、社会の基本集団であり、子どもの成長、福祉、保護にとって自然な環境と位置づけ、子どもは両親または、近親者の下で生活できるようにすること。そのためのさまざまな支援を保障すること。そして、それができないときの代替的養育(社会的養護)については、①最終手段で、一時的、できる限り短期間であること。貧困は理由にならないこと。②家族との接觸、復帰を目指し、居住地の近くであること。③代替養育では、代わる安定した家庭を保障する。継続的な愛着のために永続性を目標とする。④兄弟姉妹は分離されない。⑤施設養育は、子どもの適切、最善の利益がある場合に限られること。⑥幼い子ども、特に3歳未満は、家族を基本とした環境で育つこと」など167項目に及ぶ子どもの権利に基づく指針を示している。

そして日本政府は、昨年6月、このガイドラインを守ることを国連から勧告された。

このような国内外の動きのなかで、厚生労働省も2010年12月から、「社会保障審議会児童

部会社会的養護専門部会」を開催し、「社会的養護の課題と将来像」についての検討を始め、本年7月、①家庭的養護の推進②専門的ケアの充実③自立支援の充実④家族支援、地域支援の充実を基本方向とする、今後10年間の計画をとりまとめ発表した。この検討の中から、2011年3月、「里親委託ガイドライン」が、通知されたのである。このガイドラインのもっとも重要なことは、はじめに「里親委託優先の原則」が示されたことだ。「家族は、社会の基本的集団であり、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家族的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に乳幼児は、愛着関係の基礎をつくる時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。」と国連のガイドラインとまったく同じ考え方方が述べられている。

里親委託される子は、新生児から高年齢児まで、乳児院から措置変更の子、保護者の引き取り困難な子、短期委託の子、施設で長期化している子、非行の問題を有する子、個別に支援の必要な子、虐待を受けたり、障害があり特別な支援が必要な子、施設での不調の子など、施設での専門的なケアが望ましい子や保護者が里親へ反対している子などの例外を除く、すべての社会的養護の子どもが里親への委託を原則とすると述べられている。

さらに、そのための子どもや保護者のアセスメント、マッチングから面会交流などの委託の手順、里親と子どもが不調になった場合、委託解除の留意点、里親への支援の具体策、里親相互交流、レスパイトケアや研修、また、里親委託への保護者の承諾の取り方などについても細かく示された。



この里親委託ガイドラインを含む「社会的養護専門部会」の取りまとめは、今後10年を目標とした新たな計画として評価される一方、施設養護をなお温存するものとして、批判も多いようである。確かに、国連のガイドラインからは、遠く及ばない内容と言わざるを得ないと思われる。

また、「里親委託優先の原則」も、里親委託率が10%の現状の中で、国民をはじめ、関係者に、

大きな課題を投げかけたと言える。東日本大震災により起こった各地での里親希望者の増加を「里親元年に」と呼びかけている人がいる。しかし、この国の動きや国民の動きに一番当惑しているのは、通知を受けた児童相談所ではないだろうか。長い間の施設優先の文化と体制が変わるものには、時間を要するであろう。まず、児童相談所の量と質の充実、里親支援体制が大きな課題と思われる。

報告
②

「新しい絆」づくり～家族と暮らせない子どもたちのために～

さまざまな事情から、家庭的環境を失った子どもたちが増えている。

「家族と暮らせない子どもたち」を受けいれ、実親に代わって養育し、永続的に支える「新しい家族」、それを支える人のつながり、それを私たちは「新しい絆」と呼び、拡げてきた。

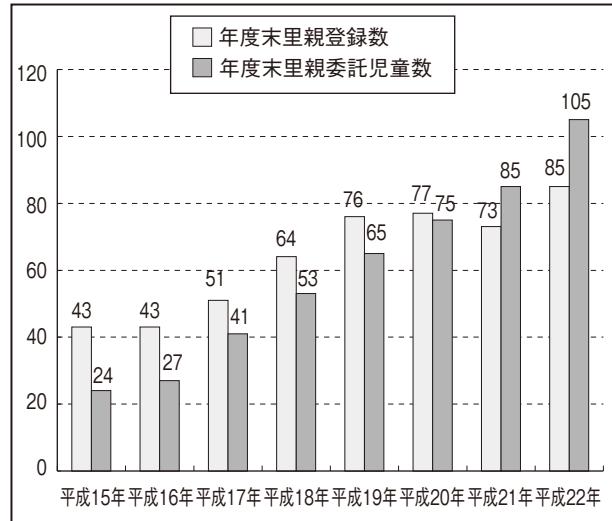
帰るべき家もなく不安でいっぱいの子ども、心に深く傷を負った子ども。その子どもたちの心によりそい、「新しい絆」とそれを支えるしくみを研究し、創りだすこと。それを目的として、市民と行政、専門機関との連携のもと、2005年から取り組んでいるプロジェクト、それが「ファミリーシップふくおか」である。

いろいろな努力やマスコミでの報道も重なり、この6年間で里親に登録する方たちは増え、里子として育っている子どもたちは2004年度の27名から2010年度末106名へと約4倍になった。伸び率は全国一で、厚生労働省の資料にもいろいろな所で紹介され、全国の関係機関から注目を浴びている。（図3）

市民に分かる言葉で語る

2005年から、福岡市こども総合相談センター

図3



（児童相談所）とNPOの協働事業を始めることになり、社会的養護を必要とする子どもたちの現状や里親制度とはどういうものか、という学習から始まった。私たちと一緒に活動している団体は、子どもに関わる活動を長年やってきたが、児童相談所がやることは専門分野で、私たちとはほど遠い世界のこと、という意識があった。当時は、里親と言えば「犬猫の里親？」と聞かれるくらい動物の里親のことしか市民には知られていない状況だった。まずは、保護され



ている子どもたちの現状や里親制度を市民に分かりやすい言葉で知らせること。これを第一に考え、市民に向けてのフォーラムや学習会を開催してきた。

毎回のフォーラムでは専門家のお話だけではなく、必ず里親さんや里子さんにも語ってもらう。自分の言葉で語られる実体験なので、参加者の胸に響き、笑いあり涙ありで受けとめられている。活動の中で、子どもたちの虐待の状況や、福岡市内で毎年子どもたちが一時保護所に400名も預けられている現状を知ることによって、驚きと悲しみと、そして憤りがわいてきた。「このままではいけない」「何とかしたい」「自分たちに出来ることは何か」という気持ちが芽生え、考えはじめ、行動に結びついていった。

6年間の事業の中で大きな変化は、「社会的養護」ということが、社会に発信され、理解され始めた事だと感じている。これまで行政の専門機関だけが担っていた、里親の啓発・普及という取り組みを、行政と里親会だけでなく、市民団体と一緒に取り組む中で、児童相談所の職員にとっても、この問題は社会的な課題だと再認識され始めたそうだ。里親会にとっても、里親やその活動をもっと社会に知られないといけないと確信され、積極的に発信されはじめた。乳児院や児童養護施設関係者の方々も、施設の子どもたちの現状をもっと社会に知ってもらう必要があると考え始められてきた。市民も、これは自分たちの課題、社会の課題だと気がついていったのである。

すべての小学校区に里親がいることをめざして

社会的養護の現状を学習する中で、福岡市こども総合相談センター内にある一時保護所に保護され生活する時に、通っていた小学校には通えないと聞き驚いた。家族とも離れ、友達や学校の先生とも離れた中で生活するのは、子どもたちにとってどんなに心細くストレスのたまることだろうか。せめて、友達とは遊べるように、学校は変わらずに生活できるような状態になれば、子どもたちの心の安らぎも違うと感じた。

もし、その子どもの校区に里親さんがいれば、短期であれば、すぐに預かってもらえるのではないか。と私たちは話し合った。

「1校区に1里親を！」を合言葉に、里親普及啓発事業を進めていき、2011年4月時点で、福岡市内146校区の約4割に里親登録された方がいる状態になった。「学校に続けて通いたい」という一番上の子どもの願いから、地域の民生委員経験者が兄弟を預かり里親登録される、という喜ばしい事例もあった。その子どもたちはお母さんの元に戻っても、里親さん宅には親戚のように出入りして、地域の方達も気にかけて見守っている。

里親・里子の支援

市民参加型里親普及として始まった事業は、2008年度から里親養育支援共働事業として、里親研修の一部を担っている。里親ミニ講座や里親サロン、施設見学会などで、里親登録を考え始めた人達や登録が決まった人達と一緒に行動することが多くなった。里親登録される方たちを見ていると、里親登録の検討を始めてから、フォーラムや里親サロンに参加し、一つずつ自分の疑問を解決しながら、ご夫婦で決心していくのに1年～2年の期間が必要なように感じる。3月の東日本大震災後は、自分たちも何か役に立てるかもしれないと考え、里親登録希望者がとても増えている。

社会の状況が変化する中で、子どもたちの環境も厳しくなり、親との愛着関係が築けずに育った子どもたちや、虐待などにより心に傷をもっている子どもたちも多くなっている。そんな子どもたちとしっかり向き合い、悩みながらも、楽しみながら子どもたちと共に成長されている里親さんの姿には、頭が下がる。

里子の委託後も、福岡市こども総合相談センターでしっかりとサポートされるし、里親会や里親サロンなどでもお互いに悩みを相談されている。日常の生活では、地域の方たちからのサポートも欠かせない。



ファミリーシップふくおかの成果は、「N P O と行政との協働」「市民団体のネットワークと協働」抜きには語れない。これまで、子どもたちのためにバラバラに活動していた団体が一緒に活動する事で変化が生まれたのである。そして、このファミリーシップふくおかの動きから、「子どもの村福岡」「青少年の自立を支える福岡の会」という、新たな2つのN P Oが誕生し、今年は弁護士さん達が中心になり、福岡子どもシェルターづくりも始まった。

家族と暮らせない子どもたちという、一番厳しい状況の子どもたちの事を考える事は、すべての子どもたちの生存や成長の権利を保障する

事につながる。「子どもはみんな社会の子」社会全体で子どもたちを育てるという意識のひろがりと、多様な家族のあり方を認められる社会「子どもにやさしいまち」を目指していきます。

(宮本 智子)

「里親制度」は、家庭に恵まれない子ども達を家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていく、児童福祉法によって定められている制度です。養子縁組と養育里親は違います。養育里親の養育期間は短期から長期まで様々です。里親として登録されると養育費の支給や各種の補償も受けられます。



寄 稿

“すべての子どもに愛ある家庭を”願って 「子どもの村福岡」

大谷 順子 (N P O 法人 子どもの村福岡)

「ファミリーシップふくおか」がなかったら、「子どもの村福岡」は生まれなかっただろう。この事業を通して得たさまざまな気づきが、「S O S 子どもの村」に出会わせたのです。

子どもにとっての「家族」のもつ意味の深さ。親元で暮らせなくなった子どもには、それに代わる「家庭」が与えられなければならない。またさまざまな事情によって深く傷つき、深刻な課題を抱えた子どもには、専門的な支援が保障されなければならない…。

子どもの現状のなかに、このような深いニーズが広がっていることを知ると同時に、子どもの権利尊重を核としたS O S 子どもの村のプログラムを知ったとき、「これこそが今の日本に必要とされているものだ」と直感したものでした。

「子どもの村福岡」は、4年にわたる準備を経て2010年4月、国際N G O 「S O S 子どもの村」の133番目の国として日本で初めて福岡に誕生しました。開村して1年半、ゆっくりとていねいに子どもを受け入れるため、まだ育親(里親)4名と子ども9名と少人数ですが、子どもたちのめざましい変化や成長ぶりが、この事業に確信を持たせます。

「子どもの村福岡」は、N P Oによって設立され運営されるものであるために、運営資金の安定的な確保という厳しい側面をもっていますが、それだけに、社会全体に支援を呼びかけ続け、共感を広げ、幅広く支えられるという、よろこびの側面も大きいのです。

経済界による「後援会」や小児科医の会による「支える会」、300を越える支援企業、1500名をこえる個人支援会員、そして、今津という地域の人々による支え。多くの支えによって、子どもの村福岡は、「子どもたちは社会全体で育てる」というメッセージの発信地にもなっています。



寄 稿

社会的養護を必要とする青少年への自立支援

古賀 信敵（N P O 法人 青少年の自立を支える福岡の会）

◇ 「自立援助ホーム かんらん舎」

自立援助ホームは、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、社会に出て自活しなければならない青少年や、様々な事情で家庭から離れて自立しなければならない青少年が、家庭的雰囲気の中で、働きながら自立を目指す家（ホーム）である。

かんらん舎は福岡市にある援助ホームであり、3年経過した現在、約20名が巣立っている。

自らのことは、自らできるようになること、職を得て自活すること、自己と他者の関係を理解し、コミュニケーションのとり方が上手になることを目標としている。利用者は、月35,000円の利用料を納める必要がある。

ホーム利用者は入所以前に様々な社会資源のアクセスを切断されたり、孤立した環境から入所しており、絶望感や自信喪失感を抱え、他に行くところがないからという消極的選択のまま舎の利用を始めるケースも少なくない。

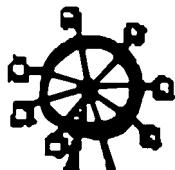
衣食住の確保により、安心安全欲求を満たしながら仕事を一緒に探していくことがホームの処遇特徴だったが、現在では、何らかの虐待を受けて入所している利用者が大半を占めているため、虐待の傷を癒し、大人との信頼関係を回復し、自己肯定感を持てるようになるとともに、相互に情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、家庭の支えのない青少年の社会的自立を促進するため処遇を行っている。

退所後も利用者が希望すればアフターケアという形で支援が続く。職場や同世代の友人とのコミュニケーション不良や家庭の支援が乏しい中で、困った時に相談できる場所であり、自立に向けて一生懸命頑張っていた自分を振り返り、素のままの自分を受容してくれる場所として、立ち寄る利用者の拠り所にもなっている。

◇ 「青少年自立支援室 いっしょ☆ふくおか」

厚生労働省の退所児童等アフターケア事業を活用し、児童養護施設や里親家庭を巣立つ青少年たちが、自らの努力で生活基盤を築いていくために、生活や就業などに関する相談に応じるとともに、相互に情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、家庭の支えのない青少年の社会的自立を促進するため2011年7月に開室した。

相談事業は、《自立・自活にあたいでいる青少年への丁寧な応援》を、自助グループ活動への支援は、《当事者相互の支え合いの拠点づくりと居場所の提供》をと、歩み始めました。





寄 稿

「福岡に子どもシェルターをつくりたい！」

小坂 昌司（福岡子どもシェルター設立準備会（そだちの樹）事務局長・弁護士）

「福岡に子どものシェルターをつくりたい。」

そういう想いを持った、子どもの問題にとりくむ弁護士、福祉関係者、研究者、市民、学生などが中心となって、福岡に子どものシェルターを設立するとりくみをすすめています。

子どものシェルターは、親からの虐待などの理由により家庭で生活をすることが困難となり、居場所を失った子どもを一時的に保護します。安心して暮らすための生活場所と食事、スタッフのきめの細かい関わりを提供し、傷ついた子どもの心を癒して次へのステップに進めるように支援をする施設です。

家庭で暮らすことのできなくなった子どもに対しては、児童相談所などの福祉機関が保護したうえで、児童養護施設、里親などの社会的養護の下で暮らす制度があります。しかし、特に、義務教育を終了した年長の子どもの場合には、こうした既存の制度で保護を受けることが難しい場合が多いことを、私たちは、非行少年に対する付添人活動や虐待を受けた子どもの支援活動などを通して実感してきました。落ち着いた生活場所が得られないことが原因となって、子どもにとって好ましくない環境での生活に陥ってしまったり、非行が進んでいないのに安定した生活場所がないために、少年院に送致される子どもたちに接してきました。そういうなかで、こうした子どもたちを保護して、子どもたちがもともと持っている力を取り戻し、自分らしく生き生きと成長していくための手助けができる場所が欲しいと考え、シェルター開設へのとりくみを始めました。

シェルターでは、入所した子どもに対してシェルタースタッフが日常的な相談や生活支援・指導を行います。また、子ども一人ひとりに弁護士が代理人として就任し、親との関係を調整する活動や自立に向けた法律問題の解決に当たります。こうした支援を通して、子どもたちが、それまでの厳しい生活環境の中で失いかけた生活リズムを回復し、社会や他人に対する信頼を回復していくことを期待しています。

子どものシェルターは2011年4月現在、全国で5か所が開設し、ほかにも数か所で開設に向けた動きがあります。福岡では、2012年の早い時期に開設をしたいと考えています。

子どものシェルターの活動に対する理解とご協力をお願いします。



3. 学童保育（放課後児童クラブ）～放課後の子どもたち～

学童保育とは

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指す。指導員の保育の下、宿題やおやつを食べたり遊びなどをして、仕事を終えた保護者が帰宅するまでの時間を過ごす。名称は、「学童クラブ」、「児童クラブ」、「○○小クラブ」、「子どもクラブ」、「児童ホーム」、「留守家庭子ども会」、「児童育成会」など、さまざまな名称があるが、「学童保育」や、行政においては「放課後児童クラブ」という名称が最も一般的である。

戦前より共働き家庭や一人親家庭の自主的な保育活動として始まったとされている。戦後の高度経済成長期における女性の社会進出に伴なう共働き家庭の増加と核家族化の進行により、いわゆる「カギっ子」が増加したことから、学校外における児童の教育の受け皿としての需要が高まり、放課後児童健全育成事業（児童福祉法）を行う第二種社会福祉事業（社会福祉法）として法制化された。また、少子化対策として成立した次世代育成支援対策推進法による児童福祉法改正で、子育て支援事業の一つに位置付けられている。

厚生労働省のホームページには「児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学して

いるおおむね10歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。」と説明されている。

一方、児童福祉法第6条の2第2項の規定にある「おおむね10歳未満の児童」という文言は、10歳以上の児童を受け入れてはいけないという意味ではなく、10歳以上（小学校高学年）の児童を受け入れているクラブも多く見られる。なお、「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成13年12月20日雇児育発第114号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）において、小学校（盲・聾・養護学校も含む）に就学している4年生以上の児童の積極的な受け入れについて配慮するよう都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（課長）あて通知されている。

学童保育の全国組織である全国学童保育連絡協議会は「共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設が学童保育です。学童保育に子どもたちが入所して安心して生活を送ることができることによって、親も仕事を続けられます。学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります。」と定義している。
(宮本智子)



報告

学童保育の実態と課題

1

森元 茂利（福岡県学童保育連絡協議会 会長）

はじめに

学童保育は、放課後児童健全育成事業として児童福祉法第24条に位置づけられている。しかし、その実態は大変厳しいものがある。全国学童保育連絡協議会が毎年実施している全国学童保育実態調査結果（2011年5月）から、今日の学童保育が置かれている状況について報告する。（東日本大震災のため岩手、宮城、福島のデータは調査対象から除く）

（1）増えてはいるが、まだ足りない学童保育

- ・全国の設置箇所数は、2万204カ所、入所児童数81万9622人（前年より667カ所増加、2万2911人増加）となっている。学童保育が児童福祉法に位置づけられ法制化後大幅に増えてはいるが、まだ未設置の町村が全国では149自治体ある。
- ・学童保育入所者数は、保育所を卒園した子どもたちの6割弱しか入所できていない。また、母親が働いている低学年児童は全国で230万人（2008年国民生活基礎調査）に達しているが、入所している児童数は72万であり3割弱にとどまっている。
- ・各自治体が把握している待機児童数は6000人だが、保育所のように定員や入所申し込み方法等が統一的でないため、正確な把握はできていない。

（2）大規模学童保育（71人以上）の解消が進んでいない

- ・国は、大規模学童保育の解消のために71人以上の学童保育の分割を進めているが、当初の補助金対象除外としていたことがなくなったため、依然として大規模学童の解消が進んで

いない。国は「放課後児童クラブガイドライン」で示した「概ね40人が望ましい」としているが、全国では1251カ所で大規模化が解消できていない。

- ・子どもたちの安全確保のためにも、また、家庭に代わる生活の場としての学童保育には適正規模（40人）が必要であり、大規模学童の解消は緊急の課題である。
- ・福岡市は、146小学校のうち、77カ所が71人以上の大規模学童となっており、早急な改善が求められる。（表2）

表2 政令市 学童保育設置率（高い順）

	市町村名	小学校数	学童保育数	設置率	入所児童数	71人以上数	待機児童数
1	さいたま市	106	169	159.4%	7020	1	552
2	北九州市	131	187	142.7%	5825	4	0
3	相模原市	72	98	136.1%	4277	9	50
4	岡山市	93	124	133.3%	5003	7	
5	神戸市	166	191	115.1%	9068	31	0
6	広島市	142	159	112.0%	6193	2	0
7	札幌市	204	214	104.9%	10688	41	0
8	静岡市	86	90	104.7%	3448	1	99
9	仙台市	128	132	103.1%	6390	11	96
10	浜松市	108	109	102.8%	4262	1	81
11	新潟市	114	117	102.6%	6160	27	0
12	千葉市	117	120	102.6%	6584	25	102
13	堺市	94	92	97.9%	7517	57	287
14	福岡市	146	142	97.3%	10839	77	0
15	京都市	173	158	91.3%	8502	33	16
16	名古屋市	252	190	72.5%	5338		0
17	横浜市	345	201	58.3%	8956	17	
18	大阪市	297	167	56.2%	3699	3	
19	川崎市	113	12	10.6%	455		0



(3) 学童保育がかかえる課題

①不十分な国の法制度のままで今日に至っている

児童福祉法に位置づけられていますが、自治体は、利用促進の努力義務の範囲であり、設置基準や財政的な面でもきわめて不十分なままである。そのため、自治体毎に格差も生まれている。

②学童保育指導員の働く条件は劣悪で、3年以内に半数が退職

全国で6万人以上いる指導員の6割は保育士や教師の資格者だが、正規指導員は3割弱で大多数が非常勤（パート、アルバイト）である。そのため、雇用条件が不安定で年収150万未満の指導員が半数となっている。学童保育の拡充を図る上で、指導員の専門性を認め、働き続けられる条件整備が最重要課題となっている。

③国の学童保育予算は少なく実態と乖離

国の補助金総額は234億円で、児童一人あたり2万9000円、民間保育所の園児一人あたり28万と比べてもきわめて低い水準である。子どもたちが学童保育で過ごす時間は年間1600時間（2007年調査、長期休業中含む）になっており、子どもたちの放課後の生活の安全、安心を確保するためには、大幅な予算増額が必要である。

④学童保育の「設置・運営基準」がなく、公的な関与や責任があいまい

学童保育の実施主体は各自治体で、運営方法は様々である。自治体直営は4割程度で、残りは保護者会等の地域運営委員会や民間の法人等によって運営されている。そのため、自治体ごとに条件が異なり大きな格差も生まれている。

（表3、表4）

学童保育の子どもたちが安心・安全に生活できる環境づくりは、緊急の課題となっている。全国学童保育連絡協議会では、施設基準、指導員配置基準、事業内容など最低限の基準づくりをめざして、国の制度拡充を求める取り組みを進めている。

表3 運営基準やガイドラインの有無

選択肢	割合
自治体として「最低基準」を定めている	9.0%
自治体として「最低基準」を策定している	29.8%
自治体として「ガイドライン」を策定している	2.9%
特になし	58.3%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

表4 市町村の実施責任の状況

市町村の関与の仕方	割合
公立公営で実施	40.5%
委託事業 ◇	34.9%
補助事業 ◇	10.9%
指定管理者制度 ◇	10.7%
補助なし ◇	1.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2011年調査）

(4) 「子ども・子育て新システム」と学童保育

国は、学童保育制度の拡充を掲げているが、子どもたちにとってよりより制度作りを進めることが必要であり、国の制度として学童保育の最低運営基準（ナショナルミニマム）を法的に整備することが求められる。新システムでは、保育制度の一体的な改革として打ち出しているが、児童福祉法の理念を守り発展させる観点で、制度作りを進めることを求めていくことが当面の課題となっている。



「ただいまー！」

山下 美鈴（福岡市留守家庭子ども会指導員）

「ただいまー！」今日も学校を終えた子どもたちが、元気に帰ってきました。ここは、福岡市こども未来局に属した施設「留守家庭子ども会」です。指導員は、子どもたち一人ひとりの顔を見て、体調などを気にかけながら「おかえり」の声かけをします。「はあ～疲れた」と言いながらランドセルを下ろす子、「すぐに帰ります！」と連絡帳を差し出す子、「教室に帽子忘れたから取りに行っていい？」と慌てて聞きに来る子…、あっという間に賑やかになり、指導員も大忙します。

福岡市では、現在、約1万1千人の子どもたちが、留守家庭子ども会に在籍しています。多いところでは170人以上、平均約80人の子どもたちが、学校の敷地内にあるプレハブ、または空き教室で、一緒におやつを食べたり遊んだりして放課後を過ごしています。また、夏休みなどの学校が休みの日は、朝から長い一日を、勉強をしたり、色々なプログラムに沿って過ごします。

このように、5時までの活動の中で元気に過ごしていた子どもたちですが、平成18年度9月に、時間延長と土曜利用の制度が始まってからは、少し様子が変わってきました。延長時間帯で、だんだん人数が減り始めると、「お母さんどうして遅い?」「お腹すいた」等の声も聞こえてきます。お家のように、一人でゆっくり出来る場所も時間もないところで、夏休みなどは一日10.5時間を留守家庭子ども会室で過ごす子もいます。

2010年度からは、「全学年受入」への段階的な移行制度も始まり、すでに6年生まで入会しているところもあり、以前の低学年だけの活動内容とは違う対応が求められています。

また、最近は、お母様方からの相談や事務処理も多くなり、子どもたちの活動にすること以外で時間を費やすことも多くなってきています。



しかしながら、留守家庭子ども会は、子どもの成長にとって重要と思われる、異年齢で自由な活動ができる場所の一つだと思います。

いつまでも、子どもたちが「ただいまー！」と笑顔で元気に帰ってきてくれる場所であり続けることを願っています。



4. 保育問題

報告

①

保育をめぐる全国的な動きと福岡の状況

嶽村 久美子・吉富 利子（福岡県保育センター）

（1）子どもたちに豊かな保育を願つて

“公的な保育制度が壊されると子どもの命が守れない”と、全国保育団体連絡会をはじめとする「より良い保育を！実行委員会」は400万筆（福岡県は11万筆）を国会に提出した。福岡市保育協会をはじめとする九州保育三団体も度々集会を開催し、新聞への意見広告の掲載や署名活動に取り組んだ。

今、経営者、保護者、保育者が力を合わせて「子ども・子育て新システム」の導入に反対の声をあげている。

戦後日本の保育制度は、日本国憲法に規定された生存発達権を具体化するために児童福祉法、教育基本法が制定された1947年を起点にしている。親族や地域で担われてきた子どもの保育を、保育所や幼稚園において社会的に保障することが一般的になった。1970年代は、保育所づくりの運動が大きく盛り上がり、年間900園増というハイペースで保育所が増加した。その多くは市町村直営の公立保育所だった。しかし、政府は80年代後半になると、保育所をはじめとする福祉施設の予算削減に着手した。

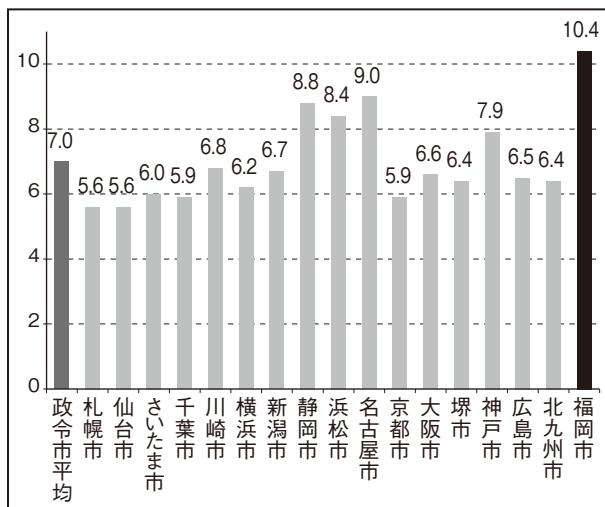
1990年代に入り少子化問題が浮き彫りにされ、また安価な女性の労働力を求める経済界の要望もある中で、政府は、保育所の積極的活用と、利用しやすい保育所づくりをとねえ、制度「改革」を打ち出した。90年代末には、規制緩和や市場化が声高に叫ばれ、定員を超えた入所や短時間パート保育士の活用などが進むことになる。2000年に入り、不況と働く女性の増加で、高まる保育要求とともに待機児童問題が深刻化する。これに対し、厚労省は保育所増設ではなく、一層の詰め込み保育をすすめ、一方では公立保

育所の廃止・民営化を政策的に進めた。また幼稚園と保育所を統合する認定こども園制度を創設し、さらに保育制度を変える動きを明らかにしてきた。2008年には、保育制度解体案解体を明確にし、国の公的責任放棄と、保育を市場化、産業化する計画をすすめようとしている。

（2）公的保育制度の重要性

東日本大震災の事実を踏まえれば、保育は公的責任の下でこそ守ることができる。震災時の保育所の集団避難で、「保育中の園児死亡はゼロ」。保育士は命がけで子どもたちを守り抜いた。奇跡的とも言われる対応の土台には、公的責任や最低基準を柱にした現行保育制度があったからである。「最低基準」に基づく避難訓練が日常にあったこと、制度が保障する信頼関係が、大人と子どもの関係、職員同士にあったこと、何とか子どもを守りきれる人数であったこと等、制度の重要さを教訓として残している。保育制度の拡充・強化こそが、必要である。

図4 保育士1人あたりの子どもの数





(3) 「子ども・子育て新システム」がすすめる保育とは？

2010年6月25日、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」は「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」を発表した。これまで三つのワーキングチームで論議されてきたが、子ども関連の制度を丸ごと一度に変えようというもので、不安、疑問の声が噴出している。しかし、7月29日、「子ども・子育て新システム中間とりまとめ」が少子化社会対策会議決定として発表された。2013年度を目指して2012年度中に法律案を提出すると明記されている。「すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援する」と耳当たりのいい言葉を並べているが、「新システム」の内実は財界が先導している公的保育の解体である。「新システム」になれば、市町村が保育そのものを提供する義務はなくなり、利用者は自己責任で保育所を探すことになる。入所の決定は個々の事業者がするため、介護や障害者の分野で重度者の排除が起きているように、手のかかる子や障害児が排除される危険が指摘されている。

保護者の所得に応じた保育料から、利用に応じた“応益負担”になるため、保育を必要としている低所得層が、高い保育料で利用ができない事態もうまれてくる。公定価格は定められるものの、様々な上乗せ徴収も認められており、保育サービスは市場で買う商品となる。「すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障」とは逆に、“保育の中身は金次第”になってしまう。「新システム」の財源は消費税をあてにしたものである。予算の裏づけがないのだから、参入した事業者が「儲からない」となれば、即撤退も自由な市場任せである。質が確保され安心して預けられる保育施設が増える保障は全くない。また新システムでうたわれている「幼保一体化」の中身は、運営主体も設置目的も基準も活動内容も、全く異なる保育所と幼稚園のしくみを単純に「合体」するものであり、「新システム」は、

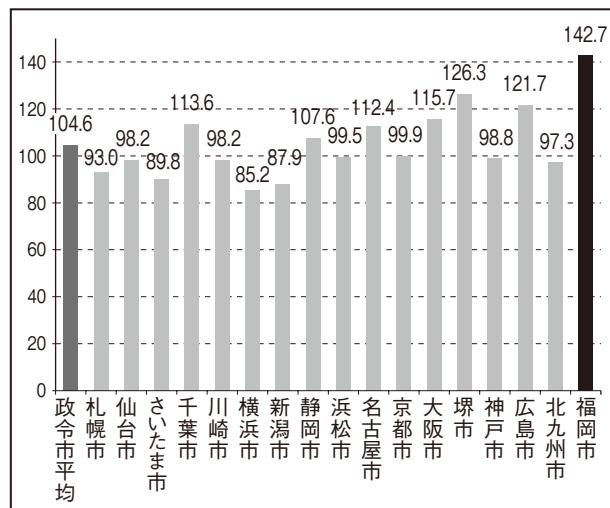
保育だけでなく、幼稚園、学童保育、地域の子育て支援のあり方を丸ごと変えてしまうものである。国と自治体がしっかり責任を持つ事を求めて、多くの人の手つなぎを強めたいと思う。

一方、2011年4月地域主権の一括法の中で、国の保育責任である「最低基準」が廃止され、地方への投げ渡しが決まった。「新システム」への条件整備が一步進んだといえよう。

(4) 福岡の保育・子育ての運動

福岡市は、子ども政策を重点的な施策と位置づけるとしているが、保育所に入れない待機児童数は増加するばかりで2011年4月現在で700名。「待機児童解消プラン」を作成し定員を2013年までに2200人分を増やすとしている。しかし、その対応策とされるのは、認可保育所増設ではなく定員以上の子どもの受け入れ、幼稚園活用、分園などの規制緩和での詰め込み保育によるものである。新設に際しては市有地の無償貸与方式ではなく設立者の自費で賄わなければならず簡単に新設園ができるとは思えない。もともと福岡市は、政令市で公立保育所が最も少なく数も保育サービスも民間園の努力に全面的に頼ってきた所である。このため、一保育園での受け入れは、政令市で最も多く、全認可保育園の平均が150人を超える（他都市では100人）程マンモス園が多い。（図5）

図5 保育園1園あたりの平均定員数



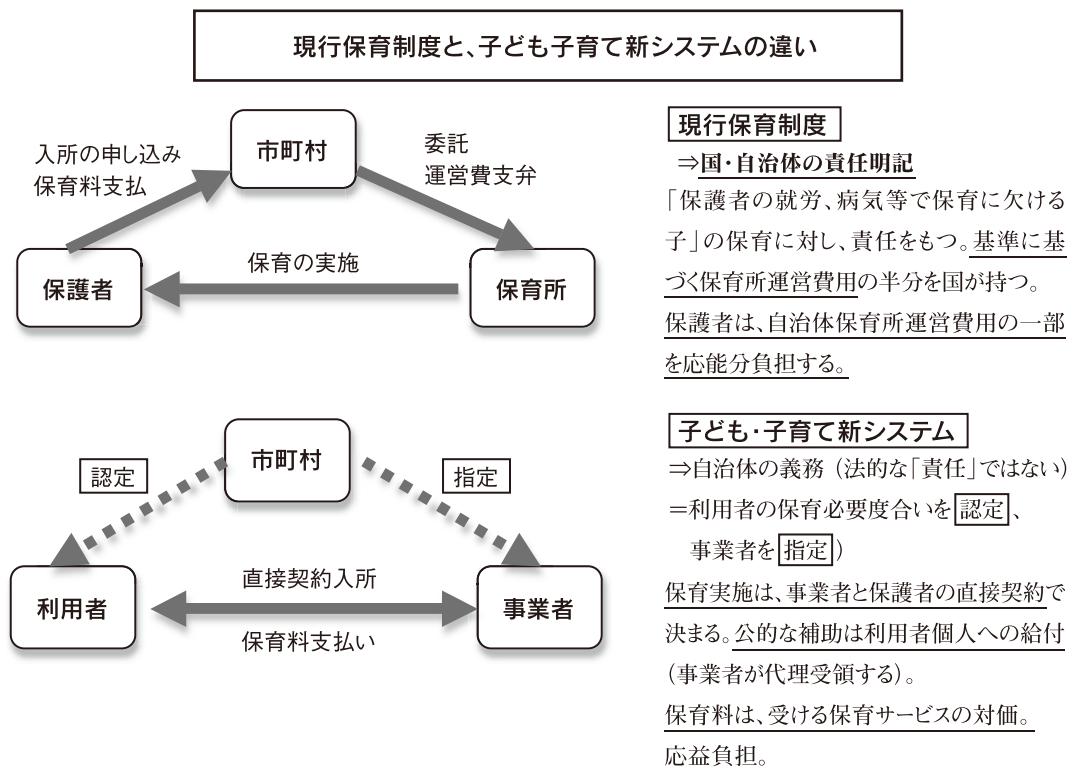
加えて保育所に入れない子への措置として「家庭的保育事業」が昨年から始まり、今年は16箇所新設したが、待機児数の減少には転じていない。

子どもの権利条約は、子どもの権利を明らかにすると同時に、子どもと向き合う大人の役割を改めて問い直し、その役割の重要性やそのための条件整備義務を明確にしている。福岡県保育団体連絡会では各市町村議会に対して「国へ

現行保育制度堅持を求めるための意見書」提出の取り組みを進めている。県下60の自治体の中で、福岡市を始め18市町村の議会で意見書が採択されている。

今後はさらに加えて県などに「最低基準」に変わらざる必要な保育基準を要求し、保育環境を守ることが求められている。

参考資料：「福岡市政白書2010」「ちいさいなかま」NO.562、「保育白書2011」





報告
②

子どもの心に寄り添い ともに歩む「保育者養成の課題とこれから」

山田 真理子（九州大谷短期大学）

人間の発達において、乳幼児期が基盤であり、その影響を多かれ少なかれ一生の間受け続けることを否定する人は誰もいないだろう。しかし、その乳幼児期が、日本において充分に守られたものとなるべく、どのような方針と改革がなされてきたのかについては、日本のこれまでではお粗末と言うほかはない。

そのような中、保育心理士資格は、保育現場において近年増えてきた「心理的支援が必要な子どもたち」の心に寄り添う保育の専門家の育成を目的に、保育士の有資格者をベースにして2000年に社団法人大谷保育協会認定資格として設定され、現在1300名を超える資格取得者がいる。

保育心理士資格に必要な科目は、心理系科目（発達心理学、臨床心理学、保育心理演習）と医学系科目（子どもの心身と身体）、障害児保育関連科目（障害児保育、セラピー概論、各論）、保護者支援（カウンセリング概論、演習）、概論・倫理系科目（保育心理概論、保育人間学、総合演習）、実習系科目（事例研究）からなっている。

子どもたち一人ひとりの心に寄り添い、ともに歩むことを目指した保育心理士の学びの共有は、子どもの心に寄り添うことを願う多くの保育者たちの拠りどころとなっている。

＜現状と課題＞

乳幼児期を預かる保育者（保育士・幼稚園教諭など）の社会的地位（給与を含む）は決して高くないが、近年の核家族化や若年出産などのハイリスク群を背景に、虐待対応や保護者支援をも担うことが保育所保育指針の改定で明記された（平成12年および22年）。

またこのところの幼保一体化（一元化）の動きは、その養成課程にも影響を与えている。幼稚園と保育園が一体化された総合施設（仮称）に

おいては、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置くとされ、新たに保育教諭（仮称）と名付けられて提案されている（平成23年7月27日中間まとめ）。

この保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とするが、その保育士資格とは幼稚園と比較される年齢しか視野になく、虐待や障害などのために保護者から離れて社会的養護の中にいる子どもたちに関わる施設保育士や、0歳～3歳の乳幼児に関する福祉的観点を持った保育者の役割については語られていない。また近年増えてきたと言われる発達障害への園での対応も、数々の研修はあるものの養成において一貫したものはない。

＜保育士のこれから＞

からの保育者養成を考える時、保育者に必要なすべてを最初の養成時に学ぶことは困難と言わざるを得ない。そこで、基本的な保育士養成と専門的な支援を必要とする子どもに関わる中堅の保育者養成を2段階にすることが必要と考える。今の日本においては保育者になった後、再入学してより専門性の高い保育を学べる場（大学や大学院、研究所）がないことが課題なのである。中堅以上の保育者が、様々な子どもや保護者に対応できる専門性を持つため、保育現場に必要な専門知識・技能を一定期間学ぶことを公的に保証することとそのような学びの場を創設することが必要ではないかと考える。

2012年9月、そのような目的に基づいて、福岡（北九州）に「子どもと保育研究所 ぶろほ」が誕生する。ここを学びの場として巣立つ保育者がどれだけいるかは、今後の保育の発展の試金石となるであろう。

II. 子どもと家庭・家族 (ひとり親家庭を中心に)

- 1 はじめに
- 2 母子家庭の現状
- 3 母子家庭が抱える困難さ
- 4 母子家庭に対する行政の対策
- 5 母子家庭に必要な対策

コラム 信頼できる大人と出会うこと（母子家庭で育った青年の声）

コラム 父子家庭の代表として国会へ

1. はじめに

子どもにとって家庭・家族とはどういうところか。

家庭・家族を辞書の言葉から要約すれば、家庭は夫婦・親子など家族が一緒に生活する集まりであり生活する所、家族は夫婦や親子・兄弟などの親族関係を基礎にして成立する小集団であり、社会構成の基本単位、となっている。

また、住居及び生計を共にする者の集団として世帯という言葉がある。これはもともと国民の生活を把握する様々な調査で用いられる行政上の概念であり、世帯と家族は重なり合う部分が多いがずれる部分もある、ということになる。
※ここでは、調査に「世帯」が使われている場合や調査の単位として「世帯」が使用されている場合、又は参考とする他の資料にそれが使われている場合は「世帯」を使用し、それ以外は「家庭」を使用することとした。

社会学の中では家族が社会構成の基本単位であるため、家族の機能に対する様々な言及があるが、アメリカの社会学者パーソンズ（T.Parsons 1902～1979）が言った、「家族は固有な機能として①子どもの社会化と②成人のパーソナリティの安定化の二つの機能を持っている」という言葉は今でも通じるだろう。

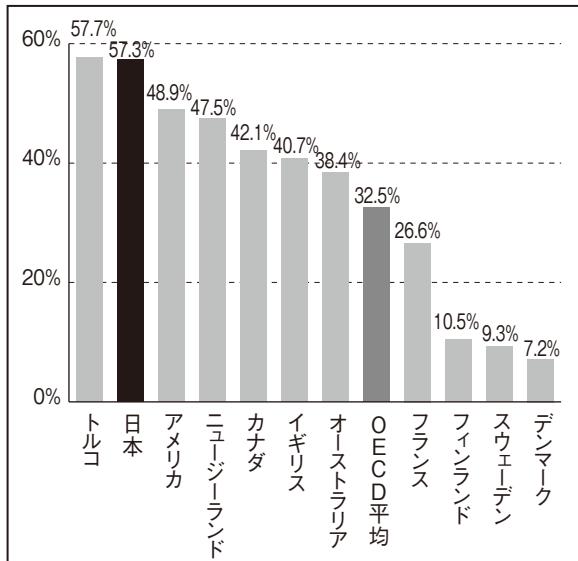
幼児期や子ども期においてどのような家庭・家族の中で育つかが、子どもの成長にとって、また、未来にとっても重要な関わりを持っていると、様々な論文の中で述べられている。

2010年6月に開催された国連の子どもの権利委員会第1541会議における最終所見（日本政府第3回定期報告に対する審査）によれば、【家庭環境】の項目で「日本社会において家族的価値の重要性がゆるぎないものであることを認識しながらも、親子関係の崩壊が子どもの情緒的および心理的幸福度に否定的な影響を与えるとともに、子どもの施設への収容にいたることさえもあるとの報告を懸念する。」「これらの問題は、……特にひとり親家庭を直撃している貧困などの要因に起因する可能性のあることに留意する。」と報告されている。

本書の総論の中に、注目される子ども関係のデータの一つとして、ひとり親家庭の貧困があげられている。経済協力開発機構（OECD）加盟主要11か国のデータから、ひとり親家庭全体の子どもの貧困率の国際比較を見ると、トルコ

と日本が突出して高く（57%強）、O E C Dの平均32.5%と比較すると約25ポイント高い数値になっている。（図1）

図1 ひとり親家庭全体の子どもの貧困率(OECD 2005年)



実際、2009年日本（厚生労働省）は「相対的貧困率」を初めて発表し、貧困の存在を公にした。O E C Dが発表しているのと同様の計算方法で、国民生活基礎調査をもとに算出された「相対的貧困率」とは、全人口の可処分所得の中央値（2007年は1人当たり年間228万円）の半分（114万円）未満しか所得がない人の割合で、この所得層を貧困状態としている。

それによると、平成19年（2007年）の調査では全世帯の15.7%、7人に1人が貧困状態ということになる。18歳未満の子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）では12.2%、そのうち、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は10.2%だが、大人が1人の世帯では54.3%と過半数が貧困状態と極端に高い数値になっている。

（表1）

大人が1人の世帯には、母子世帯、父子世帯、祖父・祖母と子どもの世帯等を考えられるが、後に述べる福岡市における母子世帯の全世帯に対する出現率は、父子世帯の出現率の7倍強であり、それ

表1 相対的貧困率

※括弧内は 調査対象年	平成10年 1998年 (平成9年)	平成13年 2001年 (平成12年)	平成16年 2004年 (平成15年)	平成19年 2007年 (平成18年)
	%	%	%	%
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7
子どもの貧困率	13.4	14.5	13.7	14.2
子どもがいる現役世帯 (世帯主が18歳以上 65歳未満)	12.2	13.1	12.5	12.2
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2
実質値	万円	万円	万円	万円
中央値	259	240	233	228
貧困線	13	120	117	114

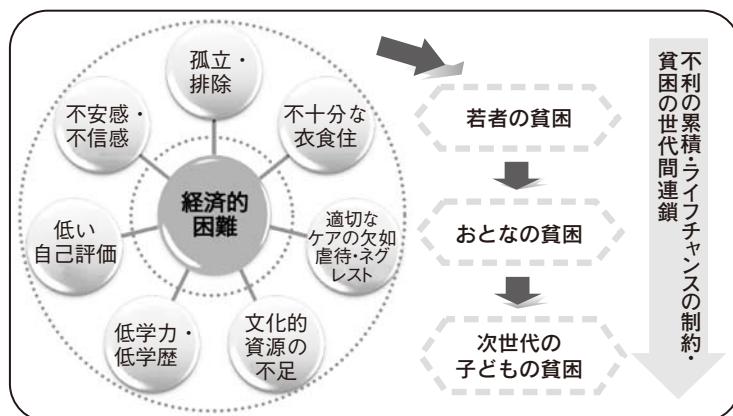
からすれば、日本の貧困世帯の大部分が母子世帯であるということは、十分に考えられる。また、国立社会保障・人口問題研究所勤務の阿部彩さんの著書「子どもの貧困」においても、母子のみの世帯の貧困率は66%（2004年版「国民生活基礎調査」より阿部彩さんが推計）と、突出して高い状況が推計されている。

子どもが育つ家庭を考えるとき、大人の所得に依存している子どもにとって、その育つ家庭が貧困かどうかということが、子どもの成長に様々な影響を及ぼし、さらに次世代へと引き継がれる可能性（貧困の世代間連鎖）を含んでいる。

（図2）（参考文献：「子どもの貧困白書」2009年）

突出して高い貧困状態にあるが故に、母子家庭においてその様々な問題が集約的に現れているところから、この項ではとくに母子家庭の状況について取り上げてみることとする。

図2 子どもの貧困の関係





2. 母子家庭の現状

(1) 離婚家庭の増加

福岡市のひとり親家庭、とくに母子家庭の現状について、平成18年度（2006年度）福岡市ひとり親家庭実態調査結果（調査基準日は平成18年11月1日、数値は推計。以下、特に記載しない場合はこの調査結果からの数値を使用。）から見てみる。この調査は5年毎に実施されており、現時点では、2006年度が一番新しい調査となっている。

この調査での母子家庭は、20歳未満の子どもを扶養する「配偶者のない女子と子どもからなる世帯」とし、母子以外に同居家族がいる場合も含まれる。

福岡市においては母子家庭が18,760世帯で、総世帯数662,671世帯（福岡県の平成18年11月人口移動調査）に占める割合（出現率）は2.83%となっており、前回調査の平成13年（2001年）との比較では、1,548世帯、9.0%の増加になっている。

母子家庭になった理由では、離婚が全体の80.4%、死別が9.4%であり、昭和61年（1986年）の離婚66.5%、死別22.2%に比べると、離婚の割合が増加、死別が減少している。（表2）

表2 福岡市の原因別母子家庭の世帯数（推計）

		総数	死別	生別		不明	
世帯数 (世帯)	構成比 (%)			離婚	その他		
	平成18年	18,760	1,764	15,075	1,901	20	
	平成13年	17,212	2,068	13,332	1,785	27	
	平成8年	14,910	2,210	11,310	1,240	150	
	平成3年	14,180	2,290	10,430	1,330	130	
	昭和61年	13,750	3,050	9,150	1,510	40	
出現率 (%)		平成18年	100.0	9.4	80.4	10.1	0.1
		平成13年	100.0	12.0	77.4	10.4	0.2
		平成8年	100.0	14.9	75.9	8.3	1.0
		平成3年	100.0	16.2	73.6	9.4	0.9
		昭和61年	100.0	22.2	66.5	11.0	0.3

因みに、同じ調査から父子家庭の状況を見てみると、父子家庭の世帯数は2,572世帯で、その出現率は0.39%となっている。（表3）

表3 福岡市の原因別父子家庭の世帯数（推計）

	総数	死別	生別		不明
			離婚	その他	
世帯数 (世帯)	平成18年	2,572	609	1,863	100
	平成13年	2,905	730	1,959	183
	平成8年	2,530	670	1,730	90
	平成3年	2,410	740	1,540	120
	昭和61年	2,320	690	1,480	150
構成比 (%)	平成18年	100.0	23.7	72.4	3.9
	平成13年	100.0	25.1	67.4	6.3
	平成8年	100.0	26.5	68.4	3.6
	平成3年	100.0	30.7	63.9	5.0
	昭和61年	100.0	29.7	63.8	6.5
出現率 (%)	平成18年	0.39	0.09	0.28	0.02
	平成13年	0.48	0.12	0.32	0.03
	平成8年	0.45	0.12	0.31	0.02
	平成3年	0.48	0.15	0.31	0.02
	昭和61年	0.53	0.16	0.34	0.03

一方、平成18年度（2006年度）全国母子世帯等調査結果（厚生労働省。この調査は本来5年毎に実施されているが、国の施策変更に合わせ、18年度は前倒しで実施。数値は推計。）を見ると、全国の母子世帯は1,517,000世帯で、全世帯数4,753万世帯（平成18年国民生活基礎調査）に占める割合（出現率）は3.2%、また、前回調査の平成15年（2003年）に比べ291,600世帯、23.8%増加している。

母子世帯になった理由では、離婚が全体の79.7%、死別が9.7%であり、昭和63年（1988年）の離婚62.3%、死別29.7%に比べ、離婚の割合が増加、死別が減少している。（表4）

(2) 9人に1人が母子家庭の子

母子家庭に暮らす20歳未満の子どもの数は29,300人で、1世帯当たりの子どもの数は1.56人、福岡市内の全子どもの数に対する出現率は10.90%と推計されている。ということは、9人



に1人は母子家庭の子ということになる。ただ、この調査では、母子以外に同居家族がいる場合も含まれるため、母子のみの世帯に暮らす子の割合はいくらか少なくなると考えられる。(表5)

母親の年齢は「40～44歳」が25.0%と最も高く、「35～39歳」が21.9%と続いており、この「35～44歳」の年齢層で、母子家庭全体の半数近く46.9%を占めることになる。このことから、母子家庭の母親の平均年齢は40歳前後と思われる。平成18年度(2006年度)全国母子世帯等調査結果報告では、調査時点における全国の母子世帯の母の平均年齢は39.4歳となっており、ほぼ同じであることが伺える。

(図3)

(3) 母子家庭はワーキング・プアの典型

母子家庭の母親の仕事の有無はどうか。福岡市の調査では、現在仕事を持っている母親は83.5%で非常に高い数値を示しているが、母子家庭になった当時は53.5%で、多くの母親は母子家庭になった後に仕事を始めたと思われる。(図4)(図5)

この数値が非常に高いということは、平成19年度(2007年度)就業構造基本調査では、福岡市内の15歳以上の女性のうち有業者は51.37%、また、配偶者有りの女性のうち有業者は47.76%となっていることからも分かる。

次に、現在仕事を持っている母親の就労形態をみると、40.9%が「パートタイマー」で最も高く、「派遣・契約社員」の12.4%と「臨時・日雇いなど」の2.5%を合わせると、いわゆる非正規雇用が55.8%と半数を超えており、「正社員・正職員」は37.0%に留まっている。(図6)

一方、父子家庭では、現在仕事を持っている父親は92.5%で、父子家庭になった当時は95.8%が仕事を持っていたり、父子家庭になる前も後もほぼ変わらず仕事を続けていることが分

表4 全国の母子家庭の世帯数(推計)

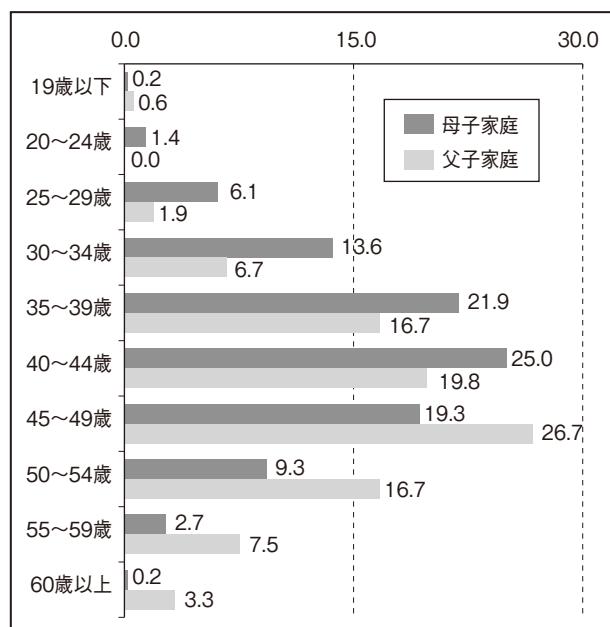
		総数	死別	生別		
				離婚	未婚の母	その他
世帯数 (世帯)	平成18年	1,517,000	147,000	1,209,000	102,000	48,000
	平成15年	1,225,400	147,200	978,500	70,500	27,300
	平成10年	954,900	178,800	653,600	69,300	40,200
	平成5年	789,900	194,500	507,600	37,500	33,400
	昭和63年	849,200	252,300	529,100	30,400	37,300
構成比 (%)	平成18年	100.0	9.7	79.7	6.7	3.1
	平成15年	100.0	12.0	79.9	5.8	2.2
	平成10年	100.0	18.7	68.4	7.3	4.2
	平成5年	100.0	24.6	64.3	4.7	4.2
	昭和63年	100.0	29.7	62.3	3.6	4.4

表5 福岡市母子家庭の子どもの数、構成比および出現率(推計)

	総数	未就学児	小学生		中学生	義務教育終了後の子ども		
			1～3年生	4～6年生		高校生	短大・大学生	その他子ども
人員 (人)	平成18年	29,300	4,420	4,310	5,060	5,550	5,940	1,160
	平成13年	27,080	4,710	3,530	3,910	5,500	5,670	1,060
	平成8年	23,610	3,380	2,770	3,830	4,350	4,800	1,740
	平成3年	23,490	2,420	3,070	4,060	4,840	4,980	1,420
	昭和61年	23,190	2,400	2,970	3,470	5,620	4,390	1,200
構成比	平成18年	100.0	15.1	14.7	17.3	18.9	20.3	4.0
	出現率	平成18年	10.90	5.00	11.24	13.28	14.44	9.08
								4.39

※注)出現率算定の基礎となる児童・生徒数は平成18年5月1日現在の教育統計年報
(福岡市教育委員会)

図3 母親、父親の年齢



かる。現在の方が若干減少しているのは、後のページにコラムを書いている宮原さんのように「幼子を抱えて、サラリーマンを続けること」ができなかつた父親がいたと類推するところである。

仕事を持っている父親の就労形態をみると、「正社員・正職員」が62.0%と高く、次いで「自営業主」が24.7%となっており、「派遣・契約社員」の4.8%、「臨時・日雇いなど」の3.9%及び「パートタイマー」の1.2%を合わせたいわゆる非正規雇用は9.9%で、母子家庭の母親の働きにくさが見えるところである。(図6)

仕事による収入状況をみると、ボーナスなどの臨時収入を除き1か月間の平均的な手取り収入は、母子家庭では14万7,980円、父子家庭では29万1,012円である。また、世帯全体の平均年間収入額(児童扶養手当、年金、養育費等を含む)を見ると、母子家庭では税込み239万円、父子家庭では494万円となっている。いずれにしても母子家庭と父子家庭の収入差は明白で、2倍を超えている。因みに、平成18年度(2006年度)国民生活基礎調査によれば、全世帯の平均年収は564万円となっており、母子家庭、父子家庭とも全世帯の平均を下回り、とくに母子家庭の場合、約4割にしかならない。

もちろん平均で全て判断するのではなく、父子家庭の場合も月平均20万円未満の層が25.0%あるということも忘れてはならない事実である。

(図7)

図7 仕事による1か月の収入

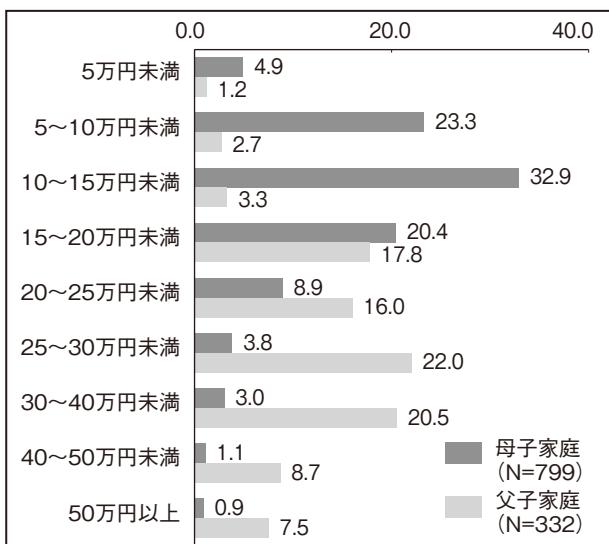


図4 現在の仕事の有無

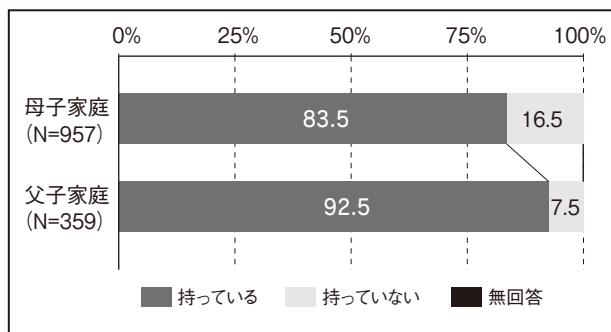


図5 一人親家庭になった当時の仕事の有無

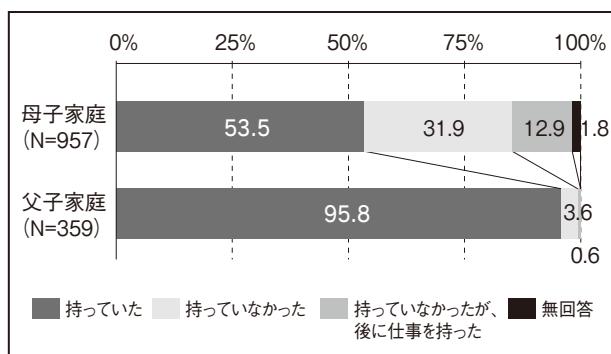
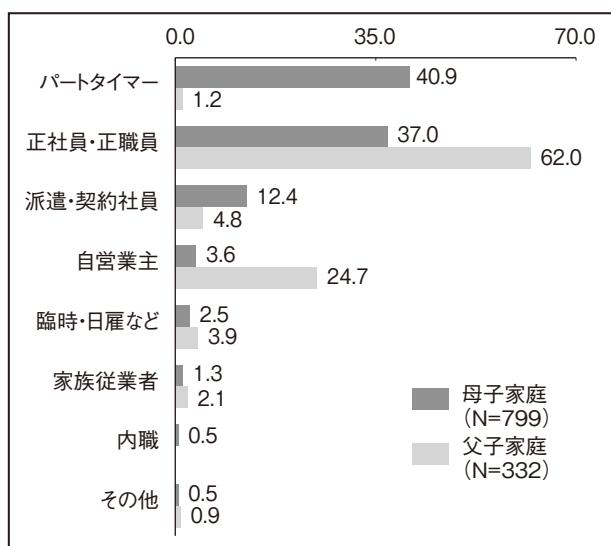


図6 就労形態



※世帯の年間平均税込収入
(推計)

母子家庭：239万円

父子家庭：494万円

※平均手取り収入月額
(推計)

母子家庭：14万7,980円

父子家庭：29万1,012円



なお、平成18年度（2006年度）全国母子世帯等調査結果報告では、母子世帯の母親の平均年間就労収入は171万円で、うち常用雇用者は257万円、臨時・パートは113万円で、常用雇用者の半分以下の収入になっており、臨時・パートの場合は、そのほとんどが最低賃金の時給で雇用されたのではと思われる。

以上から、母子家庭の母親の8割以上が仕事を持っているにもかかわらず、その半数以上が不安定な非正規雇用で就労しており、母子家庭の多くがワーキング・プアと言われている状況を示している。

このことは、日本の女性の就業状況の問題でもある。平成18年（2006年）版の国民生活白書によれば、結婚した女性の結婚前後の就業状況は、結婚前には88.5%だった就業率が結婚後には65.3%に低下、つまり20%以上の女性が結婚を機に離職しており、さらに、出産後の就業率は23.1%にまで低下したとある。このようにして、一度離職した女性が母子家庭となり再就職を希望したとしても、子育てと仕事を両立できる労働環境が未だに整っていないことから、その就業は大変厳しいことは容易に想像できる。

3. 母子家庭が抱える困難さ

（1）不安や困っていること

このような状況の母子家庭で、実際に不安や困っていることは何か、福岡市の実態調査結果から見てみる。

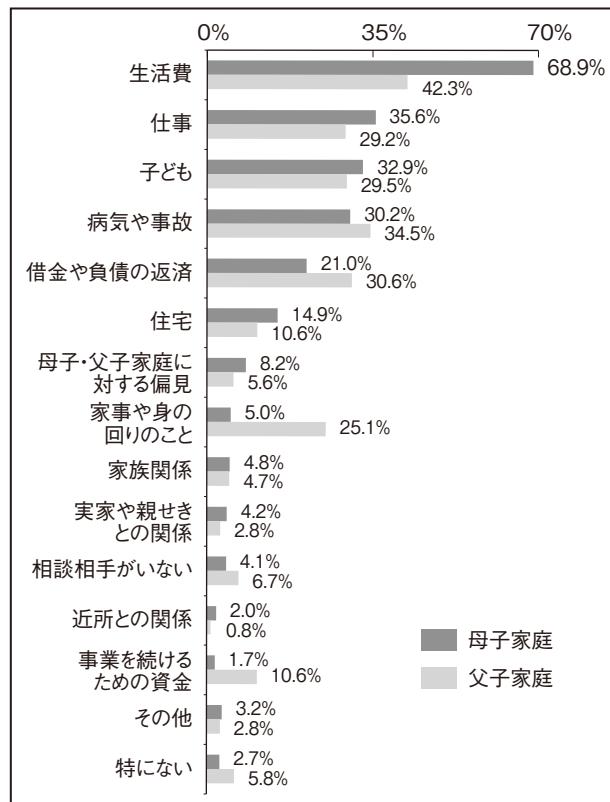
母子家庭の生活上の不安や悩みでは「生活費」が68.9%で最も高く、次いで「仕事」35.6%、「子ども」32.9%、「病気や事故」30.2%についてはほぼ同率で続いている。やはり生活費に対する不安が多いことが伺える。父子家庭についても「生活費」が42.3%と高く、次いで「病気や事故」34.5%、「借金や負債の返済」30.6%となっている。

母子家庭の場合「生活費」の割合が父子家庭より26.6ポイントも高いのは、やはり収入の差によるものと思われる。（図8）

（2）子どもへの期待

母子家庭は、子どもにどう影響を与えているのだろうか。大人の所得に依存している子どもにとって、貧困は子どもの成長に影響を及ぼし、さらに次世代へと引き継がれる可能性を含んでおり、中でも「教育」がとても重要である。2009年にNPO法人しんぐるまざあず・ふおー

図8 生活上の不安や悩み(複数回答可)



らむが行った調査「母子家庭の子どもと教育」の結果報告書から少し数字を拾ってみた。

母子家庭の母親の年間収入と子どもに対して希望する進路（「就職」・「短大等への進学」・「大学への進学」）をクロス集計した場合、「150万円未満」の母親は最も望ましい進路として「就職」とする者が24.4%、「大学への進学」が40.0%であるのに対し、「350万円以上」の母親は「就職」が全くなく、「大学への進学」が73.0%と高くなっている。このことから、収入階層によって母親が子どもを大学へ進学させようとする希望に格差があることが見える。つまり、収入が減るにつれて就職を希望する母親の割合が増えることになる。しかし、どの収入階層においても「就職」より「大学への進学」を希望する母親が多いことは注目すべき数値である。（図9）

一方、母親の学歴と子どもに対して希望する進路（「就職」・「短大等への進学」・「大学への進学」）をクロス集計した場合、「中学校」卒業の母親は最も望ましい進路として「就職」とする者が35.0%、「大学への進学」が10.0%であるのに対し、「高校」卒業の母親は「就職」とする者が23.8%、「大学への進学」が42.5%、「大学・大学院」卒業の母親は「就職」が1.6%、「大学への進学」が72.1%と高くなっている。母親自身の学歴によって子どもを大学へ進学させようとする希望に格差があることが見える。つまり、母親の学歴が上昇するにつれて就職を希望する母親の割合が減り、「大学への進学」を希望する割合が増えていくことが見えてくる。（図10）

図9 母親の年間収入と希望する進路

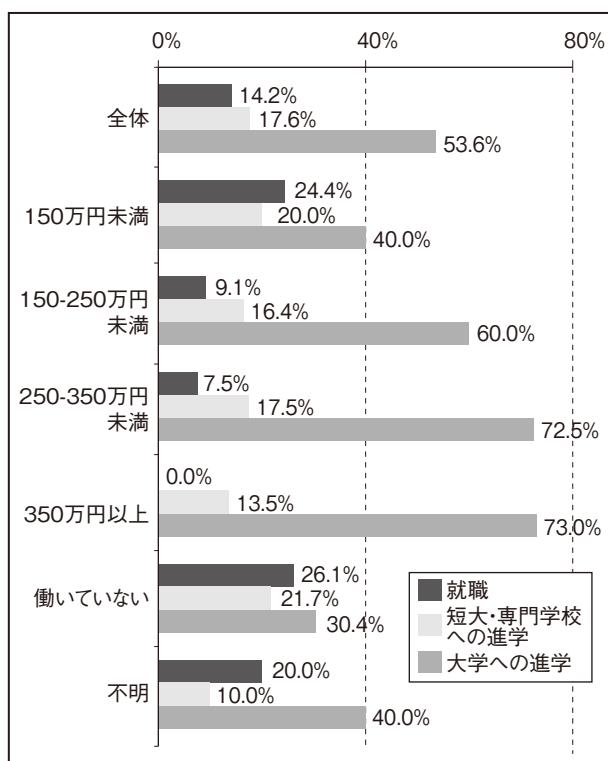
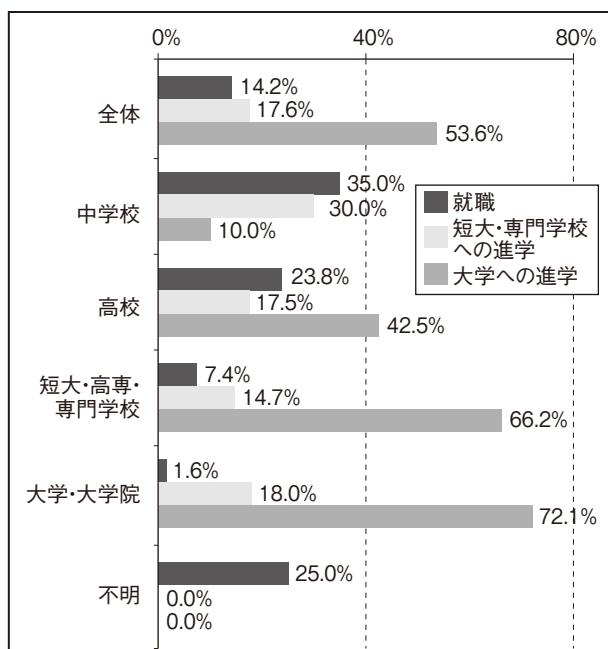


図10 母親の学歴と希望する進路





4. 母子家庭に対する行政の対策

(1) 国の制度の転換

では、このような母子家庭に対して、国はどのような施策を実施しているのだろうか。

父親との死別により母子家庭になった場合は、通常遺族年金が支給されるし、人によっては死亡保険金や補償金を受け取る場合もある。

福岡市の調査では、母子家庭の主たる収入源は「自分の仕事による収入」とした人は死別による場合が44.4%に対し、離婚の場合は80.4%と、1.8倍強となっている。一方、主たる収入源は「年金（遺族基礎年金など）」とした人は死別による場合が48.9%に対し、離婚の場合は0.8%（調査には、結果として55歳以上の母親が2.9%含まれていたので、本人分の年金と思われる。）で、やはり生別の離婚や未婚により母子家庭になった場合には、自分の仕事による収入が主たる収入源となっている。

この生別母子家庭が非常に頼りにしているのが、国の経済的支援である児童扶養手当である。児童扶養手当は、1961年制定の児童扶養手当法に基づき、父と生計を同じくしていない18歳の年度末までの（一定の障害がある場合は20歳未満）児童を養育し、所得制限を下回る母子家庭に支給される社会手当の制度である。2010年8月からはこれと同様の状況にある父子家庭も対象とされるようになった。

しかし、2002年に発表された「母子家庭等自立支援対策大綱」（厚生労働省）では、『昭和27年に戦争未亡人対策から始まり、50年の歴史を持つ我が国の母子寡婦対策を根本的に見直し』、母子家庭に対する施策を「児童扶養手当中心の支援」から「就労による自立支援」へと大きく政策転換した。これをもとに、母子及び寡婦福祉法と児童扶養手当法が改正され、母子家庭の自立支援策としての施策が強調して推進されることとなった。

具体的には、子育てと生活支援、就業支援、

養育費の確保、経済的支援で、2008年に策定された基本方針でも、この4本柱の施策を引き続き実施し、特に就業支援策及び養育費確保策を強化するという方向性が示されている。これらの事業のほとんどが、地方自治体を実施主体とする事業であり、国は費用の一部を補助することになっているため、全ての地域で同じように事業が実施されているわけではない。

(2) 福岡市の施策

福岡市においても、国の方針に沿って「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」が策定されているが、2010年3月に策定された計画から、特に母子家庭向きと思われる主な事業を一部抜粋してみる。この計画では、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援、相談体制の充実を施策の5つの柱として次頁のような事業を展開することが示されている。

(3) 福岡市の事業（計画）への要望

〈子育てや生活支援について〉

離婚した母親が仕事をしようとするとき、子どもが未就学児であれば、保育所に入所させることができるかどうかはとても重大なことである。2011年7月の福岡市の待機児童は874人と発表された。ひとり親家庭の子を優先的に入所させているとはいえ、離婚や就職の時期が必ずしも保育所の入所申請時期（前年の秋）とは限らない。待機児童が多い福岡市では、母子家庭であっても年度途中で入所するのは大変困難な状況である。待機児童ゼロというよりマイナスの状態を目指していただきたい。

また、母子家庭の母親で、9時～5時、土・日・祝日休み、残業なしの仕事に就ける人は、とても限られている。たとえ有給休暇があっても取りにくいというのが現状である。心置きなく仕

事に就けるよう、休日保育・夜間保育などの多様な保育サービスや病児・病後児デイケア事業については、ひとり親当事者の意見を積極的に取り入れて、数だけではなく利用し易くなるよう、さらに事業の充実を図っていただきたいと思う。

〈就業支援について〉

福岡市立母子福祉センターでは、就業相談から就業情報の提供・職業紹介まで一貫した就業支援サービスが実施されている。しかし、就職が決まても非常勤やパートが大部分を占め、常勤でも1年更新や契約社員が多く、いわゆる正社員として就職できるのは、年齢が高くなるほど難しい状況である。結果として賃金が安く、何年働いても昇給は期待できないのが現状であ

る。このような労働環境のもとでは、本人の努力だけではどうにもならないのではないか。健康で文化的な最低限度の生活を保障すると共に、子どもの意欲と能力に見合った教育を受けるに足る収入を確保できるようにしていただきたいと思う。

〈養育費の確保について〉

福岡市の実態調査結果では、母子家庭で現在養育費を受けている母親は16.8%に過ぎず、過去も現在も養育費を全く受けたことがない母子家庭が65.9%いる。子どもの養育義務は当然両親にあり、それは離婚しても変わらない。しかし、離婚時に養育費を取り決めることが容易く進むとは限らない。何度も調停に出ることは時間的制約だけでなく、相当な精神的負担を伴う

福岡市ひとり親家庭等自立促進計画（抜粋）

・子育てや生活支援

- ひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所
- 入所定員の増加、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児の一時保育事業など多様な保育サービスについて平成26年度末までの数値目標を示して実施（対象：一般）
- 母子家庭等日常生活支援事業、子どもショートステイ事業（対象：一般）
- 市営住宅の優先入居の促進、母子生活支援施設における自立支援の充実
- 子育てに関する相談（対象：一般）など

・就業支援

- 母子家庭の自立に向けて、就業相談、情報提供、就業支援講習会の開催、無料職業紹介事業などの一貫した就業支援サービスを福岡市立母子福祉センターを中心に実施
- ひとり親家庭対象の企業合同面談会の開催
- 就業に向けた能力開発のための給付金事業の実施など

・養育費の確保

- 養育費に関する広報・啓発活動の推進
- 法律面での相談の場を提供など

・経済的支援

- 自立に向けた準備期間における経済的支援と位置づけて児童扶養手当などの支給
- 経済的負担の軽減策としてひとり親家庭等医療費助成の実施
- 母子寡婦福祉資金貸付金の充実など

・相談体制の充実

- 各区の家庭児童相談室（家庭相談員をひとり親家庭相談の総合的な窓口と位置づけ）及び福岡市立母子福祉センターにおける相談の充実や男女共同参画推進センター等との連携
- ひとり親家庭ガイドブック発行等情報提供の充実など



上に、相手に養育費を支払うだけの収入がなければ、要求しても払ってもらえない。当事者任せではなく、行政が取り立てるとか、離婚時の取り決めに介入するとか本人の負担を軽くする制度を作らない限り、相談だけでは養育費確保がそれほど進むとは思えない。

〈経済的支援について〉

児童扶養手当は、一定の所得以下の母子家庭・父子家庭にとってまさに命綱と言われる手当である。児童扶養手当を受給しているかいなかが、医療費助成や保育料、学校へ納める費用な

どに関わってくる。この制度が決して後退することがないよう、国へも働きかけていただきたいところである。

〈相談体制の充実について〉

相談体制の充実については、なお一層きめ細かに対応していただきたいと思う。「制度を知らなかった」「手続きの説明を聞いてもよく分からぬから諦めた」「働いても家計が苦しく死にたい」などの声に対し、一人ひとりに寄り添った相談ができるような相談員の一層の資質の向上を望むところである。

5. 母子家庭に必要な対策

これまで見てきた資料から、福岡市の平均的な母子家庭の母親は、40歳前後、子どもが1～2人、パートタイマーで1日9～10時間働き、仕事による月収は14万8千円という状況が理解できたが、平均像ということは、この状況以下の、言えば超貧困状況の母子家庭が多数存在するということも同時に心にかけていただきたいと思う。生活上の不安や悩みの中に「病気や事故」が30.2%もあったように、既に体調を崩しながらも働くを得ない人や、病気で働く生活保護を受けている人、また、いつ倒れるか分からない不安を抱えて仕事をしている人が相談を受けた中にあったのも事実である。いつ回復するともしれない雇用状況の悪化も母子家庭を直撃している。

今まで述べた実態調査の結果を踏まえて、必死に生きている多くの母子家庭に、併せてその母子家庭で育つ子どものために、今どのような対策が必要か、いくつか掲げてみる。

(1) 子どものための経済的支援

第一に挙げたいのは、経済的支援である。

行政機関に対する母子家庭の要望事項として

は、「年金・手当などの充実」が58.8%で最も高く、次いで「県営住宅や市営住宅を増やす」33.8%、「職業訓練の場や働く機会を増やす」30.4%、「医療保障の充実」30.2%と続いている。父子家庭も「年金・手当などの充実」が57.1%と最も高く、次いで「医療保障の充実」30.9%と続いている。

(図11)

収入状況とのクロス集計はないが、不安や困っていることの結果と併せて考えると、経済的支援に対する要望が断然高い状況が伺える。

さきに述べた「母子家庭等自立支援対策大綱」では、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭・父子家庭になった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を重視する視点で、児童扶養手当法が改正されている。そして、児童扶養手当の受給期間が5年（又は手当の支給要件に該当した日の属する月の初日から起算して7年）を超える場合は、所得が所得制限を超える、超えないに関わらず、支給額を最大2分の1まで減額するという措置が、2008年から実施されるようになっている。この措置は当事者団体等の力強い反対運動の結果、就労中や求職活動中、疾病等による就業困難者の場合等

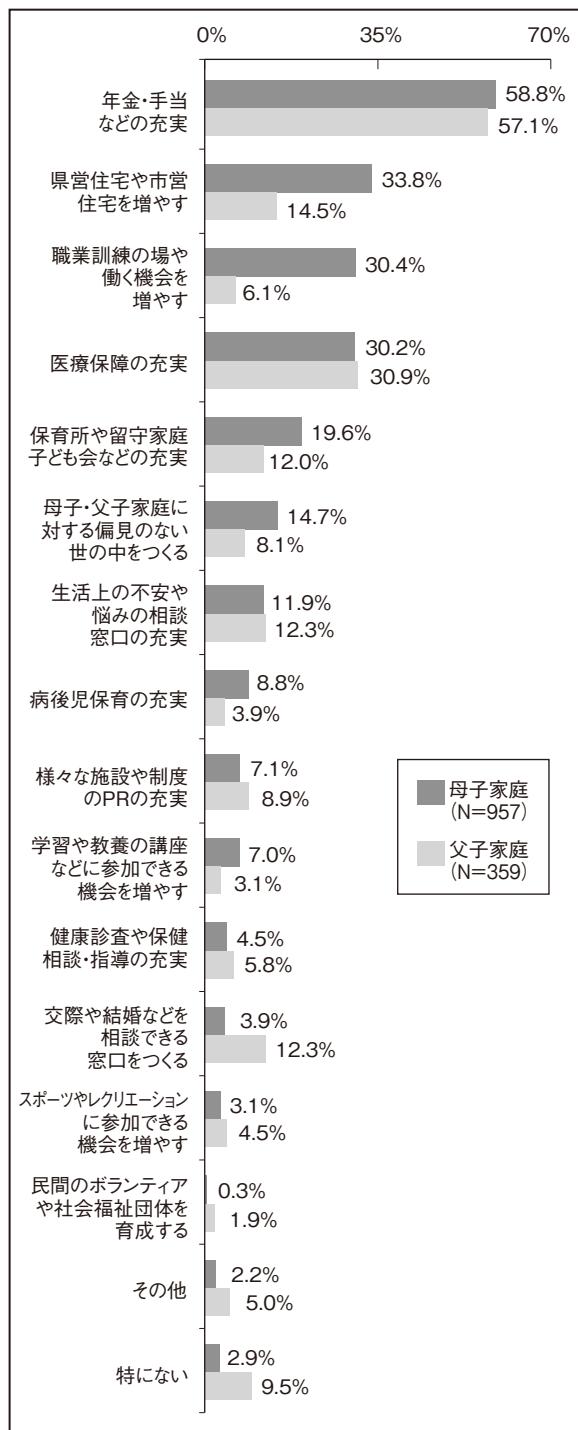
には適用除外の取り扱い（関係機関の証明を受けた本人の申請が必要）を受けることになったが、決して削除されたわけではない。実際に支給額を減額された人もいる。もともと女性の就業状況が厳しく非正規雇用が増えている中で、厚生労働省の資料「平成 22 年（2010 年）10 月ひとり親家庭対策について」において『現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている』と言及しているにも関わらず、母子家庭の母親の就業支援策が功を奏するとは思われないまま経済的支援を削減するのは、理解しがたいところである。

児童扶養手当法第 2 条（児童扶養手当の趣旨）によれば、『児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるもの』だが、同時に『児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない』とある。ワーキング・プアの状態で児童扶養手当を受け、やっと収支のバランスを保とうとしている母子家庭の母親に、就業支援策が強調されるのはさらに働くと言うのか？と真意を計りかねるところである。

さらに、同第 14 条では、『受給資格者（母に限る。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかったときは、手当の額の全部又は一部を支給しないことができる』と定められている。これは、1946 年、戦後すぐ制定された「旧生活保護法」にあった「勤労を怠る者その他生計の維持に努めない者」は生活保護の対象にしないという除外規定と同じ発想ではないか。今回児童扶養手当法を読み、目を疑うばかりであった。因みに「旧生活保護法」は 1950 年に全面改正になり、問題の規定は外された。

母子家庭の母親の 84% が働いているにも関わらず、そこに育つ子どもの最善の利益を保障するのに十分な収入を得ているとは言い難い状況で

図11 行政機関に対する要望事項(複数回答)



あるが、それは母子家庭の母親の責任ではないはずだ。また、仮に母親がそうであったとしても、そこに育つ児童の健やかな成長を、親の責任だからと行政が無視していいわけではない。何とも時代にそぐわない規定に思われてならない。

子どもの養育や教育が委ねられている母子家庭の多くが貧困状態にあること、そこで育つ子

どもに対する経済的支援の財源配分が、子どもの権利の視点から設定されるよう、子どもの権利委員会は日本政府に強く勧告している。子どもの貧困を少しでも解消するべく、2010年4月から実施されてきた「子ども手当」であるが、存続が危ぶまれているところである。

子どもの権利が保障されるために、貧困状態にある子どもに対する経済的支援を最優先して施策を進める必要があると思う。

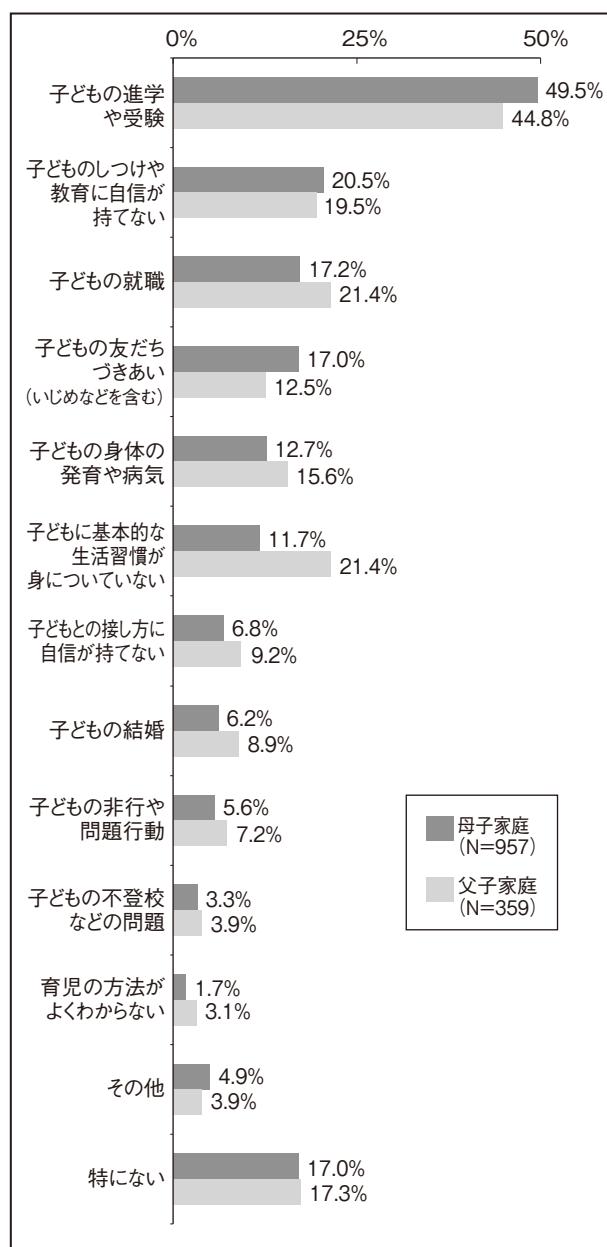
(2) 自由な進路の選択

福岡市の母子家庭の子どもについての悩みでは「子どもの進学や受験」が49.5%で最も高く、次いで「子どものしつけや教育に自信が持てない」が20.5%、父子家庭では「子どもの進学や受験」が44.8%でやはり最も高く、次いで「子どもの就職」と「子どもに基本的な生活習慣が身についていない」が同じ21.4%となっており、「子どものしつけや教育に自信が持てない」は19.5%で続いている。(図12)

3. 母子家庭が抱える困難さの項で述べたが、母子家庭の子どもへの進路希望は母親の収入階層と学歴に深く関連している。教育を受けることは、子どもの肉体的能力、精神的能力及び知的能力を引き出し伸ばすことであり、その能力を最大限に発達させる機会は皆平等に保障されなければならない。しかし、実態は子どもが望む教育を貧困のために断念せざるを得ないという状況があり、そのことは、その後の子どもの人生に影響を及ぼすことは必至で、進学・就職の選択肢を制限されるだけではなく、延いては次世代にも不利な状況をもたらしていく。頑張れば何とかなると、子どもに負担を負わせることではない。

日本の教育費が高いことはよく耳にする。憲法第26条では、「すべて国民はひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、義務教育の無償を求めているが、内容は公立小中学校における授業料無償及び教科書代無償に限られる。文部

図12 子どもについての悩み(複数回答)



科学省「平成20年度(2008年度)子どもの学習費調査」によれば、学校給食費、学用品費、制服等の費用の年間平均支出額は公立小学校約9.8万円、公立中学校約17.5万円となっている。また、高等学校は義務教育ではないため、公立でも年間平均約35.7万円(うち授業料11.4万円)、大学となると国立でも年間平均約64.4万円(うち授業料51.1万円)かかる。国公立でこの状況、私立では2倍から8倍にもなる。低所得の母子家庭では国公立でさえ家計を圧迫している状況が推測できる。

実際、文部科学省「平成 20 年度（2008 年度）学校基本調査」によれば、中学卒業者に占める高校進学者の割合は 97.8% だが、平成 18 年度（2006 年度）福岡市ひとり親家庭実態調査結果で母子家庭の母親が「子どもをどこまで進学させようと思っているか」をみると、中学生の子どもがいる場合では、「高校」以上の進学を希望する割合は 61.6% に留まり、残りのほとんどが「子どもの意思に任せよ」と回答している。調査の方法が違うため一概に比較はできないが、今や高校進学は当たり前、ほとんど義務教育化している中で、母子家庭の母親が、子どもの進学を思い切らず迷っている気持ちに胸が痛くなるのは私だけではないだろう。

2010 年 4 月から高校無償化法が施行され、公立高校の授業料無償化がやっと実現したことは、遅かったとは言え歓迎すべきことであった。私立高校の場合は全額無償ではないし、大学は当然それぞれの家庭の責任となっている。確かに奨学金の制度はあるが、奨学金はあくまでも借金であり返還しなければならない。厳しい就業環境の中で、卒業後の返還は、親にとっても子どもにとっても大きな負担となることが予想され、逡巡している母と子があるやもと思われる。

埋蔵資源に乏しい日本にとって、様々な能力を持つ「人」は国の財産である。全ての子どもたちが大学まで、というわけではない。全ての子どもたちが、自由な選択によってその子らしい能力を十分に發揮できるよう育てることは、国の責務であり、国の存続に関わることである。子どもたちの自由な選択を保障するためにも、教育にかかる経済的負担を早急に軽減することも重要な課題と言える。

（3）母子家庭に対する偏見の除去

福岡市の母子家庭の生活上の不安や悩みの中

に、「母子家庭に対する偏見」8.2%がある。因みに、父子家庭の場合では「父子家庭に対する偏見」は 5.6% である（図 8）。他の項目の割合と比較すれば数字的には小さいのだが、福岡市の約 1 万 8 千世帯を超える母子家庭の 8.2% が偏見に悩んでいるというのは、決して無視できないのではなかろうか。偏見は差別を生み、差別は社会的な排除につながる。

2010 年に N P O 法人しんぐるまざあず・ふおーらむが行った「母子家庭の就労・子育て実態調査報告書」によれば、「悩んでいること、社会や行政への要望などについて」の自由記述欄に書かれた次のような母親の言葉がある。

●母子家庭というだけで、お前が悪いというような批判的な見方、考え方をやめてほしい。一生懸命やっていればそれに対して、誤解、誹謗中傷をしないでほしい。行政の形式的、強迫的、思いやりのない対応はやめてほしい。

（47 歳）

●「片親=かわいそう」という社会の偏見が一番嫌で子どもも傷つきます。私は今、子どもと二人で住んでいますが、とても幸せです。…（中略）…親の勝手で離婚していると言われることがありますが、それは違うと思います。今とても D V が多いです。私もその一人です。言葉を選んでほしいです。

（27 歳）

●母子世帯の現実を理解して欲しいです。学校でも教師、子どもともに、いまだに母子世帯への偏見はあります。ネット上で片親家庭の親は一生ざんげしろ、と暴言を吐かれたこともあります。…（後略）…

（39 歳）



これは母親の言葉であるが、偏見を持たれていると感じているのは、母親だけではなく、そこで育つ子どもも同様だろう。子どもの方が、偏見によるいじめを受けていることもあるかもしれない。福岡市の調査でも、理由が不明ではあるが「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）」で悩んでいる母子家庭が17.0%ある。

（図12）

あらゆる偏見や差別を無くすことは人権尊重の社会として当然のことで、ひとり親家庭の母子や父子が偏見や差別を受けないよう、行政の

方々は元より、学校や地域などでも一層配慮していただきたい。

おわりに、今後、福岡市母子福祉センターが母子家庭の福祉のための中核機能を果たす施設になることを願っている。そして、きめこまかに個別支援をはじめ、情報の収集発信、施策に繋ぐ調査及び研究、また、主として母子家庭にかかる相談員の合同研修とネットワークなど、事業内容を充実させていくよう期待している。

（田邊 義子）





母子家庭で育った青年の声 信頼できる大人と出会うこと

僕は2歳まで両親と妹の4人で暮らしていました。しかし、僕が2歳の時に妹が亡くなり、そのことが原因で両親は離婚しました。僕は母に引き取られ、母の実家で祖父母と4人で暮らしていましたが、その生活も小学生になる頃には母と祖父母の不仲が原因でうまくいかず、僕と母二人きりの母子生活がスタートしました。

母子家庭の経験を振り返っての素直な気持ちとしては、母子家庭云々の前に、母のことが“嫌い”ということです。女手一つで育ってくれた母に感謝、という気持ちもないわけではありません。しかし、それは義務感から来る気持ちのような気がします。

中学時代の部活での人間関係や大学受験期など、悩みながら成長する時期に僕は母に相談することができませんでした。母に相談をしても問題解決しない、そんな想いでした。その上母は統合失調症を発症し、僕にとっては理解しがたい言動を繰り返すようになりました。母も辛かったと思いますが、僕もそんな母と暮らさなければならないことが苦痛でした。日々の悩みを真剣に相談できる大人が身近にいなかった僕はモヤモヤし、強いストレスを感じる日が続くようになりました。ストレス発散方法としては、クラスの友人に母の言動を面白おかしく話すこと。母と向き合うことから逃げ続け、今も母と向き合えない自分がいます。

もし僕の側に父が居たら…もし僕の側に相談出来る大人が居たら…。あの頃の辛い思いや経験も、現状も、何か少し変わっていたのかなと思うこともあります。しかし僕には父の記憶はなく、不思議と父に会いたいという思いもありません。父からの仕送りのおかげで生活費には困りませんでしたが、父が側に居ても、「結局何も変わらない」という気持ちがどこかにあるかもしれません。

子どもにとって、思い悩んだ時に話ができる大人がいることはとても重要です。子どもは大人と仲良く話して信頼しているように見えても、大事なことは隠します。自分がそうでした。大人が、「子どもは隠しているかもしれない」ということを頭の片隅において子どもと接することで、見えるものが増えるような気がします。自分のことをきちんと見てくれている大人、自分と向き合ってくれている大人には、思い悩んだ時に本心で話がしやすくなります。つまり、子どもが大人を信頼することはとても難しいことなのです。僕のような母子家庭で不安定な環境で生きている子どもにとって、信頼関係の築ける大人と巡り合えることはその後の人生を左右することだと思っています。

(23歳男性)



父子家庭の代表として国会へ

宮原 礼智（ひとり親支援ネットワーク「ふしほしねっと」代表）

今から8年前、長男は8歳で小学校2年生、次男は4歳、長女は1歳でした。

妻と離婚し、我が家は子ども3人の父子家庭となりました。

幼子を抱えてサラリーマンを続けることも出来ず、即日会社に退職届を出しました。

収入が無くなり、わずかな貯金を切り崩しながら子どもたちをどうやって食べさせていくか、不安ばかりでした。

インターネットでいろいろ調べていると、母子家庭には児童扶養手当というものが支給されていることを知りました。低利の融資制度や医療証など優遇される制度があるようでした。当然父子家庭にも適用されるだろうと思い、役所に相談に行きました。

窓口では「父子家庭にはこれらの制度は適用されません。母子家庭だけなんです。」

男女共同参画が推進されている中、なぜ父子家庭と母子家庭という親の性別の違いだけでこうも国の支援に差があるのだろう。疑問とともに腹立たしくなりました。

そのことをブログに書くと全国のシングルファザーたちも同じように疑問を感じていることがわかりました。そこでネットで全国に呼びかけ、親の性別で支援に差を付けずにひとり親のもとで育つ子どもたちへの支援として、考慮してほしいという旨の請願書を作り、署名を呼びかけました。800名ほどの署名を集め福岡市議会に提出しました。市では何ともならないことがわかり、県に話を上げ、福岡県議会から国へ話をあげることとなりました。

当時は母子家庭以上に、「男なんだから働け」「男のくせに残業できないのか」などと世間的な批判を受けるといった問題も全国的にありました。しかし、2008年8月全国の父子家庭の代表として国会と厚生労働省に直談判に行きました。当時は自民党が政権を持っていました。自民党は全く話を聞いてくれず、面談を受け入れてくれたのは民主党の参議院の厚生労働委員長でした。「党として、父子家庭も支援できるように善処する」と約束していただきました。



その後、衆議院の解散総選挙があり民主党がマニフェストとして「母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給する」と掲げ、政権交代が起こりました。すぐに再度国会に出向きマニフェストの早期実現を陳情、2010年5月に法案成立、同年8月から母子家庭と同様低所得の父子家庭世帯にも児童扶養手当の支給が始まり、全国、約10万世帯のシングルファザーとその子どもたちが救われたのです。

III. 子どもと学校

1 はじめに

2 子どもの安全・安心と子どもの権利保障 － 2011年夏に－

3 地域と学校

事例① コミュニティースクールのとりくみ（春日市立春日西中学校）

4 教育現場から

事例① 弁護士がとりくむ中学校での活動から

事例② 学校と保護者の連携、その課題と展望（福岡市立能古中学校）

5 不登校への支援活動

報告① 不登校児及びその保護者への支援活動

報告② 不登校支援の現場から

～（特）箱崎自由学舎えすぺらんさの活動を通して～

コラム ある日のえすぺらんさの風景

コラム 「電話でつながるこころの居場所」～チャイルドライン～

1. はじめに

子どもにとって本来学校は「楽しい場所」であるはずだ。友だちと共に、話したり、学んだり、考えたり、遊んだりして、楽しく過ごす場所だ。当然、葛藤もあり、失敗もあるが、子どもたちは友情や、教師の支援により、それを乗り越え、人間的に成長を遂げていく。そのためにも、学校運営の基盤として、子どもの権利を保障し、一人の人間として尊重するという姿勢が必要不可欠となる。

学校は、子どもたちが大人になって幸せな生活を送れるための人間性や知識、技術を身につける場所である。教師の役割は、子どもの個々の能力を見出し、それを伸ばすための相応しい支援をすることだ。そうすることで、学校は子にとって「楽しい」場所になっていく。

しかし、残念ながら日本では、子どもたちのアンケート結果や、いじめによる自殺や、不登校児童数・高校中退者数の多さなどからしても、「楽しい場所」となっていないことが明らかである。様々な要因が考えられるが、競争主義的で記憶力中心の教育が子どもたちのストレスを高め、「学校嫌い」の子どもを増やしているのも大きな要因として考えられる。

国連子どもの権利委員会は、日本の「過度に競争的な教育制度のもたらす発達のゆがみ、余暇・遊びなどの欠如」という状況について、毎回のように改善勧告を行っているが、一向に改められる気配は感じられない。

その背景には、文科省の教育の管理強化という方針だけでなく、親たちの勝ち組・負け組と



いう競争主義的な生き方、お金さえあれば幸せになれるという経済至上主義的な考え方があることも見逃せない事実だ。このような考え方が、利己主義的風潮を蔓延させ、子どもたちの大人社会への不信感や失望感を高めている。

本章では、「子どもと学校」という視点で、福

岡市及びその近隣地域で活動する教育研究者、学校関係者、N P O活動団体などのそれぞれの立場から、それぞれの現状を踏まえて、この白書の目指す「子どもにやさしいまち」に相応しい「学校」とはどのようなものなのかを考えてみたいと思う。

(長阿彌 幹生)

2. 子どもの安全・安心と子どもの権利保障 —2011年夏に—

吉岡 直子（西南学院大学）

今、何事かを考え語ろうとするとき、「3月11日」に触れずに済ますことはできない。地震、津波、原発事故という天災・人災の複合被害の被災地の状況は、日本が抱える様々な問題を集約的に示している。子ども、学校、教育についても、もちろん例外ではあり得ない。この小論では、東日本大震災がもたらした状況を念頭に置きつつ、日本の教育が抱える問題のいくつかを考えることにしたい。

(1) 震災と学校の被害

「地震の神様は学校に優しい。」という言葉を聞いたことがある。福岡県西方沖地震で避難所となった学校の聞き取り調査をしているときだった。全国の教育委員会施設課の研修での文科省課長の発言だったそうである。奇跡的な偶然により、戦後の大規模地震は休日や登校前、放課後に発生し、児童生徒が被害にあった例は極めて少なかった（1983年の日本海中部地震の際の津波被害を除いて）。

今回の震災における児童生徒及び教職員など学校関係者の人的被害は、1都10県で死亡625人、負傷241人、行方不明107人に上っている（8月24日現在）。その内児童・生徒の死亡・行方不明者は91校351人と報じられている（毎日新聞8月12日）。

公立学校6,484校、私立学校1,428校が被害を受けた。その中でも193校の公立学校は特に被害が大きい。これに対し、小中学校の耐震化率は、ようやく80.3%となったところである（平成23年4月1日現在）。福岡県の小中学校は、耐震診断実施率99.1%全国24位（24位）、耐震化率76.5%26位（37位）である。福岡西方沖地震の際の数値11.2%（43位）、38.8%44位（平成16年）に比べると、一定の進展がみられる。

ピーク時（3月17日）622校、8月25日現在で57校が避難所となった。「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」（7月7日）は、学校施設の安全性の確保、地域の拠点としての学校施設の機能の確保、電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策の3点にわたり緊急提言を行っている。学校の避難所としての機能が未整備であることは再三指摘されてきたところである。また、自らも被災者である教職員が教師としての勤務の傍ら避難所の運営に当たっており、避難が長期化する場合など、学校教育との関係、教職員の勤務のあり方など検討すべき点が多い。

被災地からの子どもの転出が続いている（21,769名　幼稚園2,541　小学校12,566　中学校4,632　高校1,901　特別支援学校124　5月1日現在）。放射線対

策は二転三転し、子どもの被曝についての正確な情報も伝えられないことが疑心暗鬼を募らせ、転出先でのいじめや差別をも生んでいる。「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」(文部科学省通知) 平成 23 年 4 月 19 日 これに対する批判として「『福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について』に関する会長声明」日弁連 平成 23 年 4 月 22 日など)。

災害から 5 か月を経て、日本的一部で学校教育が機能していない状態が続いている。

(2) 子どもの貧困と政策の貧困

厚労省「平成 22 年度国民生活基礎調査の概況」(平成 23 年 7 月 23 日)によれば、2009(平成 21) 年度の相対的貧困率(可処分所得が 112 万円に満たない)は 16.0%、「子どもの貧困率」(17 歳以下)は、15.7%である。

よく知られているように、O E C D 加盟国の中で日本の教育費支出は多くの項目で最下位近くを低迷している。日本は教育にお金を使わない国なのである。この傾向は、就学前と中等・高等教育において著しく、教育費負担は多く私費に依存している。

しかし、国民の所得は減少し続け、平成 22 年度の 1 世帯当たりの所得の中央値は 438 万円であり、平均所得金額(549 万 6 千円)以下の割合は 61.4% となっている。生活保護受給者は、200 万人を超え、生活保護制度開始後最高であった昭和 26 年度に迫る水準となった。震災はこの数字をさらに押し上げるだろう。

就学援助は 2005 年(平成 17 年)の法改正により国の補助金が大幅に削減され、制度利用がより困難になったが、それにもかかわらず受給率は増加し、平成 20 年度約 144 万、この 20 年間で約 2 倍になっている(平成 21 年度文部科学白書)。福岡市の 2009 年度の受給率は 20% と報じられている(西日本新聞 2009 年 9 月 7 日 全国平均は約 14%)。かろうじて実現した高校授業料無償もマニフェストの見直しで先行き不透明である。

震災により就学困難となった小中学生は被災

3 県で 44,000 人、被災前に就学援助を受給していた人数約 46,000 人とほぼ同数である(中日新聞 2011 年 8 月 19 日)。震災対応として創設された就学支援金 113 億 1300 万円もすでに底をついた(毎日新聞 2011 年 8 月 18 日)。セーフティネットが機能していない。

子どもの貧困に目が向けられるようになってきてはいるが、給食費や保育料未納に対する反応に見られるように、その中には「自己責任」という見方も少なからず含まれている。反「貧困」と反「貧困者」は隣り合わせに存在する。また、子どもの貧困は二極分化の中にある。少子化と市町村合併による学校数減少の中で、私立学校、とりわけ小学校は増加している(平成 12 年度私立 172 校、平成 22 年度 213 校)。

養育責任が第一義的には親にあるが、それをバックアップする責任は国にあり、何よりも子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

(3) 子どもの安全・安心と子どもの権利保障

子どもや学校の安全・安心は、近年、新たな課題として浮上してきた。事件や事故から子どもたちを守り、安全を確保することの重要性は言うまでもないが、「子どもの安全・安心」は、より広い文脈の中で理解されなければならない。子どもの生命が守られ、貧困、いじめや差別、権力による押しつけから解き放たれ、人間らしい生活の中で豊かな成長と発達が保障されることこそ、究極の「子どもの安全・安心」なのだ。

学校における日の丸掲揚・君が代斉唱を合憲とする最高裁判決が相次いでいること、大阪府で公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づけた全国初の条例が成立し(2011 年 6 月 3 日)、教育への政治介入を目的とする次なる条例案が準備されていること、戦争を賛美する「新しい歴史教科書をつくる会」系教科書の採択を進める動きが各地で見られること。これらは、学校を子どもたちの学びの場から特定の信条を詰め込む場へと変えようとする危険な動き、子どもの心の安全の危機と見るべきであろう。

世界一と言われた防潮堤も巨大な津波を防ぐ



ことはできなかった。学校が守りを固めて安全・安心を守ろうとすることは、それに似ている。高い塀を廻らしても、絶対の安全を得ることなどできはしない。親や教職員など直接子どもと関わる大人のみならず、この社会に生き遇わせた人々が、子どもたちと自らの成長発達の保障を求めて、共に活動することが何よりも大切なことではないか。

中でも重要なのは、子どもを信頼し、その力に依拠することであろう。今回の震災で、中学生たちが自らの判断で避難し、小学生や幼児、地域の人々を「助ける人」の役割を果たした「釜石の奇跡」は、子どもが大人のパートナーであることを改めて実感させる。

なじ崩しに空洞化されてきた戦後教育制度の基本原理は、教育基本法改正により一気に改変された。日本という国が、子どもが学び、遊び、生活すること、その中で自らの将来を展望すること、すなわち、子どもが安全に成長・発達することを保障できないでいることはその帰結で

ある。社会や国のあり方、人間の生き方が大きく問い直されている今、教育制度は誰のために、どのようにあるべきかを根底から再考しなければならない。

【参考文献】

- 1 「東日本大震災関連情報」 文部科学省 HP
- 2 「公立学校の耐震改修状況調査の結果について」
2011年8月24日
- 3 柏原士郎・上野淳・森田孝夫編著 『阪神・淡路大震災における避難所の研究』 大阪大学出版会 1998
- 4 抽稿 「災害時における学校の避難所機能の実態と課題—福岡県西方沖地震の事例から」 『西南学院大学人間科学論集』 第1巻第2号 2006
- 5 OECD 「図表で見る教育 OECD インディケータ(2010年版)」
- 6 浅井春夫・松本伊知朗・湯澤直美 『子どもの貧困 子ども時代のしあわせ平等のために』 明石書店 2008
- 7 子どもの貧困白書編修委員会編 『子どもの貧困白書』 明石書店 2009
- 8 「速報：釜石が繋いだ未来への希望—子ども犠牲者ゼロまでの奇跡—」 群馬大学 広域首都圏防災研究センター <http://www.ce.gunma-u.ac.jp/bousai/index.html>

3. 地域と学校

事例

コミュニティ・スクールの取り組み

①

濱田 芳宏（春日市立春日西中学校）

1. 取り組み概要

(1) コミュニティ・スクールの必要性

これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとに進めていくことが必要である。このことは、平成18年に改訂された教育基本法にも明記された。

本校では、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるコミュニティ・スクールという新しい学校経営の体制を整え、様々な取り組みを推進している。このような取り組

みを通して、学校・家庭・地域の3者が学校理解・地域理解・生徒理解を深めていくことができると考える。

(2) 地域・保護者による学校支援の具体的取り組み

保護者を含めた地域住民によって、以下のような様々な取り組みが実施されている。

- ①毎週木曜日5限目：生徒と共に学ぶ学習者として大人が参加する「星雲タイム」。
- ②毎月土曜日2回：近隣の大学生・大学院

生といった学生ボランティアや地域ボランティアの協力を得て開催している生徒の学習会「土曜星雲塾」。

- ③毎月1回：本校生徒の地域における問題行動や防犯に関する情報交換や具体的な対応についての話し合いの場としての、保護者・地域の代表が集まる会議「安全支援コミュニティ会議」。



安全支援コミュニティ会議

- ④毎週金曜日1時間程度：校区内で22時から行う夜間パトロール「金曜パトロール」の実施。
 ⑤西中サポート地域本部が作成し公開している「西中ホームページ」の作成。
 ⑥西中サポート地域本部による学校・家庭・地域を結ぶコミュニティ誌「Nebula」(ネビュラ：「星雲」という意)の発行。
 ⑦地域の自治会長や同窓会会长等が発起人となって「西中地域後援会」を設立し、活動に対する経済的支援の実施。

(3) 生徒による地域支援の具体的取り組み

本校では、前述の「西中サポート地域本部」を中心とした学校支援の体制づくりを整える一方で、地域に支援をお願いするばかりではなく、生徒が地域に貢献する活動も次のように行っている。

- ①「地域清掃ボランティア」：地域の緑化ボランティアの方の指導を受けながら実施。

- ②「ボランティア隊」の活動：生徒会を中心とした生徒有志が敬老会や夏祭り、収穫祭、老人ホームの餅つき等への運営参加。
 ③「部活動毎の地域清掃活動」：毎月どこかの部活動がどこかの地域で清掃活動を実施。このような様々な取り組みを通して生徒たちは自主的に自然体でボランティア活動に参加し、地域との関わりを強めている。



2. その成果と今後

このような取り組みを実施した結果、多くの成果が得られた。まずは、生徒の校外での問題行動や補導件数が激減した。更には保護者・地域からのクレームがほとんど無くなり、そして何よりも生徒が地域に頼られる存在になり、それを生徒自身も感じ取れるようになってきたことである。

学校と地域と家庭の信頼関係が相乗効果を生み、生徒の自信につながり、生徒の学習活動（学力・体力の向上、行事の実施、部活動での多くの優勝等）での充実へと結びついている。

今後、職員の異動によって活動に支障が生じないような、三者（学校・家庭・地域）の関係が安定した体制づくりのために、校区内小学校まで拡げた地域ぐるみの取り組みを充実させていくことが必要ではないかと思う。

様々な活動を通して、地域に開かれた学校「コミュニティ・スクール西中」として地域交流の起点となり、地域の活性化に貢献し、子どもの社会参加を進めていければと願っている。



4. 教育現場から

事例

①

弁護士がとりくむ中学校での活動から

柳 優香（福岡県弁護士会子どもの権利委員会委員・弁護士）

1. 学校訪問実施に至る経緯

これまで、私たち弁護士は、子どもやその親から相談を受けて、体罰、いじめ等の学校問題に取り組んできた。しかしながら、弁護士は、法律家であり、教育の専門家ではない。学校問題に取り組む中で、学校教育現場の現状や課題、子ども達の置かれた状況等を弁護士も知っておくべきではないかと考えるようになった。

そこで、まずは、弁護士が学校に行こうということになり、福岡市教育委員会の協力のもと、平成22年12月に、福岡市内の公立中学校5校に弁護士数名で、登校から下校まで1日、学校での生活を体験してきた。

2. 学校での一日

(1) 登校時の様子

生徒会の生徒と教員が校門に立って、挨拶活動をしていた。登校時刻が経過すると、教員が靴箱を見て、登校していない生徒をチェックしていた。定刻になっても登校していない生徒の氏名を職員室のホワイトボードに書き出し、情報を共有し、保護者から欠席・遅刻の連絡がない生徒に対しては、教員が連絡し、連絡が取れない場合は自宅に訪問するという学校も存在した。

(2) 授業中の様子

定刻になっても席に着かず、教科書も出さずに私語をしている生徒が見られる授業もあった。遅刻して登校してきたり、途中で帰宅してしまったり、保健室に行ってしまう生徒も見受けられた。

特に、積み重ねが必要な数学の授業についていけない生徒が多いようで、数学のみ補助の教師がついて2名体制で授業を行ったり、クラス

を2つにわけて少人数で授業をしている学校も存在した。また、ディベートを取り入れたり、作業をさせたり、映像を見せたり、発言や挙手をした生徒にポイントを与えるなどして、生徒の集中力を保つ努力をしている教員もいた。

全体としては、上級生になるにつれて、落ち着いていく様だったが、教員からは、受験を前にして落ち着いているだけである。集中力の継続が難しい子はむしろ不登校になって、登校していないという意見も聞かれた。

(3) 通級教室・支援学級等

各校ごと設置状況は異なるようである。常設の情緒教室（支援学級）がある学校もあれば、週に1回の通級教室がある学校もあり、全くない学校もあった。

(4) 不登校児等へのケア

教育相談室、スクールカウンセラーによるカウンセリング教室等が設置されていた。ただし、スクールカウンセラーは常駐ではない。その他、教師が、個別に家庭訪問を行っていることである。

(5) 生徒指導

生徒指導専任の教師がいる学校も見受けられたが、そのような学校は市内で半数にも満たないようである。生徒指導に関して、地域や警察や他校との情報交換、連携を行っている学校もあるようだ。

定期的に生徒指導委員会を開催しているようだが、会議の頻度は週に1回の学校もあれば、

月に1回の学校もあった。1人の教員が抱え込まない工夫が見受けられた。

校則違反の生徒に対しては、程度にもよるが、別室で指導する学校、一旦帰宅させる学校、一応教室に入れている学校など様々である。

3. 学校訪問から見えてきた問題点、課題等

全体の生徒数に対して、現状の教員の人数では十分な対応ができず、教員側の負担がかなり大きいように感じた。授業を教えること以外に、生徒指導や家庭訪問等その他の部分で時間を割かれているようだ。

また、経済的な面を中心に、家庭環境が困難となっている子どもが多く、学力や将来の進路

への影響が生じているという問題もあるようである。

また、近年は、学校と地域社会や保護者との繋がりが稀薄になり、教員と生徒との信頼関係も稀薄化しているという意見も聞かれた。

これらの問題を解決するためには、教育制度の改革、教育予算の改善が必要であることは言うまでもない。これまで、子どもの側から活動していく中で見えなかった学校現場の状況を知ることができ、今後に役立つ有意義なものとなつた。

福岡市では、毎年11月の第1週に市内の公立中学校を一般公開する学校公開週間がある。みなさんも一度見学されてはいかがだろうか。

事例

学校と保護者の連携、その課題と展望

②

木村 素也（福岡市立能古中学校）

現在「不登校生の親の会」と関わりを持って11年目になる。学校に行けない生徒と関わる中で生徒本人は当然ながらその保護者の不安と悩み、心労たるや大変なものであることを知り、保護者支援の必要性を痛感した。「甘やかしている」「育て方を間違った」「子育ては母親の責任」という親（生徒にとっての祖父母）や親戚、夫（生徒にとっての父親）からの圧力により、精神的に追い詰められ孤独の中でじっと耐えている母親。子どもの気持ちがわからず常に自分を責めている親。その姿を見てさらに自分を追い込んでいく子どもたち。その悪循環の中に不登校問題の難しさがあった。

「親の会」との関わりを始めた当時は夜、保護者が集まり「不登校について考える」と云うことだけでなく、お互いが知り合うこと、同じ悩みを共有し共感するための「雑談」も大切だったようだ。そして、小さな成果を共に喜ぶ関係が次の活力につながっていった。

その中で本当に必要な、正しい情報をいかに得るか、学校に行けない分、多くの情報が不足していた。1番の不安の種である将来に対する見通し、目前に迫った進路に対する情報を得るために、高校への学校訪問から始めた。そのとき高校の先生から「目的意識のはっきりした生徒をとりたい。学校に通えるか通えないかが問題ではない。」との趣旨の話を頂いて、それまで「不登校生は高校に行けない」と思って進路に対する不安を持っていた不登校生徒の中に希望を持って学習に積極的に取り組む生徒が出てきた。自分の目標に向かって努力をすれば、「中学校に行けない生徒が高校に行けるはずがない」そう思っていた生徒にも進学の光が差してきた。もちろん学校としても積極的評価として本人の学力を評価するため、本人のできる範囲で学習課題の提示や試験などに取り組んでいった。

学習活動に取り組む生徒の中には中学校3年間学校に登校することはほとんどできなかつた



が、友人とも交流を続け県立高校に進学し、その後、大学・就職と自分の夢を実現する生徒も出てきた。その陰には継続的な保護者会の会員や教員、スクールカウンセラーなどの支えがあった。

その後、転勤をする度に保護者会を作り活動をしてきたが、学校内だけの活動に限界を感じ、福岡市南区の不登校親の会である「ぼちぼちの会」との関係を築いてきた。「ぼちぼちの会」では学校間を超えた活動を行う方向になっていった。中学校時代だけでなく小学・高校・大学を含めたライフステージを通した支援（自立と社会参加・支援される方から支援する側に）が必要で、それはまさに校種間、学校間の枠に捉われず、地域と時間の枠（学年意識や年齢など）を超えたものが必要になっていった。

学校は情報の拠点で、特に進路保障の情報が集積されている。しかし、学校に行けないことで、情報が得られないのであれば、正確な情報を他の方法で収集し、将来に対する不安を払拭していくことや経験者からの体験を含めた意見交換・情報提供なども保護者会の重要な活動であると考える。

今後必要と思うこと

1 「心的なカウンセリング」

- ・カウンセラーとの連携（子どもはもちろん親の気持ちにも寄り添うことが大切）
- ・学校・教職員の意識改革（共に学ぶ姿勢）

2 「正確な情報の収集」

- ・学校説明会・学校見学会など（正しい情報を得られる機会をつくる）
- ・卒業生や卒業生の保護者との交流会（生徒・保護者の縦の関係としての連携）

3 「学力保障・進路保障」

- ・学校内のステップスクール・塾やボランティアによる支援（進学・就職ための学力や進路を保障する）

- ・学校の評価方法の改善（内申書や指導要録などの評価を含めて）
- ・公立高校に不登校生などの進学枠の確保

4 「公的機関も含めた研修の推進」

- ・進路担当者・就職担当者に対する研修（不登校生への理解と進路保障）
- ・特別支援教育の研修（特別支援教育への理解と進路保障）

5 「支援環境整備」

- ・保護者会の設置（保護者同士の連携と学校側としても保護者の声を聞く場として）
- ・不登校支援教員の配置（学校の中で子どもや保護者の理解者として）
- ・スクールソーシャルワーカーや区役所・児童相談所など（子どもや保護者への公的立場での支援として）

現在、学校に行けない生徒が将来にわたってその状態が続くわけではない。その日のためにも一人ひとりができる範囲で準備をしておくことが大切である。「自分のできることをする。」「今できないことは無理をしない。」「学校に行けないのなら無理をして行かなくてよい。」しかし、それ以外にできることもたくさんあるはずである。支援のための情報を提供したり、支援したりすること、そして、その連帯を少しでも広げ、今、悩んで立ち止まってしまっている人に声をかけ、輪の中に入って共に進んでもらうこと、それが保護者会であり、学校と共同して進めることができればいいと思っている。

いつか必ず支援を受ける立場から支援をする側に立って連携していければいいと思っている。本来、学校と保護者は連携し、子どもの教育に当たるものであり、決してそれは保護者が一方的に学校から指導されるという関係ではないはずである。もっと教師も含めて謙虚に子どもとその保護者の声を聞き、協力して子どもの将来を見据え、今何ができるのかをしっかりと考えていくことが大切だと思う。

5. 不登校への支援活動

報告

1

不登校児及びその保護者への支援活動

1. 福岡市の不登校の現状と行政の取り組み

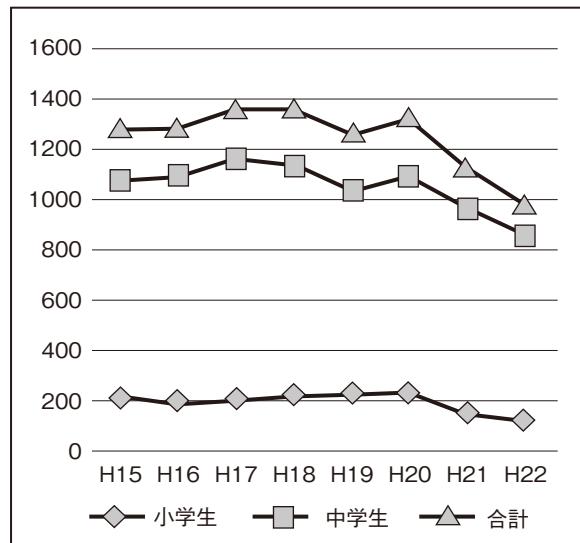
この原稿を書いている最中の6月22日に福岡市教育委員会から、2010年度の不登校の児童・生徒数が、982名となり、1000名を下回ったことが発表された。これは、2008年度に「不登校ひきこもり対策支援会議」を設置し、具体的な不登校への対策を検討し、会議より提案された具体案に沿っての対策が次々と講じられた結果ではないかと思われる。

私もこの会議の委員として、不登校支援に市民の立場で活動してきた立場から、意見や提案をさせて頂いた。会議には大学教授などの専門家や校長などの現場責任者、スクールカウンセラーなどの各委員と、福岡市教育委員会より教育長、関係部署の部長、課長、係長など30名近いメンバーで熱心な議論が1年間にわたり行われた。会議は各委員の仕事を終えてからの午後6時から始められたが、熱心な論議が交わされ、予定終了時刻を大幅に過ぎて終わることが毎回だった。官民が一体となった議論と検討の場となっていました結果が、今回の改善をもたらしたのではないかと思われる。

主な対策として実施されているのは、①不登校対応教員配置(2011年度24名)、②スクールソーシャルワーカーの増員(2011年度8名)、③スクールカウンセラーの活用(小学校3校、中学校67校に配置)、④不登校傾向の児童のサポートブックの作成(※小学校と中学校との連携)などであるが、それ以外にも私が直接関係している事業として、「不登校に悩む保護者支援センター養成講座(年間連続講座)」、「不登校の悩みを考える親の会」など、不登校への偏見や差別を無くし、理解を進めるための啓発活動を、広く市民に向けて実

施している。

福岡市の不登校児童・生徒数の推移



このようにして不登校対策は進められているが、一方で不登校の社会的背景とされている、競争主義的な教育環境の方の改善は進んでいない。進学校、有名大学を目指した受験勉強の激しさは、子どもの遊ぶ時間や考える時間を奪い、子どもどうしの人間関係の構築を阻害している。

この結果、子どもたちの人間関係の形成力、集団適応力が低くなり、緊張感が高く、疲れやすい、不眠などの状態を示す子どもたちが多くなっている。不登校には至っていないが、辛うじて登校している子どもたちの数は減ってはない。いつまた不登校児童数が増加に上向くかは不透明とも言えるだろう。

そのためにも、国連子どもの権利委員会が再三にわたり日本国政府に行っている勧告内容(「過度に競争的な教育制度」や「余暇・遊びなどの欠如」等々)に基づく改善を早期に行う必要がある。と同時に、その背景にある競争主義的な私



たち大人社会の在り方を問い合わせ直す必要もあるだろう。

2. “伴走者”としての市民による支援活動

1992年から文部省が「不登校」と呼ぶ以前は、「登校拒否」と呼ばれていた。その頃は「親の育て方が悪い」「子のわがままだ」という、個々の家庭の問題としての捉えられていたが、不登校児童数が増加の一途を辿り、「不登校」が個々の家庭的要因とは別に、共通する社会的要因から発生していることが認識され始めた。

このように社会問題化する前から一部の当事者である保護者を中心に、不登校への支援活動は行われてきた。それは不登校児童・生徒本人へのものと、その保護者へのものとが行われている。特に、保護者への支援活動は注目されている。

何故ならば、子どもが支援活動を受けて、少しずつ元気になっていく過程で、保護者が不登校についての理解がなければ、再び登校を強要するようになるからだ。保護者には不登校への理解と同時に、学歴重視という考え方の転換が必要である。親がこの考え方でいる間は、子どもがいかに外でケアされようとも、家庭で相殺されて、なかなか元気になれないことはよく見受けられる。

(1) 不登校児への支援

現在、福岡市及び周辺では、数人規模の小さな自助グループから、N P O 法人化したフリースクール、生徒数数百人のサポート校まで様々な形での支援が行われている。

その活動は、①居場所づくり活動：学校ではない不登校児・生徒の居場所づくり ②学習支援活動：学校で習うべき学習を自宅や居場所にて支援 ③中学卒業後の受け皿としての高校卒業資格取得の出来るサポート校による支援などに分かれているが、いずれにしても個々の子ども一人ひとりのペースに合せた対応が行われている。これらの市民活動においても、行政及び医療機関等との連携が進んでおり、多面的な支

援も可能になってきている。

また、不登校児に対応した単位制やサポート校等の高校が増えたことは、不登校児にとって将来への不安を軽減する効果を生んでいて、不登校が深刻化するのを防ぐ役割も果たしている。ただ、このことは不登校で学歴主義のレールから一度ドロップアウトした子を、そのレールに再び乗せかねないので、単純に喜べるものでもない。

(2) 保護者への支援

子どもへのサポートと同時に重要なのが、その保護者への支援である。子どもが学校に行けなくなると保護者は困惑し、何故自分の子どもが不登校になるのかと悩み苦しむ。更には、子どもの将来を悲観して、暗い毎日を送るようになり、その結果、子どもにとって元気を回復させるべき役割の親が、無意識のうちに子どもの元気を吸い取り、失わせている。

保護者は子どもにとって最大の環境要因である。保護者が競争主義や学歴主義という捉われから解放されてこそ、我が子の不登校の実態がわかり、掛け替えのない存在であることを実感することができる。不登校はそういうことに保護者が気付くチャンスを与えてくれるのである。

私は主に不登校児童の保護者の支援活動を始めて16年になる。我が子の不登校を考える場からスタートし、やがて不登校に悩む親の場の居場所づくり、そして不登校についての啓発活動などへと活動を展開。この間、実に多くの保護者の方々と話合い、共に考えてきた。

この保護者支援の活動で、支援結果の良好な



父親を中心とした不登校など親子関係の悩みを話し合う場
(お父さん研究会)

保護者に共通しているのは以下の2点と言えるであろう。

①親自身が今までの自分の生き方（学歴主義や競争主義）に気付くこと ②親の都合（見栄や体裁）からではなく、子どもの本当の幸せを考えるようになること等々、深く自分を見つめ直した保護者は、例外なく親子の関係が回復し、親子共々に幸せになっていっている。

このような保護者支援として福岡市内を中心以下のような取り組みが行われている。

- ①不登校に悩む保護者の話し合いなどを行う自助サークル
- ②N P O団体による保護者の居場所活動や講演会活動
- ③行政独自もしくは民間との連携・協力による講座や講演活動
- ④フリーススクールやサポート校での保護者向け支援活動

3. その課題と今後への展望

（1）課題

①大人の意識変革の必要性

不登校児の保護者だけでなく、子育て中の保護者全体を覆っている学歴主義（高学歴でなければ幸せになれないという考え方）、経済至上主義（お金がなければ幸せになれないという考え方）、競争主義（競争に勝たなければ幸せになれないという考え方）からの脱却が無ければ、不登校の解消にはならないと思われる。お互いに助け合い、協力し合うという互恵互助や人権尊重などの「優しい社会」＝「安心して生きていく社会」を目指すという意識変革のための大人的啓発活動が待たれている。

②学校の壁を取り払う努力

学校及びP T Aと市民が行っている支援活動との連携が弱いために、不登校児の保護者に支援の情報が十分に伝わっていない。市民の側からの連携意欲はあるが、学校に自力解決を目指そうとする傾向が少なからずあるのではないだろうか。地域の力を活用して、学びの場面と暮らしの場面の両面からの支援が必要だと思う。

③支援組織の横の連携の強化

個々の支援組織の活動には、それに特徴があり、工夫もされているにも拘わらず、横の連携が弱いために、シナジー効果（相乗作用）が発揮されていない。今後は支援組織間の連絡や情報交換を進めながら、その子、その保護者に相応しい支援対策の実施が望まれる。

④専門家との連携

不登校児童・生徒や保護者への対応として、専門家（医師、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携しながら、専門的で多面的な支援が必要とされる。

（2）今後に向けての提案

不登校は競争主義的な考え方がもたらした社会的歪みが子どもたちに反映した結果であり、個々の家庭的個別の要因だけが原因ではない。

それ故、「不登校」の根本的解消を目指すために以下のような提案を行いたい。

①講演会や学習会などの啓発活動の拡大

「不登校」を個々の家庭の問題ではなく、全ての家庭に共通するもの、社会全体のものとして捉えた啓発活動を行う必要がある。「どうしたら登校できるようになるか」、「どうしたら教室に入れるようになるか」という方法論ではなく、「なぜ子どもたちが学校に行きにくくなっているか」など、その背景を共に考える場、子どもたちの幸せをみんなで考える場等、「不登校」を通して、子どもの人権についての理解を深める場を拡大する。



不登校について専門家などを招いた講演会による啓発活動の様子 （主催：福岡市西区市民センター協力：不登校サポートネット）



②横断的ネットワークの立ち上げによる連携と協働の輪の拡大

現在、それぞれの地域、学校などで個々に活動している支援者、団体、専門家、学校、行政などが大きなネットワークを形成し、相互に連携し、活動の目的や問題意識を共有し、話し合い、検討し、協力することで、当事者への有効で素早い対応が可能となる。

と同時に、個々の力では難しかった社会的提言等を作成し、「不登校」支援を通して、子どもが生きいきと育つ環境としての家庭やまちづくりを推進していく。

4. おわりに

平成24年度から私たちNPOと福岡市とが共働で、市全域で行われている様々な不登校の支援活動をネットワークする事業「不登校児及びその保護者の支援のためのネットワークづくり」がスタートする。これは、支援団体NPOと不

登校の行政窓口との連携だけでなく、専門家、研究者や医師、臨床心理士、弁護士等も加えた総合的で広汎なネットワークを構築しようというものだ。

ネットワークの目的は、支援情報が届きにくい、支援内容が個々バラバラ等の当事者が困惑や孤立している現状について分析・検討し、具体的な改善を進め、当事者への効果的支援を実現することだ。そのための具体的な取り組みとして「ワンストップ問合せ窓口」や、「支援者の養成」、「支援団体の研修」などを計画しており、官民が協力しての先駆的な事業に注目が集まっている。

この事業を通して、「不登校」を子どもたちからのメッセージとして、教育だけでなく私たちの社会の在り方を考える機会として捉えなおすことで、社会を変える大きな役割としての不登校の真の意味が見えてくるのではないかと期待している。

(長阿彌 幹生)

報告
②

不登校支援の現場から ～特定非営利活動法人 箱崎自由学舎えすべらんさの活動を通して～

1. 現状と実状

現在、福岡市内には10ヶ所を超えるフリースクール・フリースペースが存在している。福岡市内で1,000名に近い不登校児童・生徒が存在していることを考慮すると、その数の多寡については様々な意見があることだろう。それぞれのフリースクールが独自のカリキュラムを組み、不登校支援に尽力している。箱崎自由学舎えすべらんさでも、農作業や調理実習、キャンプ活動など、幅広い体験活動を行っている。その中で触れ合う多くの人々との関わりから、社会性を育み、社会参加・復学への道に繋がっていけばと考えている。多くのフリースクールは同様

の考え方から日々、子ども達の支援を行っている。しかしながら、運営上、体制の脆弱さは否めず、まだまだ支援情報や支援内容について行き届いているとは言い難いのが現状である。

また昨今の高校無償化などの政策を受け、学校へ通学可能な生徒と不登校児童・生徒との格差は拡大しているとの見方も存在している。学校という場は社会適応力、学力などの育成を図る上で必要不可欠であるものの、そこに適応できない児童・生徒についても、平等な公的支援が与えられて然るべきではないだろうか。もちろんフリースクール側の体制整備も進めなければならない。ここではフリースクールを初めと

する民間教育施設に求められているものや今後の課題と展望について記述していくこととする。

2. フリースクールに求められるもの

(1) カウンセリングマインドと

ティーチングスキル

不登校支援をおこなうにあたって最も求められる部分は、いかに子どもたちを受け入れ、共感し、理解していくかというカウンセリングマインドであると考えている。相手の気持ちを相手の身になって感じることで、双方が理解していく、共通理解をもとに人間関係を構築していくことが望まれている。もちろん、このことは何も不登校支援に限ったことではないが、様々な個性を持った子どもたちと関わる上で「共感し見守る視点」をより一層意識しなくてはならないと考える。

また、フリースクールが教育の場であるという観点から見れば、社会に適応していく上で必要な知識や技能修得のためのティーチングスキルも必要なのではないかと思う。子どもたちの意欲、希望、状態を把握していくながら「成長を促す視点」も忘れてはならないと考える。

本項では、カウンセリングマインドに基づく支援とティーチングスキルに基づく支援、双方について記述していくこととする。

①カウンセリングマインドに基づく支援

i メンタルケア

不登校を経験することで、自己否定感を強め、自分を責め続けている子どもは少なくない。周囲に申し訳なさを感じつつも、上手く表現できずに家族と衝突してしまう。その結果、誰からも理解されていないと苦しんでいる子どもたち。一朝一夕にものごとが、良い方向に向かうわけでは決してないが、少しづつでも、自己を開拓していく場所が必要である。子どもたちに「よりそう心」、子どもの声に「傾ける耳」、子どもの様子を「見守る目」を忘れず、「大丈夫！」

「OKだよ」という日頃の声掛けから、子どもたち自身に、課題に向き合うための活力を生み出させるアプローチが必要であると考える。

ii 保護者支援

子どもたちへの支援と共に、保護者の声に耳を傾けることも必要な支援である。不登校について誰にも相談できず、不安や悩みを抱え込んでしまう保護者も少なくない。保護者が気軽に立ち寄りて気持ちを解放できるような場を持つことが子どもたちの変化に繋がることもある。「『うちの子不登校なのよ』と友人に話せるようになったとき、子どもの様子がいい方向に変わってきたように感じた」という母親の言葉にそのことが表れていると考える。

民間機関であるフリースクールの存在は、居場所を失い、自信を失くしている子どもたちや保護者にとって大きな拠り所となっているが、単独で果せる役割には自ずと限界がある。だからこそ、家庭、学校などの連携を密にした支援が必要であると考える。

②ティーチングスキルに基づく支援

i 学習支援

先述の通り、NPO や民間団体の活動内容は多岐に渡っている。一般的なイメージからすると野外活動・自然活動に力を入れ、学習活動・教科指導は疎かになっているとのイメージもあるかと思う。しかしながら、最低限の基礎学力修得のために個々の習熟度に合わせたサポートを行うことで、失った自信を回復させるよう取り組んでいる団体も少なくない。学習活動においては、不登校期間や学習習熟度などにより、生徒個々に必要な支援策に大きな差異が見られる。個々のレベルを見極め、対応することがフリースクールには求められている。

(参考資料 1)

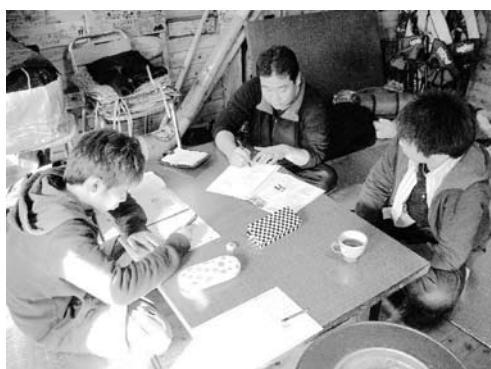


(参考資料1) えすべらんさの学習状況

		月	火	水	木	金
1限目	10:00～	政治・経済 地理 総合学習	国語 英会話	保健 理科(中学生)	簿記 英語入門 社会(中学生)	日本史 英語 国語(中学生)
2限目	11:00～	世界史 英語 数学(中学生)	英会話 英語(中学生)	生物 現代文 世界史	簿記 英語(中学生)	脳トレの時間
昼食	11:50～					
掃除	13:15～					
3限目	13:30～	書道	数学入門 国語(中学生)	数学 理科基礎 英語(中学生)	国語総合 英語 理科(中学生)	政治・経済 英語
4限目	14:30～	情報処理 現代社会 国語(中学生)	英語入門 数学(中学生)	理科総合 英語 家庭科	現代社会	総合学習 数学(中学生)
5限目	15:30～	体育実技		地学 家庭科		日本史

ii 就労支援

学習支援と共に今後、求められる部分が就労支援である。現在、パンの販売や弁当の販売など、団体独自で店舗を構え、その中で就労支援を行っているフリースクールも存在している。しかしながら、ただでさえ経営的に厳しい状況下、その環境を整えるに至っていないフリースクールも数多く存在している。それでも活動の中に職場体験・就業体験を取り入れるなど、最大限の支援策を打ち出している。少しでも多くの社会活動を取り入れ、子どもたちに「社会で生き抜く力」を感じてもらう必要性があると考えている。



(2) 「感じる力」「考える力」「楽しむ力」を育む

「積極的に活動できるようになってきた」、「家族との会話が気軽にできるようになった」、「基

礎学力がついた」、「作業をこなせるようになった」などなど、それぞれのペースにあった成長を見せてくれることは、非常に喜ばしいことである。しかしながら、それだけでは、現在の流れの速い社会に適応して、「生きやすさ」を求めていくことは難しいと感じている。成果主義・学力偏重の社会の中で子どもたちは（ときに保護者は）、成績評価、学習内容について強い「とらわれ感」を示すことがある。もちろん、前項に述べたとおり基礎学力修得のための取り組みは必要ではあるが、あくまでも教科学習は自分自身と向き合うための課題の一つでしかないと考えている。課題の一つ一つと向き合いながら、「達成感」「満足感」「自己肯定感」「想像力」「自己決断力」「計画力」などを高めていき、「どうすれば、楽しく生きられるのか？」を前向きに考えていくって欲しいと強く願っている。そのためにも様々な体験を通して、そこから何かを感じ取ってもらいたいと考え、えすべらんさでも年間を通して、教科学習以外にも数々の体験活動をおこなっている。（参考資料2）

学校とは違うアプローチの中から、笑顔を取り戻し、元気になっていく子どもたちは少なくない。そこから、「感じる力」・「考える力」・「楽しむ力」を1人でも多くの子どもたちに培ってもらいたいと考えている。



(参考資料2)

＜年間体験学習予定＞

4月 開校式	10月 稲刈り
5月 いちご狩り	11月 秋の収穫キャンプ
6月 田植え	12月 クリスマス会
7月 終了式＆バーベキュー	1月 鏡割り
8月 インターナショナルキャンプ	2月 スポーツ体験
9月 稲花見＆そば打ち	3月 卒業式

農業体験は年間を通しておこなっており、その他月1回、ランチクッキングやゲストティーチャーを迎えての授業など、さまざまななかたちの体験学習をおこなっている。

3. 課題と展望

(1) 「学ぶ権利」の保障

学校教育と距離を置く児童・生徒が増加している状況下、フリースクールの存在は「学校に行かない、行けない子どもたち」にとって、大きなものではないかと考えている。しかしながら、学校教育法の制度外にあるフリースクールは卒業資格も与えられず、公的支援も得られていない。公的教育の無償化が進む中、保護者・民間教育機関の負担は小さくない。そこで、(特)フリースクール全国ネットワークの動きとして、民間教育機関を正規の教育機関として位置づけ、より多くの子どもたちが、公的費用で「学ぶ権利」を保障されるよう、法整備を進める提案をおこなっている。この「オルタナティブ教育法(仮)」の成立により「不登校」という言葉の持つイメージも大きく変わっていくことを現場からは期待している。

(特) …特定非営利活動法人

(2) 今後に向けて

現在、福岡県内で活動する民間教育施設の中には、小中学校の出席認定を受けている施設が約15団体ほど存在する。しかしながら、この情報が、今現在、不登校に悩み、苦しんでいる人に届いているとは言いたい。今でも、「どこに相談にいけばいいのかわからなかった」との声はよく耳にする。この情報は実は我々、民間教育施設も把握しきれていなかったのが現実である。情報を開示し、より多くの人の拠り所になるためには、どうすればよいのかを考えていきたいと思う。

現在、それぞれの組織が独立で運営努力をおこなってはいるものの、福岡の民間教育機関もそれぞれの垣根を越え、「不登校児童・生徒のための居場所情報の発信」や「生徒たちの集団社会性を高めるための合同体験学習」などの大きな動きが必要になってくるのではと考えている。この大きな動きの中に公的機関との結びつきも含めていきたいのだが、教育の現場において、公的機関と民間機関の壁は相変わらず高いものがある。

「人間力」「社会力」を育む上で、学校の存在は不可欠であり、最も望ましい学びの場であることは間違いない、と思う。しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、教育の多様化が求められる現代社会において、我々のようなフリースクールをはじめとする、民間教育機関の存在も必要であると感じている。また、民間教育機関同士の結びつき・ネットワークの構築が今後の大変な課題であると考えている。

居場所を無くし、自信や元気を失っている子どもたちが、笑顔を取り戻し、夢や希望を生きいきと語れる場所、自分自身を見いだせる場所が今こそ必要であると強く感じている。「えすペランさ」が末永く、そんな場所で有り続けていくよう励んでいくことが、我々の責務であると強く感じている。

(上村 一隆)



ある日のえすペランさの風景

「おはようございまあす！」朝一番の元気な挨拶。これは職員の声だ。

その後に帰ってくる小さな小さな「おはようございます」

小さな声でも挨拶しないより絶対いいに決まってる

学舎の子どもたち・・・朝はみんな苦手だ

いつもの低いテンションのまま、1限目に突入！

大きなテーブル 右端では高校生が古典を、中央では同じく高校生が英語を、左端では、

中学生が社会の授業に！ ほぼマンツーマンに近い授業 こんな光景が日によっては5限

目まで続く

そこは勉強嫌いなえすペランさの大人たち・・・授業の合間に「来週のクッキングはなん作る？」「今度のキャンプ誰が行く？」の声掛け

しぶしぶ話し合いを始める勉強熱心？な子どもたち

司会もいるし、書記もいる立派な話し合い

クッキングのメニューはこってり感満載のチャーハンにから揚げ、ポタージュスープにパフェのおまけ付き

脱メディアを目的にしたキャンプにも6人は来てくれそう

行ける子は行って楽しんでもらいたい、経験した子が他の子たちに「楽しかったよ」って言ってくれれば、次回はみんなで行けるかも・・・

お昼はみんなでわいわいがやがや マンガの話にゲームの話

大人がついていけない話題もちらほら

食後はみんなで食器洗いを賭けたトランプ勝負！ 子どもたち以上に大人は真剣です

眠たい眠たい、午後の授業が終われば、えすペランさ恒例、おやつの時間

率先して、お茶の準備をしてくれる子もいれば、おしゃべりに夢中の子も・・・

おやつが終われば、みんなそれぞれ

勉強する子もいれば、おしゃべりする子、本を読んでる子、帰宅する子

時間の使い方も学んで欲しい なんとなく身に付いているような気がする

無理する必要はない でももうちょっとやってみよう！ そういうことを学んで欲しい

えすペランさの生徒たち みんな頑張り屋！

でも頑張り方が上手くない 悩むこと、考えることに一生懸命、頑張る

もう少しだけ、楽をしてもいいんじゃない？こどもたちを見てるとそう思う時がある

(上村 一隆)



「電話でつながるこころの居場所」

—チャイルドライン—

三宅 玲子((特)チャイルドライン「もしもしキモチ」事務局長)

チャイルドラインは、子ども専用の電話です。18歳までの子どもであれば誰でもかけることができます。英国をモデルとして1998年に始まり、現在、全国44の都道府県に拠点が開設され、全国統一のフリーダイヤル(0120-99-7777)で子どもたちからの電話を受けています。

福岡の拠点の一つ「もしもしキモチ」も、多様なネットワークにより10年前に開設されました。私たちは「誰にも言わないからかけておいで」「ヒミツは絶対まもるよ」「君の悩みをいつしょに考えるよ」と言います。

昨年(2010年)全国で受けた電話は22万9千件を越えました。なぜこれほどまでに子どもたちが生きづらい世の中になったのでしょうか?子どもたちの現状を電話やメールから読み解いてみると、いくつかの特徴が見えてきます。その一つが、おとなへの不信感です。

例えば、部活でのトラブルを必死の覚悟で打ち明けようとして「忙しいから後にして」「そんな態度のあなたに問題があるんじゃないの」と軽く言われてしまします。そんな中で「話してもどうせ分かってくれない」「大人たちが信じられない」と、悩みを打ち明けることをあきらめているのです。

子どもたちは「どうせ何々だから」という言葉をよく使います。そこには、友だち同士や親子間、先生との関係、さまざまな人間関係について、ヒリヒリするような毎日を送っている日常が垣間見えます。子どもたちの背景にある焦りや無力感、憤りや諦め、孤立や刹那主義が「どうせ...」という言葉に象徴されています。閉塞感が渦巻いている社会の中で、子どもたちの何気ないつぶやきに耳を傾けてくれる、ゆとりを持った大人たちは少ないでしょう。

子どもたちは、話し相手を求めて、自分の存在をわかってくれる人を求めて、チャイルドラインに電話をかけてきます。そして、見ず知らずの私たちに、電話だからこそ話せることを語ってくれます。

子どもの声は社会を映す鏡です。子どもたちに、家庭でもない、学校でもない「心の居場所」として、チャイルドラインを大いに利用してほしいと思っています。

＜特別寄稿＞

デンマークから学ぶ ～幸福度世界一の国の教育～

長阿彌 幹生（教育文化研究所 代表）

まえがき

私がN P O活動を始めたのは30年前のこと。その後、色々な活動に取り組むようになったが、やればやるほど地域課題や社会問題の改善が一向に進まない現状に直面し、どうしたらそれらが解決出来るのだろうか、それらに共通するものは何だろうか、などを考えるようになった。

8年前に、福祉関係の視察でデンマークを訪問する機会を得た。教育費や医療費は無料、十分な年金保障など、国民が安心して暮らせる体制が整っていることを目の当たりにし、驚くと同時に、やれば出来るということを確信した。

その後、デンマークが“幸福度世界一の国”（註1）に選ばれ、国づくりの模範として世界中から注目を集めることになった。私も、最初の訪問で日本が抱えている問題を解決する多くのヒントが、デンマークにあることを知ることができたので、それ以来、毎年のように訪問して、幸福度世界一の理念や施策などを学んでいる。

この小論では、幸福度世界一の国の基盤づく



2年生クラスの児童（Brenderup 国民学校）

りとしての「教育」を取り上げて、その考え方や実践などをみていいくなかで、これから日本の教育に何が必要なのかを考えてみたい。

註1:幸福度調査:国際非営利調査機関「ワールド・バリューズ・サー

ペイ」（WVS、本部：スウェーデン・ストックホルム）の2008年調査結果で幸福度世界一=国民満足度が非常に高い国に選ばれる。

2006年に、英レスター大学が全く異なる手法で調査を実施したが、この調査でもデンマークは1位となっている。

1. デンマークの教育制度

（1）生涯教育としての「学びの場」の保障

デンマークで「教育」というと、学校での教育だけではない。家庭や社会での学びも含めて教育としてとらえている。「教育」は与えられるものというよりは、「自らの成長のために自ら学ぶ」という能動的な意味が強いものだ。そのため、教育は子どもや青年のためだけのものではなく、「生涯を通しての学びの場として実践され、「ゆりかごから墓場まで」という思想が教育でも保障

されている。

これは今から200年前、1814年に世界で最初に義務教育についての法律が制定されたことにまで遡る。当時、デンマークは戦争に国家が疲弊し、経済破綻の危機に直面していた。土地は痩せ、主力の産業も無い状況の中で、デンマークを復興するためには、「人間の育成」しかないということに気付き、取り組み始めたのだ。

デンマーク各地に開校されている「国民高等

学校」(註2)は、そのような目的のもとに設立され、現在でも青年や成人のための教育の場として誰でもが入学出来、生き方を考える場として活用されている。若者、成人、高齢者が一緒にあって、人生や社会のことを考え学んでいる。

註2:国民高等学校（フォルケホイスコール）：デンマーク独自の教育機関。自由と対話による相互作用を重視した全人教育を目指す学校。人生を考える場、広く文化を学ぶ場として「民衆の大学」と呼ばれている。入学試験を含めて、試験は一切無い。入学資格は18歳以上。全寮制で、科目を自由に選択できる。入学期間は1週間～32週間まで自由に選べる。20代の若者を中心に成人、高齢者もと共に学んでいる。学ぶ人のために、様々な支援制度が用意されている。

(2) 教育制度の概要

①幼児保育

デンマークでは女性の社会進出（16歳～64歳の女性の就業率）は76%を超えており、そのため共働きの家庭が大半を占めている。0歳児からの幼児保育の体制が整っていて、「待機児童」はない。

各保育施設では、0歳児から5歳児を対象に、以下の4つの目的に沿って保育が実践されている。



職場に向かう前に保育所へ子を送る母親

①個々の子どもに合うケアと支援、及びその子どもの正しく健全な成長につながる社会的及び一般的能力の発達を保護者と協力して行う。

②想像力、創造力、言葉の発達に刺激を促す経験や活動の可能性を与える。

③子どもに決定と責任、参加の可能性を与え、

それが集団での義務遂行に必要な自立と能力を発達させることを促す。

④子どもの文化的価値と自然との共存への理解を促す。

このような方針のもと、子どもたちは遊びを通して体得していく。どの保育施設の利用料金も3分の2は税金で賄われているので、自己負担は3分の1。それでも支払えない人には補助金等が支給される。

●各保育施設数と利用者及び職員数：保育施設は次の4つに分かれています。

施設名	施設数	利用者数	職員数
①保育ママ（註3）：0歳児～3歳児	—	66,007人	20,652人
②保育所：0歳児～3歳児	361	13,339人	6,057人
③幼稚園：2歳児～5歳児	2,083	98,682人	18,524人
④統合施設：0歳児～13歳児	2,206	144,106人	28,300人

※出典:Statistik Arbog 2008より抜粋

註3：保育ママ：保育経験がある女性が自宅で最大5人までの幼児を預かる制度。認定を受けるには13週間の受講が必要。家庭的雰囲気の中で経験豊富な保育ママが預かるので親も安心。保育サービスの提供主体である自治体も、施設費用が不要なのでコスト削減が実現。そのためデンマークでは保育所よりも保育ママが一般的である。

②基礎教育（義務教育）

●学校で子どもの権利、子どもの社会参加を学ぶ

デンマークでの義務教育は「フォルケスコール（国民学校）法」の目標を達成するために学校の責任で行われるものとされている。

①学校の業務は、保護者と協力し、子どもが知識、技能、作業要領、自己表現の方法を習得し、全人格的発達を養成することにある。

②学校は子どもの認識力、創造力、向学心を育成するために、体験及び勤労の機会を与えるように努める。それによって、子どもは自己の可能性を見出し、自己判断力と自己行動力を習得する。

③学校は子どもがデンマーク文化に親しみ、他

の文化や人間と自然の相互関係を理解し、それに貢献するよう育成する。更には、子どもが社会への積極的参加、共同責任、自由と民主主義の社会における権利と義務を学び、準備する場である。そのため、学校での教育や日常生活は自由な精神・平等・民主主義の上に成り立つものでなければならない。

以上の三つの目標を実現するためにデンマークの義務教育は実践されている。

そのため、デンマークのどの国民学校に行っても、学校の気風は自由で、子どもたちも伸び伸びと過ごしている。国民学校の校長先生との面談の際に、「国民学校は子どもにとって自らの意見や権利が尊重され、能力や持ち味が發揮できる、自由で楽しい場所であるべきだ。そのため私たち教師は全力を尽くしています。」という言葉を何度も聞く、国隅々まで、この考え方を浸透していることを実感する。

●学校の自治＝保護者と教師と生徒が一体となって学校運営

学校の自治権が認められていて、校長や教師の採用は各学校に設置されている学校運営委員会で行われる。委員会のメンバーは保護者、教職員、それに生徒の代表で構成されている。採用だけでなく、授業の内容、学校行事などについての決定権も認められている。

採用が学校単位で行われるので、校長をはじ

め教職員は基本的に異動がない。採用された学校で定年まで働くことが一般的である。学級の担任も持ち上がりのケースが多く、同じクラスを長期間継続して担当することで教師と子どもとの信頼関係や理解も深まり、適切な指導や親身になっての相談なども可能となっている。

●記憶するよりも考える力を

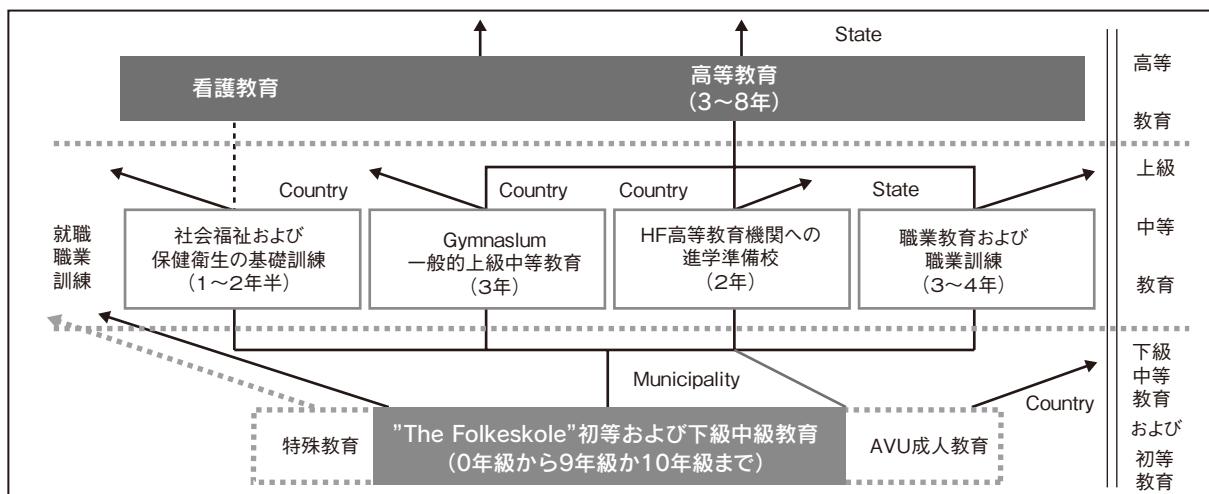
デンマークの義務教育は0年生から9年生の10年制。更には任意で10年生まで選択できる。0年生は幼稚園クラスと呼ばれて、これから義務教育を受けるための基本的姿勢（例えば人の話を「聴くこと」等）を身に付ける。学習は1年生から始まるが、日本のように答えを覚えるのではなく、「どうしてそうなるのか」を考えることを重視した内容。記憶するのではなく、実際の暮らしで役に立つような、具体的で実践的な内容で行われる。そのため、授業は対話形式が採用され、教師との対話や子ども同士の対話の中で進められていく。

相手の意見を尊重しつつ、自らの意見表明を行いながら、考えをまとめていくことを学校の授業の中で身につけていく。このことによって、「子どもが社会への積極的参加、共同責任、自由と民主主義の社会における権利と義務」をつ得していくことが実現する。

●テストや宿題の無い学校

義務教育の初等～中等教育（0年生～6年生）

デンマークの教育制度の概要



においては、テストや宿題はほとんど無い。国民学校を訪問した際に「テストが無くて、どうやって子どもの学力を把握できるのですが？」と質問したところ、その学校の校長先生から「日本ではテストをしないと子どものことが分からぬのですか？子どもを見ていれば、分かるのではありませんか？」と逆に質問されてしまった。

日本の教師は学校に居る時間が世界一長いそうだが、書類作成や部活指導等で、クラスの生徒たちと一緒にいる時間はそれほど長くはない。同時に1クラスの生徒の数も平均で30名と、デンマークの平均20名の1.5倍となっている。このような状況の中で、個々の生徒の状態を観る力を補うためにテストを使っているが、本来的には個々の子どもを観察することで、テストのような方法でなくても、子どもの実態は分かるはずだ。

改めて、どちらの在り方が本来の教育の姿に近いのかに気付かされた。



訪問した国民学校の校長は、一人でサッカーをしている男の子を指差しながら、「あの子は授業に集中出来ず、サッカーをしたいと言う子なので、その意欲を大切にして、サッカーの練習をさせています。」と穏やかに話す。(Breenderup 国民学校にて)

●助け合う子どもたち

デンマークが福祉国家として成長するためには「互恵互助」の哲学が必要だった。この考え方方は今でもデンマークを支える大きな基盤だが、学校の実践の中でも観ることができる。理解の遅れている子に理解している子が分かるように

教えている。科目によってはその立場が逆転する場合もあるそうだ。

教師はこのことを重視し、授業の中でも積極的に奨めている。このようなことからも、学校で理屈ではなく、行動として「互恵互助」を体得していく。

子どもたちが大人になったときに、当たり前のことのように困っている人に援助の手を差し伸べることが出来るのは、このような子どもの頃からの実践教育から身についていく。



教えてたり教えられたりの「互恵互助」を授業の中で体得する。(Breenderup 国民学校にて)

③学歴主義（優劣主義）の無い生き方

●高校進学率は50%程度

デンマークでの義務教育の7年生(13歳相当)からは、自分の仕事について考える授業が始まる。進路指導教員による進路指導はもちろんだが、興味のある職場見学や実習(1週間～2週間)を行い、自分の希望する職業かどうかを吟味する。この時期にじっくりと考えることで、義務教育後の進路が決定する。9年生で決まらない場合には、任意で10年生に留まり、もう一年考えることも出来る。そして、それぞれに自分の進みたい道を選んで、高等学校や職業専門学校(註4)へと進むのだ。高等学校や大学にも学校差はなく、学びたい学科で学校を選ぶ。人と比較するのではなく、自分の意思を大切にすることで、学歴主義のような人との優劣を競うような考え方方が生まれてこないので。

デンマークは学歴よりも資格が“モノ”を言う社会である。「高卒」でなければ就職出来な

いということはない。学歴差での生涯所得額の差が少ないというのも学歴主義が蔓延しない理由の一つ。更には、人生の途中から再び高等学校や大学に進むことも出来るし、別の職業専門学校に入学して違う道を歩むこと（註5）も出来るので、より自由な生き方を選べるというのも背景としてあるのではないだろうか。

註4：職業専門学校：国民学校（義務教育）卒の資格で入学可。建築、土木、商業、美容など様々なコースがあり、基本的に3年～4年で卒業。実習が重視されており、実習訓練では見習いとしての給与が支払われる。職業別組合が開設したものは、卒業後の就職も斡旋している。教育にかかる費用は無料。※高等学校も大学も費用は無料

註5：教育費が無料であることや、職業別組合が整い、行政からも職業訓練への支援策もとられるので、生活の不安無く、新しい道に進むことが可能。

2. デンマークから学ぶもの

● 民主主義を暮らしの中に具現化する生き方

デンマークでは1990年に子どもの権利条約を批准した。デンマークの全人的教育、生涯教育は、すでに批准前から取り組まれていたが、これを契機に世界各国と協力して「子どもにやさしい国づくり」を進めることになった。

デンマークは国家の基盤として、人権尊重の哲学＝民主主義を国家理念としている。デンマークの学者ハル・コックは「民主主義は教えることができ、一瞬にしてわかる教理では無い。それはひとつの思考様式であり、生活形式である。人々の関わりの全てを通じて、ようやく人々は民主主義を自分のものにすることができる。」と語っている。

デンマークの学校を訪れる度に、子どもたちや、教師たち、保護者たちが、話し合い、協力する中で見出された思考様式や形作られた生活形式が、民主主義の具現化として展開されていることを実感する。全てが民主主義という基盤に立脚していることを感じる。

今私たちがデンマークから学ぶものの中で最も大切なものが、眞の意味での民主主義＝実践哲学ではないかと思う。これこそが、幸福度世界一の国デンマークの存立基盤なのだ。

私たち一人ひとりが、民主主義を暮らしの中で具現化するためにどうしたら良いかの方向で、自らの生き方を真摯に問い合わせなければならぬ



「子どもにやさしい国」の実現を世界中の子どもが待っている。

ようと思う。そうすれば、日本は幸福度の高い、そして「子どもにやさしい国」へと大きな転換を遂げることが出来るのではないか。デンマークはまさにそのことを私たちの前に顕現してくれている。

【参考文献】

- ・「デンマークが超福祉大国になったこれだけの理由」
ケンジ・ステファン・スズキ 著 合同出版
- ・「福祉の国は教育大国」 小島ブンゴード孝子 著
丸善ブックス
- ・「デンマークの子育て・人育ち」 澤渡夏代プラント 著
大月書店
- ・「格差と貧困のないデンマーク」 千葉忠夫 著 PHP新書・PHP研究所
- ・「生活形式の民主主義」 ハル・コック 著 小池直人 訳
花伝社
- ・「アリヤ」 第6号～第13号 連載エッセイ「長阿彌幹生のデンマーク紀行」 アリヤ出版

IV. 子どもと地域

1 はじめに

2 地域の拠点としての公民館

事例 ① 土曜日の公民館は、子どもと大人の遊び場・学び場

～子どもたちに様々な大人との出会いを～ 名島公民館

コラム うつとうしいけど切れない関係

事例 ② 「子どもの居場所になる公民館をめざして」板付北公民館

コラム 韶き渡る子どもたちの声 ～縁側のような公民館で～

3 乳幼児期の親子の居場所は今

コラム 子どもも大人も安心できる場所

4 まちづくりにつながる子どもの遊び場

コラム いつものメンバー・無料・遊ぼう ～何を求めてここに来る？～

5 学校でもない、家庭でもない、第三の場所としての「居場所」

コラム “人”がいるからここにくる

6 子どもにやさしいまちをめざして ～行政や他団体との連携・協働～

7 これからの地域に必要なこと

寄稿 僕らの夢 ～誰もが心豊かに過ごすこと～

8 おわりに ～ヒトとして当たり前の「日常」を取り戻すために～

1. はじめに

かつて「地域」は子どもにとって、社会への入り口だった。さまざまな大人がいて、仕事があり、それぞれの技術に目を凝らすことができた。街には四季折々の祭りがあり、その晴れの場での人々の動きは、子どもたちに未来の姿を示していた。

また、街は子どもたちに、隠れ家や大人の目のとどかない空間を保証し、そこで子どもたち自身の文化を育んだ。そして、大人たちもその子どもの世界の「ルール」を尊重した。

今、街はまさに「空間を隅々まで利用することをねらう『都市計画』によって、また『都市的なもの』すべてに高い金をかけることを求める『都市経済学』によって、子どもが縮め出され、われわれが都市と呼ぶ環境デザインの中ににおいて子どもが必要とするものが完全に無視され、子どものための余地がまったく残っていない状態にまでなっているのは不当ではなかろうか」（レーマン「子供と都市」1982年・総合開発研究機構）と言う状態にある。



子どもたちの成長・発達は、環境（家庭や地域）との相互作用によるものであることは言うまでもないことだが、その環境がここまで単純化され、ほしいものは買えばいいという「消費社会化」されていることに対して、私たちは危惧を覚えずにはいられない。

私たちは、そうした危機感も含めて、県内各地での取り組みを紹介し、この白書を手に取ってくださるみなさんとともに考え、歩み始めたい。

この中で取り上げるのは、巨大な施設や空間での特別な取組みではない。身近でかつ、取り組んでいる自分自身の行動が見える空間での

活動である。そこでは、活動に関わる一人ひとりの行動が見え、その及ぼす影響や、関係性の変化を見ることができる。

そして、そこは、子どもたちの行動の範囲からスタートする、言い換えれば子どもたちの活動圏、乳幼児から中高生まで、日々変化し続ける「生活圏」の中の変化を見つめる場である。

また、そこは、子どもたちの日常の場であり、特別な日、特別な取り組み、特別な人々の関わりを必要としないものである。

さらに、やがて、子どもたち自身の手によって、高められていく可能性を秘めた場である。

（原田 良一）

2. 地域の拠点としての公民館

福岡市には、小学校区ごとに公民館があり、その地域の様々な活動の拠点となっている。これは全国的にも珍しい行政の方向性である。と同時に、児童館をはじめとする子どもを真正面に据えた施設が全市で1館しかないことも福岡市の現実である。

公民館は、その機能と役割からすれば、子ど

もたちにとっても地域の重要な拠点としての役割を果たすことができ、なおかつ地域の大人たちとのつながりを生み出す大切な空間を作ることができる場所である。こうした取り組みを積極的に行って、子どもの参加者数が年間5000名を超えており、2つの公民館を訪ねた。

事例

①

土曜日の公民館は、子どもと大人の遊び場・学び場

～子どもたちに様々な大人との出会いを～　名島公民館（福岡市東区）

名島校区は多々良川の東岸に広がる人口およそ15000人、約6505世帯、小学生963名を抱える校区である。人口の約半数が古くからの地元の人であり、残り半数が新たに転居してきた人々で構成されている。校区は1小学校区・1中学校区であり、子どもたちは、小学校・中学校の9年間を通じて、大きな子ども集団を作っている。

名島公民館は、校区の中の海側、多々良川河口に近い場所に立地しているが、公民館との距離に係なく、子どもたちはやってきている。名島公民館の土曜日は、子どもたちと大人の声であふれかえっている。この日も、4つの子どもたち対象の企画と2つの大人の企画が行われていた。

3年前（2008年）に改築された新しい公民館

の中に入ると、2階に上がる階段の途中に、一枚の絵が飾られている。虹の上で「ケンケンパー」をしている子どもたちと飛んでいる鳩の絵だ。最初、この絵は「壁画」として、隣の駐車場に描かれるはずだった。しかし、それでは簡単に劣化してしまうことを指摘され、館内的一枚の絵になった。集まった子どもたちによってデザインされ、その手で描かれた。鳩は子どもたちの手に絵の具が塗られ、その手をキャンバスに押し付けることによって、その翼のさまざまな形を表現している。こうした子どもの作品がロビーから見える空間に展示されていることも、子どもが集まりやすい、名島公民館の雰囲気を伝えている。

名島公民館の子どもに関する活動の特徴の一つは、スタッフの多さだ。月1回の会議には、最低でも25名のスタッフが参加し、その月の活動の分担やねらいを確認している。加えて、その後ろに、地域の各団体・個人の登録スタッフが約70名（2011年度）控えていて、土曜日をはじめとする活動の日ともなると、公民館の各部屋で、若者から高齢者まで複数のスタッフが子どもたちと活動している。

「20人いれば20の個性、一色（ひといろ）でないからこそ、豊かな活動につながる」と名島

公民館のスタッフは語る。これは子どもの個性だけでなく、大人のスタッフにも通じる名島の財産だろう。調理の指導一つとっても、大まかな方向性は一緒だが数人のスタッフが少しづつ個性を見せて、子どもたちと関わっている。にぎやかなく子どもたちに注意しながら、その少し大きな声で、スタッフ同士のその子についての認識を共有している。しかも、それが特別なイベントの場ではなく、ごく普通の「日常」の場で行われている。そのことが、子どもたちの「日常」とつながって、スタッフの声を通じやすくしているのだ。そして、さらに親の「日常」ともつながっていくため、子ども自身の喜びが、親の喜びにつながる。また、1小学校区・1中学校区であるため、子ども自身の変化が、9年間に渡って見えていく。そのこととあいまって、校区で関わる人それぞれのものになり、もう一つ大きな輪を作り上げていく活動の支えになっている。公民館の果たす役割は、連絡や調整、活動のポイントを抑えていくことであり、黒子の役割に徹している。こうした活動を通じて、今、地域が安定してきたことを感じているそうだ。改築後の広くなった公民館には、ケンケンパーに興じる子どもたちの声を初めとして、さまざまな子どもたちの声が響きあっている。

（原田 良一）



うつとうしいけど切れない関係

(名島公民館)

「こうあるんです」

と呆れた様子でつぶやいたのは、とある中学生だ。ふとこぼれ出たこの言葉に思わずほっこりしてしまった。

中学生有志は、毎月 1 回、休日のおよそ 2 時間、海岸の清掃活動を行っている。そして、清掃後には公民館の方や公民館に遊びに来ている小学生たちみんなでお昼ご飯を食べる。それが毎月 1 回のこの休日の流れである。私はそこに初めて参加し、清掃やお昼ご飯の準備・片付けを通して半日ともに過ごす中で、中学生たちから様々な声を拾った。



清掃を終えて公民館に戻ってきた中学生に、「おかえり！ 手を洗ってきい！」と声をかける公民館の方。「はーい」と返事をする中学生。どこか懐かしく感じるこのやり取りは、名島公民館の雰囲気を象徴しているようにも思える。女子を中心にお昼ご飯の準備を手伝い、おいしいお昼ご飯にありつく。食後は誰からともなく片付けを始める。これが名島公民館に集う中学生の「日常」である。

しかし、この片付けで彼女達からちょっとおもしろい発言が…。それが文頭のものである。「こうあるんです」と。思い返せば、確かに、彼女たちのやることに終始コメントをつける公民館の方々がいた。やれサランラップを出しすぎ（たまたま失敗しただけ！）、割り箸の数がおかしい（何もいじってない！）、塩が多い（好みやろ！）、これ洗って（今洗つとる！）などなど。中学生たちは文句ひとつ言わずにテキパキ作業をこなしながらも、「ちょっとうつとうしいな、分かってるよ」という表情までは隠しきれない。そして、「いつもこうなんです」というぼやきが入ったのだ。思わず部外者である私に対して。そこで私は少し意地悪をして聞いてみた。

「うつとうしくても公民館に来るの？」

「それは～…まあそうですね」

なんのかんの言いながら、お互いがお互いを必要としている人間関係がここにはあるのかかもしれない。あらゆることが専門職化していく昨今、とりわけ専門性がなくても、なんのかんの言いながら必要とし合う関係性というのはとても魅力的に、そして温かく感じられた。

(吉村 真実)

事例

②

「子どもの居場所になる公民館をめざして」板付北公民館（福岡市博多区）

板付北校区は人口 7516 人、3382 世帯、小学生 380 名の校区である。現在人口は横ばいながら、少しづつ単身者世帯が増加してきている。板付団地をはじめとして、新しくできたまちが、徐々に高齢化していく途中の校区である。板付北公民館は、板付北小学校の隣にあり、すぐ隣には小さな公園もある。

板付北公民館の第一の特色は、2003 年の改築をきっかけに、設計段階から、「子どもの居場所になる」公民館をめざしたことにある。「本のある遊び場づくりという目途」で作られた、図書コーナーは、子どもたちの気配を感じることのできる空間であると同時に、子どもたち自身が大人の視線を直接には受けずにつむ構造になっている。このことは余分な気をつかわずに、自分たち自身のこと集中できる場所を公民館の中に作り上げることになった。それでも、余りに静かなときはスタッフが急いでその場に駆けつける。その場では許されていない飲食など、思いもよらない出来事が起きていることもあるそうだ。

翌 2004 年の子ども N P O センター福岡との出会いも、こうした「居場所づくり」に一役買うことになった。「居場所」の考え方や「居場所づくり」のために必要な道具、また、居場所の運営方法などを子ども N P O センター福岡に集った各地の団体から学んだことも多かったと

公民館のスタッフは言う。

板付北公民館のもう一つの特色は、平日の子ども利用の多さである。年間 274 日で 3002 人（2010 年度）。この状況を公民館の 5 人のスタッフが交代でこなしている。そのため、公民館の中で一階は子どもたちの場、それより上の階はサークルの活動の場と分けて、子どもたちの活動の場をしっかりと保証するように取り組まれている。公民館のロビーで、おしゃべりをしたり、図書コーナーに行ったり、ボールなどを借りて、隣接する公園へ行ったりと、子どもたちはあちこちと移動しながら遊んでいる。このように子どもたちを受け入れたのは、校区内の「行き場のない子どもたち」の姿を見てきたからだ。現在でも、公民館での子どもの利用は 17 時までなので、その時間になると「次、どこ行く」と悩む子どもたちがいて、心を痛めるとスタッフは言う。

そうした中でも、物（道具）を借りる際の言葉づかいやしつけなど、子どもたちとの関係は濃厚なものになってきている。5 人のスタッフ一人ひとりが、子どもたちとの会話を楽しみつつ、大人として、子どもたちに伝えたいことをきちんと伝えている。そうした取組みが、「日常」の中で行われている。「今後はもう一回り大きな大人の輪と関わりが作れれば」と公民館スタッフは考えている。

（原田 良一）



JSCW



響き渡る子どもたちの声 ～縁側のような公民館で～ (板付北公民館)



板付北公民館は、ハンカチを持っていないと入館させてもらえない。この夏からの決まり事だ。そのことを知っている子は「持ってまーす」と自慢げにハンカチを取り出し、そそくさと受付へ向かう。受付の際のスタッフとのやりとりも、この公民館では恒例のよう。受付用紙に自分の名前などを書きながら、「この間○○したんだ～」「それはすごいね！」と言葉を交わす。スタッフは基本的に子どもたちの名前を覚えている。誰がいつ来て、どんなことをしていたのか、そんなことも世間話のようにスタッフ間で共有しているようだ。

そんな中、小学低学年の女の子が、「どちらさまですか？」と言わんばかりの表情で、やや警戒しながらも私の方へじわっと近寄って来る。「公民館に居る人だから多分変な人じゃないはず！」という判断が下ったのか、やや距離を取りつつも私の近くに座ってみる。

私のつぶやきのような言葉にぎこちなくも反応するうちに、逆に自分の遊びの方に私を巻き込んでいく。そうしながらも、何かにつけ、「○○(名字) さーん」といつも居る公民館のスタッフを呼ぶ。スタッフと話したり、私を引き戻したり、他の友だちにちょっかいを出したり…。そういうことを何度も繰り返すうちに、その子も他の子に巻き込まれ、気付いたらそこに居た全員（5人）で一緒になって遊んでいた。

パズルや積み木に夢中になると、子どもたちは完成した作品を必死にアピールする。その姿がとってもとってもかわいらしい。スタッフは出来る限り目の前の子どもたちを受け止めようとする。余裕のない大人たちが社会には溢れていて、ここにいるスタッフもその例外ではないのだけれども、目の前にいる子どもたちの「居場所」になりたいという思いが伝わってくる。

それでもここは、子どもをもてなす場・子ども中心の場でない。ここには地域の方や子どもたち以外にも、ドジョウや鈴虫、駐輪所にはスズメがたくさんやってきて、自然に様々なものが関わり合うことのできる空間として、地域の拠点になっている。

公共施設である公民館は、子どもにとっては制約も多いが、スタッフとしては子どもたちの中に「公共」の意識が育まれることも、こっそり期待しているように見える。この公民館は、様々な繋がり合いによって子どもたちと社会をつなぐ「縁側」の役割を果たしているのかもしれない。



(吉村 真実)

3. 乳幼児期の親子の居場所は今

子育てと地域コミュニティ

少子化や核家族化、都市化が進む中、乳幼児にふれあう経験がないまま親になるケースが増え、近隣との人間関係も希薄化し、育児不安に陥りやすく孤立しやすい子育ての状況がある。テレビやゲーム、手軽に情報を得られるインターネットなどの情報化がすすみ、便利な宅配サービス等の普及も子育ての密室化を促進、親による虐待等も問題になっている。多様な人との関わりや、豊かな遊びの機会は家庭でも地域でも乏しくなり、子どもの育ちにおける様々な問題が指摘されるようになった。

かつては、例え親が未熟でも人や自然を含めた地域コミュニティが子育て支援機能を擁していたが、今や子育て家庭とのつながりすら薄れている。しかし、3歳児未満の約7～8割は家庭で子育てされており、専業主婦家庭の方が子育ての負担感は大きい。（「地域子育て支援事業の概要と展望」厚生労働省 2010年 就学前児童が育つ場所）

国の子育て支援策も就労家庭への保育サービスの充実を主とするものから在宅子育て家庭への子育て支援も含めた包括的なものへと変わり、一時的保育事業、地域子育て支援センター事業、保育所地域活動事業に具現化された。しかし、専門職中心の相談・指導型、サービス提供型の子育て支援は、当事者が受け身になりやすく日常的な子育てを支えるものにはなりにくい側面があった。

一方で、気軽に話せる子育て仲間や居場所を求めていた親たちが自主的に地域の商店街の空き店舗や公民館などで始めたのが、親子ひろばや子育てサロンなどの居場所づくりである。全国的な広がりの中、厚生労働省によって「つどいの広場事業」（2002年）を経て2007年より地域子育て拠点事業「ひろば型」として制定された。子育て当事者のニーズに基づく草の根の市民活動が、国の事業となった珍しいケースである。

子育てコミュニティの再生、

—育ちあうひろばづくり—

（福岡市城南区「ひだまりの会」の取り組み）

主に0歳～3歳の乳幼児親子が気軽に集い、ちょっとした子育ての悩みや不安も話せ、子育て仲間の子どもへの接し方や、他の子どもの姿から子育てのヒントも得られる場が、「居場所交流型」の子育てひろばや子育てサロンである。福岡では、武蔵野市立吉祥寺0,1,2,3をモデルに、1999年福岡市の堤公民館で始まった「ひだまりサロン」（地域ぐるみの子育てをすすめるひだまりの会）（以下「ひだまりの会」）が、先駆的な役割を果たした。

「ひだまりの会」は、子育てサロンや子育てひろばを「子育てコミュニティスペース」と名付け、「かつて地域で手にはいった、子どもを自然に遊ばせながら子育ての仲間と生きた情報と出会える場」、すなわち子育てコミュニティを意図的に再生した場と位置づけた。

子どもと大人の主体性を尊重し、ノンプログラムで子どもが主体的に遊べ、親は子どもと程よい距離感で他の親子と交流できるよう環境を設定した。見よう見まねで子育てを学ぶ事を通じて「子育ての日常を豊かにする」支援を行い、「みんなの子どもをみんなで子育てる場」として展開した。

そこではスタッフ（支援者）は、利用者（当事者）である親どうしの仲間づくりを促すと同時に、親と子をエンパワーアする支援を行い、共に地域で子どもを育てあう仲間として傍らにいる。またそこは子どもが遊びの主体となる空間であり、親は子どもの力に気づき、少し離れて子どもを見守るゆとりがうまれる。「ひだまりの会」運営の子育てサロンを利用した親たちが、スタッフになったり、地域で「居場所交流型」の子育てサロンを開設したり、あるいは「ひだまりの会」の支援を受けて各地の当事者や支援者が開設す



る事例が相次ぎ、県外にも広がっていった。

「ひだまりの会」が、『子育てコミュニティスペース運営マニュアル』(高山静子著)等の発行や、子育てサロンネットワーク（メーリングリスト）の運営を通じ、親子が育ちあう場を開設・運営できるよう支援した。子育てコミュニティスペースづくりは最終目的ではなく、地域ぐるみで子どもを育む子どもが育つまちづくり、子育てしやすいまちづくりへのプロセスであることを明確にした功績は大きい。地域コミュニティの子育て支援機能再生の可能性がそこにある。

子どもが育ち子育てしやすいまちづくりへの課題

国も「子ども・子育て新ビジョン」(2010年閣議決定)で、家族や親が子育てを担う社会から社会全体で子育てを支える社会をめざす「子どもと子育てを応援する社会」すなわち「子育ての社会化」を打ち出した。

福岡では、現在どの自治体も子育て支援に力を入れ、各中学校区か小学校区に子育てサロンや地域子育て支援拠点事業の「ひろば型」や「センター型」等を開設しつつある。

一つ目の課題は「支援の質の向上」である。プログラム提供型や指導型の支援では母子密着を推進することになりかねず、利用者を「お客様」として受け身にしてしまう点が危惧される。また親同士の関係づくりが支援されない場合、個別のグループができやすく、みんなの子どもをみんなで育てあう子育てコミュニティになりにくい。

市民が担う「居場所交流型」の子育てサロンや「ひろば型」では、親と子の主体性を尊重し、エンパワーする支援により、利用者も共に育ち育てあう場をつくる一員となり、自然に運営に参加したり、スタッフになったりする拡大型の循環が生れやすい。そして子育てしやすい地域づくりの主体者にもなっていく可能性がある。地域づくりの主体者が増えると地域コミュニティが育ち、子どもが育ち子育てしやすいまちへと変わる。

子育てサロンやひろばは、乳幼児親子が地域の子育て仲間や支援者に出会う、いわば地域への入り口とも言える。そこで、どのような支援がなされていくのかが、まちづくりの将来を左右すると言える。

二つ目の課題は子育てサロンや地域子育て支援拠点事業の「ひろば型」「センター型」等はほとんどが室内にあり、外遊びの機会が少ないことである。子どもの育ちには戸外の空気にふれ、土や水、草花を始め様々な生き物と五感でふれて遊ぶ体験が必要である。子育てサロンや「ひろば型」がゆるやかに外の遊び場とつながっているのが理想だが、地域の身近な公園や里山での遊びや、冒険遊び場づくりなど乳幼児期から野外で遊ぶ機会を子育て当事者とともにつくる支援が求められる。

以下に室内型のフリースペースから外遊びに取り組むようになった実践例を紹介する。

●室内型フリースペースから外遊びへ

(北九州市小倉北区 「外遊びのあのあ」の実践)

「外遊びのあのあ」は、北九州市小倉北区の霧丘市民センターとの協働事業で、乳幼児親子対象の居場所交流型フリースペースとして、2001年から毎月1回開催していた。次第に室内だけではエネルギーを持て余すようになる2、3歳児の様子から、外遊びの必要性を痛感するようになったスタッフは、利用者や霧丘市民センターとも話し合い、2009年4月から近くにある平和公園での外遊びに切り替えた。

「子どもたちは生き生きと土や水、草花や昆虫など自然にふれて遊び、親も解放的になった」とスタッフ。毎月の外遊びを重ねるうちに、利用者の中から開催回数を増やしたいという声があがった。スタッフは「主体的に開催するなら」ということでサポートのみを行い、2010年からもうひとつの「外遊びゆあゆあ」も利用者主体で毎月開催されるようになった。

今では外遊びに地域の高齢者のボランティアグループも関わるようになり、平和公園の一角にある倉庫に、資材の一部も置けるようになった。「外遊びのあのあ」は、地域の公園を遊び場に、高齢者を含む大人たちに見守られながら乳幼児も親も育つ場になりつつある。今後は乳幼児親子だけではなく小学生も遊びに来られるよう休日開催の外遊びも検討中である。

(佐伯 美保)





JSCW



子どもも大人も安心できる場所

(城南区子どもプラザ)

平日の午後、城南区子どもプラザを訪問した。ドアを開けると、明るい部屋はいくつかのコーナーに分けられ、何組かの親子がままごとコーナーで遊んでいる姿が目に入った。

「こんにちは」と声をかけるとスタッフの1人がすぐに招き入れてくれた。

「スタッフは1人ですか?」と尋ねると「あと1人いますよ」の答え。あれ?どこにいるんだろう?と探すと、ままごとコーナーで一緒に遊んでいる姿を見つけた。スタッフが利用者と同化している姿は「私もここと一緒にいて良いんだ」という安心感を与える。しばらくみんなの中に入れてもらしながら、利用者の声を聞いてみた。

〈来場したママの声から〉

●2歳半(女の子)、7ヶ月(男の子)(初めて来場)

「娘が興奮して動き回るのでどうして良いか困っていたら、スタッフさんがそっとそばにいて見守ってくれてとても救われた。娘もしばらくすると落ち着いて遊べるようになった。本当に来て良かった。また来たいです。」

●2歳3ヶ月(男の子)(通い始めて1年くらい、週1回来場)

「子どもがここに来るのを楽しみにしている。遊びを中断されることなく集中して遊べる。目が届く範囲の広さが良いですね。私もゆったりとくつろげます。」

●10ヶ月(男の子)(通い始めて3カ月くらい、週2~3回来場)

同じくらいの子どもが多いので安心して遊ばせることができる。自分もほっとする。

●1歳3ヶ月(男の子)(いつも来場)

「いろんなサロンに行ったがここが一番居心地が良い。安全なおもちゃなので安心して遊ばせることができる。子どもがたくさんいるので刺激になって良い。」

●同上パパ

「他の子どもを見る事で我が子の成長を感じ事ができる。子ども同士で遊べるようになった。ママのストレス解消になってるみたい。ママ友ができたのも良いですね。」

※他にも、「話がしやすい」「雰囲気が良い」「ゆったりできる」「スタッフさんが話しやすい」「絵本がいっぱいある」「ママ向けの雑誌があるのが良い」などの声が聞かれた。



ここは子どもが安心して遊びこめ、子どもにも親にも自然な関わりと学びが生れる居場所となっている。スタッフが共に地域で子育てしあう仲間として、そっとそばにいる姿が印象的である。

(小口 純子)

4. まちづくりにつながる子どもの遊び場

子どもの遊びの変容

かつて子どもは、道ばたや空き地、路地や川、里山などを遊び場に、子ども同士で工夫しながら異年齢で群れて遊び、生きていく上で必要な様々な力を身につけていった。しかし近年、子どもが遊べる空間・時間・仲間は著しく減少し、遊びの質も大きく変容している。

2002年に福岡県が行った「子どもの遊び実態調査」によると、放課後や休みの日によく遊ぶ場所（複数回答）は「自分の家」70.0%、「友達の家」65.5%、「公園」33.5%となっている。（グラフ1）

遊びの内容は「テレビ・ビデオ・DVDなどを見る」60.7%、「テレビゲーム・パソコンゲーム・携帯用ゲーム機（ゲームボーイ）などをする」57.0%、「マンガ・雑誌を読む」41.0%と、メディア接触が多い。（グラフ2）

その他、外遊びの集団が小規模化し、同年齢が多く、遊びの内容は固定遊具や「球技」が多くなっている。

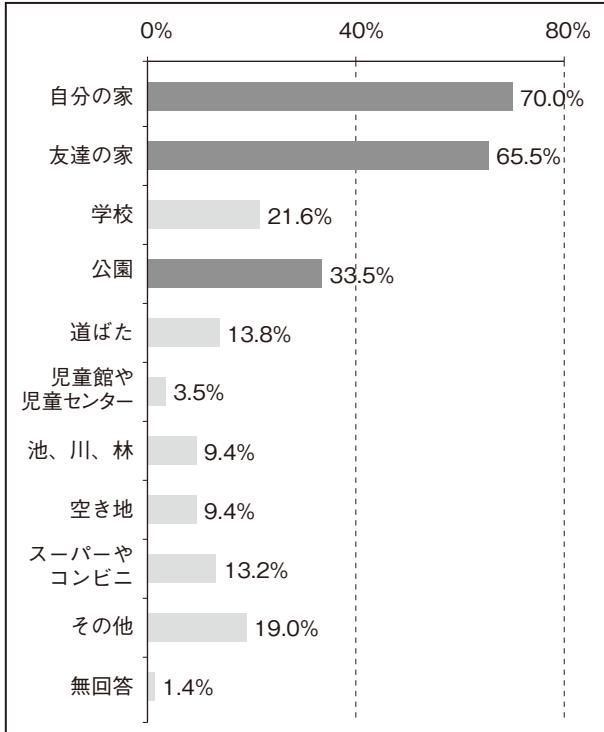
「市内の幼児・小学生のメディア接触実態調査」（福津市NPO調査2007年）でも遊びに関して同様の結果がでており、外遊びが減少し、テレビやゲームなどの受動的な室内遊びが増加、異年齢で群れて遊ぶ機会が減少している。

子どもの遊び場づくりの取り組み

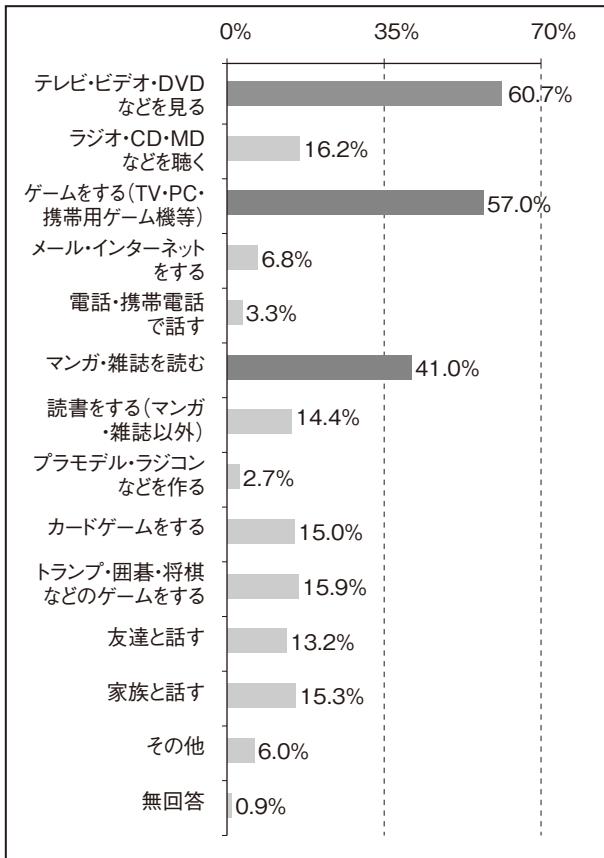
～冒険遊び場（プレーパーク）～

子どもの遊びが変容する中、体力や運動能力、コミュニケーション力や自己肯定観の低下など子どもをめぐる様々な問題が指摘されるようになって久しい。子どもの外遊びの場所で最も多いのは公園だが、ボール遊びなどの禁止看板があるところが多く、遊びが制限されるようになっ

グラフ1 放課後や休みの日によく遊ぶ場所



グラフ2 室内での遊びの内容





ているのが実態である。

子どもが遊べる環境をつくるために、地域に「子どもの遊び場」を再生しようとする取り組みが各地にあり、冒険遊び場（プレーパーク）づくりもそのひとつである。

プレーパークは、子どもが自ら創造的に遊びを展開していく遊び場であり、遊びを通して生きる力を育むことを応援する遊び場である。そのために禁止事項を無くし、“自分の責任で自由に遊ぶ”をモットーとしている。現在、専門職のプレーリーダーが常駐する週5日以上開催の常設プレーパークは、全国に20カ所ある。月1回開催や不定期開催を含めると全国約250カ所に広がっている。

福岡県内には週5日以上開催の常設プレーパークはまだないが、現在定期的に開催されている冒険遊び場・プレーパークは10カ所あり、毎週開催が1カ所、月2回開催が2カ所、月1回開催が7カ所（その内4カ所は平日に乳幼児親子を対象に開催）と、着実に広がってきていている。その中から、2ヶ所の事例を紹介する。

① 子どもと大人の冒険遊び場

福津市「わくわくプレーパーク」の取り組み

わくわくプレーパークは福津市の中央部にある昭和公園（5,000m²）に2010年2月に常設となり、同年3月から毎週開催している。街区公園への常設は九州初である。「ふくま郷づくりの会子育て支援部会」が運営している。

「日常的な子どもの遊び場」という観点から樹木が多く、福間小学校に近く、多くの子どもが徒歩や自転車で行ける昭和公園をプレーパークの場に選定した。子どもが自由に遊べる場にしていくために、近所への挨拶回りや地域の回覧板、小学校への配布チラシやパンフで理解と協力を求めた。（右上写真は、わくわくプレーパークのモットーの看板。公園内に設置してある。）

初開催は、2004年2月。月1回の活動を継続しながら、地域づくり計画策定会議などへもスタッフが参画し、市の総合計画に文章化され、予算化された。複数のプレーワーカーを配置し



て毎週開催することで、子どもたちが安心して足を運べる場、思い切り遊べる場となり、異年齢の子どもたちや青年・大人（子育て世代から高齢者）まで世代を超えて関わり遊ぶ姿が見られる。

参加している子どもの声、大人の声

毎週開催となったわくわくプレーパークを子どもたちや大人はどう受けとめているのか。

「自由に遊べる」「毎週あるから嬉しい」「色々な遊びができる」「赤ちゃんから大人までいろんな人の笑顔であふれています。思わずまた来週も来たくなる場です」（小学生の母）、「乳幼児、小学生～大学生、中高年のあらゆる世代が一緒に同じ空間で遊んでいるので、相互に心の安定をもたらしています。昔、親世代が体験したタテのつながりがプレーパークにはあります」（四歳児の母）などたくさんの声が集まった。また、プレーワーカーである地域の青年たちは、「自分の子どもの頃よりたくさん遊びがプレーパークにはある」「ゲームなんかじゃなく、工夫しながら自由に遊べるプレーパークは今の子どもたちには必要」と感じている。

近所の方々の協力があることや、基本財源（市交付金）があること、福津市子育てネットワークふくふくなど他団体と連携できていることも大きい。





子どもが遊べるまちづくりへの課題

わくわくプレーパークは小学校区の枠を超えて、福津市内外から小中学生や乳幼児親子がやって来る「子どもと大人の冒険遊び場」となり、多様な人との関わりの中で子どもが育つ場になってきた。しかし、子どもたちが「明日も遊ぼう」と言える週5日開催の常設プレーパークにしていくためには、市の子ども施策として事業化され、プレーワーカーの雇用と運営の費用が担保されることが必要である。そして日常的な遊び場がどの地域にもあるまちにするには、各中学校区に子どもが徒歩や自転車で行けるプレーパークをつくることが課題である。わくわくプレーパークは福津市全体を子どもが遊べるまちにしていくための拠点としての役割を果たしていきたいと考えている。

②まちにとけこんだ子どもの遊び場

～きんしゃいきゃんぱす～

「きんしゃいきゃんぱす」は、福岡市箱崎商店街の空き店舗にあり、平日の午後2時間程、子どもたちが気軽に立ち寄って自由に遊べる日常的な遊び場である。2004年に九州大学の研究室として開設されたが、次第に近くの小学生が遊びに来るようになり、子どもたちの遊び場・立ち寄り場になってきた経緯がある。運営している九州大学の大学院生や大学生が、スタッフとして常駐している。

商店街の中にあることから、子どもたちと商店街や地域の大との関わりが自然に生まれ、地域の中で大人に見守られながら遊ぶというかつてのまちの風景が再生されている。毎日放課後に自由に遊べる場であることが、子どもたちと学生スタッフ、そして地域の人たちとの自然なつながりを生み、まちを遊び場に子どもたちが多様な人の関わりの中で育つ場になっている。

また、子どもたちを通じて「きんしゃいきゃんぱす」自体もまちにとけこみ、箱崎商店街連合会ばかりでなく、地域の子ども会育成会連合会とのつながりも生れてきた。今や箱崎のまち

にとっても「きんしゃいきゃんぱす」は、子どもの声が響き賑わうまちづくりになくてはならない存在になっている。

子どもが日常的に遊んで育つまちに

子どもにとって遊びは生きることそのものであり、人や自然と関わる主体的な遊びを通じて生きる力を育んでいく。子どもの意思で、遊びながら自ら育つ「遊育」の大切さを提唱する天野秀昭氏は「子どもが主役の『遊育』の時間が減っていることが様々な問題を生んでいる。大人に必要なのは子どもが遊びきること、自ら『遊育』することを保障することだ。それは子どもの権利でもあるのだから」「大人による一切の禁止事項をなくした冒険遊び場は0歳から、おじいちゃんおばあちゃんまで、子どもを中心としたコミュニティの場だ。親はわが子に対しては心を広く持つことが難しい。自分の子どもを抱え込まずに他人に預け、自分は他の子を引き受けるという『斜めの関係』を多様に作ることが大切だ。子どもを社会に出会わせ、多様な価値観に出会わせる。冒険遊び場はそれが容易に出来る場だ」と語る。

子どもにとってあたりまえのこと、それはかつて子どもがまちや村全体を遊び場に育ったように、地域に安心して毎日自由に遊べる場があることだ。子どもの遊びの価値を認める大人を増やして、まずは地域に子どもの自由な遊び場をつくり、子どもが日常的に遊んで育つまちにしていくことが必要になっている。

(佐伯 美保)



JGJW



いつものメンバー・無料・遊ぼう！

～何を求めてここに来る？～

(福津わくわくプレーパーク)

「そういえば、今日初めて見るね」

そういうて小学生から声をかけられた。それも、しばらく一緒に遊んでいたのに、突然。今、目の前にいる大人・若者が初めて来た人なのか、それともいつも居る人なのかは、きちんと区別しているらしい。だからと言って、新参者の私を外すそぶりを一切見せなかつたのはかなりオトナである。



小学生たちの口からは、「実際ここに居てくれるのは誰でもいい」「どのプレーワーカーが好きとか特になし」という声がちらほら聞こえる反面、遊びに誘うプレーワーカーを選定しているような姿も垣間見え、おもしろかった。

子どもたちの遊び場で子どもにとって重要なこと。それは、①「だってそれ先週もしたやん」と「先週」を共有しながらいつものメンバーで遊べること、②「プールはお金かかるやん、ここは無料やけん自由に来れる」と大人に制限されずに自由に遊びに来れること、③「ねーねー、なんかしよ~」と気兼ねなく誘える相手がいること、らしい。確かに毎度自己紹介から入って先週した「オリジナル」の遊びを教えて遊ぶのも面倒だろう。

それに対し青年の本音は…？

プレーワーカーとして関わるようになったきっかけを聞いてみた。多くの若者が自称「不純な動機」からのスタートだった。①「下の子の面倒見るの慣れてるし、お世話になってる人に頼まれたから」、②「子どもが好きだから。その上お金もらえるなら（少額の謝金が出来る）」。

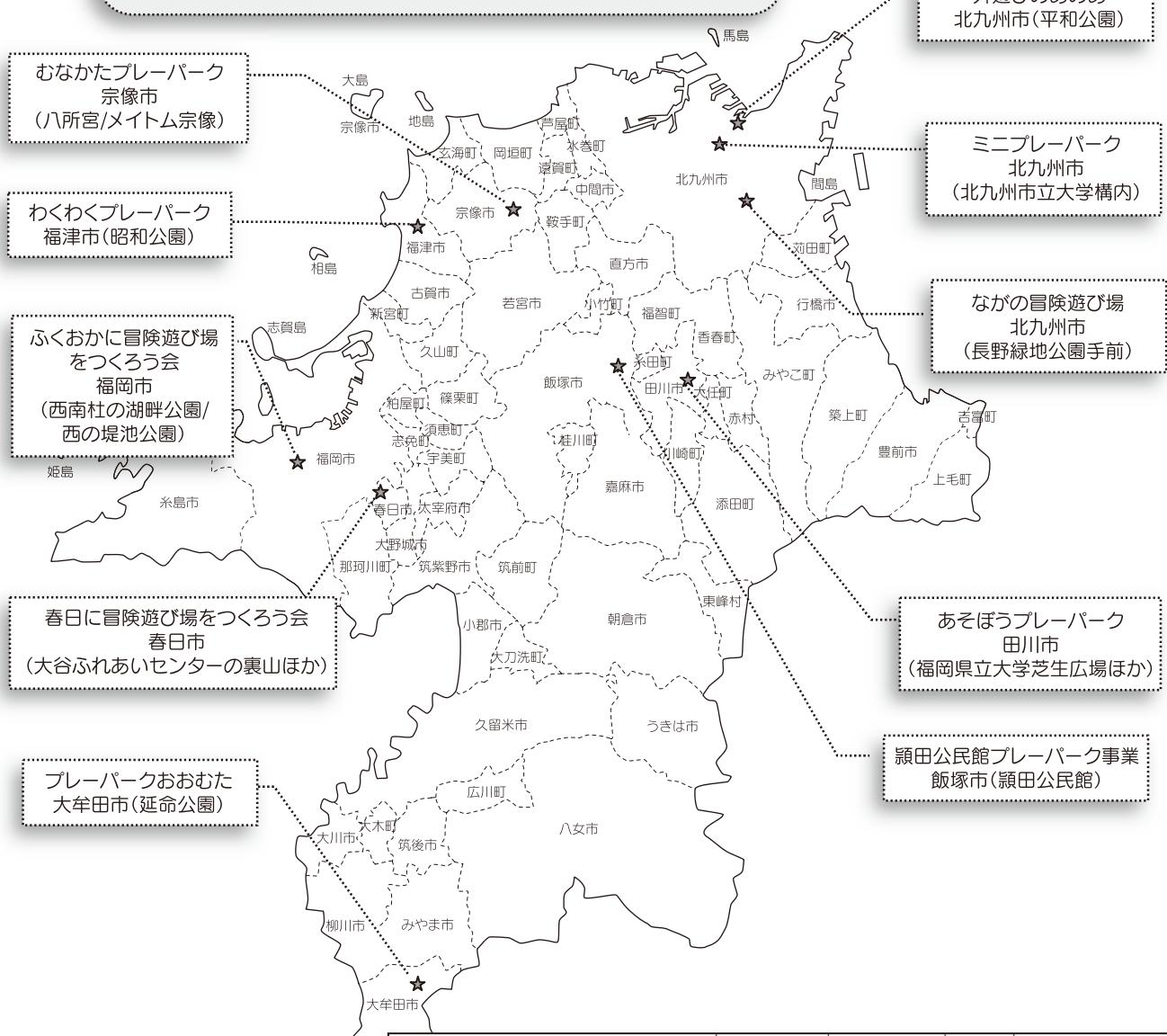
私はこれらを「不純」だとは思わない。特に彼らに共感したのはお金に関してのこと。もちろん彼らは「子どもと関わりたい」という思いが最もベースとなっているのだが、お金がもらえることに魅力を感じているのも確かだった。しかし、「子どもと遊ぶ=ボランティア=無償」のイメージがあるものだから、お金をもらって関わることに「不純さ」を感じてしまふのだ。お金の為だけに関わっているわけではないからこそ、申し訳ない感じがするのだ。



プレーワーカーは前もって時間が拘束され、共にその場を創る一員として責任も問われるだろう。そんな彼らをきちんと評価し、「申し訳なくないよ、当然だよ」という社会の雰囲気が少しだけ彼らの気持ちを後押ししてくれたらと思う。

(吉村 真実)

福岡県プレーパークマップ



名 称	場 所	開設日	頻度 /月	時 間
むなかたプレーパークリーフ	宗像市	第4土曜	1回	10:00~15:00
わくわくプレーパーク	福津市	土曜3回 日曜1回	4回	10:00~15:00
ふくおかに冒険遊び場をつくろう会	福岡市	第2日曜	1回	10:00~15:00
春日に冒険遊び場をつくろう会	春日市	第3土曜 第3日曜	2回	10:00~15:00
プレーパークおおむた	大牟田市	第4土曜	1回	10:00~11:00
外遊びのあのあ	北九州市	第2金曜	1回	10:30~14:00
ミニプレーパーク	北九州市	第2水曜	1回	10:30~14:00
ながの冒険遊び場	北九州市	第3土曜	1回	10:00~16:00
あそぼうプレーパーク	田川市	第3木曜	1回	10:00~13:30
額田公民館プレーパーク	飯塚市	第4火曜 第4土曜	2回	10:00~13:00 9:00~12:00

(2011年8月現在)



5. 学校でもない、家庭でもない、第三の場所としての「居場所」

中高生の居場所 フリースペースてい～んず

中高生の居場所「フリースペース てい～んず」は、2007年度に福岡市の事業としてはじまった。

(目的) 中高生を中心とした10代の若者の自立心の醸成と健全な育成を図るため、地域において気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごす中で、相互に相談しあったり、主体的な活動ができ、若者の自立を促すことのできる「若者の居場所づくり」を既存の施設・地域資源を活用し、地域の協力を得ながら進めていく。

対象：主に中高生

開催日：毎週日曜日

開催時間：13:00～18:00（開催場所により17:00の時もある）

開催場所：九州大学大橋サテライト or 南区保健福祉センター講堂

利用料：無料

できること：

- ・マンガやボードゲームなどの利用、勉強の場としての利用、雑談の場としての利用など。
- ・月に1回「てい～んずカフェ」といっておやつを作る企画がある。（参加費無料）
- ・月に1回「スポーツの日」として、卓球やバルバレーなど室内で軽い運動ができるように、南区保健福祉センター講堂を確保し開放している。

（実施状況）

- ・開催回数：年50回（2011年度）
- ・登録者数：中学生 142名 高校生 103名（2011.10.2）
- ・毎回の利用者数は、10～20名前後。（その日の利用者数は、天候や学校行事や地域のイベントなどに左右されやすい）
- ・スタッフ：20代のスタッフが2人、事務局スタッフが1～2名、福岡市の担当者1～2名（隔週）

（1）果たしてきた役割

2008年度から、子どもNPOセンター福岡への委託事業となり、毎週開催の定例化を果たした。

委託から1年半後の参加者とのインタビュー、アンケートのまとめを、臨床家である九州大学の松崎教授は次のように評価した。

●家庭や学校と違う機能を持つ場としてフリースペースを位置づけている。

- ・『誰かと話せる、情報交換、遊べる、誰かがいる。』
- ・『だらだらとすごせる、居心地がいい場所』

・『家を出てからたどりつく場所』

- 学校に比べると家庭のような安心感をもてる。
しかし家庭ではなく社会的場としてフリースペースを体験している。
- ・『行けば誰かがいるという安心感・守られ感があり、かつ、学校に比べると自由にゆっくり考えたり、遊んだりできる』

（2）機能の拡充へ向けて

これまでの3年間のまとめを大まかに行うと、次のようになる。

- ①高校生の居場所としての役割の変化、②プロ

グラムの充実、③支援の場としての機能の拡充 (九州大学人間環境学研究院教授・南博文)

①高校生の居場所としての役割の変化

スタートの際には、中学生がほとんどだったが、ともに「ていへんず」を創り上げてきた中学生たちが、次々と高校へ進学をするにつれて、高校生の比重が増した。また、2010年度から、市内の高校へのリーフレット配布も始まったこともあり、新たに加わってくる高校生も增加了。彼らが加わることによって、縦のつながりが拡大し、小学校高学年から20代前半の青年スタッフまでの、異年齢の集団が誕生し、交流の幅が広がった。

高校生も、また中学生もそれぞれが抱える悩みや感情を、この「居場所」にきて、お互いに、直接話すばかりでなく、ゲームをしたり、マンガを読んだりと、さまざまに「居場所」の中で過ごすことによって、少しずつ整理し、次につなげていっているようだ。

②プログラムの充実

中高生が、「居場所」を自分たちのものとしていく過程により確実なものとなっている。昨年、実施された「夏祭り」は、青年スタッフや大人たちの協力・支援を得たものの、細部については、中高生のアイデアや意思を反映したものとなった。逆に、「そこまでやるのなら」ということで、青年スタッフの協力を引き出した面も大きい。当日は、その頃登録していた青年スタッフほぼ全員（9名）が参加・協力し、子どもたちの家族も、様子を見におとずれ、新たな交流が生まれた。

③支援の場としての機能の拡充

早くから、子どもたちそれから自らの「素」を出せる場所としての「ていへんず」の評価があった。それは、青年スタッフのもたらす雰囲気「子どもたちの発言には共感的に対応する」（交流会での青年スタッフの発言）や子どもたち自身が少しずつ作り上げてきたものであるが、高校

生たちが加わることによって、話題が変化したこと、また青年との架橋の役割を果たすようになったことによる要因も大きな影響を与えたといえる。モデル事業のため、さまざまな大人が訪ねてきたりもし、また、さまざまのことについて問われたりもしたが、間にに入った青年スタッフや大人たちによって、トラブルになるよりは、自分たち自身を表現できる場と捉えてくれたようにも思える。そうした青年スタッフとの語り合いの中で、学校での意見発表の内容を持参し、出会った青年スタッフそれぞれに感想を求めるなどの動きも出ている。

（3）今後の課題

今後の課題としては、「ていへんず」それ自体としては、南区に一ヶ所の存在であり、市内近郊に7ヵ所の「中高生の居場所」が存在するものの、地域にあってこれまで置き去りにされてきた中高生の必要性からすると、余りにも少数であること。中高生の活動への要求の幅の広さや運動量の大きさに比べると、利用できる地域の資源が限られていること。例えば、バスケットやサッカーなど、思いついですぐに利用できる場所が身近にないこと。

さらに「中高生にもなって、なぜそうした場が必要なのか？」「なぜ、大人がそうした場を作つてやる必要があるのか？」などの大人の側の疑問に対しても、今現在の中高生の置かれている状況、特にそうした疑問を抱く大人たちの中高生時代との変化の大きさを見せていくことから、地域における「中高生の居場所」作りは広がっていくのではないか。特に同世代で、さまざまなことを考え、聞き、わからないことについて説明を受けていく、必要最低限のことを身につけていく場が、いまや、地域になくなりつつあることが、中高生に限らずではあるが、「居場所」的空間を求めるさまざまな動きにつながっていることを、私たちは考えておきたい。

（原田 良一）



“人”がいるからここにくる (中高生の居場所 フリースペースてい～んず)

中高生の居場所「フリースペース てい～んず」(福岡市委託事業)での1日。

私は、いつものようにてい～んずで過ごしていた。そこに、ある高校生がいつものようになづいてくる。そして、いつものようにしばらく私の様子を伺っていた。いつものことなのだが、そこには少し距離がある。そして、少し経つと彼は口を開いた。

「僕は吉村さんに話を聞いてもらえるからてい～んずに来ていると思います」

思わずはにかんでしまった私を見てか見ないでか、彼は続ける。「だからといって吉村さんだけでなく、他のスタッフもその他の人たちも居るから毎回こうして来るんですけどね」彼は距離を保ったまま、そそくさと別の会話を始めた。

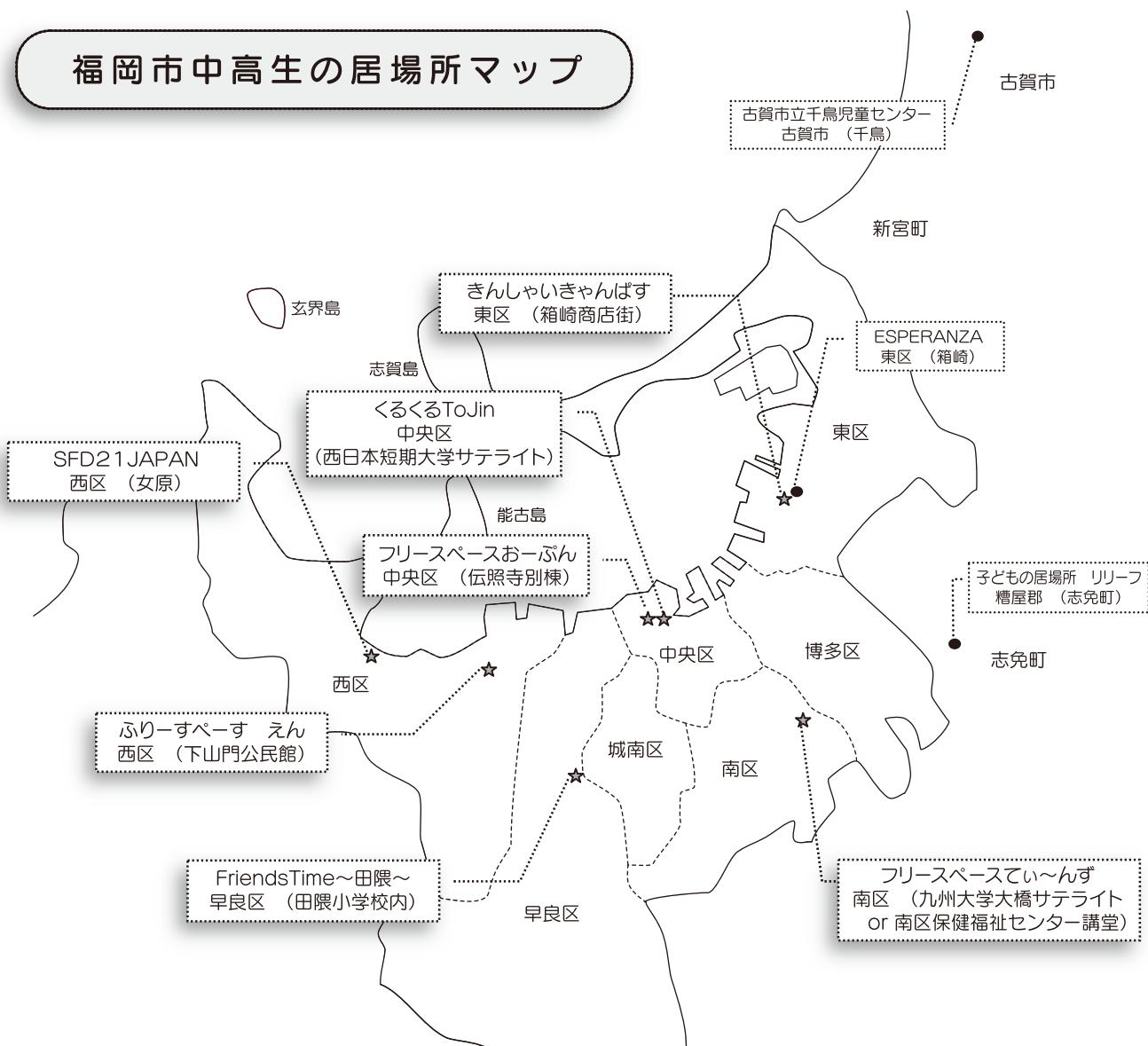
てい～んずにはいつも人がいる。しかし、ただ人がいるだけではなく、ここには「人間関係」がある。それも、家や学校などとは違った異年齢・異性の人間関係。

悩みがちな彼が相談できる相手がいつもそこにいて、そしてそこは相談室でもない皆が休日を過ごす「日常」の場。そんな中で自分だけの相談に乗ってくれる専門家がいるわけでもないが、人としてお互いに関係しあってその場にいる。てい～んずには、「遊び相手」としての役割を背負った青年スタッフでなく、「そこに居る“人”」(人間関係の一部)としての役割を担う青年スタッフがいる。これがてい～んずの魅力であり、中高生がなんとなくここに来る理由かもしれない。

(青年スタッフ 吉村 真実)



福岡市中高生の居場所マップ



	名称	場所	対象	開設日	時間
福岡市内 居場所	フリースペース てい~んず	福岡市南区	主に中高生	日曜	13:00~18:00
	SFD21 JAPAN	福岡市西区	中学生~20代後半まで	365日	~21:00
	ふりーすペーす えん	福岡市西区	主に中学生&ティーンズ	第2・4土曜	13:00~17:00
	FriendsTime～田隈～	福岡市早良区	中高生	第2土曜	15:00~18:00
	くるくるToJin	福岡市中央区	全世代利用可 中高生も大歓迎	月~土曜	11:00~19:00
	フリースペース おーぷん	福岡市中央区	幼稚園~高校生、 大人まで	土曜	13:00~17:30 (夏季 ~18:00)
	きんしゃいきやんばす	福岡市東区	主に小中学生 (未就学児・高校生・大人も)	月~金曜	16:00~18:00 (季節によって変動)
市外 居場所	●古賀市立千鳥児童センター	古賀市千鳥	0歳~18歳まで	火~日曜	10:00~20:00 (小学生は~17:00)
	●子どもの居場所 リリーフ	糟屋郡志免町	中学生~18歳まで	平日 土曜・日曜	13:00~19:00 10:00~17:00
スクリル	●(特活)箱崎自由学舎 ESPERANZA	福岡市東区	中高生 12歳~20歳くらい	月~金曜	9:30~17:30 (夏季 ~18:00)

(情報提供:福岡市こども未来局こども部 体験・交流推進課)



6. 子どもにやさしいまちをめざして ～行政や他団体との連携・協働～

NPO法人福間津屋崎子ども劇場では、地域のすべての子どもたちが「生き生きとした子ども時代」を過ごし、多様な人との関わりの中で市民として豊かに育つ地域づくりをめざして、乳幼児期から思春期、青年期までの発達段階に応じた多彩な事業を展開している。

行政や教育機関、福津市子育てネットワークふくふくをはじめ、他団体との連携・協働によりすすめられている豊かな活動を紹介する。

(1) 乳幼児期から学童期の取り組み

①乳幼児健診時の子どもとメディアの啓発事業

—福津市健康福祉部いきいき健康課との連携

啓発事業は、2004年1月からスタートした。乳幼児健診に訪れる全ての保護者にメディアの長時間接触の弊害と、適切な関係づくりを行う対策を伝えている。子どもたちにメディアと主体的に向き合う力を育むには、受診者が9割を超える乳幼児健診時の啓発活動が最も効果的だと考え、担当課に何度も具体的に提案し続け、5年がかりで全ての乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の流れに位置づけることができた。

2005年、福間津屋崎子ども劇場として「子どもとメディア部会」を発足させ、啓発スタッフの育成を図るとともに、すぐに役立つ具体的な啓発パンフも作成し、啓発資料として手渡せるようにした。

会のなかで「子育ち・子育て支援事業」としてきちんと位置づけ、年間延べ150人以上の啓発スタッフを配置していることが事業継続を可能にしている。

②ノーテレビ・ノーゲームチャレンジ事業

—福津市青少年育成市民の会との協働事業

乳幼児健診時の啓発事業を継続する中で、「4歳以上のきょうだいが多いので実践にくい」「小学生の長時間のテレビやゲームに困ってい

る」という切実な声を聞くようになった。乳幼児期から学童期までの継続的な取り組みの必要性を痛感し、福津市内のすべての幼児と小学生を対象としたノーテレビ・ノーゲームチャレンジ事業を2007年から開始した。市民の会に働きかけて共催事業とし、すべての子どもたちがメディアと主体的に向き合う力を育むために、夏休みと11月の年2回、延べ70日間のノーテレビ・ノーゲームチャレンジ事業を実施している。取り組みは年毎に定着し、成果を生んでいる。

③おはなしの国事業－市立図書館との連携

この事業では、わらべうたや絵本の読み聞かせなどを毎月1回行っている。乳幼児期の親子のふれあいのひとつとして、絵本の読み聞かせやわらべうたを楽しめるよう、2003年から福津市立図書館の「おはなしの部屋」で実施している。乳幼児親子が足を運びやすい市立図書館という公共の場での事業展開としたことで参加者も多く、乳幼児親子がゆったりと楽しめる場となっている。

④中学校での子育てサロン事業－中学校との連携

福津市内の全ての中学校（3校）に福間津屋崎子ども劇場主催で「居場所交流型」の子育てサロンを開設した。福間東中学校では学校の協力で広いデッキを設置、ゆるやかに外につながり安全に砂遊びができるサロンである。開設の目的は、0歳から就園前までの子どもたちが主体的にのびのびと遊べ、保護者どうしが交流でき、気軽に相談もできる子育てコミュニティースペースとして、子育ち・親育ち・関係育ちの場となること。また、次世代の親となる中学生が乳幼児とふれあい、子どもを慈しむ親の姿にふれることで、豊かな感性を育むと共に、いのちの大切さを実感できる体験の場として、子どもたちの成長を支援することも目的の一つである。

開設以来、休み時間には中学生が訪れ、乳幼児と遊ぶ姿が見られる。とりわけ保育士をめざしている生徒は積極的である。乳幼児、そして中学生が多様な人との関わりの中で豊かに育つ場となることをめざしている。

開設	開催中学・名称	回数
2007	津屋崎中学校 「子育てサロンきっさこ」 2011年10月より、家庭科保育授業との連携がスタート	月 2回
2009	福間中学校 「子育てサロンボレボレ」	月 1回
2010	福間東中学校 「子育てサロンとことこ」	月 1回



子育てサロンとことこ（福間東中学校）

⑤ドラマスクール—福津市より受託

ドラマスクール事業（小学3年生以上を対象に公募）は福津市より受託して15年目を迎える。演劇的手法を用いた表現教育活動で、イギリスなどでは教科として学校教育に組み込まれている。子どもたちは表現教育の専門家による様々なエクササイズ（体験的練習課題）等に取り組んでいる。想像力を働かせ、生き生きと心と体を動かし、表現する体験を通して、己を知り、他者を知り、自主性や社会性、共に創り出す力を育む活動である。

ドラマスクールは、1997年より旧福間町の社会教育課が担当する事業の一環として継続、2005年に旧津屋崎町との合併で誕生した福津市でも郷育推進課の担当事業として引き継がれ、現在に至る。

福間津屋崎子ども劇場の専任スタッフが、毎回詳細な報告書を作成して、担当課との連絡調

整を行ってきた。「今の子どもたちに必要不可欠な事業」と位置づけ、協働で取り組んできたことが事業継続の力となっている。

■乳幼児期（連携事業）

- ・福津市健康福祉部いきいき健康課…
乳幼児検診時の子どもとメディアの啓発事業（①）
- ・福津市内各中学校 …子育てサロン事業（④）
- ・福津市立図書館 …おはなしの国事業（③）

■学童期（協働事業）

- ・福津市地域生活部郷育推進課
ノーテレビ・ノーゲームチャレンジ事業（②）
ドラマスクール事業（⑤）
(福間津屋崎子ども劇場の連携・協働・協賛事業)



ドラマスクール

(2) 子どもにやさしいまちに向けてのネットワークづくり

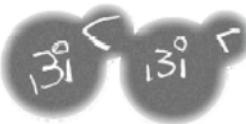
福間津屋崎子ども劇場の中では、会員自らが様々な団体（子育てサロン・ファミリーサポート・放課後の居場所づくり・冒険遊び場…）を立ち上げて継続的に活動し、子どもが育つ地域づくり、まちづくりに尽力していることが特徴的である。人的つながりが「福津市子育てネットワークふくふく」や「福津市子ども読書連絡協議会」「福津市男女共同参画協議会」など、団体間のネットワークづくりの推進力となった。また2010年から、「わくわくプレーパーク」との連携を始めた。

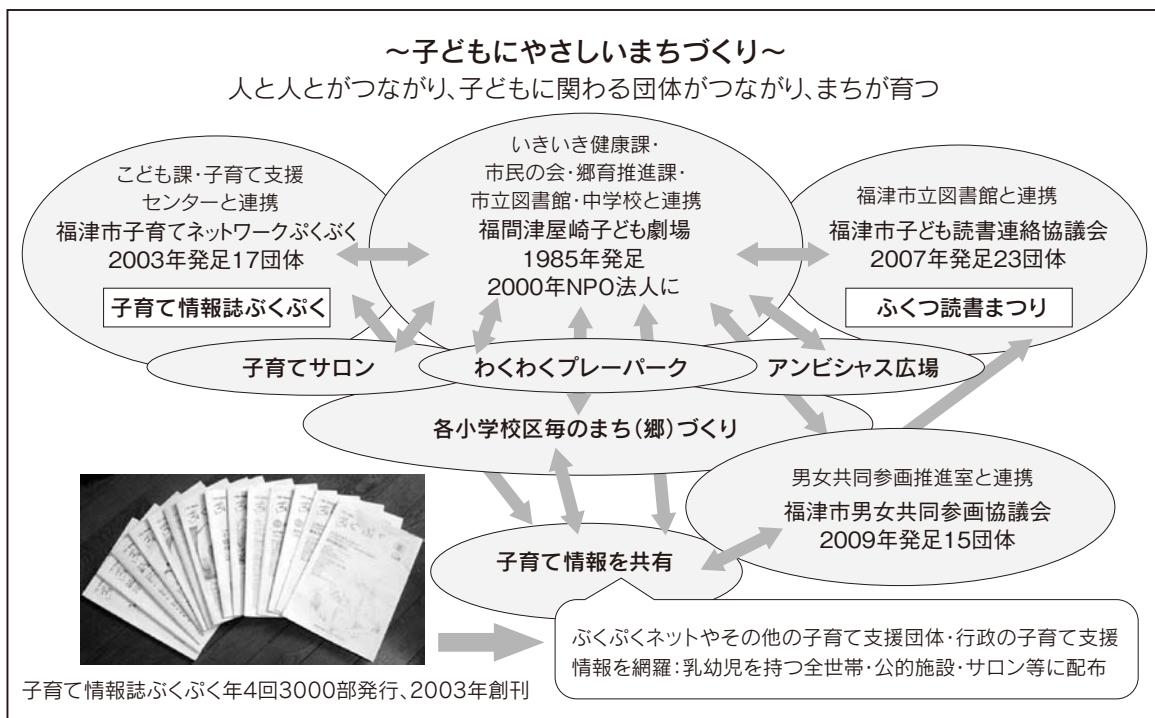
今後の課題として、子どもにやさしいまちに向けた法的枠組みづくりがある。福津市では子ども条例（仮称）検討委員会が通算3年目に入っている。子ども条例のある、子どもにやさしいまちをめざして、子どもたちの声を受け止めながら行政や様々な団体、市民と手をつなぎ、幅広いネットワークづくりを今後も進めていきたいものである。

（佐伯 美保）



IV. 子どもと地域

 <p>福津市子育てネットワークふくぶく</p> <p>17 の子育ち・子育て支援団体のネットワークとして、子どもも大人も共に豊かに育ちあう環境づくりをめざしています。 (発足年順)</p>		<p>1.NPO)福間津屋崎子ども劇場 生の舞台芸術鑑賞やキャンプ、遊びなど子どもたちが仲間とともに豊かに育ちあう環境づくりをしています。</p>	
2. 津屋崎布絵本の会 子どもたちへの読み聞かせ活動や心身の育成を図る一環として布の絵本や遊具を制作しています。	3. ふくつ語りの会 友だちとおはなしの世界を共有するぬきものを子どもたちにと、小学校等でのお話をしています。	4. ルンルンくらぶ 室内遊びや外遊びを工夫しながら親子で共に楽しみ育ちあう、就園前の親子サークルです。	5. 子育てサポートワーカーズ おもちゃばこ お母さんたちが安心して仕事や学習ができ、子どもたちも楽しく過ごせるよう工夫しています。
6. 環境ネットワーク「虹」 五感で自然とふれてエコロジーを学び、豊かな感性と社会性を育む活動を行っています。	7. 人形劇団ばべつと「にじ」 いのちと自然の大切さをテーマとしたエコロジー人形劇の創作と公演を行っています。	8. おはなしのへや 絵本の読み聞かせを子どもたちとともに楽しんでいます。	9. おはなし会昔っコ うそくの灯の中で、生の声で語る昔話や物語を絵本やわらべうたとともに届けています。
10. 賢治の学校ふくおか 子どもも大人も生き生きとできる社会を目指して活動する自分たちで作る学びの場です。	11. すまいるファミリー 送迎や自宅での預かりなど、会員同士で子育てを助け合う有償ボランティアの会です。	12. 子育てサロン「にゅうじらんど」 あつとほ～むな雰囲気の中、日頃の子育てエピソードや情報交換の場になっています。	13. 子育てサロンわくわくひろば 乳幼児がのびのびと遊べる場、保護者同士が交流し、ほつとできるひろばです。
14. わくわくプレーパーク 自分の責任で自由に遊ぶ、子どもと大人の冒険遊び場、九州初の常設プレーパーク(昭和公園)です。	15. つやざき海辺の自然学校 カブトガニ調査に代表される野生物の環境保全活動や環境学習活動を開催しています。	16. 絵本サークルさくらんぼ 絵本を読み聞かせしあったり本についておしゃべりしたり、親子で絵本を楽しむサークルです。	17. アレルギっ子サークル パンプキン アレルギーを持つ子の食事や生活等、同じ悩みを抱える親たちの情報交換や学習の場です。



7. これからの地域に必要なこと

心豊かに過ごすこと。それは誰もが求めていいことだと思う。たとえ難病や障がいを抱えていて高度な医療的ケアが必要であっても、なくとも、それは同じはずだ。「自分たちの住むまちが、“誰もが”心豊かに過ごせるまちであってほしい。」そんな思いで活動する青年たちの夢がこ

こにある。今はまだ小さく限られた範囲での活動かもしれない。しかし彼らの思いは、これから地域活動・まちづくりにとても大切で必要なものを教えてくれているような気がして、期待を寄せている。

(吉村 真実)

寄稿

僕らの夢 ~誰もが心豊かに過ごすこと~

山田 賢祐 (hale (ハレ))

僕らは「hale (ハレ)」という団体で活動しています。そして近い将来、ここ福岡に子どもホスピス（仮）を作る予定です。僕らは、この福岡に子どもホスピス（仮）を設立し、そして社会を変えていきたいという想いでいます。

子どもホスピスとは、難病や様々な障がいを抱えた子ども・青年が、普段生活する家とは別に心豊かに日常を過ごすための第二の家です。身体的なケアだけでなく、心も豊かに過ごせる場所。そして、色々な人が集まってくる場所です。難病や様々な障がいをもつ子ども・青年にとって、何気なく日常的に様々な関わり合いが生まれる場が必要だ、との想いから、子どもホスピス（仮）設立を目指しています。今までの彼らは、日常「+α」を楽しむには大きなリスクや不便が付きまとい、周囲の理解・協力が不可欠でした。現在の僕らは、難病や様々な障がいを抱えた子ども・青年のところに訪問するという形で交流をしており、飲み会をしたり一緒に遊んだりと日常「+α」の部分を楽しむお手伝いをしています。

もちろん現段階ですでに課題は山積みで、例えばホスピスというと死というイメージが先行すること。死の話はタブー視されることが往々にしてあるため、「子どもホスピス」というワードで市民の興味・関心を引くことは難しく、僕らの目指す子どもホスピス（仮）への理解・共感へと繋がりにくいと感じます。それでも子どもホスピス（仮）が社会に必要であると感じる原因是、実際に難病や様々な障がいをもつ子どもや青年、また、彼らの家族との関わり合いを通して、「誰もが心豊かに過ごすこと」の大切さを感じるからです。障がいをもつ子どもや青年の場合、心の豊かさよりもまず生命維持を優先せざるを得ない実情があることは僕の見た限りではほぼ確かです。本当はしたいこと・興味のあることがあっても、半ば諦めている人が多くいます。何かしらの障がいを抱えているからといって諦めさせてしまう社会なのかもしれません。そのような社会でなく、社会全体でしたいこと・興味のあることを応援し合える仕組みが必要なのではと思います。





この思いを実現するには、「子どもホスピス（仮）の設立」のみでは僕らが思い描くものには届きません。まず僕らは、僕ら自身も心豊かに過ごすことが大切だと思っています。相手に何かしてあげるという一方的な支援ではなく、互いに関わり合う中でそれぞれわくわくしたり不安になったり笑ったり泣いたり何かに挑戦したり失敗したりと繰り返して、心豊かに過ごす場所が育まれていく、そんな子どもホスピス（仮）や社会を創っていきたいと思っています。

* 「子どもホスピス（仮）」としているのは、現在海外にある子どもホスピスが日本の風土にあうかという点で疑問に感じる部分があり、「子どもホスピス」の理念を汲んだ日本独自の手法を模索している段階であることから、「仮」を強調したいと思います。

8. おわりに ~ヒトとして当たり前の「日常」を取り戻すために~

「科学技術時代の子ども」、「消費社会の中の子ども」などと呼ばれる現在の子どもたち。十数年前から、主に生物に関わる大人から指摘されてきたのは、「生まれた時から、人工の世界、消費の世界に巻き込まれていて、自然とのふれあい、人との関係（葛藤も含めて）を体験していない子どもたちになっているのではないか。」ということだった。加えて、問題があっても、それは「専門家」と呼ばれる人々に任せられ、直接の当事者である子どもたちの親や身の回りの大人が関与するものとは考えられなくなってきたことも、数多く言われるようになっている。

ヒトは本来「群」を成して生活し、その中で、いろいろな大人を見て、さまざまな力を身につけてきたのではなかったか。そこにいる一人ひとりの持つものを自分なりに、受けとめて、自分自身のものにしてきたのではなかったか。それは「子育て」についても同じではないのだろうか。子どもたちも、お互いを見合い、聞きあい、まねをし、何かをやってみることで、いろんなものを身につけてきたのではなかったか？

確かにそれは、回り道に見える、もっと簡単に身につける手段・方法があれば、その道を歩くことが、合理的に見えるかもしれない。

「欲しいものがあれば、買えばいい」、「答えは

用意されているもので、私はそれを選ぶだけ」というのでは、生き物としての「ヒト」ではないのだろうか？

ここに取り上げたいいくつかの実例は、期せずして、この問題に対する解答を示しているように思う。「一から十まで決められた中でやるのはない。一部は守らなければならないが、それ以外は自分たちでやりたいことや、やることを決めることができる」。こうした「場」が、どれほど、子どもたちやその周りの人間の力を引き出すか。そのことを私たちは、もう一度考えるときには来ているのではないか。

今後の課題として、次の点を提起しておきたい。

① 子どもたちが、その年齢や発達段階に応じて、さまざまな同年齢・異年齢の子どもたち、また多様な大人たちと出会う「空間」を確保すること。

かつて、個人の家には縁側があり、そこはうちの中と外（世間）をつなぐ場所だった。そこで大人たちの会話や応対をみて、子どもたちは地域を知り、社会へと視野を広げていった。今、地域はほとんどが私的所有の空間になっている。だからこそ、乳幼児から中高生の各段階で、「広場」や「居場所」という「空間」づくりが追求

されている。地域にあるさまざまな資源、「公民館」や「プレーパーク」、「空き店舗」などを利用して、こうした「空間」を生み出していく。

② 子どもたちが、じっくりと見、聞き、「試行錯誤」のできる「時間」を保証すること。

大人、特に「専門家」と「効率性」が結びつくと、最短距離で目標に向かってしまう。それは結局、子どもたちが試行錯誤することでつかむ、さまざまな力や可能性を捨象してしまうことでしかない。その最大の欠点が「楽しく」するよりも、「がんばる」ことの強調になり、子どもたちの自己肯定感の低下につながっている。「まずは待つ、そして、手伝う」くらいの構えで、時間を保証しよう。

③ 子どもたちが、年齢や発達段階に応じて、自分たちで集団をつくること（子どもの権利条約15条の「結社の自由」）を承認すること。

「コミュニケーション能力」や「人間関係力」は、人との関わりの中でしか、獲得できない。そのための集団づくりを、かつてと同じく子どもたち自身の手で行うこと、そして、まわりの大人们たちは、その集団の自治を尊重することが、第一歩を踏み出すことにつながる。

④ 一人ひとりの子どもたちの条件に応じて、地域に必要な施設やサービスを生み出すこと。

地域にさまざまな人がいることが、社会にはさまざまな人がいることを実感できる前提である。障害やそのほかの不利を抱えている子どもたちを施設に囲い込むことなく、同じ地域の住民として暮らしていくようにしていくこと。こうした動きこそが、子どもたちを未来の市民社会の一員として育てていくことにつながる。

⑤ 上記の活動の主体が子どもたちであることを前提に、大人たちは先回りすることなく、見守りをおこなうこと、また、その環境・条件作りにこそ、大人の力を發揮すること。

上記のうち、①～③は、もう40年近く問題とされ、課題とされてきた「三つの間（時間・空間・仲間）」である。多くの善意の人々が、この問題・課題に必死で取り組んできた。ただ、善意ゆえに、そして必死ゆえに、子どもたちこそが主体であることを見落としてきたことはなかっただろうか。その結果、先回りし、最後まで大人の手で行うなど、子どもたちをお客様にしてこなかっただろうか。時間はかかるだろうし、ジグザグとしか進まないかもしれない。それでも、上記のような『見守り』と『大人の役割』を果たしながら子どもたちと進んでいくことが、この問題・課題の解決方法だと考える。

(原田 良一)

V. 子どもとメディア

はじめに

1 “脱メディア漬け” 各地の取り組み

- 事例 ① すべての子どもたちにメディアと主体的に向き合う力を
- 事例 ② 乳幼児メディア接触実態調査にみる地域格差
- 事例 ③ 0歳から15歳までを見通して
～保育園・幼稚園から小学校、中学校を通じた取り組み～
- 事例 ④ 子どもの生活習慣を考える
- 事例 ⑤ 「高中ネット宣言」中学生によるネットいじめ撲滅の取り組み

2 アウトメディアキャンプレポート

- 事例 ① “脱” メディアキャンプ
- 事例 ② メディア依存脱出キャンプ Real me Project
- レポート 「ケータイ甲子園2010」
- レポート 中高生の本音トーク「みんな！ケータイ持ってる？」

3 行政との共同、協力

- 報告 ① 福岡県児童生徒の規範教育推進事業
「ネットによる誹謗中傷・いじめ防止」の取り組み
- 報告 ② 福岡市市民局協働事業提案制度
「子どもとメディアのよい関係づくり事業」
- 資料 福岡市実態調査、全国実態調査より

本章では、福岡県を中心とした子どもたちのメディア接触の実態と、地域、学校、子ども育成団体による啓発活動の事例、行政との連携・共働による取り組みを具体的に紹介している。乳幼児期から児童期、そして青年期へ、まず、子どもの育ちを見つめ、子どもとメディアの現実を知ることから、大人が何をすべきか考えたい。

※ふくおか子ども白書では、テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネット、パソコン等の電子映像メディアを「メディア」と表現しています。

はじめに

清川 輝基（N P O 法人子どもとメディア 代表理事）

日本の子どもたちの電子映像メディア接触時間が、世界一長いという国際調査の結果が明らかになったのが2003年。その後、子どもとメディアの関係にどんな変化が見られるのだろうか。

第1の問題は、メディア接触の二極化である。N P O子どもとメディアが10年以上取り組んできた「メディア漬け」の「危険可能性」についての啓発活動が着実に成果を出して、“アウトメディア”“ノーテレビ・ノーゲーム”などの活動が広がり、1日2時間以下という短時間接触の子どもは確実に増えている。しかし、その一方でケータイやパソコンなどによるネット依存やゲーム中毒による極端な長時間接触の子どもも、どこの地域でも1割程度存在することが明らかになっている。今後こうした“メディア依存症”への対応が課題として浮かび上がってきていている。

第2の問題は“メディア漬けの連鎖”が始まっているという状況である。ゲーム世代、ケータイ世代が子育てを始めた今、メールをしながら、D V Dを見ながら授乳をする母親が8割に達している。

テレビやビデオに子守を任せたり、幼児期の早い時期にゲーム機を与えたりする“電子ベビーシッター”に何の疑問も持たない若い母親が増えている。その結果、親子の愛着形成が阻害されて虐待の激増につながったり、言葉の力が育たないために校内暴力の激増につながったりしている

ことが懸念されているのである。国際調査で日本の子どもたちの自己肯定感が極端に低いことが再三指摘されているが、こうしたこと、家族や友達と言葉を交わす時間よりも、メディア機器と向き合う時間が圧倒的に長い日本の子どもの育ち方に原因があると見るべきだろう。

第3の問題は、子どもとメディアに関する政府や自治体の対策の遅れである。お隣の韓国では、10年ほど前から国を挙げて子どもや若者の「メディア（ネット）中毒」対策に取り組んでいる。

K一尺度と呼ばれる独自の診断用紙を使って「高危険群」「要注意群」の子どもや若者を判別し、全国160ヶ所の支援センターで相談や治療活動に取り組んでいる。もちろん小中学校でのメディア中毒を防ぐための啓発教育も盛んである。それに比べてわが国はどうだろう。予防啓発教育はもちろん相談治療の体制も全くない。国は一度も実態調査さえ実施したことがないのである。

日本の子どもたちが、からだや心を育て、言葉の力を豊かに獲得していくためには、世界一の“メディア漬け”的生活をどう変えていくのかが問われている。“子どもにとっての最善の利益”（子どもの権利条約）をどう保障するのか、子どもとメディアの関わりの面でも、政府や自治体、そして私たち大人の努力が求められている。



1. “脱メディア漬け” 各地の取り組み

事例

①

すべての子どもたちにメディアと主体的に向き合う力を

～乳幼児健診時のメディア接触啓発事業～

佐伯 美保（N P O 法人福間津屋崎子ども劇場 代表理事）

①乳幼児健診時の啓発事業

2003 年、福間津屋崎子ども劇場では地域の子どもたちのメディア接触の実態に危機感を持ち、「すべての養育者に長時間接触の危険性とメディア対策を伝えたい」という思いで「乳幼児健診時の啓発活動」を、旧津屋崎・福間両町の担当課に働きかけた。2004 年から子育ち・親育ち支援事業として行政と連携、子どもとメディア部会のスタッフが毎月 3 回、4 ヶ月児、1 歳 6 ヶ月児、3 歳児のそれぞれの健診時にボランティアで啓発活動を行っている。スタッフは、(社) 日本小児科医会の『子どもとメディアに関する提言』に基づいて「2 歳まではテレビ・ビデオ視聴を控えましょう」と伝え、人との関わり、主体的な遊びなどの実体験が大切であること、幼児期にはゲームを与えないことなどを 40 ~ 50 人の受診者一人ひとりに話している。また、福津市子育てネットワークぶくぶく発行の『子育て情報誌ぶくぶく』、福津市青少年育成市民の会（以下市民の会）発行の啓発チラシ、福間津屋崎子ども劇場作成の啓発パンフ『子どものすこやかな育ちに大切なこと』を配っている。

この啓発事業で大切にしているのは、家庭でのメディア接触の様子を聞き、悩みに共感しながら、メディアとの上手な付き合い方について具体的な事例をあげて話し、日常的なメディアとの関わりの改善を促すことである。そして子どもたちが生き生きと過ごせる生活環境をつくり、メディアと主体的に向き合う力を育むことである。

2008 年 5 月～ 2009 年 4 月、子ども劇場といきいき健康課が連携して実施したアンケート結

果では、1 歳 6 ヶ月児の養育者の 70 % が子ども劇場のスタッフからメディアの話を聞いたことがあると答えた。そのうち 79 % がテレビをつけないようにするなどメディアとのつきあい方を変えたと答えている。3 歳児の養育者では 80 % が聞いたことがあると答え、そのうち 8 割近くがメディアとのつきあい方を変えている。



②乳幼児以降の啓発

「ノーテレビ・ノーゲームチャレンジ事業」

メディアと主体的に向き合う力を継続的に育むため、市民の会と共に 2007 年から市内の全保育園・幼稚園児、小学生を対象に夏休みと 11 月の計 70 日間のノーテレビ・ノーゲームチャレンジ事業を実施している。毎年参加者が増え 2010 年には 1433 人の幼児、小学生が参加した。家族で話し合って子どもが主体的にチャレンジメニューを決めるようにしており、2010 年に最も多かった小学生の感想は「やればできる」であり、他にも「家族の会話が増えた」など、家族や仲間との関わりが増え、自尊感情にもつながっていることが伺える。

事例

乳幼児メディア接触実態調査にみる地域格差

②

佐藤 和夫、原 陽一郎（N P O 法人子どもとメディア 乳幼児部会）

2010年1月～5月にかけて子どもとメディアでは、福岡市、北九州市、福津市で乳幼児健診時に乳幼児のメディア接触実態調査を行った。

福津市は乳幼児健診の場でメディア漬け予防を積極的に継続的に実践している。その福津市のメディア接触が福岡市・北九州市に比べて明らかに少ないと、年齢が進むにつれてその差が有意になることが明らかとなった。この事実は乳幼児期からの啓発活動の効果を示していると考えられる。「福津モデル」と呼ぶべき“乳幼児からのメディアリテラシー教育”をそれぞれの自治体が応用し全国に広がることが期待される。

[調査の概要]

調査地域：福岡市・福津市・北九州市

調査期間：平成22年1月～5月

調査方法：乳幼児健康診査時にアンケートによる調査

協 力／福岡市地域子育て支援課 母子保健係

福津市健康福祉部

北九州市小児科医会

〈有効回答数4355人〉

地域	4ヶ月健診	1歳半健診	3歳児健診
福岡市	1083人	1015人	915人
福津市	102人	108人	107人
北九州市	351人	353人	321人
合 計	1536人	1476人	1343人

① 授乳・食事中のメディア接触

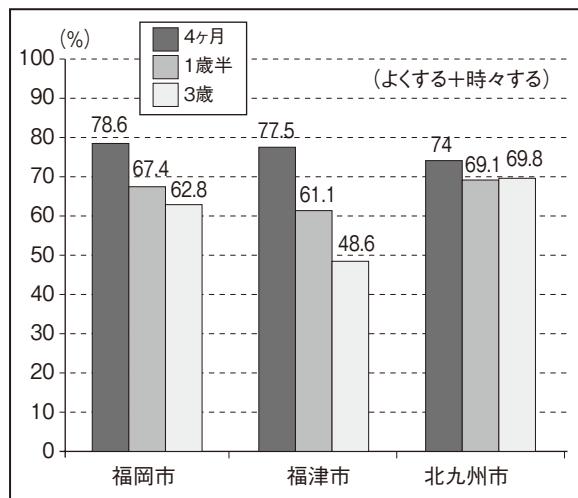
3歳で食事中テレビ・D V D の視聴を「よくする」と「時々する」を答えた割合は福津市で48.6%、福岡市62.8%、北九州市で69.8%であった。年齢が上がるにつれ、福岡市、福津市は視聴の割合が減少、北九州市はあまり変化がなかった。（グラフ1）

② 3歳のゲーム

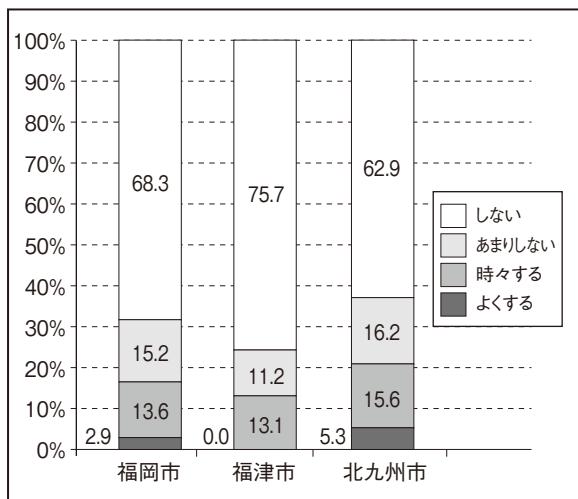
3歳でゲームを「よくする」と「時々する」を答えた割合は福津市で13.1%、福岡市16.7%、北九州市で20.9%であった。（グラフ2）

（NPO法人子どもとメディア 定期誌16号2011年1月発行より）

グラフ1 授乳・食事中TV・DVD等視聴の地域格差



グラフ2 3歳健診でのゲームの地域格差





事例

③

0歳から15歳までを見通して
～保育園・幼稚園から小学校、中学校を通じた取り組み～

保育園児の生活アンケートで見えた

メディアの影響

福岡市早良区田隈中学校区では、校区内にある3小学校、7保育園・保育所、2幼稚園が連携した「田隈中学校ブロック保幼小中連絡会」で「ノーテレビデー」を中心とした取り組みを行っている。福岡市内では他に例のない保育園・幼稚園と小、中学校が連携したこの取り組みの始まりは2002年に野芥保育園、こぐま保育園、田隈保育所の3つの園が行った「子どもたちの生活アンケート」で「テレビ・ビデオを見る時間が長い」「睡眠時間の不足」「親子で絵本にふれる機会が少ない」などの実態が明らかになったことがきっかけだった。3園では「みんなで子育て～子育てハンドブック」として、アンケート結果を地域の方に知らせると共に、各園での「ノーテレビデー」の取り組みが始まった。テレビを消して家族のふれあいを取り戻そうという取り組みは成果をあげ、子どもたちの生活も改善されていった。しかし、小学校に入るとそれまでの取り組みが中断してしまう事や、小中学生の兄姉児がいると取り組めないとといった声もあがっていた。また、保育園のアンケート結果の特徴は田隈・野芥・田村小学校が実施した「子どもたちの生活実態調査」とも重なる部分が多く、保育園でのノーテレビの取り組みを継続する形で小学校にも働きかけを行うことになった。

「ノーテレビデー」の広がり

同じ中学校区の保育園、幼稚園、3つの小学校へと徐々に広がっていったのが、毎月1回23日“ふみの日”的「ノーテレビデー」だった。単にテレビを消すことだけでなく、テレビ、ビデオ、ゲームなどの電子映像メディアから離れて、家族でその日をどうすごしたかを丁寧に拾い、おたよりなどを通して保護者に知らせていくこと

を続けてきた。「できなかった」場合もその理由を聞き、少しでも改善出来たことを評価し、どうすればよいかのヒントも保護者の意見から提案、紹介していく。取り組みをマンネリ化させないために、保護者研修会、職員研修会も行い、野芥保育園では新人保育士をメディア担当に任命し、おたよりづくりやアンケートの方法なども工夫している。毎月1回の取り組みがきっかけになり、普段の生活の中でもテレビやゲームの時間が減り、家族の会話が増えた、本をよく読むようになったという感想もたくさん集まっている。テレビやビデオでは視覚と聴覚だけを使うので、消して他の事を体験することで五感を取り戻してもらいたいという思いもある。



中学校区での取り組みへ

2009年、田隈中学校では携帯電話が普及し、子どもどうしのトラブルが起こっており、ケータイを手放せない依存傾向の子どもたちも現れていた。ケータイの問題を家庭だけの問題にせず、すでに保育園・幼稚園、小学校で連携して取り組まれていた「ノーテレビデー」と同様に中学校区全体の課題として捉えた。「田隈中学校保幼小中連絡会」に提案し、PTAによる「家庭の教育力向上プラン」とも連動して、0歳から15歳までを見通した「ノーメディア」の取り組みがスタートした。

まず保護者に実態を知らせるための講演会を開催し、中学校でも毎月23日を「ノーテレビ

デー」として、取り組みを始めた。目的は「家族時間の復活」である。電子映像メディアをオフにして、親子の会話の復活と読書推進を掲げ、標語を募集し、のぼりやステッカーを制作するなど、見える形で取り組みを広げている。幼児から中学生までが親子そろって、また、地域全体が取り組みを知り、協力する環境を作ることが、子どもを見守る地域づくりにもつながっている。

これから

毎月23日には、保育園、幼稚園では絵本の読み聞かせ、小中学校では読書を中心にしてノーテレビを推進している。その結果、読書量が増え学力が上がってきている。小学校入学前の年長児の様子を、小学校の教師が見学するなど、教師レベルの連絡体制もすすめようとしている。今後は「ノーテレビデー」を地域全体の取り組みに広げるため、園や学校だけでなく、公民館

にものぼりを立てるなどして、子どもがいない方々にも理解と協力が得られるような工夫が必要である。

取材を通して

地域に住む子どもたちの成長を地域の園や学校で共通の意識で支えていくということは、文字にすると当たり前で簡単なようであるが、経営も人事体制も異なる中で粘り強く、地道に取り組むために様々な工夫があり、人ととの出会いがあったことがわかった。2002年の3保育園による「子どもの生活アンケート」から9年経ち、当時幼児だった子どもたちが、中学生になり、目に見えて中学校が落ち着いてきたということでも、保幼小中の取り組みが大きな成果をあげていると思った。

取材：野芥保育園、福岡市立田隈中学校
(和田 貴美子)

事例

子どもの生活習慣を考える

④

窪田 浩之（福岡市立小学校教員）

小学生の子どもを大きく3つに低・中・高学年に分けて考えると、それぞれメディアへの接し方が変わってきていている。

低学年では、テレビやテレビゲームに親しむことが多く、そこには家族も関わってくると考えられる。しかし、親も一緒に長時間メディアに接したり、テレビの電源もつけっぱなししたりする家庭が多くみられる実情である。中学年では、携帯ゲームに関心を持つことが多く、携帯ゲームを持って外で遊ぶといった本来の「外遊び」とは違った遊び方になってきている。また、子どもがどういった遊びをしているのかわからない、子ども任せにしているといった家庭が多くみられる実情である。高学年では、さらに携帯ゲームのソフトの内容が残虐的だったり、ケータイやパソコン

を使ったインターネット使用やメールなど、個別化した遊びも広がったり、親もまったく把握していないといった状況が増えてきている。

では、学校現場ではいったいどこまで考えていけばよいのだろうか？

メディアは、家庭での生活の中で接することが多く、学校が関与することはなかなか難しいことである。しかし、あきらかにメディア漬けになっている子どもは、睡眠不足で遅刻が多く生活習慣が乱れたり、そのため家庭学習ができず学力低下につながっている。また、コミュニケーション不足で表現力に欠けていたり、自尊感情が低く、無気力だったりして、学校生活にも大きな影響を与えている。メディア漬けの子が増えるほど、学校でも問題となる子が増え



てくると考えられる。

前任校では、保幼小中一貫となって行う「毎月23日はノーテレビデー」の取り組みで、子ども・家庭・地域が変わっていくことを実感した。保幼小中が一貫となり、家庭に呼びかけを行うことで、少しでもレベルを上げて取り組もうとする家庭が増えてきた。また、呼びかけだけでなく、取り組んだ結果のよさを家庭に伝えていった。実際に、全体として生活リズムが整って遅刻が減ってきたり、家庭学習をしっかり行ったり、学力が向上してきたり、子どもの自尊感情が高まったり、学校で問題となることが減り、ノーテレビデーカードの提出率も上がり家庭も協力的になってきた。

子どもの生活習慣にメディアは欠かせないものとなってきているが、メディアを1日ストップすることで、自然の大切さや家族の大切さ、時間の使い方や集中力・想像力など様々な気づきがあり、自分自身を見つめなおし、家庭生活

を考え直すいい機会になると思っている。なかなか一家庭で取り組むのは無理なことでも、学校からの提案だと、みんなでやることだからやってみよう！と取り組み、良さに気づいていく。学校だけでなくその取り組みを地域に広げ、地域一体となって取り組んでいくといったように、学校から発信して家庭や地域が一体となって子どもを育てていけるといいと考えている。また、その逆に家庭や地域から呼びかけて、学校がそのパイプ役となることが必要だと思っている。そのためには、まず学校現場が一丸となって子どものためにメディアについて学習し、共通理解していくことが大切である。また、情報を正しく理解するために、情報モラルや情報リテラシー教育を推進していく必要があると思う。

時間を有効に使い、さまざまな体験を経験し、メディアについて正しく理解することで生活習慣が変わり、子どもは大きく変わる可能性をもっている。そのためには、まず近くにいる大人の意識から変え、みんなで一緒に子どもを豊かに育んでいきたい。

事例

⑤

「高中ネット宣言」 中学生によるネットいじめ撲滅の取り組み

古賀 新二（福岡市立高宮中学校 主幹教諭）

福岡市立高宮中学校は、福岡市南区の大楠、西高宮小学校と中央区の高宮小学校の3小学校により構成された生徒数約700名の学校である。開校60年を超えた伝統校でもあり、都心に近いけれど縁も多く住環境が良いこともあり、教育に熱心な家庭が多いことも特徴である。

2007年、子どもたちの携帯電話の所持が増えると共に、インターネットによるいじめの問題が社会問題になっていた。この学校でも公式サイトとは別に立ち上げられた「学校裏サイト」で特定の子どもに関するいたずら、誹謗中

傷が集中する“ネットいじめ”が深刻化していた。それまでもインターネット上のマナー学習は行っていたし、いじめに関しての道徳の授業や全校集会などにも取り組んでいたが、教師主導の指導では、指導の後はいじめが減るもの、時間がたてば繰り返すことが続き、根本的な解決法が見つからない状態だった。

そんな中で2008年5月、福岡県内でネット上の書き込みを苦に高校生が自殺するという事件が起きた。また同時に起こった秋葉原の「通り魔殺人事件」もネットがきっかけになったということもあり、こうした社会問題と高宮中の

ネットいじめの実態に対して、危機感を覚えた当時の校長が「ネットいじめ撲滅」を学校重点目標に掲げ、2008年6月に「いじめ問題撲滅プロジェクト会議」を立ち上げた。構成メンバーには教職員だけでなく、生徒会、PTAも加え、生徒・職員・保護者が一体となってこの問題を考えることにした。

第1回の会議ではネットいじめが続いている実態を把握し、生徒総会に向けて問題提起していく事になった。生徒の手で作ったアンケートによりネットに関する実態を把握することから始め、各学級での話し合いを持ち、生徒会の最高決議機関である生徒総会では「なぜ、悪口や嫌な書き込みは後を絶たないのか」をテーマに白熱した議論が展開された。そして「どうすればネットいじめはなくなるのか」という結論として引き出されたのが「他人のことを考える・自分の気持ちを抑える・嫌なことがあったら面と向かって言う・ネットのプラス面とマイナス面をきちんと学習する・“宣言文”をつくる」というものだった。

総会で出されたそれらの意見を4つの項目にまとめたものが『高中ネット宣言～守ろう！皆で決めたこと～』だった。満場の拍手で宣言文が採択され「高中ネット宣言」が誕生した。その後、間もなく迎えた夏休みには、2つあった学校裏サイトの一つが消滅し、掲示板の書き込みが無くなり、メールによるいじめ被害の報告がなくなった。これには教職員一同感動し、信じられなかった。

その後も、宣言を生徒自身のものにしていくために、生徒会役員が考え、実行してきた。各クラスにラミネート加工した「高中ネット宣言」を掲示し、全校集会のたびに宣言の話をするなど、宣言の浸透をはかってきた。生徒の動きを応援する形でPTAでは、宣言ボードを制作し校門を入ると必ず目につくところに立てた。

学校では学期毎に1回、インターネットに関する学習を継続的にすすめ、中学校区地域懇談会では講演「ケータイ・ネット被害防止教室」

を西高宮校区人権尊重推進協議会研修会もかねて行い、保護者、地域にむけての啓発をすすめた。2009年度には「ネットによる誹謗中傷、いじめ防止」の講演会（福岡県教育庁事業・講師：子どもとメディア）を実施した。

「いじめ問題撲滅プロジェクト会議」は、2008年度には5回行い、2009年度には新1年生への報告や追調査を経て新生徒会の方針に引き継がれていった。2010年度、2011年度の現在も年度が代わるたびに、それまでの取り組みと方針を振り返り、新体制に引き継ぐ形で続いている。2009年には「言葉のもつ力」に注目し、「言葉遣い・ネット宣言・いじめについて」の提案を行った。2010年度は「あいさつ」をキーワードに「活気ある学校（あいさつ日本一）・いじめ撲滅・委員会、学級会活動の充実・エコ、ボランティア活動の推進」を4つの柱に『高宮革命：レボリューション』を宣言した。2011年度はあいさつの現状を調査し、いじめの関連性、あいさつの大切さを提言していくことになった。

「高中ネット宣言」は、ネットを使うルールとマナーを生徒自ら決したことによらず、生徒、保護者、教職員の信頼関係があって継続的に取り組めている。今後は「高中ネット宣言」が高宮中学校の伝統のひとつとして生徒一人ひとりに誇りとなることを願っている。

高中ネット宣言

～守ろう！皆で決めたこと～

一、相手の気持ちを考える
お互いを思いやれば、より良い友情が築けます。
一、言いたいことは、きちんと面と向かって言う
正しくコミュニケーションがとれれば、ネットいじめなどは絶滅するはずです。
一、自分の怒りを抑える
怒りをネットで発散しても意味がないし、きりがありません。
一、自分で責任を取れるまで、
自分の言動に責任が取れなければ、ネットのトラブルは絶えません。
ネットは使わない

平成20年6月 生徒総会にて宣言

2. アウトメディアキャンプレポート

事例

“脱” メディアキャンプ

①

福井 祐二（N P O 法人箱崎自由学舎えすぺらんさ）

「脱メディアキャンプ」は、携帯・パソコン・T V・ゲームから離れ、自然の中でゆったりとすごし、友達と語らい、ともに活動することの喜びを知り、メディアがなくても自分しだいで、一日は充実したものにできることに気づいてほしいと願い、2010年4月からスタートした。年間8回、糸島市二丈「赤とんぼ村」にて実施した。定員10人の募集に対して、1回に5～6名の参加だった。

これまで一度、インターナショナルキャンプは実施していたが、継続的に年間通してテーマを決めて、実行できた事は、生徒達にもスタッフにも大きな意味があった。参加の回数が多い子どもほど、変化も見えやすいし、慣れてくることによってキャンプというスタイル、場所、人、そして「メディアに触れられない」ということに対しても、不安が少なくなっていくように見えた。

滞在予定の山小屋には、パソコン、電子ゲームはもちろんテレビもラジオも時計もない。初日、携帯を集めると、「メールが！」「めざましアラームがないと…」などという声もあがつたが、募集時に「脱メディアキャンプ」ということは、覚悟している子どもたちなので、その

場で踏切りをつけてくれるのは早かった。

「脱メディアキャンプ」を通しての子どもの変化

家ではインターネットに釘付けで、ほとんどの時間をパソコンの前で過ごしている子どもが、2回参加した。ゲームではなく、パソコンを作ったり、いじったり、オークションで物を売ったりするのが好きな子どもである。「僕からパソコンを奪うなんてありません。」といって、最初は見向きもしなかったが、何度も説得を重ねて、何とか参加することになった。しかし、キャンプが始まると、口では「早く帰って、パソコンをチェックしないとオークションでの評価が下がる。」などといっていたが、11時ごろには寝袋に包まり、朝7時までぐっすりと眠り、4泊5日を元気に、一度も携帯電話にも触れることなく過ごせた。いつもは、パソコンの前で夜中の2、3時まで起きていることが多いので、目の下にクマをつくっていたのであるが、すっきりしたさわやかな顔で5日目の朝を迎えた。

また、一人の女の子は、他人と一緒に長く過ごすことが苦手で、4泊5日というキャンプの長さに、参加を躊躇していた。何かを始める前に「こうなったらどうしよう」「失敗するなら、しないでおこう」というタイプの子だったので、大きな決断だったと思う。しかし、この子は8回のキャンプを完全制覇することになった。「準備は大変だけれど、自分達で作る料理のおいしさや、寝る前に語り合う女子会で本音を語れた喜びを知った」と卒業前に話してくれた。この子も自宅では、ゲーム、携帯のため、睡眠時間は、



非常に短く、午前中はどんよりとした動きの日が多いのであるが、キャンプ中は、生活リズムが、朝型に変わるために、午前中もにこやかな姿が多くなったようである。

成果と課題

脱メディアと銘打ってスタートしたキャンプだったが、子ども達が、協力することの大切さ、自然の中でゆったりすることの喜び、友達と話すことの楽しさを知り、料理を作ること・味わうことへの関心を高めてくれたことも大きな収穫だった。また、普段のフリースクールでの昼食時にも感じていたことであるが「食を楽しめる気持ち」と「心の安定」には関係があるので

はないかと思った。極端な野菜嫌いな子の多さと、三角食べをしない子の多さにあらためてびっくりさせられ、大人達が社会全体で食育・脱メディアなど複合的に絡めた取り組みを行っていくかねばならないと感じた。

家に戻ってからの生活では、なかなか脱メディアを続けて行く事は、簡単ではないだろう。これをどうつなげていくかが我々の課題である。また、参加してほしい子ども達に情報が届くようにすること、他のフリースクールへの参加の呼びかけをどうしていくのか、学校を通じて配布したが反応が少なかったことなど、広報のやり方には工夫が必要である。

フリースクールえすべらんさ「脱メディアキャンプ」2010年度

第一回 4月25-29日 第二回 5月23-29日 第三回 6月27日-7月1日
第四回 8月2-4日は国際交流キャンプの2泊3日、第五回 9月26-30日
第六回 10月24-28日 第七回 11月7日-11月11日 第八回 2月20-24日



事例

メディア依存脱出キャンプ Real me Project

②

古野 陽一 (N P O 法人子どもとメディア 専務理事)

メディア脱出プログラムへの経緯

N P O 法人子どもとメディアでは、小中学生に対するこれまでの調査から、メディア依存傾向の高い子どもたちは、メディア接触の長さ以外に「家族関係」「自己表現」「友だちとの関わり」が良好でない傾向が強いことが判ってきた。

この分析に基づき、2009年から表現活動、コミュニケーションワーク、家族関係改善シュミレーションシアターを取り入れた学校での「シアタープロジェクト」を実施してきた。しかし、集団的取り組みでは予防教育的效果はあるものの、メディア依存度の高い子どもへの効果は限

定的で、より集中度の高いプログラムの必要性を感じた。

そんな折り、韓国ではネット中毒が社会問題化し、国家レベルの取り組みが行われているとの情報を得て、2011年春視察に行った。韓国では対応策の一つとして、11泊12日のインターネットレスキュースクールといった宿泊型の治療プログラムが実施されている事を知った。

これらの知見を背景に、子どもとメディアでは、メディア依存度の高い子どもたちに向けて、自己表現とコミュニケーションのワークショップで構成した「Real me Project」を実施した。



メディア依存の子どもたちに対して、直接メディアから離れることを主眼とするのではなく、依存の背景となっている表現やコミュニケーションの苦手さへのアプローチを通して、メディアに依存しなくても過ごせる子どもたちの新たな資質を見つけるプロジェクトだ。

Real me Project 概要とプログラム

- ・日 時：2011年8月17日～21日
- ・会 場：九州大谷短期大学（筑後市）
- ・参加者：12名（小1～中2 男子9人 女子3人）

■ある日のスケジュール

07:30	起床・朝食	15:30	保護者ワーク
09:00	ドラマワーク②	17:30	夕食・入浴
12:00	昼食	18:30	親子レクチャー
13:00	音楽ワーク②	21:00	就寝
15:30	絵画ワーク②		

①宿泊研修

自分の中の表現とコミュニケーションの力を発見する合宿。子ども3人に1人、臨床心理士など専門知識を持つサポーターが付き、5日間の生活をともにする。

②メディア日記帳…日常のメディア接触を見直す

③電話サポート…宿泊研修後月1回サポーターが電話

④フォローアップミーティング…10月、12月に開催（家族で参加）

ワークショップの内容と意図

ワークショップは、表現療法的アプローチを基盤にした3つの表現分野を体験していくことを中心に構成されている。

●絵画ワーク（画家：小川直美さん）

クレパス画、ホチキスコラージュに取り組んだ。形を描こうとせず、色を好きなだけ塗るクレパス画は、概念ではなく感情を表現することを促す。広告・雑誌・段ボールに色を塗った後、

切ったり破ったりして切片をつくり、それをホチキスで止める「ホチキスコラージュ」破壊と創造をためらわなくなり、新しい自分の表現を発見する。



左：ホチキス
コラージュ



右：クレパス画

●音楽ワーク

（音楽療法士：溝上由紀子さん・ボディパーカッション講師：山田俊之さん）

楽器や音といった周りから自分に入ってくるものを、心地よく受け止める自分を感じることを基本にし、ボディパーカッションでは自分の手や足踏み、身体を叩いたりして出る音を響かせ合う楽しさなど、身体を通して感じことと音を重ねる中でのコミュニケーションを楽しんだ。



●ドラマワーク（表現教育家：吉柳佳代子さん）

まず、お互いの目を見てハイタッチ、リズムに乗せて隣の人においぐみを渡す、見えないボールを運ぶ…など簡単に見えるワークの中で、伝えること、受け取ることを丁寧に体験していく。その中で「間違いはない」と「どんな表現でも受け止めもらえる」との安心感を実

感し、気持ちがほぐれていくのがわかった。そして、一人ひとりの表現を重ねてイメージを共有することを体験した。「私は木です」「1枚の写真」など、イメージの共有へと進んでいく。

● メディアワークとレクチャー

初日に、子ども自身に自分のメディアとの接觸を考えるワークショップ、3日目に親子でメディアの危険性に関するレクチャーを実施した。



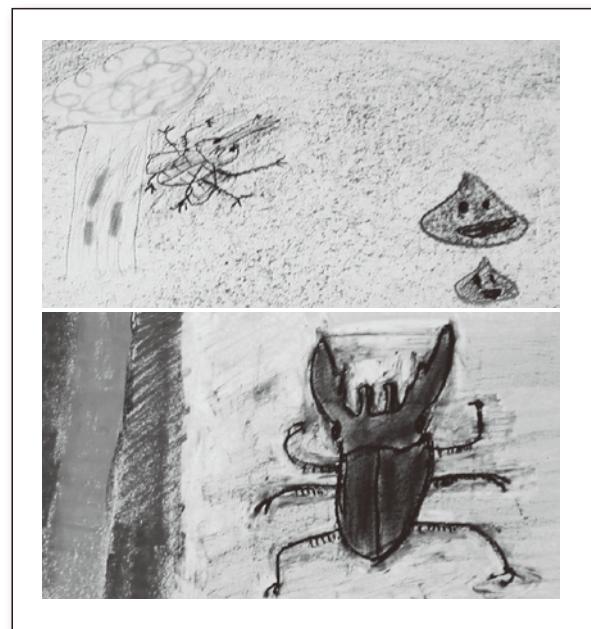
成果と課題

韓国や他団体の自然体験とグループ体験を中心としたプログラムに対して、メディア依存の背景にあるものにアプローチする我々の方法は、当法人のこれまでの調査結果に依拠した「表現」「コミュニケーション」に焦点を当てた画期的なものだったと言える。

初日のプログラム開始前に描かれた「今の気持ちの絵」と、最終日の発表会後に描かれた同じテーマの絵の違いは、その間の子どもたちの成長を見事に見せてくれている。「ゲーム以外にこんなに面白い事があると思わなかった」と小6の男の子は感想を述べてくれた。

しかし、日常的にはメディア依存に困っておりながら、学校現場や家庭から「脱メディアプロジェクトへの参加」を促す動きは、ほとんどない。今後、養護教員やスクールカウンセラーなどと連携して、子どもたちの日常現場からメディア依存度が高い子どもを見出し、本プロジェクトに参加する仕組みづくりが大きな課題となるだろう。

※平成23年度文部科学省委託生徒指導・進路指導総合推進事業として実施



上：初日に書いた絵

下：最終日の絵



「ケータイ甲子園2010」 第1回全国高校生ケータイ利用コンクール

2011年5月22日曜日、大分市内のホテルで全国の高校生が考えた携帯電話の自主的な活用法を集め、ケータイのポジティブな利用を広げていこうという全国初のイベント「ケータイ甲子園2010」が行なわれた。17都道府県からコミュニケーション部門22チーム、アート&サイエンス部門13チームの応募があり、予選を通過した10チームが全国大会でプレゼンテーションを行った。

コミュニケーション部門では、愛媛県弓削商船高等専門学校のチーム【愛壱】による「SNSとメーリングリストを作る島っ子コミュニケーション」が瀬戸内海の島にある学校に入学した1年生同士のつながりを作るために、SNSを活用した事例を紹介した。クラス独自の連絡にはメーリングリストを利用し、試験前にはSNSを利用して励ましあったり、ケータイを使ってクラスのコミュニケーションが深まつたりした様子が語られ、優勝した。奈良県朱雀高等学校の「環境美化日常的ビフォーアフターケータイ Photo コンテストの実施」は、人気テレビ番組を彷彿させる演出とナレーションで参加者の拍手を浴び、特別賞が贈られた。

サイエンス部門ではQRコードを利用して薬草のデータベースの情報を見られるようにした滋賀県甲南高等学校【薬草クラブ出前組】と、岡山工業高等学校【OKAKO】の「制御用IC(PIC)のエミュレータ開発」が発表。

アート部門では北海道滝川高等学校【美術部デザインチーム】が待ち受け画面とフレーム部分をコーディネートした新感覚の携帯デコレーションを発表し優勝した。

優勝は逃したが、地元の別府青山高等学校は「『心温かいケータイ活用』をめざして」生徒自身が携帯電話の活用について意識改革を行った事例や、自分たちの録音した声を使った着信音を作成した「Let's Making 温もり着信音」を発表、東京都自由学園高等科の生徒が小中学生に携帯電話の正しい使い方をレクチャーする“紙芝居”を発表するなどアイデアとバラエティに富んだ内容だった。

高校生が等身大の視点でケータイをとらえ、安全かつ明るいコミュニケーションツールとして利用しようと工夫した発表はどれも甲乙つけがたいものだった。福岡県からの参加はなかったが、第1回の成功を受けて、今後色々な学校でこういった取り組みが広がることを大いに期待したいと思う。

(和田 貴美子)

第1回全国高校生ケータイ利用コンクール「ケータイ甲子園2010」
主催：ケータイ甲子園実行委員会 共催：安心ネットづくり促進協議会 大分合同新聞社



中学生・高校生の本音トーク 「みんな!ケータイ持ってる?」

聞き手：宮本 智子

参加：中2男子1名、女子2名、中3女子1名、高校1年女子1名、
高校2年女子1名、男子2名、予備校生男子1名 合計9名
中高生の居場所「ていへんず」にて

Q. テレビとかゲームとか、パソコンとか平日3時間以上やっている人？ 男の子3人手をあげる。

- 時間はわからない。ごはん食べてるときもテレビかついているし、ずっと何かついていて当然の生活。メディアも含めて生活のようなもの。ずっとなんとなーくしている。僕等にとって新しいメディアはツイッターですよ。
※女の子達は、ゲームもしないし、テレビよりもマンガを読む子が多い。

Q. 韓国でゲームをやり続けて亡くなったという事件があるんだけど、どう思う？

- それは、オンラインゲームでしょ。自分はオンラインゲームをほとんどしたことがないからわからないが、オンラインゲームはネットのキャラクターと会話して、いつの間にか時間がたっている。自分が抜けたら迷惑がかかるというので、ずるずるやりづけて時間の感覚がなくなるんじゃないかな。
※女の子は、ほとんどやっていない。オンラインゲームって何？という質問もあり。

Q. 今、ネット中毒というのが、日本でも問題になりつつあって……みんなはそこまでやっていないと思うけど。まわりには、そんな人いない？

- 中毒になるほどやってたら、ここには来ない。中毒になっている人は、学校にこないよ。
- そうだよね。(みんなうなづき)

Q. 情報の授業の中で、インターネットの危険性について習った？

- 危ないやつのDVDを見て、みんなはまねしないように気をつけてください。みたいな感じ。チェックしたりとか。
- 授業で習うのは、とっくに知っているか、関係ないようなことばかりだったよ。

Q. みんなケータイは持ってる？ 中学生全員持っていない。高校生全員持っている。

携帯買うときに親となんか約束事とかした？

- 僕はバケ放(パケットし放題)じゃないので、すぐばれますよ。
- よく覚えてないけど、親が約束してほしいぐらいのことは、みんなしているので、とりあえず約束した。
- 危ないと言われているようなことは、しないし……。
- 大人は危険危険って言うけど、変なことに手を出すのは、ほんの一部だと思うよ。

Q. そうなんだ。その一部の人たちがどれくらいの比率いるのかな？

- 大人が周りで言い過ぎて、逆に反抗してはまってしまうこともあるっちゃない。
- けっきょく人の会話が、あんまり楽しくないって感じている人が、はまっていく。はじまりは、普通に話すのが楽しくなくて、ネットで話すのが楽で楽しい。それではまつていって、だんだん引きこもっていくんじゃないかな。
- 自分の周りには、中学の時に2~3人いたけど、今(高校)ではないね。

Q. みんなの周りには少ないみたいだけど、日本でもメディア中毒気味の人が1割くらいいるかも？ と言われているんだよね。

- 中毒と中毒気味は違うでしょ。どういう基準で中毒というかもはっきりしていないし。
※韓国のK尺度(メディア(ネット)中毒の診断用紙)の話をする。
- 韓国は、もともとインターネットの普及率がすごいからね。
- 日本と単純には比較できないよ。他の国と比べたところで、背景が違うからどうなのかなと思う。

Q. 男の子たちは、ほとんどの人がていへんずにゲームを持ってきているけど、家でもやっているの？

- 新しいゲームとか入ったらやるけど、そうじゃないときはほとんどしない。本を読んでいる時間が多いよ。
(複数の声)
- ここでやるのは、ていへんずでしか会えない友達とのあそびや、ソフトを交換してやる面白さだと思う。僕たちにとっては、ゲームを通した会話だよ。
- ゲームだけしかしていないんじゃなくて、ここではいろいろなことができる。そのひとつだね。
- 学校じゃない友達や、いろいろな人がいるから、ここは楽しい。



3. 行政との共同、協力

報告

福岡県児童生徒の規範教育推進事業

①

「ネットによる誹謗中傷・いじめ防止」の取り組み

福岡県では、青少年アンビシャス運動の更なる推進と、社会環境の変化に的確に対応した青少年の健全育成を推進するため、青少年育成方策の基本となる「第3次福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」を2008年(平成20年)4月に策定した。2009年度(平成21年)、福岡県教育庁義務教育課は、拡大する児童生徒の携帯電話やインターネット使用に関わる様々な問題、とくに“いじめ”に対して、子どもたち自身がネット上のコミュニケーションの特性を知り、対応について考える機会として、「規範教育推進事業」を始めた。同時にテーマのひとつに「ネットによる誹謗中傷・いじめ防止」をとりあげた。2011年度(平成23年)までの3ヶ年度中に、県内全ての小学校、中学校において、3、4年生、5、6年生、中学1~3年生を対象にした講演を必ず1回は行うことを、各地域の教育事務所、教育委員会を通じて通達し、外部講師としてNPO法人子どもとメディアの公式インストラクターが推薦された。3年間で1800時間に及ぶ大きな事業を、福岡県がNPOを推薦するのは、これまでにないことだった。

これに対応するインストラクターを養成する一方で、同時に学年別の標準プログラムづくりを、NPOの担当理事で行った。3、4年生向きは「ゲームたくさんしたいよね？」と題し、ゲームを中心とした映像メディアや、ネットゲームの危険性についての講演。5、6年生向きは「ケータイ・ネット自由に使いたいよね？」というタイトルで、持っているかいないかに関わらず、携帯電話、インターネットを利用するにあたって知っておくべき、ルールやマナーを説明。犯罪の被害者になる

こととともに、加害者になる危険性もあること、ネット上の書き込みの怖さについて実例をあげて話す。

中学生には、「便利！楽しい！必要！ケータイ・ネットあなたはどうする？」というテーマで携帯電話、インターネット利用のルールはもとより、ネット上のやり取りの特性を知り、文字情報だけでは判断に誤ること、冷静に対処する大切さ等を中心に話す内容である。講演には、パワーポイントを使い、質問やクイズ形式にするなど、子どもたちが興味を持って聞いてくれるように工夫した。

23年度は事業の最終年度を迎えたが、1年目、2年目に講義を行った学校から、毎年取り組みたい、保護者向きの講演も行いたいという依頼があり、この課題の大切さを改めて感じている。

一方、大人に向けた啓発として、青少年課の「青少年問題地域講座」のテーマにも「ケータイ・インターネットの問題」が取り上げられ、子どもとメディアから講師として、保護者や地域への意識啓発のための講演活動を行っている。

ゲームもケータイも、危ないからといってむやみに取り上げるのではなく、成長発達に沿って、適切な利用、正しい知識・情報を与えることで、子どもは自ら、メディアとどうつきあっていくかを考え始める。そのことを、毎回の講演の度に実感している。2012年度以降の取り組みについても福岡県教育庁、青少年課と連携、協力して広げていこうと協議をすすめている。福岡県のこの実践が、全国に先駆けた例として今後も広がっていくことを願っている。

(和田 貴美子)

報告
②

福岡市市民局協働事業提案制度（平成 21 年度）
「子どもとメディアのよい関係づくり事業」

福岡市では、平成 20 年度より N P O と市が共働でとりくむ「共働事業提案制度」が導入された。この事業は、N P O の先駆性や機動性と行政の調整力や発信力を合わせて、きめ細かな市民サービスや地域課題の解決を図ることを目的としている。N P O 法人子どもとメディアでは「子どもとメディアのよい関係づくり」をテーマに事業提案し、福岡市教育委員会生涯学習課と共に事業を実施して、それぞれの良さや強みを生かしながら 2 年間にわたり取り組んできた。事業の内容として、子どものメディア接触の実態および心身の発達を明らかにし、子どもたちがメディア漬けから脱出し、メディアを主体的に活用するプログラムを作成する。そのプログラムを活用し、保護者や教師および地域を啓発するための人材を育成することを両者で確認しながらすすめた。

■事業内容■

①実態調査：福岡市の子どもたちのメディア接触と心身の発達に関する実態調査の実施。

2009 年度 小 4～中 3 7902 人

2010 年度（経年調査）小 4～中 3 3976 人

②プログラム開発：脱メディア漬けでアクティブな生活を取り戻し、基礎的な力を育むプログラムの企画・開発。（・ワークブックの作成・リーフレットの作成（小学生編・中学生編））

③人材養成：2009 年度＝プログラム推進者のための講座を試行的に実施（年間 7 回）。

受講生よりフィードバックされた結果を次年度事業の企画に反映。

2010 年度＝地域サポーター養成講座を開催（7 月～9 月、3 回開催 受講者 57 名）

*ワークブック、リーフレットの作成にあたっては、受講した地域サポーターの意見が大きく反映された。

④啓発活動：2 年間の実態調査結果を、講演会やリーフレット等で積極的に市民に発信。

2010 年度、共働事業のまとめとしてフォーラムを開催。（参加：130 名）

福岡市内で子どもとメディアの問題を切り口にした、8000 人近い子どもの実態調査は、はじめてのことである。今回の調査から、少なからぬ子どもたちの生活時間の多くがメディア接触にあてられており、基本的な生活習慣の確立や、こころや体の健康に悪影響を及ぼしている実態が明らかになった。

子どもの生活の中でメディアに費やす時間をコントロールする必要があるなど、課題解決に向けて、家庭・学校・地域が連携した取組が求められている。

共働事業では、データから見えた子どもの現状を知った上で、子どもの危機的状況を伝え、予防策、対応策を啓発していく地域サポーターの人材育成も合わせて行った。そこには、公民館や P T A 関係者、子ども N P O 関係者、留守家庭子ども会指導員、子ども会役員など、子どもに関わる幅広い分野からの参加があった。地域の特性を理解し、日々地域の方々と接する機会の多い地域サポーターが中心となり、作成したワークブックやリーフレットを活用ながら継続的な取り組みを展開していくことが、今後の大きな力になると期待されている。

（三宅 玲子）





メディア接触時間のコントロールが課題

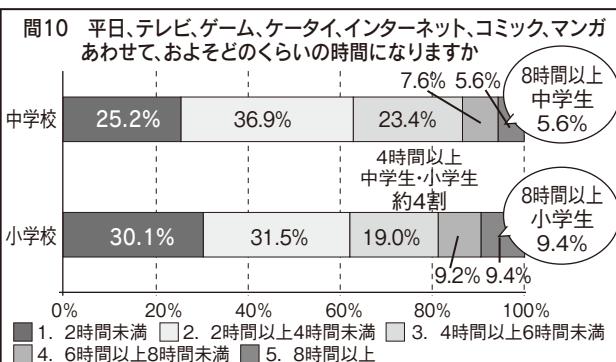
2009年度 福岡市実態調査より

平日4時間以上メディア接触 約4割

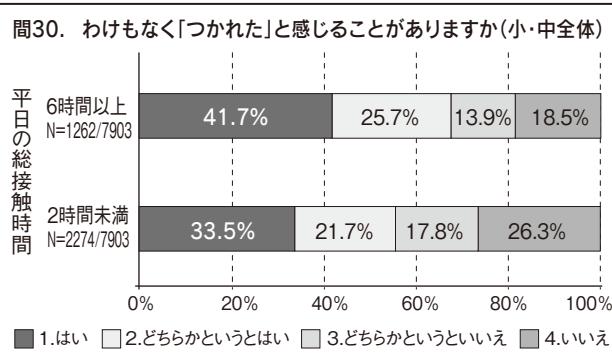
平日のメディア接触時間が4時間以上と回答した子どもの割合が、小・中学生ともに約4割を占めている。8時間以上(一日の1/3以上)と回答した子どもは、小学生で9.4%、中学生で5.6%もいた。

ちなみに、子どもたちが学校に居る時間は、小学生・中学生(部活時間を除く約8時間/日)つまり、学校に居る時間(1年間でおよそ1600時間)と同じくらい電子映像メディアに接していることになる。

① 子どもの一日のメディア接触時間



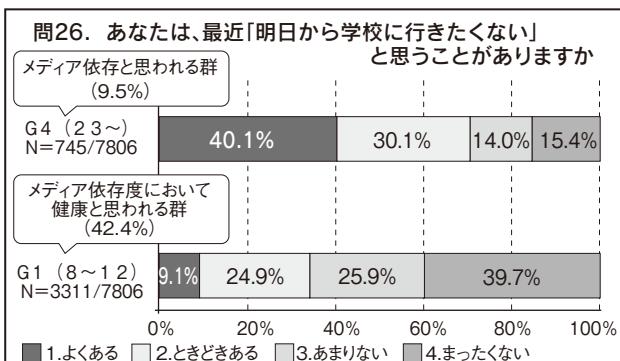
② 体力との関係(疲労感)



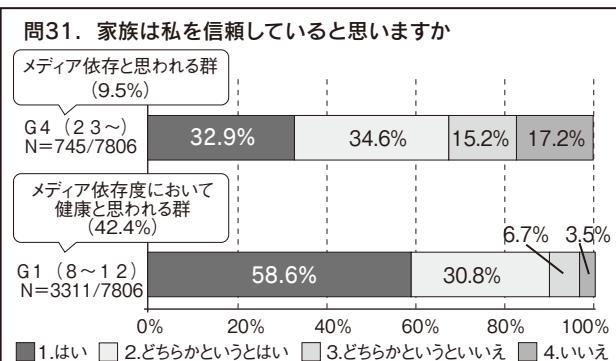
中学生の7割に疲労感

- 平日の就寝時刻が、夜の12時以降の子どもが小学生で7%、なかには、深夜1時過ぎという子どもが2%みられた。
- 家庭学習では、小学生の40%、中学生の35%が30分未満で、かなりの子どもが「家庭学習の時間が無い、または短い」という現状である。
- 小学生の51%、中学生の70%が「わけもなく疲れた」と感じており、長時間接触の子どもほど疲労感の割合も高くなっている。

③ メディア依存度と不登校傾向



④ メディア依存度と家族からの信頼



メディア依存に関する実態

メディア依存に関する質問項目から4つのグループに分けた。

・G1 健康と思われる群 ・G2 注意を要するイエローゾーン ・G3 イエロー点滅ゾーン ・G4 メディア依存と思われるレッドゾーン
G4のメディア依存度が高い子どもほど、不登校傾向が高まっている。また、家族との関係では、家族からの信頼は低いと感じている。小・中学校で、約1割程度存在するG4の子どもたちには、メディア接触のルールづくりが早急に必要である。



【参考資料】 2009年 福岡市実態調査

○ケータイの目的は「お楽しみ」のため

メールや電話連絡といった、大人が最も重視する通信・連絡より、音楽、写真・動画撮影、ゲームといった「お楽しみ」がケータイ利用の目的となっており、特に小学男子ではその傾向が強い。

●ケータイ所持率（親共用・子ども共用・自分専用の率を合計したもの）

	小4	小5	小6	中1	中2	中3	小学生	中学生
女子	35.2%	38.5%	45.5%	58.9%	64.2%	76.9%	39.8%	66.9%
男子	28.9%	25.5%	25.4%	31.4%	39.4%	50.6%	26.6%	40.5%

●ゲームサイトに書き込み行動を取る児童・生徒は高率で出会い系行動を取っている

ゲームサイトの 利用	中学女子	中学男子	小学女子	小学男子	全 体 人 数
	人 数	人 数	人 数	人 数	
見たことがある	348	182	111	87	728人
書き込みをした	200	92	29	20	341人
自分のページを作った	261	129	26	13	429人
知り合った人と会った	40	28	10	15	93人

□ケータイを所持している児童・生徒3393人中、93人がゲームサイト上で知り合った人と会っている。

□モバゲー、グリー(GREE)などでは、サイト上で知り合った人と直接会ってはいけないルールになっているが、実質的には守られていない。

□小学生は危険認識が薄く、誘われるままに出会っている可能性が推測される。

□ケータイを所持・利用している子どもに、ゲームサイトの危険性を正しく伝える必要がある。

●子どものメディア接触～ある休日の過ごし方

□中3男子 悩んだとき、誰やどこに本音でそうだんするか?の間にネット上の友だちや掲示板と回答



□小6女子最近「明日から学校にいきたくない」と思うことがよくある。24時から2時でケータイを使うことがある。



メディアに接触

インターネット利用



【参考資料】

全国実態調査より

○携帯電話の所有状況（性・学校種別）全国

内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査 平成22年度」より

	自分専用	家族と共に	持っていない	所持率
(H22) 【総 数】(1,314人)	50.2	2.2	47.6	52.4
(H21) 【総 数】(1,369人)	47.4	2.8	49.8	50.2
〔性・学校種別〕				
小学生(計)(431人)	18.6	2.3	79.1	20.9
男子(225人)	12.9	2.2	84.9	15.1
女子(206人)	24.8	2.4	72.8	27.2
中学生(計)(540人)	45.7	3.5	50.7	49.3
男子(272人)	40.1	1.8	58.1	41.9
女子(268人)	51.5	5.2	43.3	56.7
高校生(計)(342人)	97.1	—	2.9	97.1
男子(161人)	96.9	—	3.1	96.9
女子(181人)	97.2	—	2.8	97.2

○ゲーム機の所有状況 全国

内閣府「青少年のゲーム機等利用環境実態調査 平成22年度」より

「ニンテンドーDS (DS Lite/DSi/DSi LL含む)」が81.5%、「Wii (ウイー)」が54.5%、「PSP (プレイステーション・ポータブル)」が35.2%、「PS3 (プレイステーション3)」が12.3%、「X box (エックス・ボックス)」が1.9%で、なんらかのゲーム機を持っている青少年は約9割(90.4%)となっている。一方、「いずれも持っていない」青少年は1割弱(9.6%)である。

学校種別にみると、「ニンテンドーDS (DS Lite/DSi/DSi LL含む)」及び「Wii (ウイー)」は学校種が下がるほど所有している青少年が多い。一方、「PSP (プレイステーション・ポータブル)」、「PS3 (プレイステーション3)」、「X box (エックス・ボックス)」は学校種が上がるほど多く所有している。また、なんらかのゲーム機を持っている青少年は、高校生(82.7%)は8割台前半であるが、小学生(93.9%)と中学生(93.3%)はいずれも9割を上回っている。

	人	ニンテンドーDS	Wii	PSP	PS3	Xbox	その他	持っていない	持っている(計)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,359	81.5	54.5	35.2	12.3	1.9	3.4	9.6	90.4
〔性・学校種別〕									
小学生(計)	488	88.9	62.3	20.9	7	0.2	2.9	6.1	93.9
男子	235	88.1	66	33.2	9.4	0.4	4.3	4.3	95.7
女子	253	89.7	58.9	9.5	4.7		1.6	7.9	92.1
中学生(計)	490	84.7	55.9	43.3	13.3	2	3.5	6.7	93.3
男子	249	81.5	59.4	68.7	18.5	3.6	5.2	4.8	95.2
女子	241	88	52.3	17	7.9	0.4	1.7	8.7	91.3
高校生(計)	376	68.1	42.8	43.6	18.1	4	4	17.3	82.7
男子	188	69.7	43.1	64.4	28.2	6.4	4.3	10.6	89.4
女子	188	66.5	42.6	22.9	8	1.6	3.7	23.9	76.1

VI. 子どもと文化

- 1 子どもをめぐる文化状況
 - 2 「子どもと文化」の構造を考える
 - 3 「福岡子ども劇場」の45年から
 - 4 すべての子どもに豊かなあそびと 優れた文化・芸術体験を！
-
-

1. 子どもをめぐる文化状況

ここでは「子どもと文化」について、大きな位置を占める「あそび」を含め、生活や発達との関連で、広く、概括的に捉えていくことにする。

(1) 子どもの生活を支配しているものは？

この20～30年、日本人の生活と社会環境は大きく変化し、それらと連動して、子どものあそびや文化も激変してきた。子どもの生活は、夜ふかし、睡眠時間の減少をはじめ、食生活、学びとあそびなど、大きく変化した。

学校は競争主義的教育が根をはり、塾や習い事、スポーツ教室などが日常化した。

あそびに不可欠なサンマ（時間・空間・仲間）はコマギレになり、子どもはのびのびとした自由時間、自然や地域社会の外あそびの体験と仲間関係を失い、自主的に創り出す「あそび文化」の失業者になった。

商品であるメカニックなおもちゃ、低俗なマンガ、キャラクターグッズ、電子ゲームなどが氾濫し、子どもは「商業主義文化」の一大消費者になった。

子どもとメディアの関係は、テレビとマンガ中心の時代から、ビデオ・電子ゲーム・パソコン・ケータイなど、電子機器の急速な普及によ

り、子どもはどっぷりと電子メディア漬けになってしまった。

ビデオとゲームにはまっている幼児、友だちとおしゃべりすることなく、ひたすらゲーム機を操作する小学生、ケータイを一時も離すことができず、ネットいじめやケータイ依存症とまでいわれる中学生、そしてポルノや出会い系サイトなどにつながる危うい高校生など、電子メディアは子どもの日常生活を大きく支配し、気がかりなことが次々に出現している。今やケータイは小さなインターネットであり、これら増殖する「情報メディア文化」にどう関与・対応していくか、それは子どもだけでなく大人社会の大きな課題である。

ミハイル・エンデは、40年余前に、『モモ』の中で、灰色の男たち（時間泥棒）によって、がんじがらめにされていく大人と子どもの姿を物語の中でリアルに描いている。

「時代が変わったんだ。」「何もかも変わったんだ。」、そして子どもには、「何か役に立つことを覚えさせるためのものばかりで・・・」、「時間をけちけちすることで失ってしまったもの…」、それは「楽しいと思うこと、夢中になること、



夢みること…」などと、現代日本の子どもに、そっくりあてはまる状況を提示した。

(ミハイル・エンデ、大島かおり訳「モモ」岩波少年文庫)

日本の子どもの豊かなあそび文化を集大成した、かこさとし氏は、かつて子どもの生活行動に明らかな変化が生じていることに注目し、「7・5・3と三づの川」のタイトルで高・中・小学校に出ている落ちこぼれが「7・5・3割」と称せられることと、「遊ばず・学ばず・手伝わず」という「三づの川」を渡った子どもがあふれていることを警告した。彼は、その川を渡らせ追い込んだ犯人は、日本の人たちであること、そして、自発的・自立的なあそびが、人間形成に不可欠であり、「自然は最高の子どもの書」であること、「自然のふところの中で、ころげまわって育つこと」の大切さを強調した。

(かこさとし「私の子ども文化論」あすなろ書房 1983年)

残念ながら、21世紀に入り事態はますます進行し、「商業主義文化」「情報メディア文化」の支配により、子どもの生活行動と生態系は、ほぼ変質してしまったといえる。子どもがつないできた自然体験・自主的なあそびや「仲間文化」は、ほとんど姿を消した。学校でも子どもが時間をかけてつくる文化活動は、非常に少なくなっている。地域社会に引き継がれてきた、まつりや行事も変化し、今や関係者の努力で細々と続いているところも多い。

人間形成の土台づくりには、からだと五感をフルに働かせ、心身を躍動させ、好奇心や想像力を育むナマの体験（直接体験）、ずっしりと心身に刻まれる「ワクワク・ドキドキ」の基礎体験が大切である。バーチャル（架空）体験の生活が増加することは、一方でリアルな生の基礎体験が少なくなっていくことである。

そして、自分では直接体験できないが、人類が長い間築いてきた優れた文化・芸術の世界がある。子ども時代から、その年代に応じそれら本物の文化・芸術に接し、またそれら文化・芸術体験活動に参加し、心と生活を豊かにしていく環境を整えていくことは、大人社会の役割で

ある。今、日本では、一部比較的恵まれた文化・芸術環境の中で、心を躍らせ、その才能を開花させている子どもたちがいる。しかし、大部分の子どもは、そうした家庭的・社会的条件にほど遠く、本物を享受・体験できる機会に乏しい。

(2) 子どもに不可欠な文化は？

一方、こうした中、全国各地で、子どもの生活と子育てや文化の状況を危惧する母親や子ども関係者が、地域社会の中で声をあげ、力を合わせて、よりよい道を探ってきた。それは、子どもの保育・教育・福祉・文化分野のさまざまな地域活動として続いている。

文化の分野では、児童文学・絵本にかかる「親子読書」・「子ども文庫」の活動、質の高い映画を子どもにと続けられた「親子映画」、「わらべ歌」や「伝統芸能」を中心とした活動、「冒険広場」「プレーパーク」などの「あそび場づくり」、そして、生の舞台芸術鑑賞を主とする「子ども劇場」などの市民運動である。

中でも1966年福岡からスタートした「子ども劇場」は、母親と青年が中心となり、劇団関係者との協同により、急速に全国に広がった。この運動は、「舞台鑑賞」と共に多彩な子ども主体の「自主活動」（文化体験活動）や文化政策向上の運動など、多面的な活動を続けてきた。現在、全国各地の子ども・N P O関係の市民活動にも影響を及ぼし、子ども文化分野の開拓者となっている。（別項「福岡子ども劇場の45年」）

優れた人間性豊かな文化や芸術を、すべての子どもたちに提供し、本物体験の環境条件をつくっていくことは、大人社会の責任であり、大きな課題である。

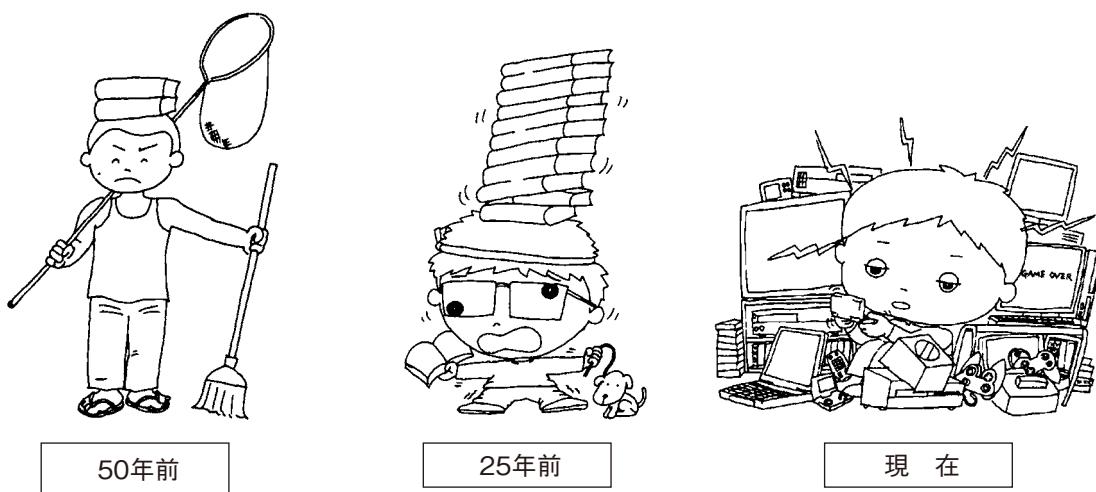
また、子どもが大人から与えられたものを、受動的・無批判に受け入れていくのではなく、主体的・能動的に選び抜いていく力を養うこと、そうした文化・芸術の選択・創造・継承の主体となる基礎的能力の育成が重要な課題となる。そのためにも、豊かな本物体験と選択力を養う適切な支援・育成にかかる大人が必要となる。

現在、あふれるさまざまな文化の中で、子どもにふさわしい文化は、相対的に貧困であり、一方「子どもの貧困」の増大は、子どもの文化芸術体験に大きな歪みをもたらしているといえるであろう。日本社会ではさまざまな困難（不利な条件）をかかえた子ども（家庭）が増加していくことにもきちんと眼を向けねばならない。

そして、2011年3月11日の「東日本大震災」と「原発災害」は、日本社会全体に大きな衝撃

を与えると共に、人間や子どもの生活や文化のあり方についても根底からの見直しを求めている。

「暗闇の中で共に見上げた星空」「ろうそくの光に心を寄せる家族」「水くみや家事分担」「地域での共同作業」などなど、今こそ生命と生活の基本、親子・家族の絆、友だちや地域社会の人々との関係といった、まさに子ども（人間）と文化の根本が問われている。



(1979年 子どもの文化と環境 全国子ども劇場連絡会)

(NPO法人 子どもとメディア)

子どもの権利条約 第31条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しつつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適當かつ平等な機会の提供を奨励する。



2. 「子どもと文化」の構造を考える

「子どもと文化」を子どもの生活・発達、人間形成とのかかわりで捉える場合、できるだけ広い視点で総合的に考えておきたい。ここでは、文化を3つの領域（層）に大別し、それらの問題点や課題も含め「構造（案）」化を試みた。その中には、主に次の内容が含まれている。

- (1) 乳幼児期から子ども期全体にわたり、生活・発達の基礎・土台となる文化
- (2) 子どもが自発的・能動的に活動し、内面化・

継承していく、あそびを中心とする文化

- (3) 大人の支援を受けながら、子どもが主体的に参画・体験・表現・創造する文化
- (4) 大人社会が提供する消費的文化、マスコミなど情報文化、メディア文化
- (5) 優れた人間性豊かな芸術・文化

文化のもつ多面性を承認の上で、一つの素材として検討いただきたい。（表1）

表1 子どもと文化の構造（案）

	主な内容（例）	主な問題点	これからの課題
〔芸術文化〕 〔消費文化〕 〔情報・メディア文化〕	<ul style="list-style-type: none">●芸術家が創り、子どもに生きる喜びや希望を与え、継承していくもの（優れた演劇、人形劇、文学、絵本、音楽、美術、伝、統芸能、映画（アニメ）など）●商品（商業主義）で、子どもは消費者。多くは低俗・軽薄なもの。有害なものも多い。	<ul style="list-style-type: none">●子ども芸術文化の政策（予算）が乏しいこと●大量消費社会、商業主義文化、電子メディアの氾濫●暴力、「性」情報など、有害な大人文化	<ul style="list-style-type: none">●優れた人間性豊かな芸術文化を全ての子どもに体験・参画・供与するしくみ「総合的政策」づくり●子どもの「あそび・文化」の権利の確立
〔学校文化〕 〔地域社会文化〕 〔仲間文化〕	<ul style="list-style-type: none">●自然、田園、地域社会資源と関わり、仲間（友達）との自発的な遊び、学校や地域の人々との社会的・文化的活動に参画、体験、継承していくもの。 (仲間あそび、伝承あそび(昆虫・魚取り、水あそび)、文化活動、まつり、地域、学校文化行事、クラブ活動、自然、労働体験、子ども会活動)	<ul style="list-style-type: none">●自由な野外あそびの欠乏、サンマ(時間・空間・仲間)のコマギレ●屋内あそび、ゲームと心身発達不全●仲間あそび文化の崩壊●コミュニティ、人間関係の変容	<ul style="list-style-type: none">●自由なあそびの条件づくり（サンマの大きなかたまり）●子どもの居場所・文化活動 出番づくり（年齢に応じた）●コミュニティの再創造、子育て支援●子どもにやさしいまちづくり（ユニセフ）の具体化
〔生活文化〕 〔保育文化〕	<ul style="list-style-type: none">●基本的生活様式、育児(しつけ)、あそびなど、家族や保育士とのかかわりの中で体験・内面化・継承していくもの (基本的生活習慣、生活リズム、日課、食生活、しつけマナー、手伝い(家事労働)、共同活動、伝承あそび、手づくりおもちゃ、子育て用品)	<ul style="list-style-type: none">●家庭生活・機能、家族関係の変容●消費生活文化の浸透●電子メディア漬け●困難(不利な条件)をかかえた家族の増加	<ul style="list-style-type: none">●家族の生活(家庭時間)の確保・保障●家族独自の文化の創造(基礎体験活動)●地域に開かれた家庭づくり・子育て支援●困難(不利な条件)をかかえた子どもへの重層的支援

（2011年 淀上繼雄 作成）

（1）「生活文化」「保育文化」

主として、父母や家族、保育者などの日常的なかかわり、子育ての中で子どもが体験・内面化し継承していくものである。基本的生活習慣や生活リズムなど、基本的生活様式、食育や

しつけ、さまざまなあそび（ごっこあそびなど）、手伝いや役割分担（家事・共同活動）、家庭や保育園などの行事や表現活動、手づくりのおもちゃなど。

これらは、安全・安心・養護・育成など、子

どもの生命・生活・発達の基盤にかかわる文化である。

(2) 「仲間・あそび文化」「学校文化」「地域文化」

- ① 「仲間・あそび文化」…主として、自然や田園、学校や地域社会の子ども関係にかかわり、仲間との自由で自発的なあそびや活動を中心にして継承していくもの。昆虫や魚とり、水あそび、秘密基地づくり、表現活動、いたずらなど。
- ② 「学校文化」…学校・学級を中心とする行事やクラブ活動、文化的活動にかかわり、継承していくもの。文化祭、運動会などの学校行事、音楽・図書・絵画・ボランティアなどのクラブ活動。

- ③ 「地域文化」…地域社会の人々（若者・高齢者・異年齢集団など）との社会的・文化的活動に参加・体験し、継承していくもの。まつりや伝承行事、文化行事、表現活動、自然・田園労働体験、子ども会活動など。

これらは、地域社会の同年齢・異年齢の友達、教師、大人とのかかわりの中で、社会性、協同活動力、自立心などを養い、子どもの人間形成に大きく作用する文化である。

(3) 「芸術文化」「消費文化」「情報・メディア文化」

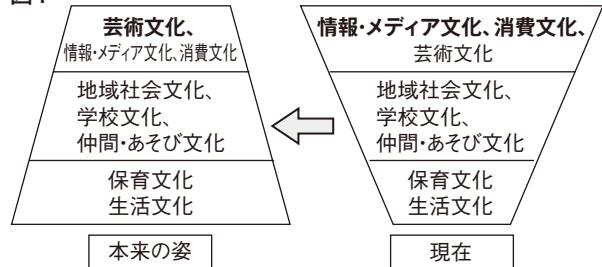
- ① 「芸術文化」…主として、芸術家が創り、子どもに供与・体験させるもの。優れた人間性豊かなもので、子どもが楽しみ、内面化、継承していくもの。優れた舞台劇、人形劇、音楽、文学、絵本、美術、映画、マンガ、アニメ、伝統芸能、文化遺産など。
- ② 「消費文化」「情報・メディア文化」…子どもの日常生活全般にかかわり、主として生活とあそびの道具（消費財）であり、商品（商業主義の産物）として消費されるもの。また、高度情報化社会の極度に肥大化した情報・電子メディアにかかわるものである。その中には

明らかに低俗で軽薄なもの、有害なものが数多く含まれている。雑誌、マンガ、テレビ、ビデオ、ゲーム、コマーシャル、ケータイ、インターネットによる情報（ポルノや出会い系サイトなど、子どもにとって危険性・犯罪性を有するものを含む）

これら主として、現代社会が子どもに提供する文化は、大人の文化とボーダレスになっており、子どもの人権への配慮が欠如したり、軽視されていることが多い。子どもの「文化権」は商業主義（お金儲け）の前に無視され、子どもの全生活・全発達に歪みをもたらしているといつても過言ではない。

本来、ここに大別した文化領域は、子どもの発達や人間形成との関連では表に示した通り、(1)「生活文化」「保育文化」が基礎（土台）となり、それに(2)「仲間・あそび文化」「学校文化」「地域文化」が重なり、最上段に(3)「芸術文化」「消費文化」「情報・メディア文化」が来る台形やピラミッドの構造がイメージされるのが自然である。（図1）

図1



しかし、現状や問題点を整理してみると、まず基礎となる家庭を中心とした「生活文化」が非常に弱まっており、「保育文化」の支えによって維持されていることが多くなっている。

また、子どものあそびや活動を主とした「仲間・あそび文化」は衰退し、「学校文化」は競争主義的教育の中で縮小・硬直化が著しい。また、地域社会の変貌は、人間関係の希薄化、孤立化が進み、まつりや伝統行事などの「地域文化」とコミュニティの危機が問われている。このように中層部の文化は、全体として弱体化が目立つ。



それらの上層に、大人社会が提供する「消費文化」「情報・メディア文化」が極度に肥大化し、あたかも巨大なモンスターとなって覆い被さっているという構図になっているのが現状であろう。

「芸術文化」の領域は、世界的評価の高いものをはじめ、多彩な進展が認められるが子どもと文化の関連では、まだ一部にとどまっており、モンスターの横に小さく位置している。こうした現状は、総体として、逆ピラミッドの構図となっているとイメージ化することができる。

今後の課題との関連では、こうした構図の基盤と中層部をどのように回復・充実させていくかを、まず考えていくことになる。特に、家族関係の変貌が著しい中、「生活文化」が保障される大人の家庭時間の確保をはじめ、子育てにかかる豊かな文化を親が子どもと共に体験し、学ぶ機会が必要である。それらは、個々の親の努力には限界があり、社会（国）の役割と地域社会での具体的な支援の取り組みが欠かせない。

近年増加しつつある乳幼児を主とする「子育て支援」の取り組みの充実はもとより、もっと小学生、中高校生にも広がり、子どもが生き生きとしたあそびや文化を実体験できるような地域社会をつくっていくことが重要な課題となっていく。地域社会に子どもの年代に応じた居場所づくりと、行事やまつりなどを含め、子どもが参画・体験・表現できる活動（文化体験活動）

の場づくりが、意図的・計画的に進められねばならない。

そうした地域環境づくりと並行して、最も優れた人間性豊かな文化・芸術の結晶を（その過程と共に）、すべての子どもが幼い時から年代に応じて提供され、体験することが大切なのである。

特に留意したいことは、困難（不利な条件など）をかかえる子どもへの配慮である。障害児や養育的支援を必要とする子ども（家庭）に、より密度の濃い人間関係や文化・芸術体験をすることは、困難を乗り越え、自己肯定感を高めていく上で、非常に大きな意味を持っているからである。重層的支援の中に文化・芸術を組み込むことが重要である。（参照 126 ページ 子どもの権利条約第 31 条 2）

強烈な光と音刺激、軽薄な楽しみや氾濫する電子メディアの洪水の中で、本物を選別し、内面化し、継承する力を育むには、最も優れた文化・芸術を生で体験していくことが不可欠な必要条件である。こうした体験活動は、即効的な成果をねらったり、いわゆる受験学力を身につける教育とは全く異なり、じっくりと本物体験を重ねていくことで、血肉となり、子どもが親になり、また子どもを育てていく息の長い継続的な関わりの中で根をはり、継承していくものであろう。それは、子どもや孫、まわりの子どもたちを通して、未来の人間社会、人類を豊かにするものである。

3. 「福岡子ども劇場」の45年から

（1）「福岡子ども劇場」のあゆみ（素描）

福岡（福岡市と都市圏、北九州市、県内各地）の地で「子どもと文化」を中心に据えた大きな市民活動は、1966（昭和 41）年に誕生した「福岡子ども劇場」に始まるといえよう。

「子どもに夢を！ たくましく豊かな創造性

を！」をスローガンにスタートしたこの運動は、テレビ・マンガを主とする消費文化の普及と、子どもの遊びや生活環境の変化に危機感を抱いた広範囲の母親と若者が中心となり、劇団（人形劇・児童劇）関係者と共に多彩な活動を展開し、福岡市から全国に広がったものである。

最大時の1993年頃には、福岡県内に56カ所の子ども劇場、会員数約4万人、全国には約740カ所、52万人以上の会員を有した。(全国的には、「子ども劇場」または「親子劇場」の名称が使われている)

福岡子ども劇場運動の柱になったのは、①優れた舞台芸術の鑑賞活動 ②子ども主体の自主活動である。

この「鑑賞活動」は、単なる会員制の受け身の観劇ではなく、作品の選定、事前事後の学び合いを、子どもと大人が共に継続することで、ナマの優れた舞台芸術への鑑賞眼を養うと共に、主体的参画によるこうした文化体験が、子どもの日常生活の中に組み込まれていくことで、子どもの成長に欠かせないものであることを実感してきた。

人形劇団「プーク」や児童劇団「風の子」、地元劇団「道化」をはじめ、この運動に賛同した数多くの劇団(音楽団体含む)が、舞台芸術の楽しみや創造過程の体験を伝達し、交流を深めることで、会の発展に大きく貢献した。こうした鑑賞活動(定例鑑賞会)は、最盛期の1993年、全国で一年間に約5800回開催され、延べ観客数は約200万人となっている。

また、子ども主体の「自主活動」は、県内各子ども劇場や地域社会の状況に対応して、実に多彩で、創造的な文化体験・表現活動や野外活動などを継続的に行ってきただ。(表2)

一方、こうした目的に添った活動を進めながら、福岡子ども劇場は、直面する文化環境・条件に関する社会的課題に目を取り組んできた。その中で注目されるのは次の3つである。

☆「入場税撤廃」運動

☆子どもの文化ホール建設と居場所づくり

☆子ども文化活動助成推進活動

特に、「入場税」問題は、全国各地での署名運動と国会請願により、国税法を改正することができた、特筆すべき運動であった。

「会費の10%は入場税」という、当時の国税

表2 「福岡子ども劇場」初期の主な自主活動

①子ども中心の「自主活動」(文化体験創造活動)

- ・子ども(文化)まつり(毎年)
- ・子どもキャンプ(毎年)
- ・子どもの劇団「テキサス」
- ・子ども人形劇団「こうま」
- (他、子どもの野外あそび・文化活動など サークル活動は数えきれない)

(例)①第4回子どもキャンプ 1971年(参加:子ども392名、青年105名)
②第8回子どもキャンプ 1975年 福岡都市圏6子ども劇場合同
(参加:子ども841名、青年279名)

②母親・青年中心の「自主活動」

- ・図書文化部
(子どもの本研究会、子ども文庫、ブックリストづくり、図書販売・普及活動、児童図書館請願運動)
- ・子どものあそび・手づくりおもちゃ研究会
- ・子どもの環境を考える会
(文化施設、子どものあそび場、児童図書施設調査・提言)
- ・青年 舞台劇研究会、人形劇研究会、
(他、サークル文化活動、地域子ども会・PTAとの協同活動など多数)

法(戦前からのもの)に基づく福岡税務当局の強い姿勢に対し、福岡子ども劇場は当初から、会費は「子どもの文化活動」全体の経費であり、観劇はその活動の一部であること、10%の税金は「不当である」と話し合いを続けてきた。この対立が「税制改正」を国会に請願するという全国的にも大きな市民運動に発展する。この署名運動と請願行動は会員だけでなく、幅広い芸術・文化関係者との協同活動となり、子ども劇場だけの問題ではなくなった。5年に及ぶ4回の国会請願の末、全会一致で「3,000円までの入場料は無税」とする制度改正が実現したものである。このことは、全ての芸術文化関係者に喜ばれ、現在に至っているものであるが、今では知らない人も多い。

また、福岡市では子ども劇場発足当初から、子どもが安心して利用できる文化ホールの建設を請願してきたが、1970年に福岡市立少年文化会館が建設され、鑑賞例会や文化まつりの場が生まれた。また、福岡市や都市圏の子どもの居場所づくりや子どもの文化への助成事業なども含め、福岡子ども劇場の果たしてきた役割は大きい。(表3)



表3 「福岡子ども劇場」の主なあゆみ

1966(昭和41)年	福岡こども劇場発足(6月11日) (鑑賞例会と「子どもまつり」「子どもキャンプ」を毎年実施)
1970(昭和45)年	「日本児童演劇賞」受賞
1972(昭和47)年	「入場税法撤廃」国会請願 (以後4回継続)
1973(昭和48)年	「久留島武彦 文化賞」受賞
1975(昭和50)年	「入場税免税(3,000まで)」の制度改正 国会承認成立
1976(昭和51)年	10周年記念文化祭
1981(昭和56)年	15周年 伝統芸能歌舞伎(前進座)特別公演
1986(昭和61)年	20周年 「子ども劇場まつり」(県内43劇場 13,000人参加)
1994(平成6)年	第10回 子育て・文化フォーラム in ふくおかの開催
1996(平成8)年	30周年「福岡県子ども舞台芸術フェスティバル」子どものための地域舞台公演開始 創造表現活動 ドラマスクールからミュージカルへ「子どもの時間」公演
1997(平成9)年	「福岡県 文化賞」受賞 この賞金を基に「子ども夢ファンド」創設 県内各地の子ども主体の活動に助成
1999(平成11)年	NPO法人「子ども劇場福岡県センター」発足
2006(平成18)年	40周年記念 構成劇「未来へ」

(2) 福岡子ども劇場運動の特質

45年にわたる福岡子ども劇場運動の多彩な活動は、これまで全体としてまとめられていない。ここでは、当初から1990年頃までの特質を大まかに整理しておく。

それを要約すれば、

「子ども劇場運動は、自主的・創造的な草の根民主主義の子ども文化運動といえる。これは、子どもを主体とした参画型の「舞台芸術鑑賞」と「自主活動」(文化体験・表現創造活動)を柱に、劇団と共に広範囲の母親と青年が中心となって、多面的・総合的な活動を地域社会の中で続けてきた。この運動は、日本の子どもと文化の歴史に大きな足跡を刻むと共に、その後の地域社会を主とする子ども分野の市民運動(NPO活動など)に大きな影響を及ぼしてきた。」ということができる。

その特質は、数多く認められるが、主な点は次の通りである。

① 45年にわたり、質の高い優れた舞台芸術作品(演劇・人形劇・伝統芸能・音楽など)を身近に体験できる鑑賞活動を定期的に地道に継続してきた。

② 舞台芸術を大人(芸術家・教師・親)から単に受け身で与えられるのではなく、劇団との協同で、大人と共に子どもが企画・鑑賞・批評などに参画し、楽しさや素晴らしさ、感動する心をみんなで継続して体験・交流してきたこと。子ども時代の優れた文化体験を生活の中に組み入れ、その大切さを実感してきた。

③ 地域社会の中に、家庭や学校と異なる子どもの仲間(異年齢)関係をつくり、子ども主体の文化活動や野外活動など多彩な自主活動(文化体験・表現創造活動)を実践してきたこと。中でも子ども(文化)まつりや子どもキャンプは独創的なスタイルで毎年継続され、多くの子ども・中高生が生き生きと活動し大きく成長してきた。県内各地の子ども劇場では「子ども集団活動」が継続され、高校生・大学生や青年と共に中学生がリーダーシップを發揮し、子どもの仲間づくりを進めた。中には、劇団をつくって公演をしたり、ドラマスクールや子ども市などを続けてきた子ども劇場もある。

- ④ サークルが会活動の基本となり、「みんなが主役」と多数の母親が会の運営に参画し役割分担して、協同で会の活動をすすめてきた。また「おしゃべりは文化」の合言葉で、サークルの集まりが繰り返され、話し合い学び合いの中で、大人は子どもの付き添い役ではなく、優れた文化を共体験していく主体であることを実感してきた。
- ⑤ 子どもの自主活動（文化体験・表現創造活動）を直接支援する役割は、主として青年であるという位置づけをしてきたこと。子どもキャンプやまつり、地域の文化活動には、必ず青年がかかわり、子どもの主体性・自主性を尊重しながら支援していく役割を担ってきた。子どもに身近な社会的兄姉として、子どもと共に汗を流し、骨身を惜しまず活動する青年に、子どもはあこがれを持ち協同して活動する喜びを体験してきた。
- ⑥ 子どもの芸術文化体験や自主活動をすすめるには、その環境が弱体であり、改善のための大人の役割が重要であることを認識し、国や地方自治体文化政策の向上や環境整備に努めてきた。
- (例) ○入場税撤廃の国会請願運動
○子ども文化施設・居場所づくり
○子どもの文化予算の増額・助成活動
- ⑦ 子どもの主体性の尊重や子ども参画の実践は、「子どもの権利条約」の精神を先取りしたものであり、子どもが生き生きと創造的に活動することの意義を実践してきたこと。また、子どもと共に大人が草の根民主主義を実践することで、自分も成長していくことを実感し、それが子ども関係NPOなどさまざまな分野へ展開していく根底のエネルギーとなった。

4. すべての子どもに豊かなあそびと 優れた文化・芸術体験を！

21世紀、子どもと文化にかかわる活動や実践の基底になる理念は、「子どもの参画」「アニメーション」「子どもの文化権」であると考える。

1977年「子どもの遊ぶ権利のための国際協会」(IPA)は、「子どもの遊ぶ権利宣言」を制定した。そこでは、「遊びは、基本的な栄養・健康、保護や教育に加えて、すべての子どもの潜在能力を発達させるための不可欠なものである。・・・子どもは、遊びを通して心身や情緒を成長発達させ、また、社会性を身につけるものである。遊びは単なる暇つぶしではなく、生きることを学ぶ術である。」と、子どもの基本的権利であることを宣言し、その権利保障のための具体的プログラムを作成するよう世界各国によびかけた。

1989年に採択された国連「子どもの権利条約」

は、第31条に、①休息・余暇の権利 ②遊び・レクリエーション活動の権利 ③文化的な生活・芸術に参加する権利を規定している。

増山均氏は、この三つの内容を子どもの文化への権利<文化権>と総称した。そして、「子どもの健やかな成長・発達のために必要不可欠の基本権として、①生存権・生活権 ②教育権・学習権とつねにセットであるべき権利として、③子どもの文化権が承認されなければならない。」と主張した。

また、<子育て>の概念については、「第一に、子どもの命・身体・心をやさしく守り育てるということ、すなわち愛護・保護しつつ育成すること（プロテクション）。第二に、子どもの技術や学力、技能や能力をていねいに引き出して育



てていくということ（エデュカシオン）。そして第三に、子どもたち一人ひとりがありのままで、その精神を自由にのびやかに輝かせながら、生き生きとした生活を築きあげていく過程を、一緒に楽しんでいくこと（アニマシオン）。この三つの内容によって成り立っていると考えられる。」とまとめている。

彼は、この三つの内容が、日本社会では「福祉」「教育」「文化」に分断され、特に子どものための文化行政の貧弱さを指摘した。そして「人間性豊かな文化・芸術に主体的に参加することにより、<精神>を活性化させ、心（魂=アニマ）を踊らせ、イキイキ・ハラハラ・ドキドキしながら楽しむこと、すなわちアニマを活性化（アニマシオン）させつつ生活を楽しむことが不可欠・・・」な人間の基本的権利であり、「生きる力を根源から活性化させる文化権は、生存と生活の権利の内実を豊かにするとともに、教育と学習の権利を確かにするための土台となる。」と強調している。

また、子どもの文化権を狭義の「絵本・図書や音楽や演劇などを鑑賞し、文化を享受する権利」（受動的で大人がつくって与えるもの）だけではなく、「子ども自らが文化芸術活動の主体・担い手として参加していくことを保障すること」（主体的な文化創造への参加権）を位置づけることの重要性も主張している。

（佐藤一子・増山均編「子どもの文化権と文化的参加」第一書林 1995）

2010年6月、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して3回目となる「最終所見」（勧告）を行った。91項目におよぶ全面的な所見の中で、子どもの権利条約第31条「遊び、余暇、および文化的活動」に関連する項目では、その権利について政府の注意を喚起し、「公的場所、学校、子どもに関わる施設および家庭における、子どもの遊びの時間およびその他の自発的に組織された活動を促進し、容易にする先導的取り組みを支援することを締約国政府に勧告する。」と明記した。過度に競争主義的な教育環境や、ゆと

りのない忙しい日々の中で生活する日本の子どもにとって、この第31条が子どもに欠かせないあたりまえの基本権であり、それが日本社会では軽視されてきたことを私たちは深く受け止めなければならない。

遊び・休息・余暇や文化的芸術的生活が、子どもや人間の生活にとって欠くことのできないものであるとの認識を、日本の大人社会はまだ持っていない。子どもと文化関係者は、もっと声を大きくし協同して、こうした貧しい状況を変えていく努力が求められている。子どもを商業主義的消費文化と肥大化し続ける情報・メディア文化にさらし、孤独なバーチャル体験漬けにしてしまってはならない。

子どもの「あそびと文化権」を、子どもの生活の中にきちんと組み込む大人の役割と責任は大きい。特に障害児・要養護児をはじめ困難（不利な条件）をかかえた子ども（家庭）に対し、密度の濃い人間関係づくりと文化・芸術への参画をきちんと重層的に組み込むことの大切さを再度指摘しておきたい。

レイチェル・カーソンは、「センス・オブ・ワンダー」（上遠恵子訳 祐学社）の中で、自然との関わりの大切さを強調し、次のように述べている。

「わたしは、子どもにとっても、どのようにして子どもを教育すべきか頭を悩ませている親にとっても『知る』ことは『感じる』ことの半分も重要ではないと固く信じています。子どもたちが出会う事実の一つひとつが、やがて知識や知恵を生み出す種子だとしたら、さまざまな情緒やゆたかな感受性は、この種子をはぐくむ肥沃な土壤です。幼い子ども時代は、この土壤を耕すときです。」そして、『感じる』ことが『知る』を切りひらく道であり、子どもが「センス・オブ・ワンダー」を持続けるためには、「子どもといっしょに再発見し、感動を分かち合ってくれる大人」がいることの大切さを強調している。

子どもが仲間と共に「イキイキ・ワクワク・ドキドキ」（アニマシオン）するあそびと文化・

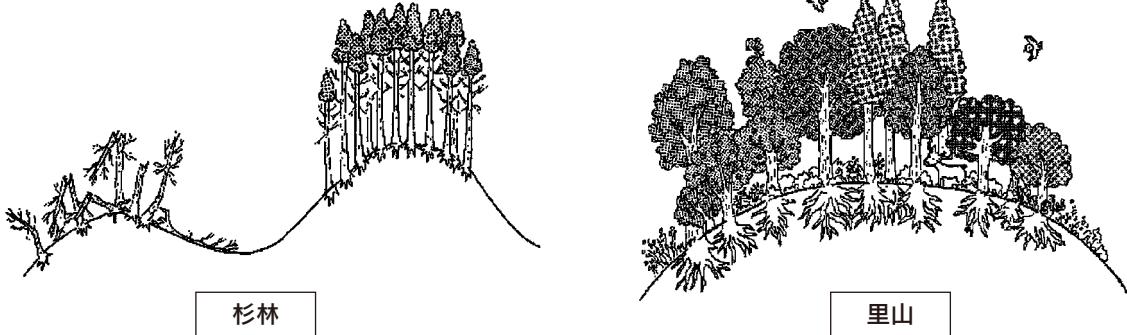
芸術体験を保障することは、子どもの全人的発達の土台である。

「子育て」を「森づくり」にイメージ化すれば、私たちが目指すのは杉の苗を行儀良く植え付け、育ちの不全な木は切り捨てるような整然とした杉林をつくることではなく、さまざまな苗木を育て環境を豊かにし、それぞれが個性を伸ばし

ていく里山づくりである。子どもを育む豊かな文化環境は、自然と地域社会の人々である。(図2)

子ども時代は、基礎づくり、豊かな可能性の芽を育てる時である。「孤独」と「競争」の中に生きている子どもたちに、「仲間」と「響育」の環境を生み出していくことは、21世紀大人社会の大きな課題である。

図2



生き生きしたあそびと、優れた文化・芸術体験は、子どもに生きる力、困難に立ち向かう力、共同活動力、自己肯定感を育む。

子どもを育てるとは、子どもに生きる喜びと希望を育むことであり、子どもと共にみんなが響きあう社会環境を創っていくことである。

(渕上 繼雄)

VII. 子どもの権利オンブズパーソン ～福岡県事情～

- 1 地域で子どもの人権オンブズパーソンを
 - 2 福岡県内にできた3つの子どもの人権救済を含む条例及び
川西市のオンブズパーソン条例との比較
 - 3 川西市のオンブズパーソン制度と
福岡県にできた3つの子どもの権利救済制度
 - 4 子どもは安心して相談できるのか
 - 5 地域オンブズパーソンに期待するもの
-
-

1. 地域で子どもの人権オンブズパーソンを

(1) 子どもの権利条約と 子どもの人権オンブズパーソン

子どもの人権オンブズパーソンという言葉を始めて知ったのは1998年、福岡で開かれた「子どもの権利条約市民フォーラム」で兵庫県川西市の取り組みを聞いたときである。この年は日本が子どもの権利条約に批准して4年目にあたり、国連子どもの権利委員会(Committee on the Rights of the Child: CRC)から日本政府の1回目の報告に対して最終所見が出された年である。そこには「条約の実施を監視する子どもの権利のためのオンブズパーソン制度を作るよう」とあった。川西市は政府より先に地域で作っていたのである。何と先進的な地域なのだろう。CRCの2回目(2004年)3回目(2010年)の最終所見では川西市などの地域オンブズパーソンの取り組みが評価され、同時に政府に対してはきちんとした「人権委員会」をつくり、地域オンブズパーソンと連携する制度の確立を提言している。

子どもの人権オンブズパーソンとは

オンブズマン、オンブッド、オンブズパーソンと呼ばれる制度はスウェーデン発祥の制度で、「市民からの苦情や自らの発意によって行政を監視する法に基づいて作られる独立した機関である」とされている。子どもに特化したオンブズマン制度はノルウェーで最初に作られた。子どもの利益を増進することだけを目的とする第三者機関である。CRCは「子どものためのオンブズパーソン」を次のように考えていると平野氏は紹介している。

- ①子どもの権利や利益が守られているかどうか
を行政から独立した立場で監視すること。
- ②子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行なうこと
- ③子どもからのものを含む苦情申し立てに対応し、必要な救済を提供すること。
- ④子どもの権利に関する教育・意識啓発を行なうこと。

具体的にどのようなものか、私たち市民が学



ぶとすれば、川西市のオンブズパーソン制度がどのように運営されているかを知ることが一番参考になるのではないかと思えた。実際、川崎市、多治見市や埼玉県など多くの自治体が川西市の制度を参考として子どもの権利救済制度を作っている。2008年、筑紫野市でも子ども条例作りが始まったが、私たちは川西市のような子どもの人権救済制度を盛り込んでほしいと、市民委員会に参加し、意見を出し合った。

福岡県では

福岡県内では子どもの権利救済制度をうたった条例が志免町、筑前町、筑紫野市と3つできた。それぞれの条例の中でオンブズパーソンと言う名前は使われていない。「子どもの権利救済委員」という名前がつけられ、目的も個別救済に主眼が置かれている。

地域でオンブズパーソンを

内閣府は「子ども若者育成支援推進法（平成21年7月8日）に基づいて「子ども若者ビジョン」

(22年7月23日) をつくっている。その中で、「オンブズパーソン等の第三者的立場から子ども若者やその家族等の相談を受け、必要な調査を行うとともに、関係機関等と調整を行いながら問題を解決する仕組みの普及を図ります。」とある。政府のオンブズパーソン制度ができる可能性もあるわけだ。地域でオンブズパーソン制度を作っていくことは日本全体の「子どもの権利」を実現していく大きな流れに合流していくのではないか。そんなイメージを抱きながら地域で小さな流れを作っていくたいと思った。

参考図書

第1回子どもの権利委員会最終所見（1998.6.24）

　パラグラフ10,32（福田・世取山・林訳より）

第2回子どもの権利委員会最終所見（2004.1.30）

　パラグラフ14,15

第3回子どもの権利委員会最終所見（2010.6.11）

　パラグラフ17,18

子どものエンパワメントと子どもオンブズパーソン

（吉永省三著 明石書店）

子どもオンブズパーソン（荒巻重人・喜多明人・黒岩哲彦・

吉田恒雄 編 日本評論社）

（武本 久美子）

子ども・若者ビジョンより抜粋

～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～

3つの重点課題

(3) 地域における多様な担い手の育成

子ども・若者育成支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、「新しい公共」の考え方も踏まえつつ、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援します。また、官民の取組が行政分野ごとの縦割りとならないようネットワークの総合性を確保するとともに、子ども・若者自身のネットワークの強化も図ります。さらに、民間人の参加協力も含めた地域での教育支援体制の強化により、「開かれた」学校づくりを含めた取組を推進するとともに、一部地方公共団体で「子どもオンブズパーソン」等の名称で設けられている、子ども・若者に関する権利侵害などさまざまな問題を第三者的立場から調整しつつ解決していく仕組みの普及を図ります。

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

(1) 環境整備　(2) 多様な主体による取組の推進

i 相談体制の充実

（子ども・若者総合相談センター）

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制が確保されるよう、研修の充実や優良事例の紹介等の支援を行います。（オンブズパーソン等子どもの相談体制）

オンブズパーソン等の第三者的立場から、子ども・若者やその家族等の相談を受け、必要な調査を行うとともに、関係機関等と調整を行いながら問題を解決する仕組みの普及を図ります。

平成22年7月23日 子ども・若者育成支援推進本部 決定



2. 福岡県内にできた3つの子どもの人権救済を含む条例 及び川西市のオンブズパーソン条例の比較

近藤 義美 (子どもの権利条例筑紫野市民研究会)

(1) 子どもの権利救済委員の構成と機能などの比較

市町 視点	志免町	筑前町	筑紫野市	川西市
条例名	志免町子どもの権利条例	筑前町子どもの権利に関する条例	筑紫野市子ども条例	川西市子どもの権利オンブズパーソン条例
制定年月	2006年12月	2008年12月	2010年4月	1998年12月
設置	第5章 第17条 相談・救済機関を設置	第5章 第18条 相談機関及び救済機関を設置	第4章 第17条 筑紫野市子どもの権利救済委員	第1章 第1条、 第2章 第4条 川西市子ども権利オンブズパーソン
①設置の法的根拠	記述なし	記述なし	第17条 地方自治法138条の4第3項	第2章 第4条 地方自治法138条の4第3項
②目的	第18条 子どもの権利侵害に対して適切な救済を図り、回復を支援する。	第20条 子どもの権利侵害に対してその子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援する。	第17条 子どもの権利侵害に対して迅速かつ適切な救済を図るとともに心身の回復を支援する。	第1条 一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する。
③名称	第18条1 志免町子ども権利救済委員	第20条 筑前町子ども権利救済委員会	第17条 筑紫野市子ども権利救済委員	第1章 第1条、第2章 第4条 川西市子ども権利オンブズパーソン
④制度整備	第18条5 子どもの権利相談員を置く	第19条 子どもの権利の侵害に関する相談委員を子ども未来センターに置く	記述なし	第19条1 事務を処理するため、事務局を置く。2職務の遂行を補助するため、調査相談専門委員を置く
⑤人選方法	第18条3 子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。	第20条2 子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が選任します。	第17条4 子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。	第5条3 人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関して優れた識見を有する者で、利害関係を有しないものうちから、市長が委嘱する。
⑥任期	第18条4 3年、再任を妨げない。	記述なし	第17条5 2年とし、再任を妨げない。	第5条4 2年とする。 第5条5 連続して6年を超えて再任されることはできない。
⑦人数	第18条2 3人	記述なし	第17条3 3人以内	第5条 3人以上5人以下
⑧解職	第18条6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めた場合、・・議会の同意を得て、解任することができる。	記述なし	第20条 市長は、救済委員が心身の故障によりその活動ができないと判断したときは、その職を解くものとする。	第5条6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は…場合には、そのオンブズパーソンを解職することができない。
⑨独立性	第22条1 町は、救済委員の独立性を尊重し、・・	第24条 町は、救済委員会の独自性を尊重し、・・	第17条 附属機関として、	第4条 市長の附属機関として、 第8条 その独立性を尊重し、・・
⑩職務	第19条1(1) 相談に応じ、救済や回復のために、助言や支援 (2) 調査、調整、勧告、是正要請 (3) 是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること、 2 必要に応じ、措置の報告の公表	第21条1 救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請 2 是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること 3 勧告及び措置の報告を公表	第18条 相談に応じ、救済及び回復のための助言 2 必要に応じて調査、助言、調整又は勧告 3 救済の措置を、救済を求めた者に通知 4 勧告によってなされた対応の報告を求める 5. 勧告内容の公表	6条 (1) 子どもの人権侵害の救済 (2) 子どもの人権擁護及び人権侵害の防止 (3) 子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言



市町 視点	志免町	筑前町	筑紫野市	川西市
⑧権限 (支援や協力)	第20条 効告、是正要請を尊重する。 第21条 1町は救済委員を支援します。 2 親、子ども施設職員、町民は協力します。	第22条 効告・是正要請を受けたものは、尊重し、必要な措置に努める。 第24条 町は、救済委員会の活動を支援します。 2 保護者、子ども施設関係者、町民は、救済委員会の活動に対し協力します。	第22条 市民及び学ぶ施設の関係者は救済委員の職務遂行に協力するよう努める。 2 効告を受けたものは、尊重し、必要な対応をするよう努めなければならない。	第12条1 関係する市の機関へ説明を求め、関係書類を閲覧し、その写しの提出を求める。 2 市民等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求める。 3 専門的機関に対し調査鑑定、分析などの依頼をする。
連携	第21条 関係機関や関係者と連携を図ります。	第23条 関係機関や関係者と連携を図ります。	第19条2 市、県及び国の関係機関若しくは民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。	第7条2 関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
⑨報告	第23条 町長や議会に活動状況を報告するとともに、広く町民に公表します。	第25条 活動状況を町長に報告します。	第19条3 救済の処理状況を、直ちに、市長に報告しなければならない。	第20条 市長に文書で報告するとともに公表する。
⑩申し立てができる人	第17条2 子ども、親、子ども施設の関係者及び町民	第18条2 子ども、保護者、子ども施設の関係者及び町民	第17条2 子ども、親、子ども施設の関係者及び市民	第3条2 市内に在住、在学または在勤する子どもまたは大人

(2) 考察

下記の各項目は上記表の視点項目のそれぞれに○囲み番号を付けた項目について述べている。

① 設置の法的根拠の記述は町と市で異なっている。自治法第138条4には市町村の区別はないので、それぞれの市町での条例構成の慣習による違いだと推測する。このことが権利救済の機能に直接影響するとは考えられない。

② 目的が川西市の条例では「人権の尊重と確保」として積極的であるのに対して、県内三市町の条例は「人権侵害の救済と回復の支援」として、川西市に比べれば消極的なものになっている。この目的の違いが名称や制度整備、権限などの違いをもたらしていると考えられる。権利救済委員とオンブズパーソンの概念の違いを表していると考えることもできる。

③ 川西市の条例と県内の三条例で委員や委員会の名称が異なっているのは、条例の名称が異なっているように、条例の目的の基本は共通しているものの、力点と範囲が異なることによると考えられる。

④ 子ども権利救済の仕組みは志免町のように権利救済委員とそれを補助する相談委員、事務員の規定を含めたものにするのが条例として望ましいと考える。筑前町では子ども権利救済委員と子ども権利の侵害に関する相談員が別の機関として設置され、相互の関係を示す条文がない。しかし、次項で詳述するように、運営面では両者は2ヵ月に1回の研究会を開催し、円滑な活動がなされている。

だから、条例に1つの機関として明記した方が望ましいと考える。筑紫野市の条例では子ども権利救済委員を補助する相談委員の設置がなく、極めて不十分なものになっている。このことは既設の相談機関との関係によるものと考えられる。そのことを条例に明示することができなければ、条例施行規則には明記することが必要である。

⑤ 町の条例では選任としているのに対し、市の条例では委嘱としている。これは③と同じ意味と判断できる。志免町の条例は議会の同意が必要とし、他と異なっている。筑前町は人数、任期、解職についての条文がない。このことは思惟的運営が可能となり、問題を含むと考えられる。



- ⑥ 筑紫野市の条例は独立性を尊重する規定が含まれていない。権利救済委員の機能を發揮するには必要な事項だと考えられる。
- ⑦ 目的が異なることから職務の表現も異なっている。県内、三市町の条例は川西市の(1)の人権侵害の救済に限定している。川西市の条例は人権侵害の防止と人権の擁護のために必要な制度の改善等の提言が含まれている。このことはオンブズパーソンと権利救済委員の概念及び機能の違いにもなっていると考えられる。県内三市町の条例では制度の改善については別の委員会が設けられている。したがって、条例としては制度の改善も含むものになっている。しかし、問題の内容について共通理解が得られなければ有効に機能しないのではないかと考える。
- ⑧ 川西市の条例では権限が明示されているのに対して、県内三市町の条例は支援や協力が得られるもので、権限として明示されていない。条例では権限の明示されることが必要であると考えられる。
- ⑨ 川西市と志免町の条例では公表が規定されている。このことは住民が条例の趣旨や子ども権利救済委員の機能を理解するためにも望ましいことである。
- ⑩ 申し立てができる人については、川西市の条例は言葉として三市町の条例とは異なっている。しかし、意味は同じと読み取れる。

以上のように、子ども権利救済に視点を置いて比較した。川西市の条例は目的に示すように積極的に権利侵害に対する予防的側面、防止や制度改善を含み、充実したものになっている。また、条例に示されたものからは、志免町の条例も子ども権利救済としては十分なものになっていると考えられる。筑前町と筑紫野市の条例は、前述してきたように既設の機関との関係の活用面で不十分さを認めなければならない。しかし、運営面での配慮により十分な機能が期待できると考えられる。また、予防的側面も充たされるように今後の改良を期待するものである。

3. 川西市のオンブズパーソン制度と 福岡県にできた3つの子どもの権利救済制度

(1) 川西市のオンブズパーソン制度

川西市のオンブズパーソン制度についてはオンブズレポート及び、制度を紹介するDVD、子ども向けパンフレット等の資料により、また、元オンブズパーソンや相談員の講演も聞くことができ、それらによって知ることができた、市民から見えるオンブズパーソン制度の姿を表にまとめた（後述142ページ）。元オンブズパーソンの堀さんはオンブズパーソンについて次の「6つの大切な視点」を挙げている。

- ①子どもに十分に知らせ、子どもが相談しやすい体制を整えること。
- ②オンブズパーソンは法律や福祉の専門家でありかつ子どもを専門としていること。
- ③学校やその他子どもにかかわる施設と利害関係のない第三者であること。
- ④子ども自身が自信と誇り、人への信頼を取り戻していくよう、子どものエンパワメントを大切にすること。
- ⑤子どもを中心とした人間関係を修復し、良心



でつながっていくことをコーディネイトする活動（調整）を重視すること。
⑥調査・勧告・意見表明等の権限を持っていること。

川西市の制度はオンブズパーソン会議や研究協議を重ねまた、報告会などで市民とこれらの視点について議論しながら進めることでオンブズパーソンとしての活動が保障されているよう見える。

③について、制度としては、地方自治法の付属機関制度を活用して公的第三者機関として位置づけ、運営はオンブズパーソンが主体となって（行政職員ではなく）行われている。④⑤の活動は川西市でとても重視されている活動であり、実質的に子どもを救済できる制度としての説得力を感じる。相談活動については、丁寧に話を聞くとそれだけで相談者の気持ちが整理され、解決する場合もあるそうだ。子どもに寄り添った、権利を基盤とした相談活動の重要性を思う。

オンブスレポートに載せられた相談員やオンブズパーソンの所感からは、地域オンブズパーソン制度の意義が見えてくる。相談員の所感のひとつに「つながれなくても…」というのがあった。相談に来ていた子が突然来なくなったり、しばらくして友達と一緒に遊びに来たが、周りの大人たちにささえられて問題を乗り越えたようだと言うものだった。この制度を利用しなくても解決できる環境にある子はたくさんいる。しかし、たった一人でも苦しんでいる子がいるならば放置しないという態度を持つことが子どもの権利を保障すると言うことだろう。相談に来る子はごく一部の子どもであっても、そこから社会の問題が見えてくることも多いのではないだろうか。オンブズパーソンの所感はその点に触れられていた。そして、問題の捉え方が、一般的には子どもや家庭の問題として捉えられがちだが、川西市のオンブズパーソンは公共性のありようを問う視点や、子ども、学校、家庭のおかれている現実を市民に知らすこと、そういう問題のつかみかたを重視しているとい

うことだ。

「子どもの自己責任を問うのではなく、子どもの置かれている状況の改善に具体的に取り組む、これが子どもの権利論では基本的なスタンスだ」と紹介されていた。ここが、他の相談活動やカウンセリングと違う部分ではないだろうかと思う。

(2) 志免町・筑前町・筑紫野市の子どもの権利救済制度

志免町、筑前町についてはインターネットなどで手に入れる事ができる資料、志免町については子育て支援課と子どもの権利相談室「スキッズ」への見学、筑前町については子どもみらいセンターを見学し、話を聞いてわかったことを、川西市の制度と比較できるように表にまとめた。筑紫野市については2011年度からの条例施行のため市民へ広報する資料ができていなかったので、子育て支援課へ問い合わせ、施行規則を参考にして表にまとめた。志免町は川西市と同様に救済制度が独自の組織（救済委員、相談員、事務局からなる）をつくっているが、筑前町と筑紫野市は救済委員が任命されているのみで組織とはなっていない。救済制度のあり方が違っているので単純に比較することはできないが、権利救済に向けての活動が比較できるよう川西市と同様の表としてまとめた。

（後述142～145ページ）

表の中で特徴的なことを下記に記載している。

〈相談活動〉

子どもが相談することを想像したとき、志免町と筑前町は「スキッズ」「子どもみらいセンター」といった具体的な名前のついた場所と、フリーダイヤルなどがあることで子どもにはわかりやすいと思える。一方筑紫野市ではそのような特別な場所を一ヵ所作るより、すでに親しみのある複数の既存の相談機関を救済の窓口としたほうがよいということで、救済機関について特別な相談窓口は作っていない。市民や子ど



から見ると新しい救済制度が見えにくいと思うが、どのように広報するかで変わってくるのだろう、これから広報の仕方に期待したい。また、筑前町と筑紫野市は相談の場が権利救済委員の下にあるわけではなく、別組織となっている。それが権利救済制度につながる相談窓口であるということを利用者が知る機会を十分につくれるかどうかが制度にとって大事なことではないかと思う。

〈報告書〉

志免町は川西市と同様に条例に基づいて救済委員の活動報告書が作られ公開されている。このことは子どもの人権救済活動で見えてきた社会の問題を、市民が共有していくために良い方法ではないかと思う。制度改善の必要性など、市民にも理解が得られやすいのではないか。筑前町、筑紫野市においても、条例上の記述はないが、個人情報に配慮した形で市民が子どもの困っている状況を共有できるように、活動状況の市民向けレポートに取り組んでほしいと思う。

〈子どもへの広報〉

志免町、筑前町はクリアファイルを使うなど、それぞれに工夫されている。スキッズも子どもみらいセンターも相談に支障がない程度に子どもが遊びにくるのを認めていて、相談室が子どもにとって親しみやすい場所になるような配慮を感じた。子どもに名称を公募するのも親しみ

やすさという点で良いと思った。筑前町は有線放送で毎週子どもみらいセンターのことを話題にするという。町の全世帯に放送されるので、この地域ならではの効率的な広報だと感じた。

〈予算〉

行政の規模も組織のあり方も違うので単純には比較できないが、権利救済制度として計上されたものをまとめた。

なお参考までに3つの地域の概要を下表にまとめた。

子どもの権利救済活動は、個人情報に関わることを含むので、その活動を市民に公表することは難しい事ではあると思う。しかし私たち市民としてはこれが既存の相談機関の活動を超えた制度であり、子どもの権利保障を実現するための重要な制度であると期待しているのである。制度ができたからといって行政や専門家にまかせきりにしていては、制度そのものが錆付いてしまう可能性もある。子どもの悩みを肌で感じている市民が、制度があることで子ども達の環境がよくなっている事を感じたいと思いながら制度を見守り続けることが必要ではないか。また子どもの代弁者としての救済委員をみんなが認知できるように、救済活動の広報や報告について行政は積極的になってほしいと思った。

(武本 久美子)

	人口(人) (人口を調べた年)	15歳以下人口	15歳以下(%)	面積	人口密度
川 西 市	161,063 (2010年12月)	23,524	14.6	53.44km ²	2290
志 免 町	44,685 (2011年5月)	8,151	18.2	8.7 km ²	5040
筑 前 町	29,237 (2011年5月)	4,332	14.8	67.18km ²	434
筑紫野市	100,546 (2010年2月)	15,315	15.2	87.78km ²	1140



川西市子どもの人権オンブズパーソン制度

〈2011年9月現在〉

名 称		内 容	
組織構成	代表オンブズパーソン オンブズパーソン オンブズパーソン	桜井 智恵子 大阪大谷大学教授（教育学 保育学） 浜田 寿美男 奈良女子大名誉教授（発達心理学 子ども学） 宮島 繁成 弁護士	
	調査損団専門委員 相談員	4名 相談や申し立てを直接うける。日常かつ継続的な活動に従事するオンブズパーソンのアシスタント。（地方公務員法上の非常勤嘱託職員）	
	専門員	6名 オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（地方自治法上の専門委員）	
	事務局	連絡調整などを担当（行政職員1名：人権推進課）	
活動	相談活動 (市内の子どものことであれば誰でも相談できる)	<ul style="list-style-type: none"> ■電話（月～金の10時～18時、その他の時間帯は留守番電話で対応 フリーダイヤル設置） ■ニーズに応じて面接、訪問等を行う。 ■手紙・ファックスでの受付もあり。メール受け付けはなし 	
	調整活動	関係調整的活動（子どもの立場に立って、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼を置いた活動。必要に応じて、関係機関との連携を行う）	
	調査活動	<p>市の機関に対する調査権を持つ ↓ 調査結果 「勧告」または「是正等申し入れ」 「意見表明」または「改善等申し入れ」 「要望」（市の機関以外の機関等へ行うとき） 「公表」 （公的良心の喚起者として行動）</p>	
	広報・啓発活動（予防的活動） ・子どもたちへの広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・電話カード リーフレットの配布 ・事務所見学（小学校3年生の市庁舎見学時） ・子どもほっとサロン（小～中高生向け） ・事務局での職場体験（中学2年生 5人程度） 	
	・おとなたちへの広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市機関職員対象への研修講師 ・オンブズパーソン活動報告会 ・市民等対象の研修会 ・問い合わせ視察等への対応 	
	研究協議とオンブズパーソン会議	<p>研究協議 週1回午後半日（原則非公開） ・受け付けた相談、申し立て、調査等について話し合う オンブズパーソン会議（原則公開）</p>	
報 告	市長への年次報告書 子どもオンブズレポート オンブズパーソン活動報告会	年度毎（条例運営の報告・提言）→公表 年度毎→公表 年度毎	
予 算 (23年度)	総事業費 28,083,000	報酬 オンブズパーソン3名 相談員4名 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金補助金及び交付金	8,640,000 15,246,000 582,000 120,000 815,000 66,000 16,000 1,803,000 151,000 644,000
〈設置場所〉	子どもオンブズパーソン事務局 子どもオンブズくらぶ	市役所内（相談室あり） 駅近くのビルの一室（相談室）	

- ・オンブズパーソンは法曹界、医師、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から市長が委嘱
- ・子ども向けリーフレットにはオンブズパーソンの顔写真が載っており、顔が見える存在となるように配慮がある。
- ・独立性、自立性への配慮が徹底され継続相談などの活動はオンブズパーソンの指導のもとに行われる。
- ・認知率（小学生78%、中学生75%）相談件数（537件子どもからは54.6%）調査活動は2ケース（22年度）



Ⅳ. 子どもの権利オフィス・センター

志免町子どもの権利救済制度

〈2011年9月現在〉

名 称		内 容	
組織構成	子どもの権利代表救済委員	安部 計彦	西南大学院教授
	子どもの権利救済委員	調 優子	臨床心理士
	子どもの権利救済委員	安原 伸人	弁護士 〔救済委員は毎週1回交代で相談室で業務〕
	子どもの権利相談員	3名	ローテーションで2名を相談室に配置
	事務局	子育て支援課	
活動	相談活動 (市内の子どものことであればだれでも相談できる)	■相談員が電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告 火・木13:00～19:00 土・日 10:00～17:00 ■電話相談・フリーダイヤル設置 ■救済委員は毎週1回交代で相談室にて業務 ■毎月1回子どもの権利救済委員会を開催	
	調整活動	申し立て等があれば(または自己発意により)救済委員による調査・調整活動を実施、調整・勧告・是正要請、場合によっては報告・公表	
	調査活動		
	広報・啓発活動(予防的活動) ・子どもたちへの広報啓発	子どもの権利フェスタ等への参加 チラシ・クリアファイル配布(キャラクター:子どものみかたマン、しめエー) パンフレット(低・高学年向き) 人権学習講演(中学1年生) スキッズ便り(小中学校へ配布) スキッズQ&A、スキッズチラシ(相談員作成) 町内の病院や店へチラシを置いてもらう 子どもの権利に関するアンケート	
	・おとなたちへの広報啓発	町の広報へコラム掲載 子どもの権利に関するアンケート結果を「広報しめ」に掲載 子育て広場での広報	
	研究協議と会議	月に1回子どもの権利救済委員会議を開催	
報 告	公表	子どもの権利救済活動報告書	
予 算 (23年度)	4,488,000	子どもの権利救済委員報酬 非常勤嘱託職員 特別旅費 普通旅費 消耗品 印刷製本 電話料	1,170,000 3,002,000 90,000 15,000 30,000 101,000 80,000
設置場所	志免町総合福祉施設シーメイト内(愛称:スキッズ 子どもから公募)		

- ・シーメイトには屋内、屋外に子どもの遊び場やグラウンドがあり、シーメイトに遊びに来た子どもたちがスキッズにも遊びにきている様子がうかがえた。
- ・水曜日は相談員が広報啓発及び研修のための日として活動している
- ・子どもへのアンケート(中学生対象 2009年)

スキッズを知っていますか …知っている 7% 名前を聞いたことがある 18%
 スキッズはフリーダイヤルで相談できることを知っていますか …知っている 20%
 スキッズが配布している相談室のカードを持っていますか …もっている 35%
 あなたはまわりの人たちに大事にされていると思いますか …
 そう思う 39.5% どちらかと言えばそう思う 50.5%

- ・相談件数 2007年 79件 2008年 151件 2009年 31件
- ・申し立て件数 2007年 0件 2008年 0件 2009年 7件



VII. 子どもの権利オンブズパーソン

筑前町子どもの権利救済制度

〈2011年現在〉

	名 称	内 容	
組織・構成	子どもの権利救済委員会	弁護士 (1人)	学識経験者 (1人)
	こども未来センター家庭児童相談員 (相談員)	2名(嘱託職員) 相談の総合窓口として 相談及び救済申し立ての受付、相談に対しての調査、助言や支援。 救済委員との連携	
	事務局	こども未来センター	
活 動	相談活動	こども未来センターが相談の総合窓口 ・電話、来室による相談ができる ・月～金(8:45～17:00)、 第2土曜日の午前中に開設	
	調査、調整、勧告等の活動	救済の申し立てがあれば、求めに応じて、関係者に対する調査、勧告、是正要請等、事案に応じた適切な措置を講じる	
	広報・啓発活動(予防的活動) ・子どもたちへの広報啓発	4年生～中学3年生にパンフレットを全員配布 クリアファイル(相談窓口、電話番号等の情報が載ったもの)を全員に配布予定	
	・住民への広報啓発	町内放送で毎週水曜日は子ども未来センターについてお知らせする	
	研究協議および会議	2ヶ月に1度、子ども未来センターからの報告を受けて研究協議および助言する。 救済委員会会議年6回	
報 告		こども未来センター運営委員会(年2回)および町長への報告義務	
予 算 (23年度)	100,000	救済委員(2名)の報酬	100000
設置場所	こども未来センター		

- ・こども未来センターの活動を権利委員会が審査
 - ・合併した町なので、地域が広く、子どもだけでこども未来センターへ来るのは難しい地域もあるがそれでも来ている子ども達もいる
 - ・子どもの居場所（ミラクルーム）が隣接されている。
 - ・子育て支援センターも隣接している。親子広場あり。
 - ・中学校を卒業した子ども達の就学・就労活動への支援にも力を入れている。
 - ・これまで救済委員への申し立て事例はない。
 - ・相談をうけた案件:152件/年(22年度)



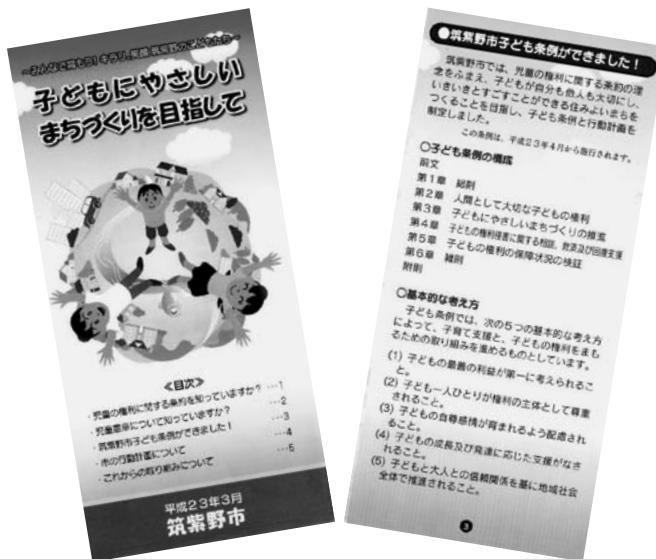


Ⅳ. 子どもの権利オフィス・パートナー

筑紫野市子どもの権利救済制度

〈2011年9月現在〉

	名 称	内 容	
組織構成	代表子どもの権利救済委員	迫田 登紀子	弁護士
	子どもの権利救済委員	松浦 恵子	弁護士
	事務局	子育て支援課	
活動	相談活動 (市内の子どものことであれば誰でも相談できる)	<p>■子どもの権利侵害について相談に応じる。</p> <p>■受付窓口は子育て支援課または既存の相談機関</p>	
	調整活動	申し立てがあった時または、自らの発意で調査・助言・調整・勧告を行うことができる	
	調査活動		
	広報・啓発活動(予防的活動) ・子どもたちへの広報啓発 ・おとなたちへの広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども啓発冊子「キッズウインド」に連続掲載(年4回) ・パンフレット配布(中学生以上) ・市の広報に掲載 ・セミナーの開催 	
	研究協議および会議	代表救済委員は必要に応じて救済委員の会議を招集する	
報告	市長への年次報告書	年度毎救済の申し出の処理状況に関する所見等について、書面により報告	
予 算 (23年度)	820,000	救済委員報酬	600,000
印刷製本			220,000
〈設置場所〉	子育て支援課		



4. 子どもは安心して相談できるのか

(1) 相談する相手の条件

子どもの権利救済制度を利用して、「子どもは安心して相談できるのか」ということを考えたとき、福祉や法律の“専門家”がいたら安心して自分の抱えた困難を打ち明けることができるだろう。しかし、これは大人目線ではないか。自分が子どもに立ち返って考えると、正直なところ専門家であるかないかは、相談する相手として重要なポイントではない気がする。まず相談していい人か、そして相談したいと思う人か、ここが大きなポイントである。

その点で、権利救済制度がある自治体では、権利救済委員（名称は各自治体によって異なる）を配置することで、そこは「相談していい人がいるところだ」と子どもたちに明示され、その人が専門家であるかは別として、相談はしやすくなるように思う。ただ、子どもが「相談したい人」と思うかに関しては、相談しに行ってようやく相手の顔が見えるようなものなので、この制度ではなかなか難しい。そこで、注目されるのが「居場所の相談機能」である。

(2) 「居場所」の相談機能

私は「中高生の居場所 フリースペースてい～んず」という、いわゆる「居場所」にスタッフとして関わっており、「居場所の相談機能」について聞かれることが多々ある。気軽に出入りができる、自由に過ごしていい場所である「居場所」¹は、訪れる参加者とスタッフとの間に定期的な交流があるため、関係性が出来やすい。よって、お互いの趣味や日常での出来事を共有している間柄も少なくない。そのため、“相談”というかしこまった形をとらずに、些細な悩みや

疑問、モヤモヤなどを日常の会話の中で話すことで、相談機能を果たしているのではないかと思う。このとき当然、子どもたちは複数いるスタッフの中から話したいと思う人を選んで話すことになるので、話したい人（相談したい人）に話を聞いてもらうことになる。そういった点で、居場所は相談しやすい場所と言えるかもしれない。

(3) 居場所の弊害

しかし、てい～んずの場合、「いつものメンバーがいつも一緒に過ごしている」という特徴のある居場所であるがゆえに、相談するという雰囲気はあまりない。てい～んずの中ではたいていの場合話は丸聞こえで、友達に聞かれる恐れが大きいことがその要因の一つに考えられるだろう。互いの関係が近くなってしまったがゆえに、その人間関係の変化を恐れ、自分の抱えるものをあまり知られたくないという気持ちがなんとなく伝わってくる。確かに、自分が相談している姿を友達に見られるのは気まずいだろう。

(4) 相談を持ちかけられた時、居場所スタッフができること

それでも相談のある子は、人のいない隙を狙って話しかけてくる。そんな時私たちスタッフができるることは、実際何もない。人生の先輩として話を聞き簡単に思ったことなどアドバイスするくらいで、何をしてあげられるわけでもない。現状では、彼らの悩みは自分も通ってきたような悩みのため、このままでも何の問題もない気がする。ただ、もし私たちスタッフでも抱えきれないような悩みを持つ子が現れたら、もしくは悩みを持っているのに言えずに苦しんでいる子がいたならば、スタッフは本当に何もできない。そう思ったとき、バッくに何か頼れる制度があれば頼もしいと思うこともある。

¹ このような「居場所」と言われる若者向けのフリースペースづくり活動は全国的に広がりを見せているが、福岡にはまだその数は多くない。（福岡の居場所に関しては、子どもと地域「中高生の居場所マップ」参照。）



(5) 子どもがたどり着きやすい制度を

現状では必要に差し迫られていないが、もしも目の前の子どもたちに何かあった時に、バックに何か頼れる制度があれば…。そう前述したが、その頼もしい制度の形の一つが、この章で紹介されている「子どもの人権オンブズパーソン」である。

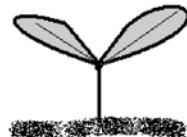
この制度を大人がうまく利用できるようになれば、子どもと接する大人に、いわば心の遊び・余裕が生じるのではないかと期待している。子どもに直接働きかけることのみに留まると、子どもが子どもの人権オンブズパーソン（以下、オンブズパーソン）にたどり着く可能性を減らしてしまうかもしれないと思うからだ。「困った時は相談を」「権利侵害されたら救済します」とただ子どもたちに伝えても、なかなか自力でその制度に行きつき、利用するのは、難しいだろう。

子どもは自分の抱えているものを、簡単にはオープンにしないことを、短いながらも経験で感じている。そこで、子どもと日常的な関わり合いのある大人が、「この子が苦しんでいる」「この子の権利が侵害されている」と感じた時、安心してその子を託すことのできるオンブズパーソンがいれば、非常に頼もしい。

これを一つのパターンとして、その他、あらゆる方向からオンブズパーソンにたどり着くことのできるような仕組みづくりが求められる。子どもでもたどり着ける、敷居の低い制度であることが望ましい。

子どもは、直接的に救済を求めなくとも、日常の中であらゆるシグナルを出している。そのシグナルに気付くことのできる、余裕のある大人でありたい。

（吉村 真実）





5. 地域オンブズパーソンに期待するもの

迫田 登紀子（福岡県弁護士会子どもの権利委員会・弁護士）

（1）はじめに

2010年3月30日、筑紫野市に子ども条例（以下、「本条例」という）が制定された。本条例では、子どもの権利救済委員の設置が義務づけられている（17条）。私は、子どもを専門としてきた弁護士であることから、本年度の救済委員の1人として委嘱を受けた。本条例の救済委員も、オンブズパーソンの一種と考えられる。残念ながら、私が救済委員として職務を果たした事例はまだ一例もないが、筑紫野市救済委員の職責について私なりの分析を行い、県内の今後のオンブズパーソンに期待する思いを述べたい。

（2）救済委員の職責その1－相談活動

本条例における救済委員の職務は、「子どもの権利侵害について相談に応じ、当該子どもの救済及び回復のために助言を行う」（18条1項）から始まる。これは、弁護士としての日常の相談活動と非常に近い。すなわち、①あくまで相談者である当該子どもの立場に立って、②その子どもの話に十分耳を傾けること、③その子どもの抱えている問題を分析し、④解決のメニューを考えること、⑤その分析結果及び解決のメニューを当該子どもが理解できる言葉で提供すること、⑥これらについての当該子どもの理解を前提に、どのような問題解決を図っていくかについて、当該子どもの望むところを提示せることにある。これは、権利条約が定める子どもの最善の利益に合致するものでなければならず、また意見表明権（条約12条）を実質的に確保するものとなる。

（3）救済委員の職責その2－調査、助言、調整、勧告

相談活動の結果、救済を求められた委員は、「調査、助言、調整又は勧告」がなしうる（18条2項）。この活動は、一民間私人である弁護士には不可能であり、条例に基づく機関たる救済委員ならではの活動である。行政機関としての一定の権力を背

景に、①出来る限りの事実調査を行い、②客観的事実を認定する、③それを元に、当該子どもあるいは相手方に助言し、④あるいは両者の関係の調整に務め、⑤それでも解決が困難な場合には勧告を行う。相手方の責任追求を求める裁判という方法と比較すると、救済委員の調整活動は、相手方にも受け入れやすい面があり、将来にわたり地域と生活をともにしていかなければならない当該子どもにとっては、メリットが多いのではないかと期待できるところである。

（4）オンブズパーソンに期待するところ

職責その1の相談活動を実効化ならしめるためには、地域の子どもたちが、この制度について知り、且つアプローチできなければならない。そのためには、子どもたちが相談しやすい環境（場所、時間、雰囲気等々）を整えるだけでは足りない。

できるかぎりオンブズパーソン自身が子どもたちの相談の受付をすることが必要である。第三者が相談内容を一旦解釈した形で相談を始めると、最終的な解決までの道のりが遠のくという経験を、私は弁護士としての活動を通じて何度もしている。その轍を踏まないように制度設計をすべきである。

職責その2に関して、福岡県内にすでに出来ている3つの子どもに関するオンブズマン制度（志免町、筑前町、筑紫野市）は、いずれも具体的な人権侵害が起った場合のみを対象としている。これに対して、オンブズマン制度の先駆的存在である川西市のそれは、人権の尊重と確保の場合に活動が出来る。すなわち、子どもの具体的権利侵害がない場合にも、制度として子どもの人権の尊重が図れていない場合には、調整や勧告という活動が可能である。

福岡県内において、今後、同様の条例が作成される場合には、是非、この点に留意された制度設計がなされることを、大いに期待するところである。

VIII. 実態調査アンケート結果

【ふくおか子ども白書 子ども実態調査アンケート】

実施時期：2010年7月～9月

対象：小学3年生～高校3年生

協力団体：12団体（小学校・高校含む）

※1小学校、2高校を含み、広範囲にはわたっていない

有効回答数：1578名（内訳表参照）

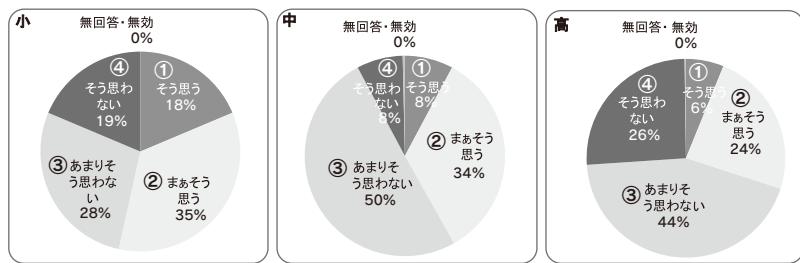
有効回答	男	女	不明	計
小学生	214	187	1	402
中学生	157	124	1	282
高校生	438	456	0	894
全 体	809	767	2	1578

アンケート集計より特徴的なこと

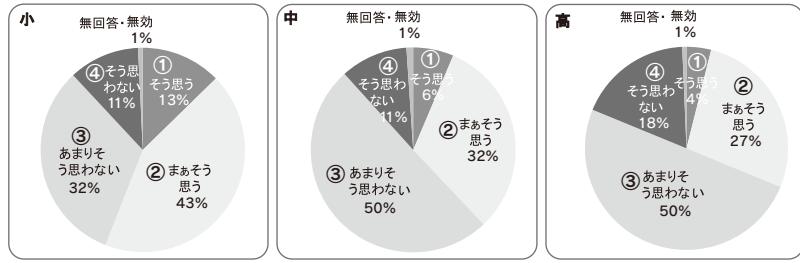
（小学生・中学生・高校生を連続して）

◆設問1～設問4に関して

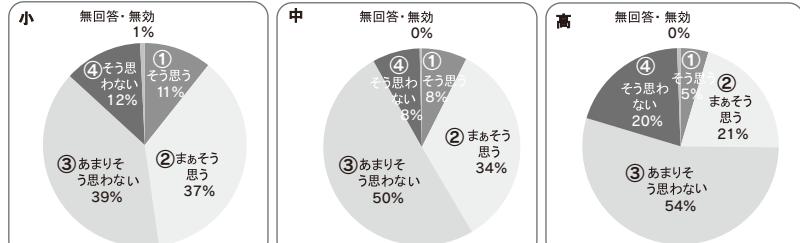
1(自分のことが好きだ)		小	中	高
① そう思う	18.7%	7.8%	6.2%	
② まあそう思う	34.8%	34.0%	23.8%	
③ あまりそう思わない	27.9%	50.4%	44.0%	
④ そう思わない	18.7%	7.4%	25.8%	
無回答・無効	0.0%	0.4%	0.2%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	



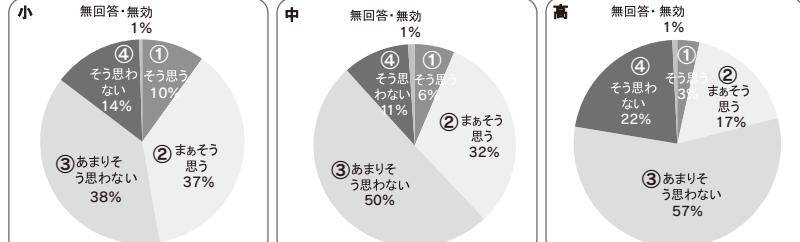
2(自分は人から必要とされている)		小	中	高
① そう思う	12.7%	6.4%	3.9%	
② まあそう思う	43.3%	31.6%	27.3%	
③ あまりそう思わない	32.1%	50.4%	50.0%	
④ そう思わない	11.2%	10.6%	18.1%	
無回答・無効	0.7%	1.1%	0.7%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	



3(自分にはいいところがたくさんある)		小	中	高
① そう思う	10.7%	7.4%	4.6%	
② まあそう思う	37.1%	34.0%	20.6%	
③ あまりそう思わない	39.1%	50.4%	54.5%	
④ そう思わない	12.4%	7.8%	19.8%	
無回答・無効	0.7%	0.4%	0.6%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	



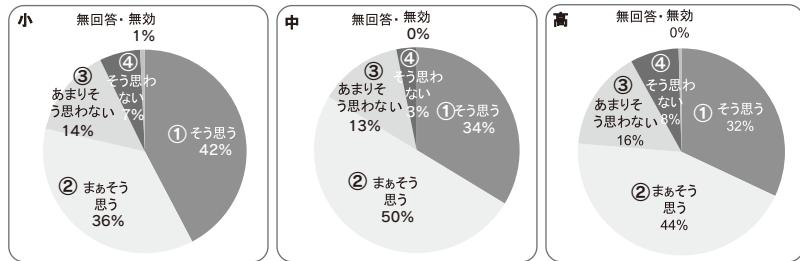
4(自分は役に立つ人間だ)		小	中	高
① そう思う	10.0%	6.4%	3.5%	
② まあそう思う	37.3%	31.6%	17.6%	
③ あまりそう思わない	38.1%	50.4%	56.6%	
④ そう思わない	14.2%	10.6%	21.6%	
無回答・無効	0.5%	1.1%	0.8%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	



年齢が上がるにつれて、各項目（「自分のことが好きだ」「自分は人から必要とされている」「自分にはいいところがたくさんある」「自分は役に立つ人間だ」）に「そう思う」（「まあそう思う」も含む）と回答する割合が急激に減少する。これは、学年ごとにもほぼ同様の傾向が見られ、年齢と共に自己肯定感が低下している。高校生では、「そう思わない」と断定している比率がどの項目も20%前後ととても高くなっている。

◆設問5「社会に役立つことをしたいか」

5(社会に役立つことをしたい)	小	中	高
	小	中	高
① そう思う	42.3%	33.7%	32.0%
② まあそう思う	36.3%	50.0%	44.3%
③ あまりそう思わない	14.2%	13.1%	15.7%
④ そう思わない	6.5%	3.2%	7.6%
無回答・無効	0.7%	0.0%	0.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%

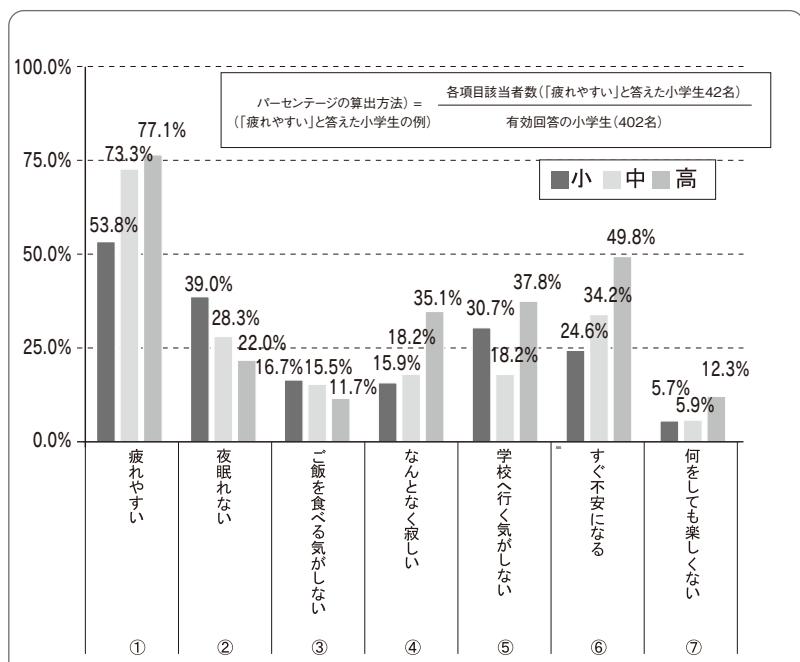


この項目では、「そう思う」「まあそう思う」という割合がとても高くなっている。設問1～4では「そう思う」と答えた人が3～18%の範囲だったのに対し、「社会に役立つことをしたい」に「そう思う」と回答した人は、32～42%だった。およそ倍の開きがある。「そう思う」「まあそう思う」の合計が一番多かったのは、中学生で83.7%ととても高かった。

◆設問6「当てはまる自分の状況」

(複数選択)

6(当てはまる自分の状況)(複)	小	中	高
	小	中	高
① 疲れやすい	53.8%	73.3%	77.1%
② 夜眠れない	39.0%	28.3%	22.0%
③ ご飯を食べる気がしない	16.7%	15.5%	11.7%
④ なんとなく寂しい	15.9%	18.2%	35.1%
⑤ 学校へ行く気がしない	30.7%	18.2%	37.8%
⑥ すぐ不安になる	24.6%	34.2%	49.8%
⑦ 何をしてても楽しくない	5.7%	5.9%	12.3%
⑧ あてはまるものはない	33.3%	23.1%	35.8%



各年代で回答数の多い上位3項目は、

小学生 1. 疲れる、 2. 夜眠れない、 3. 学校へ行く気がしない

中学生 1. 疲れる、 2. すぐ不安になる、 3. 夜眠れない

高校生 1. 疲れる、 2. すぐ不安になる、 3. 学校へ行く気がしない

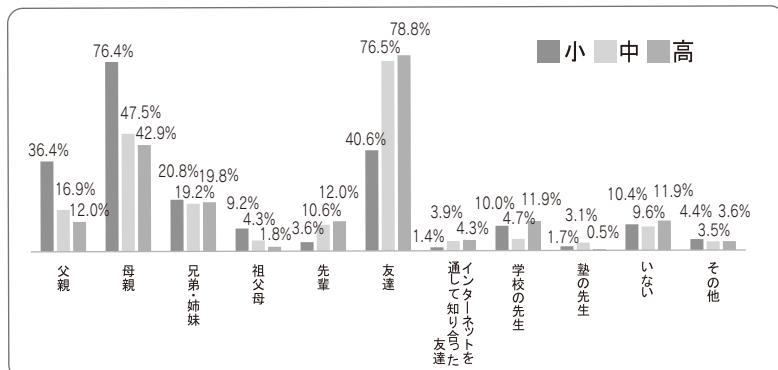
と、「疲れる」「すぐ不安になる」「夜眠れない」「学校へ行く気がしない」の4項目が共通してランクインしている。「疲れやすい」と感じている子どもは、年齢と共に高くなる。小学生でも53.8%の子どもが「疲れやすい」と感じている。そして、「夜眠れない」と感じているのは小学生が一番高く39%もいる。この年齢で眠れないというのは、身体がくたくたになるまで遊んでいないということかもしれない。中学、高校と年齢が上がるとこの割合は減っていく。

「学校へ行く気がしない」という小学生が、高校生に次いで多く、約3人に1人いる。中学生は比率が下がり、設問10の「学校とはどういう場所か」に対する、「部活が楽しい」「友達と遊べる」と感じている子どもの比率の高さと比例している。

「すぐ不安になる」は、年齢の上昇と共に高くなっている。特に、高校生は約半数の子どもたちが、感じている。「なんとなく寂しい」も35.1%の高校生が感じており、思春期の不安定な気持ちが現れている。

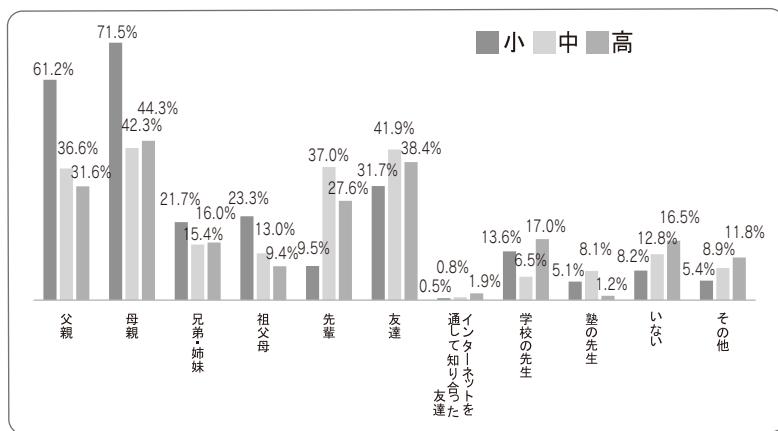
◆設問7「悩みを相談する相手は誰か」(複数選択)

7(悩みを相談する相手)(複)	小	中	高	全体
① 父親	36.4%	16.9%	12.0%	19.2%
② 母親	76.4%	47.5%	42.9%	52.4%
③ 兄弟・姉妹	20.8%	19.2%	19.8%	20.0%
④ 祖父母	9.2%	4.3%	1.8%	4.1%
⑤ 先輩	3.6%	10.6%	12.0%	9.6%
⑥ 友達	40.6%	76.5%	78.8%	68.5%
⑦ インターネットを通して知り合った友達	1.4%	3.9%	4.3%	3.5%
⑧ 学校の先生	10.0%	4.7%	11.9%	10.1%
⑨ 塾の先生	1.7%	3.1%	0.5%	1.3%
⑩ いない	10.4%	9.6%	11.9%	11.1%
⑪ その他	4.4%	3.5%	3.6%	3.8%



◆設問13「尊敬する人は誰か」(複数選択)

13(尊敬する人はだれか)(複)	小	中	高	全体
① 父親	61.2%	36.6%	31.6%	40.6%
② 母親	71.5%	42.3%	44.3%	51.3%
③ 兄弟・姉妹	21.7%	15.4%	16.0%	17.5%
④ 祖父母	23.3%	13.0%	9.4%	13.8%
⑤ 先輩	9.5%	37.0%	27.6%	24.4%
⑥ 友達	31.7%	41.9%	38.4%	37.2%
⑦ インターネットを通して知り合った友達	0.5%	0.8%	1.9%	1.3%
⑧ 学校の先生	13.6%	6.5%	17.0%	14.1%
⑨ 塾の先生	5.1%	8.1%	1.2%	3.5%
⑩ いない	8.2%	12.8%	16.5%	13.7%
⑪ その他	5.4%	8.9%	11.8%	9.6%
無回答・無効	0.0%	0.0%	0.5%	0.3%



「悩みを相談する相手は誰か」を高い順に並べると

小学生 1. 母親 2. 友達 3. 父親

中学生 1. 友達 2. 母親 3. 兄弟・姉妹

高校生 1. 友達 2. 母親 3. 兄弟・姉妹

「尊敬する人は誰か」を高い順に並べると

小学生 1. 母親 2. 父親 3. 友達

中学生 1. 母親・友達 2. 先輩・父親 3. 兄弟・姉妹

高校生 1. 母親 2. 友達 3. 父親

中・高校生では、80%近くの子どもたちが、「悩みを相談する相手」に友達を選んでいる。「尊敬する人」に先輩を選んだ比率も高く、子どもたちどうしの関係性の強さが現れている。

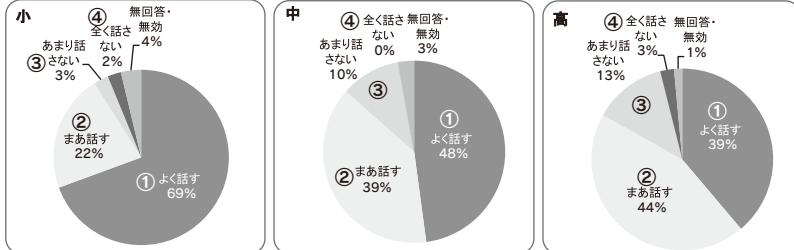
各年代共に、「悩みを相談する人」「尊敬する人」に母親の比率がとても高い。父親は、「悩みを相談する人」としては、比率は高くはないが、その倍以上の比率で「尊敬する人」として選択されている。

また、「尊敬する人」として、学校の先生、塾の先生の比率も高くなっている。

気になる点としては、「悩みを相談する人」で「いない」を選択した子どもたちが、どの年代でも10%前後あり、「その他」を選んだ中には、ペットという記述もあった。また、少人数ではあったが、「インターネットを通して知り合った友達」を選択した子どもたちもいた。

◆設問8「親とよく話すか」に関して

8(親とよく話すか)	小	中	高	全体
① よく話す	69%	48%	39%	52%
② まあ話す	22%	39%	44%	35%
③ あまり話さない	3%	11%	13%	9%
④ 全く話さない	2%	0%	2%	2%
無回答・無効	4%	3%	1%	3%
計	100%	100%	100%	100%



「よく話す」「まあ話す」を含め、親と話していると感じている人は、小中高それぞれ80%を超えた。また、今回のアンケートでは、「全く話さない」と回答した中学生は一人もいなかった。

図4 実態調査アンケート結果

◆設問9に関して(生活時間)

書かれている項目としては、学校・部活・ご飯・お風呂・テレビ・インターネット・パソコン・携帯・ゲーム・宿題・塾・趣味(素振り・ダンス・ドラマ)など。

携帯について「ケータイ」「携帯」「携帯いじり」「メール」という表記が見られる。「メール」「携帯いじり」を使い分ける人もいる。不規則な生活時間の特徴的なものを抜粋して下記に掲載。

(あなたの1日)

小学5年
男子

	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時	4時	5時
起きる								→	ごはん	テレビ おふろ	ゲーム	→	ねる

(あなたの1日)

小学6年
女子

	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時	4時	
ねてる		おきる 朝食	テレビ	昼ごはん	テレビ	→	お出かけ		ごはん	テレビ	ゴロゴロ	ケータイ	ねる

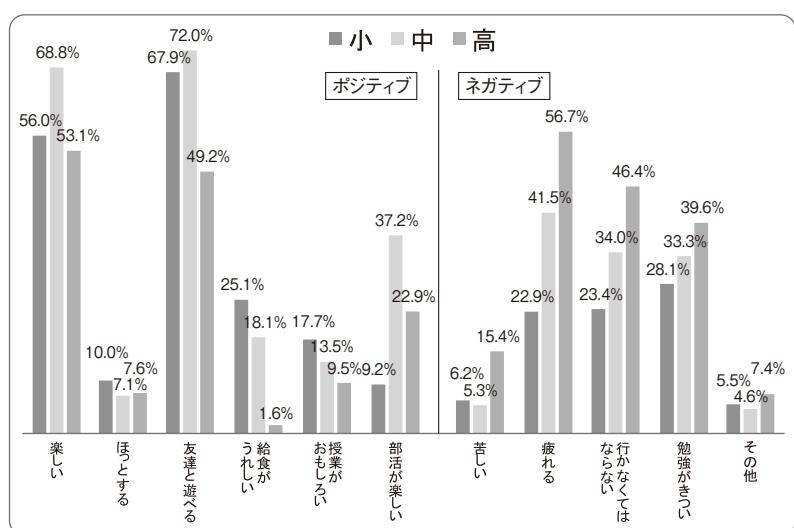
(あなたの1日)

高校3年
男子

	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時	4時	
起きる 朝食		学校					→	友達と あそび		→ 勉強	→	ねる	→

◆設問10「学校とはどんな場所か」(複数選択)

10(学校とはどのような場所か)(複)	小	中	高
① 楽しい	56.0%	68.8%	53.1%
② ほっとする	10.0%	7.1%	7.6%
③ 友達と遊べる	67.9%	72.0%	49.2%
④ 給食がうれしい	25.1%	18.1%	1.6%
⑤ 授業がおもしろい	17.7%	13.5%	9.5%
⑥ 部活が楽しい	9.2%	37.2%	22.9%
⑦ 苦しい	6.2%	5.3%	15.4%
⑧ 疲れる	22.9%	41.5%	56.7%
⑨ 行かなくてはならない	23.4%	34.0%	46.4%
⑩ 勉強がきつい	28.1%	33.3%	39.6%
⑪ その他	5.5%	4.6%	7.4%
無回答・無効	0.7%	0.0%	0.0%



回答数の多い上位5項目は、

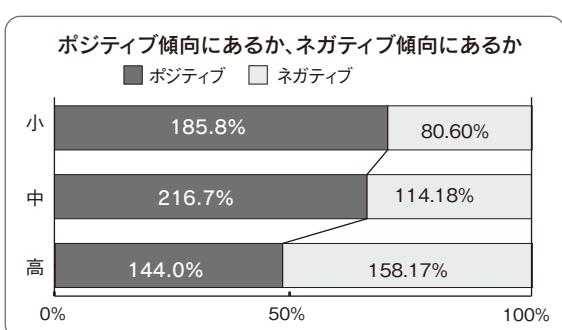
小学生 1. 友達と遊べる、 2. 楽しい、 3. 勉強がきつい、 4. 給食が嬉しい、 5. 行かなくてはならない

中学生 1. 友達と遊べる、 2. 楽しい、 3. 疲れる、 4. 部活が楽しい、 5. 行かなくてはならない

高校生 1. 疲れる、 2. 楽しい、 3. 友達と遊べる、 4. 行かなくてはならない、 5. 勉強がきつい

すべての世代で、「楽しい」は50%を越え、「友達と遊べる」も高い比率となっている。

その中でも中学生の比率が高く、「部活が楽しい」も含めて、学校をポジティブにとらえていると思える。



回答内容をポジティブな面とネガティブな面に分けて集計すると左のグラフになる。

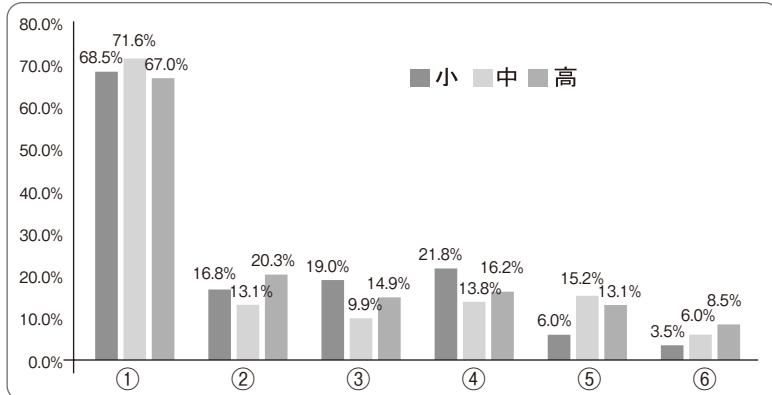
高校生では、極端にネガティブな面が高くなる。

疲れる56.7% 行かなくてはならない46.7% 勉強がきつい39.6%となり、同じ子どもがこの3つを選んでいる比率は高校生全体の18%(161人)であった。

全世代で共通して、友達と遊べる=楽しいということが、学校の魅力になっているように思える。

◆設問11「先生はどういう存在か」 (複数選択)

11(先生はどういう存在か)(複)	小	中	高	全体
① 勉強を教えてくれる人	68.5%	71.6%	67.0%	68.2%
② 勉強以外にアドバイスをくれる人	16.8%	13.1%	20.3%	18.1%
③ いろいろなことが話しやすい人	19.0%	9.9%	14.9%	15.0%
④ 頼りになる人	21.8%	13.8%	16.2%	17.2%
⑤ 距離を置きたい人	6.0%	15.2%	13.1%	11.7%
⑥ その他	3.5%	6.0%	8.5%	6.8%



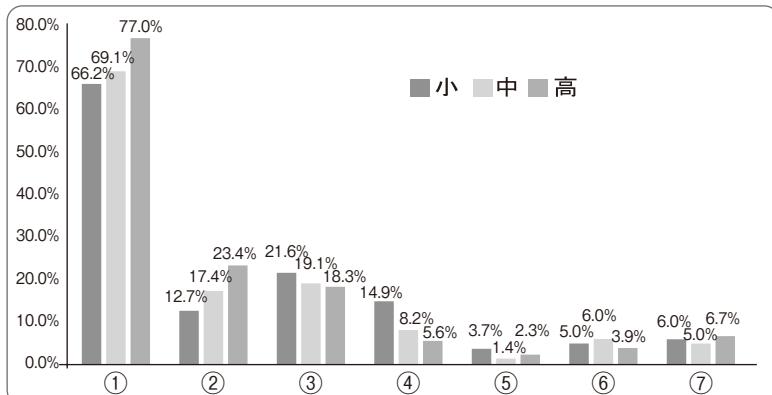
「勉強を教えてくれる人」は全世代で7割前後となっている。いろいろなことが話しやすい人」「頼りになる人」では中学生が一番低く、小学生→高校生→中学生の順になっている。「勉強意外にアドバイスをくれる人」では高校生が一番高くなっている。

小学生にとっては、大人としての先生の存在が大きく、高校生にとっては年齢の近い先輩としての意識が強くなっているのかもしれない。また、今回のアンケートに協力してくれた高校において、先生と子どもたちとの良好な関係が反映していると思える。

中学生は、設問13「悩みを相談する人」にも現れているように、友達の存在が大きく、約6人に1人は、先生を「距離を置きたい人」と感じている。

◆設問12「困っている友達がいるときどうするか」

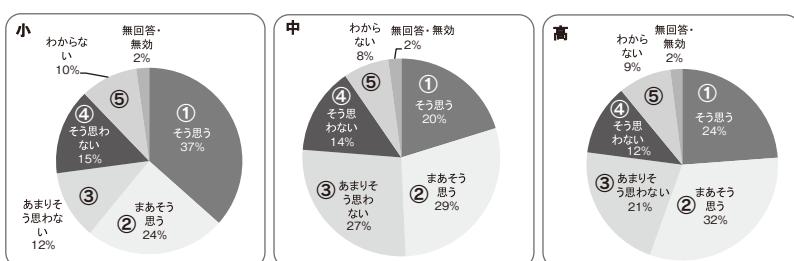
12(困っている友達がいるときどうするか)	小	中	高
① 話を聞いてあげる	66.2%	69.1%	77.0%
② そばにいてあげる	12.7%	17.4%	23.4%
③ 困っている原因を解決してあげる	21.6%	19.1%	18.3%
④ 誰かに相談する	14.9%	8.2%	5.6%
⑤ ひとりで悩む	3.7%	1.4%	2.3%
⑥ 何もしない	5.0%	6.0%	3.9%
⑦ 何もできない	6.0%	5.0%	6.7%
⑧ その他	1.2%	3.9%	3.1%



全世代で、何とかしたいという気持ちを持っている子どもたちが多い。年代があがるにつれて、「困っている原因を解決してあげる」「誰かに相談する」ことよりも、その困っている友達に寄り添い「話を聞いてあげる」「そばにいてあげる」比率が高くなっている。しかし「何もしない・何もできない」という、友達との関係が持てない子どもたちも各年代10%前後あった。

◆設問14「早く大人になりたいと思うか」

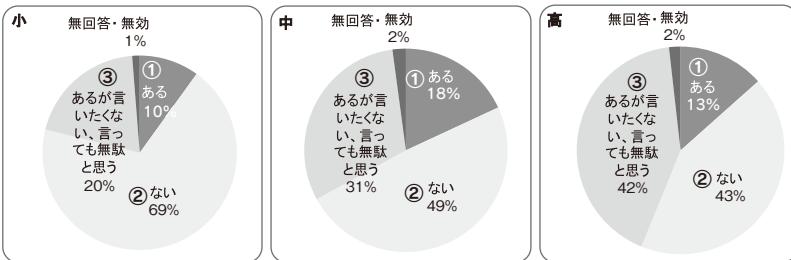
14(早く大人になりたいと思うか)	小	中	高
① そう思う	37%	20%	24%
② まあそう思う	24%	29%	32%
③ あまりそう思わない	12%	27%	22%
④ そう思わない	15%	14%	12%
⑤ わからない	10%	7%	9%
無回答・無効	2%	2%	2%
計	100%	100%	100%



「そう思う」「まあそう思う」を足した比率は、中学生が一番低く。「分からぬ」と回答した人もどの世代も10%前後あり迷いの気持ちが現れている。

◆設問15「大人や社会に言いたいことはあるか」

15(大人や社会に言いたいことはあるか)	小	中	高
① ある	10.0%	18.1%	13.4%
② ない	68.9%	48.9%	42.7%
③ あるが言いたくない、言つても無駄と思う	19.9%	30.9%	42.1%
無回答・無効	1.2%	2.1%	1.8%
計	100.0%	100.0%	100.0%



「あるが言いたくない、言つても無駄と思う」と回答した人が、年齢が上がるに従って、およそ10%ずつ増加する。「ある」の比率は、中学生が一番高かった。年を重ねるごとに大人や社会に対する言いたいことは増えている、同時に言つても無駄と思う人数も増加するのは、経験の積み方が影響しているのではないかと思える。例えば、言つても聞き入れてもらえないかった経験が重なると、「言つても無駄」という思考になりやすい。

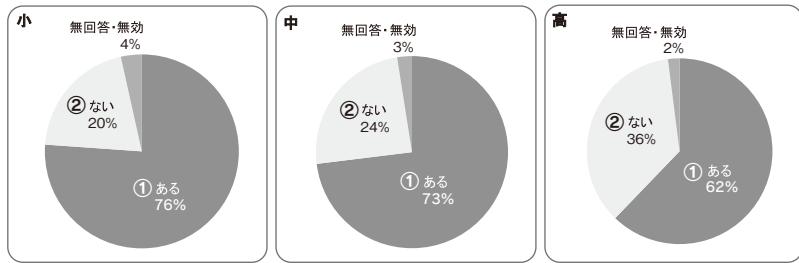
【質問15(その他)】大人や社会に対して言いたいこと	記入内容	トップ3	
	小学生	中学生	高校生
政治・経済・社会に関すること	8	18	26
自分勝手・ずるい・都合の良いことばかりしている	2	7	30
マナーが悪い	4	1	4
	計		

アンケートに書かれた子どもたちの意見（抜粋）

- ・もう少し遊び場を増やして！（小学生多数）
- ・くだらないことで話してないで、話し合うならもっと大きな事を話し合えばいいと思う。（小6）
- ・政治家がもっとしっかりしてほしい。子どもを放置しないでほしい。（小5）
- ・いじめに対してもっと対策をとってほしい。この世は金だ。金だ。なんていうけど、いのちには変えられない。一つ一つの命をもっと大切にしなければダメでしょう。お金がなければ～できない。おかねがなければ生きられない。しかし、一つの命が死に近づいているときに、お金がないという大人はまず最低だと思う。（中3）
- ・高校も義務教育にしてほしい。物やお金を大切に使ってほしい（中2）
- ・自分勝手な行動をとらずに、もっと広い視野で世の中を見て、優しい心を持ってほしい（中2）
- ・一人一人の意見をしっかり聞く努力をしてほしい（中3）
- ・大人や社会は子どもたちの見本ということを忘れないでほしい（高3）
- ・学歴社会をどうにかしてほしい。今の社会状況を見ると仕方ないのかもしれないけど（高3）
- ・現代の子どもは…などという大人がいますが、そのように育てたのはあなたたち大人です。子どもに全ての責任を押しつけないでください。（高3）
- ・自分の利益のためだけに動くのではなく、人を思いやって生きることをわすれないでほしい（高3）
- ・何でも子どものうちから押さえつけてくるのはおかしいと思う（子どもに自分の夢を押しつけることも）（高1）
- ・人のことを考える。しっかりと話を聞く。自分の考えを他の人におしつけない。そんなことを言いたいんです（高1）
- ・まじめに政治や福祉などちゃんとしてほしい。理不尽な大人によって死に追いやられたり死んでしまう子どもが多いので、大人としての自覚を持ってほしい。（大人としての対応をきちんとしてほしい。）（高3）

◆設問16 「将来の夢や目標があるか」

16(将来の夢や目標があるか)	小	中	高
① ある	76.1%	73.0%	62.2%
② ない	20.4%	24.5%	35.8%
無回答・無効	3.5%	2.5%	2.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%



小学生と中学生では大きな差はないが、高校生では10%以上、「ある」の比率が下がり「ない」の比率があがっている。

自由記述の内容を見ても、高校生になると社会に出る現実が見えることで、夢や希望が持ちにくい状態になっていると思える。

アンケートに書かれた子どもたちの意見 (抜粋)

- ・美容師になっていろんな人のきみを美しくしたい (小3)
- ・ケーキ屋さんになってみんなをニコニコにする (小3)
- ・大学に行って、医学部に入って、いろんな人を助けたいです (小3)
- ・障害者のために、盲学校の先生になりたいと思う。 (中1)
- ・漫画家になってある漫画雑誌に自分の漫画を載せること。もっというとアニメ化までしたい (中2)
- ・社会に貢献できるりっぱな大人になる (中3)
- ・自分が悩みに悩んで決めた、自分が好きであり、やりがいのある仕事 (中3)
- ・みんなの役に立って人の上に立つ! (中3)
- ・もっと広い世界を見て、一番興味持てるものを見つけたい (中3)
- ・「良いことは良い」「ダメなことはダメ」と言えるような園児に憧れられるような幼稚園の先生 (高3)
- ・今もっている資格やこれから取得しようと思っている資格を生かせるような仕事に就く (高3)

◆設問17「住んでいるまちの好きなところ」「住んでいるまちの困っているところ」(複数選択)

住んでいるまちの好きなところ	小学生	中学生	高校生
1 きれい・自然が多い	8.7%	12.1%	20.4%
2 人が優しい・人間関係・近所づきあい	13.2%	13.5%	12.1%
3 ない・わからない	7.0%	7.8%	13.4%
4 遊ぶところがある、友達がいる	18.7%	12.4%	5.6%
5 駄菓子屋・スーパー・コンビニがある	11.4%	15.6%	7.2%
6 交通が便利・住みやすい	0.2%	4.6%	7.3%
7 落ち着く・ゆっくりできる・静か	0.5%	3.9%	7.2%
8 子ども会行事など。公民館・図書館など公共施設がある	3.7%	1.8%	1.0%
9 田舎	0.2%	0.4%	2.9%
10 学校が近い	5.0%	1.1%	0.4%

住んでいるまちの困っているところ	小学生	中学生	高校生
1 汚い・自然が少ない	19.7%	17.4%	12.6%
2 交通環境が悪い・交通マナーが悪い	2.5%	11.3%	8.8%
3 遊ぶところがない・遠い	7.5%	9.9%	6.6%
4 周りがうるさい	3.5%	5.3%	8.1%
5 店がない	1.5%	4.3%	6.3%
6 交通が不便・住みづらい	0.2%	1.8%	5.7%
7 不良・ヤンキー・暴走族がいる	0.7%	2.8%	3.1%
8 学校が遠い	4.0%	2.8%	1.2%
9 治安が悪い・事件が多い	3.7%	1.1%	1.8%
10 田舎	0.0%	1.1%	2.3%

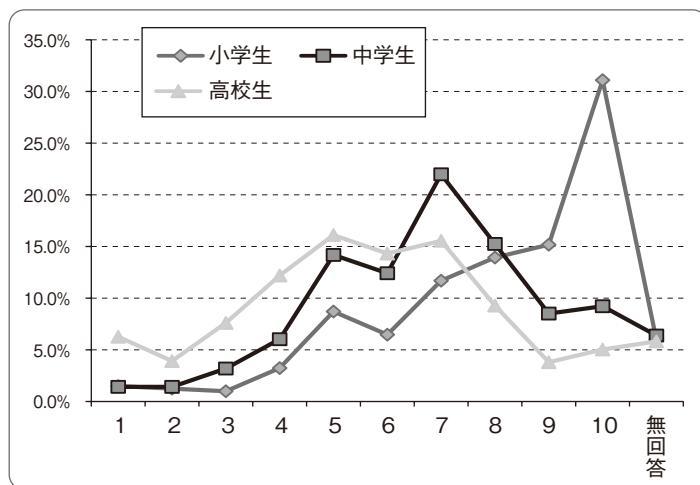
それぞれTOP10にランクインする共通の要素は、「まちのきれいさ、自然に関して」「そこに住む人に関して」「交通の便に関して」「遊べる環境に関して」「スーパー・コンビニ・駄菓子屋の有無」「学校との距離」など。

好きなところに「人が優しい・人間関係・近所づきあい」を選んでいる人がとても多かった。特に小学生では、公民館のスタッフとの関係や駄菓子屋のおじちゃん、おばちゃんが優しいなど、具体的に書いていた。日常の近所づきあいが残っている良さを感じる。

好きなところにランクインして、困っているところにランクインしていないものは、「子ども会の行事など」がある。このような行事はあると嬉しいが、ないと不満とも感じないのかもしれない。

◆設問18 「あなたは自分の生活に満足していますか」(満足度を10点満点で表してください)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答	計
小学生	1.5%	1.2%	1.0%	3.2%	8.7%	6.5%	11.7%	13.9%	15.2%	31.1%	6.0%	100.0%
中学生	1.4%	1.4%	3.2%	6.0%	14.2%	12.4%	22.0%	15.2%	8.5%	9.2%	6.4%	100.0%
高校生	6.3%	3.9%	7.6%	12.2%	16.1%	14.3%	15.5%	9.3%	3.8%	5.0%	5.8%	100.0%



年齢が上がるにつれて、満足度の山が低い点数でパーセンテージも低くなっている。

小学生は10点を頂点にななめの山になっている。6点以上が約8割とほぼ満足している。

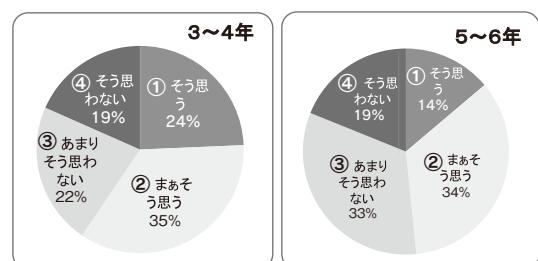
中学生は7点を中心に少しでこぼこのある山になっている。3人に2人が5点～8点を選び、まあまあ満足している。

高校生は、低いふたつの山で、1点～10点までばらついている。はっきりと自分の状況を認識して意思を持って書いているように感じられる。

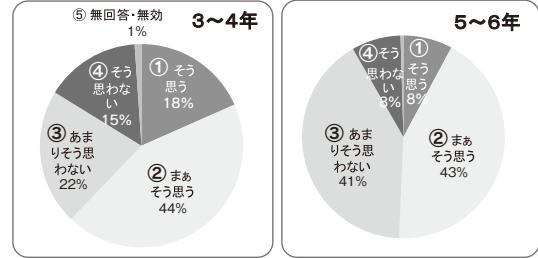
(小学生の中学年と高学年の比較)

<自己肯定に関すること> 小学校中学年3・4年生と高学年5・6年生との比較

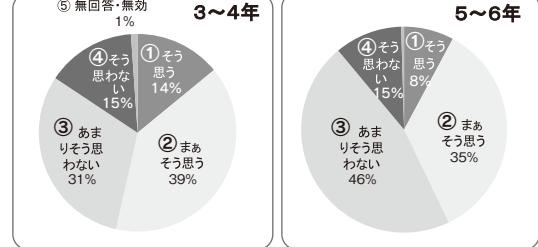
1(自分のことが好きだ)	3~4年	5~6年	全体
① そう思う	24.3%	13.8%	18.7%
② まあそう思う	35.1%	34.6%	34.8%
③ あまりそう思わない	22.2%	32.7%	27.9%
④ そう思わない	18.4%	18.9%	18.7%
無回答・無効	0.0%	0.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%



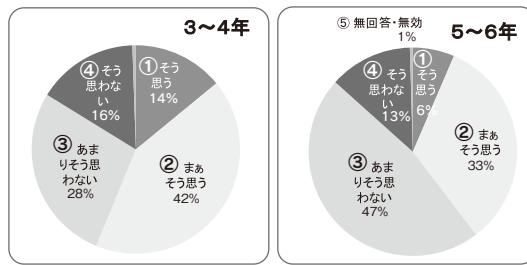
2(自分は人から必要とされている)	3~4年	5~6年	全体
① そう思う	18.4%	7.8%	12.7%
② まあそう思う	43.8%	42.9%	43.3%
③ あまりそう思わない	21.6%	41.0%	32.1%
④ そう思わない	15.1%	7.8%	11.2%
無回答・無効	1.1%	0.5%	0.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%



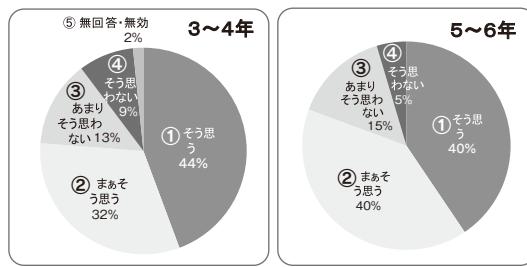
3(自分にはいいところがたくさんある)	3~4年	5~6年	全体
① そう思う	14.1%	7.8%	10.7%
② まあそう思う	39.5%	35.0%	37.1%
③ あまりそう思わない	30.8%	46.1%	39.1%
④ そう思わない	14.6%	10.6%	12.4%
無回答・無効	1.1%	0.5%	0.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%



4(自分は役に立つ人間だ)	3~4年	5~6年	全体
① そう思う	14.1%	6.5%	10.0%
② まあそう思う	42.2%	33.2%	37.3%
③ あまりそう思わない	27.6%	47.0%	38.1%
④ そう思わない	15.7%	12.9%	14.2%
無回答・無効	0.5%	0.5%	0.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%



5(社会に役立つことをしたい)	3~4年	5~6年	全体
① そう思う	44.3%	40.6%	42.3%
② まあそう思う	31.9%	40.1%	36.3%
③ あまりそう思わない	13.5%	14.7%	14.2%
④ そう思わない	8.6%	4.6%	6.5%
無回答・無効	1.6%	0.0%	0.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%



- 質問「自分のことが好きだ」で
①そう思う+②まあそう思う
質問「自分は人から必要とされている」
質問「自分にはいいところがたくさんある」
質問「自分は役に立つ人間だ」

①そう思う+②まあそう思う	3.4年生	59.4%	5.6年生	48.4%
"	"	62.2%	"	50.7%
"	"	53.6%	"	42.9%
"	"	56.3%	"	39.6%

5年生の高学年になると、とたんに否定の割合が高くなり、自信がなくなる傾向がある。高学年になったというプレッシャーや、学習面でも難しくなっていくことが、影響しているのではないかと思われる。

質問「社会に役立つことをしたい」の質問では、上記の設問ほどの差ではなく、逆に「そう思う」と言い切る比率が高くなっている。

同じ質問項目、「自分のことが好きだ」「自分は人から必要とされている」「社会に役立つことをしたい」について、福岡県弁護士会が福岡県内小学5年6年生1700人に調査した結果は、下記のようになっている。

(2009年11月～2010年3月実施)

- 質問「自分のことが好きだ」で
①そう思う+②まあそう思う 61.5%
質問「自分は人から必要とされている」 " 59.5%
質問「社会に役立つことをしたい」 " 86%

と今回の調査より、全て高い数値である。今回は福岡都市圏の小学生を中心にアンケートに協力していただいだので、地域的な特徴もでているのかもしれないと思われる。

(実態調査チーム:宮本智子、吉村真実、渕上継雄、三宅玲子、上村一隆)

〈アンケート原文〉

これから、あなた自身のことについて、いくつかお聞きします。深く考えずに、素直な気持ちで答えてください。(あてはまるものに○をつけてください。)

(男・女) (小・中・高) 年

1. 自分のことが好きだ

- ①そう思う ②まあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

2. 自分は人から必要とされている

- ①そう思う ②まあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

3. 自分にはいいところがたくさんある

- ①そう思う ②まあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

4. 自分は役に立つ人間だ

- ①そう思う ②まあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

5. 社会に役立つことをしたい

- ①そう思う ②まあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

6. 今の自分にあてはまる状況すべてに○をつけてください。

- ①疲れやすい ②夜眠れない ③ご飯を食べる気がしない ④なんとなく寂しい ⑤学校へ行く気がしない
⑥すぐ不安になる ⑦何をしても楽しくない ⑧あてはまるものはない

7. 悩みを相談する人はだれですか。(いくつかあてはまる人は、よく相談する人の中から最大3人まで)

- ①父親 ②母親 ③兄弟・姉妹 ④祖父母 ⑤先輩 ⑥友達 ⑦インターネットを通して知り合った友達 ⑧学校の先生
⑨塾の先生 ⑩カウンセラー ⑪無記名のインターネット掲示板 ⑫いない ⑬その他()

8. 親と会話をしますか。

- ①よく話す ②まあ話す ③あまり話さない ④全く話さない

9. 昨日(平日)何をしていたか、下の表に書き込んでください。

(例)

6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時	4時
起きる	学校				→	ゲーム ご飯	塾 宿題	お風呂 テレビ	マンガ 寝る		→

(あなたの1日)

6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時	4時

10. あなたにとって「学校」とはどのような場所ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①楽しい ②苦しい ③疲れる ④行かなくてはならない ⑤ほっとする
⑥授業がおもしろい ⑦友達と遊べる ⑧給食がうれしい ⑨部活が楽しい ⑩勉強がきつい
⑪その他()

11. あなたにとって学校の先生はどういう存在ですか。

- ①勉強を教えてくれる人 ②勉強以外にアドバイスをくれる人 ③いろんなことが話しやすい人
④頼りになる人 ⑤距離をおきたい人 ⑥その他()



Ⅳ. 実態調査アンケート結果

12、あなたの周りに困っている友達がいるとき、あなたならどうすると思いますか。

- ①話を聞いてあげる ②そばにいてあげる ③困っている原因を解決してあげる ④だれかに相談する
⑤ひとりで悩む ⑥何もしない ⑦何もできない ⑧その他 ()

13、尊敬する人はだれですか。(いくつかあてはまる人は、尊敬する人の中から最大3人まで)

- ①父親 ②母親 ③兄弟・姉妹 ④祖父母 ⑤先輩 ⑥友達 ⑦インターネットを通して知り合った友達 ⑧学校の先生
⑨塾の先生 ⑩カウンセラー ⑪いない ⑫その他 ()

14、早く大人になりたいと思いますか。

- ①そう思う ②まあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない ⑤わからない

15、大人や社会に対して言いたいことがありますか。

- ①ある ②ない ③あるが言いたくない、言っても無駄と思う

15-1、①あると答えた人は、その内容を教えて下さい。

[]

16、将来の夢や目標がありますか。

- ①ある ②ない

16-1、①あると答えた人は、その内容を、

②ないと答えた人は、夢や目標という言葉に対するイメージを教えてください。

[]

17、あなたの住んでいるまち(校区)の好きなところ・困っているところを一つずつ教えてください。

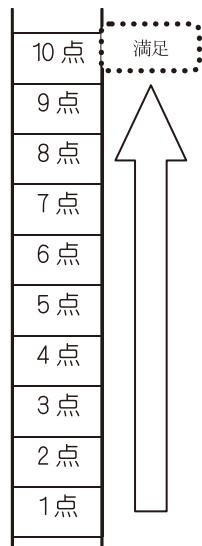
例) 商店街のおばちゃんがやさしいところ。
川が汚くて、川遊びができないところ。

好きなところ

困っているところ

{ } []

《満足度のハシゴ》



18、今、自分の生活に満足していますか。満足度を10点満点で表すとしたら何点か、右の“満足度のハシゴ”をあてはまるところまでぬりつぶしてください。

質問は以上です。どうもありがとうございました。



IX. 資料編

子どもの権利条約は

子どもたちのことを考えたり行動したりするときのグローバルスタンダード（国際的基準）となっています。1989年の国連総会で採択されました。日本では、1994年に158番目の締約国として批准されました。

条約は、18歳未満を子どもと定義し、子どもを「保護の対象」ではなく、「権利を持つ主体」としているのが特徴です。子どもの最善の利益を考えるという立場にたって、「生存」「発達」「保護」「参加」の4つの権利が柱となっています。現在、世界中で193ヶ国が締約国となっています。

■子どもの権利条約成立まで・・・

1948年	「世界人権宣言」
1959年	「児童の権利宣言」
1978年	「子どもの権利条約」草案 ポーランド政府から提出
1989年	「子どもの権利条約」最終案採択
1990年	「国際条約」として発行
1994年	日本批准

■基本理念

「子どもの最善の利益」（第3条）

子どもに関するすべての活動において、子どもたちの最善の利益が第一に尊重されなければならない。

「生存と発達の権利」（第6条）

子どもたちの生存と発達の権利を最優先するだけでなく、子どもの性格、才能、能力を含む全ての側面に於いて最大限の可能性まで発達する権利を優先させる。

「あらゆる差別の禁止」（第2条）

子どもの権利が、あらゆる種類の差別、例えばジェンダー、障がい、民族、宗教や国籍に基づいた差別なく、すべての子どもに適用されることを定めている。

「子どもの参加」（第12条）（第31条）

子どもに関するどのような事柄においても子どもの意見が聞かれるべきであり、子どもたちの意見は、年齢と成熟の度合いに従って相応に考慮がなされるべきであると定めている。また、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利も保障している。

■条約の理念とコルチャック先生

「子どもの権利条約」の原案を国連に提出したのはポーランド政府でした。条約には、第2次大戦中ユダヤ人孤児の救済や教育に尽くし、子どもたちと共に収容所で命を絶ったヤヌシュ・コルチャック（1878～1942）が唱えた「子どもの権利の尊重」が大きく反映されています。

それは、「子どもは一人の人間として尊重される。子どもは所有物ではない。子どもは幸福になる権利を持っている。子どもの幸福なしに大人の幸福はありえない。」というものでした。



子どもの現状と課題解決のために

子どもの権利条約第3条（子どもの最善の利益）

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締結国は、児童の父母、決定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の擁護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

子どもの権利条約第6条（生命への権利、生存・発達の確保）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

子どもの権利条約第12条（意見表明権）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。
- 2 児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続き規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

子どもの権利条約第19条（虐待・放任からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法的保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取り扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためのすべての適当な立法上、行政上、社会上、及び教育上の措置をとる。

子どもの権利条約第20条（家庭環境を奪われた子どもの養護）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

子どもの権利条約第31条（休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加）

- 2 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーション活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

子どもの権利条約第40条（少年司法）

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。



「子どもにやさしいまちに必要とされる 9 つの要素」

UNICEF・イノチェンティ研究センター（パンフレットからの抜粋）

■この 9 つの要素は子どもの権利条約を地方自治の場で実施するプロセスと同じものです。

1. 子ども参加

意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、考慮にいれること。

2. 子どもにやさしい法的枠組み

すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する立法、規則および手続きの確保。条例。

3. まち全体の子どもの権利戦略

子どもにやさしいまちづくりのための政策。

4. 子どもの権利部局または調整のしくみ

子どもの権利を反映できるしくみを地方自治体につくり発展させる。

5. 事前・事後の子どもの影響評価

子どもの視点での影響評価を反映させること。

6. 子ども予算

子どものための十分な資源配分と予算確保。

7. 定期的な自治体子ども白書

子どもたちと子どもの権利の状況把握、十分なモニタリング、データ収集を確保する。

8. 子どもの権利の周知

子どもの権利とは何かをおとなと子どもに知らせること。親の権利をおびやかすと考える人もいるが、子どもの権利は親の役割を積極的に評価するものである。

9. 独立した子どもアドボカシー

子どもの権利擁護のためのしくみ。監視システムの必要性。子どもオンブズピープルや子どもコミッショナーなど、非政府組織の支援、独立の人権機関の設置をすすめる。

※ユニセフのプロジェクト「子どもにやさしいまち」は、1996 年に世界的レベルのネットワークとして始まったものです。各自治体で決めたことをネットワークする役割です。2000 年にイノチェンティ研究所に国際事務局がおかされました。



私たちにふさわしい世界

国連子ども特別総会・子どもフォーラムメッセージ

2002年5月5日～7日、ニューヨーク
国連子ども特別総会に出席した18歳未満の代表による会合にて

私たちは世界の子どもです。

私たちは搾取と虐待の被害者です。

私たちはストリートチルドレンです。

私たちは戦争下の子どもたちです。

私たちはHIV／エイズの被害者であり孤児です。

私たちは良質の教育と保健ケアを否定されています。

私たちは政治的、経済的、文化的、宗教的および環境的な差別の被害者です。

私たちは声を聴いてもらえない子どもです。そもそも私たちの声を考慮してもらわねばなりません。

私たちは子どもにふさわしい世界を求めます。私たちにふさわしい世界はすべての人にふさわしい世界だからです。

その世界では、

子どもの権利が尊重されます。

●政府とおとなが、子どもの権利の原則に本当にかつ効果的にコミットし、すべての子どもに子どもの権利条約を適用します。

●家族・コミュニティ・国に、子どもにとって安全で、安心でき、健康的な環境があります。

搾取・虐待・暴力がなくなります。

●子どもを虐待・搾取から保護する法律がすべての人から実施・尊重されます。

●被害を受けた子どもの生活を立て直すのを助けるセンターやプログラムがあります。

戦争がなくなります。

●世界の指導者たちが、武力を使用する代わりに平和的対話を通じて紛争を解決します。

●難民の子どもと戦争の被害を受けた子どもがあらゆる方法で保護され、その他の子どもと同じ機会を持ちます。

●軍備が縮小され、武器の売買がなくなり、子ども兵士の使用がなくなります。

保健ケアが提供されます。

●すべての子どもに、生命を救ってくれる薬と治療が、負担可能でアクセスしやすい形で保障されます。

●子どもにとってよりよい健康を促進する強力かつ責任のあるパートナーシップがすべての人々間に築かれます。

HIV／エイズが根絶されます。

●HIV予防プログラムを含む教育システムがあります。

●無料の検査とカウンセリングセンターがあります。

●HIV／エイズに関する情報を一般の人々が無料で利用できます。

●エイズで両親を失った子どもおよびHIV／エイズとともに生きている子どもがケアされ、他のすべての子どもたちと同じ機会を享受します。

環境が保護されます。

●天然資源が保全・回復されます。

●子どもの発達に好ましい健全な環境で生活する必要性に関する意識が高まります。

●特別なニーズをもつ子どもがアクセスしやすい環境になります。

貧困の悪循環がなくなります。

●支出を透明化し、すべての子どものニーズに注意を払う貧困根絶委員会があります。

●子どものための進展を妨げる債務が帳消しにされます。

教育が提供されます。

●質の高い無償義務教育に対する平等な機会とアクセスが保障されます。

●子どもが学ぶことが楽しいと感じるような学校環境があります。

●単なる学問を越え、理解、人権、平和、受容および市民としての積極的なあり方についての授業を含む、生きるための教育があります。

子どもが積極的に参加します。

●すべての年齢の人々の間で、子どもの権利条約の精神に基づく、全面的かつ意味のある参加に対するすべての子どもの権利についての意識と尊重の念が高まります。

●子どもがすべての段階の意思決定と、子どもの権利に影響をおよぼすあらゆることがらの計画づくり、実施、モニタリングおよび評価に活発に参加します。

私たちは、この子どもの権利のための闘いにおける対等のパートナーシップを誓います。私たちは、おとなが子どものために行なう活動をサポートすることを誓いますが、私たちの活動へのコミットメントとサポートも求めます。なぜならば世界の子どもたちは誤解されているからです。

私たちは問題の根源ではありません——私たちは問題解決のために必要な資源です。

私たちは支出ではありません——私たちは投資です。

私たちは単なる若者ではありません——私たちはこの世界の人間であり、市民です。

私たちへの責任を他の人々が受け入れるまで、私たちは権利のために戦います。

私たちには意志があり、知識があり、感受性があり、献身があります。

私たちはおとなになっても、子どもとしていま持っているのと同じ情熱で子どもの権利を守ることを約束します。

私たちはお互いに尊厳と尊敬をもって扱うことを約束します。私たちは、違いに対してオープンかつ敏感であることを約束します。

私たちは世界の子どもです。私たちのバックグラウンドの違いに関わらず、私たちは共通の現実を共有しています。

私たちは、世界をすべての人々にとってよりよい場所にするよう闘うことでの取り合っています。

みなさんは私たちを未来と呼びます。けれども私たちは現在でもあるのです。

原文英語 日本語訳：安部芳絵・平野裕二

子ども・できごと年表

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	子どもに関する事 (教育・福祉・文化・出来事)	遊び・おもちゃ・メディア
1945 (S20)	第2次世界大戦終結	敗戦(45) 日本国憲法公布(46)	教育基本法・学校教育法 児童福祉法公布(47)	「リンゴの歌・鐘のなる丘」 「冒険王」「漫画王」創刊 ラジオ普及数 778万台(50%) 岩波少年文庫刊行 ジャングル大帝(手塚治虫) テレビ放送開始(53) テレビ普及数 100万台超える(58) 東京タワー完成(58.12.23) 「鉄人 28号」 フラフープ大流行 カラーテレビ放送開始(60) ダッコちゃん人形(60) 「鉄腕アトム」放送(63~69) 「少女フレンド」「マーガレット」「少年キング」創刊 テレビ普及率 83% 「巨人の星」「サザエさん」
1950 (S25)	朝鮮戦争(50) サンフランシスコ条約(51) 日米安保条約締結(51) 池田・ロバートソン会議(52)	伊勢湾台風(59) 三種の神器 (冷蔵庫・洗濯機・白黒TV)(54)	児童憲章制定(51) 国連総会「児童の権利宣言」採択(59)	
1960 (S35)	ケネディ大統領暗殺(63) ベトナム戦争(64) 中国文化大革命(65) アポロ11号月面着陸(69)	日米新安保条約・安保闘争(60) 東京オリンピック、佐藤内閣(64) 大学紛争激化(68) 三種の神器 (カーラーテレビ・カーラー)(66)	文部省全国一斉学力テスト施行(61) 中学卒業生求人率 5倍 「金の卵」・集団就職(64) 長次小中学生 12万人 (半数は登校拒否)(65) 中教審答申「期待される人間像」 ◆福岡子ども劇場発足(66) サリドマイド事件(62) 吉原ちゃん誘拐事件(63) シンナー遊び流行(68)	テレビ普及数 100万台超える(58) 東京タワー完成(58.12.23) 「鉄人 28号」 フラフープ大流行 カラーテレビ放送開始(60) ダッコちゃん人形(60) 「鉄腕アトム」放送(63~69) 「少女フレンド」「マーガレット」「少年キング」創刊 テレビ普及率 83% 「巨人の星」「サザエさん」
1970 (S45)	ベトナム戦争終結(75)	大阪万博、よど号事件(70) 札幌オリンピック(72) 浅間山荘事件(72) 第一次オイルショック(73) ロッキード事件(76) 第二次オイルショック(79) 国際児童年(79)	偏差値登場(76) 中高生に光化学スモッグ被害(70) 小6女子 3人校舎から飛び降り重傷(茨城)(73) 中高生自殺多発(73) 暴走族問題化・学習塾ブーム(75) 家庭内暴力で父親が高校生を絞殺(東京)(77)	上野動物園パンダ初公開 あしたのジョー 仮面ライダー・ルパン三世 ベルサイユのばら 宇宙戦艦ヤマト ドラえもん・機動戦士ガンダム 3年B組金八先生
1980 (S55)	ロサンゼルスオリンピック(84) チェルノブイリ原発事故(86) ベルリンの壁崩壊(89) 天安門事件(89)	国連「子どもの権利条約」採択(89) バブル経済始まり 日航ジャンボ機墜落事故(85) 男女雇用機会均等法(86) 昭和天皇崩御(89) 消費税導入(89)	金属バット両親殺人事件(80) 校内暴力・家庭内暴力急増(80) いじめが原因の自殺相次ぐ 初のいじめ白書 富士見中いじめ自殺(鹿川君)(86) 登校拒否・いじめ増 女子高生コンクリート詰め殺人事件(東京)(88) 連続幼女誘拐殺人事件(宮崎勉逮捕)(89)	ホームビデオ機器、パソコン普及 ウォーターマン登場 ゲーム フミコン発売(83) スーパー・マリオ(85) ドラゴンクエストI~III(86~88) ゲームボーイ(89) TV・映画 おれたちひょうきん族 おしん ドラゴンボール それいけ！アンパンマン(88~)
1990 (H2)	湾岸戦争勃発(90) ドイツ統一(90) ソ連崩壊(91)	◆日本「子どもの権利条約」批准(94) バブル経済崩壊、PKO法可決(92) 松本サリン事件(94) 阪神・淡路大震災(95.1.17) 地下鉄サリン事件(95.3.20) 薬害エイズ訴訟、O-157(96) 金融界破綻(97) 消費税 5%(97) ストーカー事件(97) 長野冬季オリンピック(98) NPO法施行(98)	学習指導要領改訂「新学力観」(91) 学校五日制開始(92) 女子高生校門圧死事件(90) 風の子学園事件(広島) 中1(児玉君)マット巻き窒息死(山形)(93) ゲループ連続リンチ殺人事件(愛知・岐阜)(94) 中学2年生(大河内君)いじめ自殺(愛知)(94) 教師体罰による女子高生死亡事件(福岡)(95) 女子高生援助交際(96) 中学3年生(大沢君)いじめ自殺(福岡)(96) 神戸連続児童殺人事件(14歳犯行)(97) ポケモンショック(97) 中1(13才)バタライケイ殺人事件(栃木)(98) 学級崩壊深刻化 パチンコ中赤ちゃん放置死亡事故続発(99) ◆子どもとメディア研究会発足(99)	コギャル、ルーズソックス(96) たまごっち(96) インターネット普及開始(93) ウインドウズ 95 発売(95) ウインドウズ 98 発売(98) ケータイ ドコモ iモード(99) PHS、携帯電話普及 インターネット網接続→オンラインゲーム ゲーム スーパー・ファミコン発売(90) プレイステーション発売(94) NINTENDO64 発売(96) ポケモン赤・緑・青 TV・映画 ちびまるこちゃん(90) クレヨンしんちゃん(91) セーラームーン(92) 名探偵コナン(96) ポケットモンスター ワンピース(99)
2000 (H12)	シドニーオリンピック 米国 ブッシュ大統領誕生	介護保険制度スタート 森内閣、IT革命 三宅島噴火	児童虐待防止法 少年の引きこもり社会問題化 高校生(17歳)バスジャック殺傷事件(佐賀)	「ぱらぱら」踊り、「バトルロワイアル」 ケータイ 第三世代携帯電話登場 ゲーム プレイステーション2発売 ドラゴンクエスト7 TV・映画 犬夜叉、遊戯王 仮面ライダークウガ
2001 (H13)	9.11 世界同時テロ	小泉内閣	少年法改正 大阪教育大附属池田小学校児童殺傷事件 ◆チャイルドライン「もしもしキモチ」設立	ゲーム ゲームボーイアドバンス発売 ゲームキューブ発売 TV・映画 テニスの王子様、ガッコの先生 仮面ライダーアギト

子ども・できごと年表

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	子どもに関する事 (教育・福祉・文化・出来事)	遊び・おもちゃ・メディア
2002 (H14)	日韓ワールドカップサッカー	小柴・田中ノーベル賞受賞	小中学校週5日制 中高生 6人、ホームレス男性を暴行死亡 <東京> インターネット犯罪、児童売春事件急増	小中学生の遊び「家中で」7割超える →TVゲーム半数超す TV・映画 NARUTO、あたしんち 仮面ライダー龍騎
2003 (H15)	イラク戦争開始 フセイン大統領拘束	「おれおれ詐欺」多発 少子化社会対策基本法	長崎幼児誘拐殺人事件／中2(12歳)が男児(4歳)を誘拐し屋上から落とし殺害<長崎> ◆「子どもとメディア」5つの提言 ◆子どもNPOセンター福岡 設立	TV・映画 仮面ライダー555(ファイズ)
2004 (H16)	スペイン同時多発テロ イラクで3邦人誘拐 スマトラ沖地震・大津波	不安定就労問題化(フリーター、ニート) DV防止法 新潟中越地震	◆「子どもとメディア」の警告(日本小児科医会) 中3(15歳)虐待餓死寸前に保護両親逮捕<大阪> 佐世保小6女児同級生殺人事件<長崎>	モンスターハンター(3.11)発売 ニンテンドーDS発売(12.2)、PSP発売(12.12) TV・映画 爆竜戦隊アバレンジャー 仮面ライダー剣(ブレイド)
2005 (H17)	ロンドン同時自爆テロ	福岡西方沖地震 耐震強度偽装発覚	高1生(16歳)両親殺害し、ガス爆発<東京> 高1女子(17歳)母親タリウム殺人未遂事件<静岡> 出生率(合計特種)過去最低1.26 児童虐待相談3万件突破	TV・映画 仮面ライダー響鬼
2006 (H18)	安倍内閣 教育基本法改定 格差社会、フリーター・不安定就労増加		高1長男、医師宅放火殺人事件<奈良> 筑前町中2男子いじめ自殺<福岡> ◆子どもの村福岡を設立する会設立	プレイステーション3(11.11) ニンテンドーWii 発売(12.2) TV・映画 仮面ライダーカプト
2007 (H19)		年金問題 食品偽装 防衛省汚職	「赤ちゃんポスト」<熊本> 高3生(18歳)母殺害、頭部切断<福島> 児童虐待相談 41,000件突破	TV・映画 のだめカンタービレ ガオレンジャー 仮面ライダー電王
2008 (H20)	北京オリンピック サブプライムローン問題 世界金融危機 (リーマンショック) ミャンマー大水害 中国四川省大地震	後期高齢者医療 非正規雇用問題・リストラ ノーベル賞日本人4人受賞 「年越し派遣村」(12月～'09.1月)	「ケータイ依存」増加 高校生ケータイ所持率9割超える 秋葉原無差別殺傷事件 無認可保育園園児放置死亡事件(北九州市) 大学生に大麻汚染広がる 児童虐待相談 42,600件 病気の母、小1発達障害児殺害(福岡市)	アイフォン3G(7.11) ニンテンドーDSi 発売(11.1) 無料ゲーム「GREE」登場 TV・映画 仮面ライダーキバ 仮面ライダーディケイド
2009 (H21)	米国 オバマ大統領誕生 オバマ大統領「核廃絶」プラハ宣言	失業・貧困の拡大 (自殺者 10年連続3万人超) 総選挙(8月) 鳩山内閣「政権交代。」 事業仕分け開始 相対的貧困率初公表(厚労省) (15.7% 07年)	「子どもの貧困」顕在化 (子どもの14.2%、一人親家庭54%)(07年) 就学援助増加 15歳少年、小3児童暴行・殺人未遂事件 (大牟田市) 無保険証問題 若者の就労問題 児童虐待相談 44,210件(09年度) 2009年度子どもの虐待死増(福岡市)	マクドナルドにニンテンドーゾーン TV・映画 仮面ライダーW
2010 (H22)	チリ鉱山落盤事故 33人生還	第3回子どもの権利条約 ・政府報告書審査所見採択 (国連子どもの権利委員会) 子ども手当支給開始(4月) 総選挙(8月) 菅内閣 ワーキングプア(年収200万以下)1100万人	◆「子どもの村福岡開村」(福岡市西区今津) ◆福岡市子ども虐待防止活動推進委員会発足 2才(男)、3才(女)マンション内放置死(大阪市) 「タイガーマスク」プレゼント	スマートフォン普及 ゲーム、テレビ、映画 3Dの時代へ iPad 日本発売(5.28)
2011 (H23)	中東民主化「革命」 欧洲経済危機	野田内閣	児童虐待相談 55,000件を越える(10年度)	ニンテンドー3DS(2/26発売) モンスターハンター3G(12/10)発売 小学生のゲーム機所持率9割
		☆8.11 東日本大震災 福島原発災害	死者：15,815人 不明：8,966人 (9月現在)	

チャイルドライン「もしもしキモチ」 2011年9月 作成: 渕上ゼミナール(渕上継雄・川畑信子・三宅玲子・増永弘子)



子どもにやさしいまち福岡 アピール

「子どもにやさしいまちづくり」とは、「国連子どもの権利条約」の自治体レベルでの実現を目指してユニセフが提起し、世界で展開しているものです。私たちはこの趣旨に賛同し、その実現の手がかりを福岡でつくることを目的として「市民フォーラム」を開催しました。

フォーラムには多くの市民が参加し、子どもたちの現状と今後の方向性について、分野を超えて包括的に議論してきました。

この経過を踏まえて、私たち大人は、子どもの権利条約の精神に則り、自分たちが暮らすまちが、子どものいのちを守り、発達を保障して、常に子どもたちの味方になることを目指して、次の行動目標を掲げます。

多くの市民や行政との連携を広げ、その繋がりを基盤として、行動目標の実現とともに、総合的な「子どもにやさしいまちづくり」を推進していきます。

私たちの行動目標

1. 大人は、子どものためという理由で、子どもが今を生きる機会を奪わないこと。
2. 赤ちゃんをはじめ、すべての子どもの意見、声に耳を傾けること。
3. 子どもを取り巻く現状を知り、子どもに関わる課題を深く意識すること。
4. すべての子どもが、家庭的で安心できる環境の下で暮せること。
5. 発達段階に応じた子どもの力を、最大限に發揮できる環境を目指すこと。
6. 子どもの生活圏の中に、いつでも行ける子どもの心の解放区（居場所）があること。
7. いっしょに暮す地域の人どうしが、多様な関係を結ぶ場があること。
8. 子どもが育つ家や建物、道や公園は、子どもにやさしい視点でつくること。
9. 子どもに関わる課題の解決に関与する「しくみ」づくりをすすめること。

2011年2月6日

第9回市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」in 福岡

ふくおか子ども白書 執筆者一覧

石井 美栄	福岡市中央区保健福祉センター
大谷 順子	NPO法人子どもNPOセンター 福岡・NPO法人子どもの村福岡
小口 純子	NPO法人古賀新宮子ども劇場
上村 一隆	NPO法人箱崎自由学舎 E S P E R A N Z A
河浦 龍生	福岡市こども総合相談センター
木村 素也	福岡市立能古中学校
清川 輝基	NPO法人子どもとメディア
窪田 浩之	福岡市内公立小学校
古賀 新二	福岡市立高宮中学校
古賀 信敵	NPO法人青少年の自立を支える福岡の会
小坂 昌司	福岡子どもシェルター設立準備会(そだちの樹)事務局長・弁護士
近藤 義美	子どもの権利条例筑紫野市民研究会
齋藤 真人	立花高等学校
佐伯 美保	NPO法人福間津屋崎子ども劇場
坂本 雅子	NPO法人子どもの村福岡 福岡市こども総合相談センター
迫田 登紀子	福岡県弁護士会子どもの権利委員会・弁護士
嶽村 久美子	福岡県保育センター
武本 久美子	子どもの権利条例筑紫野市民研究会
田邊 義子	元福岡市母子福祉センター
長阿彌 幹生	教育文化研究所
長友 陸富	福岡県公立古賀竟成館高等学校
濱田 芳宏	春日市立春日西中学校
原田 良一	東箱崎くすくす広場
福井 祐二	NPO法人箱崎自由学舎 E S P E R A N Z A
渕上 繼雄	子ども・福祉総合研究所 元西南学院大学
古野 陽一	NPO法人子どもとメディア
松浦 恭子	NPO法人ふくおか・こどもの虐待防止センター・弁護士
三宅 玲子	NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」
宮原 礼智	ひとり親支援ネットワーク「ふしほしねっと」
宮本 智子	NPO法人子どもNPOセンター福岡
森元 茂利	福岡県学童保育連絡協議会
柳 優香	福岡県弁護士会子どもの権利委員会・弁護士
山下 美鈴	福岡市留守家庭子ども会
山田 賢祐	hale (ハレ)
山田 真理子	九州大谷短期大学
吉岡 直子	西南学院大学
吉富 利子	福岡県保育センター
吉村 真実	NPO法人子どもNPOセンター福岡・九州大学大学院
和田 貴美子	NPO法人子どもとメディア

(五十音順)

「ふくおか子ども白書」編集委員

三宅 玲子 (編集長)	渕上 繸雄 (アドバイザー)			
田邊 義子	長阿彌 幹生	上村 一隆	原田 良一	吉村 真実 佐伯 美保
小口 純子	和田 貴美子	武本 久美子	大谷 順子	宮本 智子 (編集事務局)

編集後記

● 「ふくおか子ども白書」作りがスタートして2年、ようやく発行となりました。20代の大学院生から70代まで、幅広い年代、子ども分野の活動に関わる多彩な編集委員が集いました。「この白書を通して、私たちは社会に何を発信するのか?」子どもの権利をキーワードに、子どもの現状をみつめながら、課題解決への道筋を探ることを丁寧に積み上げてきました。なかでも、子どもの実態調査アンケートは、白書づくりに取り組む私たちの背中を強く押し出すものとなりました。1枚1枚のアンケートに込められた子どもたちの願い『一人ひとりの意見をしっかり聞く努力をしてほしい』、『子どもを放置しないでほしい』を心に刻み、今後の活動をすすめていきたいと思います。お忙しい中、執筆に快く応えてくださった皆さまに心よりお礼申しあげます。

(ふくおか子ども白書編集長 三宅 玲子)

● 〈私のメモやキーワードから抜粋〉 ★子どもの全面的危機(生命・生活・発達)… ★子どもの最善の利益 ★子どもの「貧困」(現在と未来を奪うもの) ★20110311(東日本大震災・福島原発災害) ★サンマの「コマギレ」ではなく「大きなカタマリ」を ★「孤独と競育」ではなく「仲間と響育」を ★子育てのイメージ…植林された「杉林」ではなく、多彩な木々の「里山」づくり ★困難(不利な条件)をかかえた子ども・家庭への重層的支援 ★子どもに生きる力(希望)と自己肯定感を育む ★子ども・子育て支援の総合的三層システム ★子どもと文化の三層構造(案) ★三つのワーキング ★子ども主体のまちづくり ★アニマシオン ★草の根民主主義 ★子どもNPOの開拓者(種まく人)たち ★「白書」は一里塚 ★The Child is father of the Man(ワーズワース)

(アドバイザー 潟上 繼雄)

●白書づくりのプロセスから「官民共働による不登校支援ネットワークづくり」が具体化に向けて動き始めました。編集過程で、その重要性と緊急性が再確認出来たからです。この白書が次々と新しい展開に繋がっていけばと思います。

(長阿彌 幹生)

●社会全体の担い手であるべき子どもたち!取り巻く環境・問題は非常に多岐に渡っており、編集に当たらせて頂いたおかげで見えてきたもの・整理できたものがたくさんありました。多くの方に読んで頂きたいと思います。

(上村 一隆)

●実態調査アンケートから、疲れて・自信がなく・大人への信頼をなくしている子どもたちの姿が見えました。しかし同時に、大人の関わり方で、信頼を取り戻している姿もありました。この白書が様々な活動につながっていくことを願っています。 (宮本 智子)

●子どもは最終的には「地域」で育っていくということを、編集に関わる中で感じました。その「地域」とは、自然な人の関わりがあり、日常の場であつたらいいと思います。子ども自身の手で高められる日常の場になることを願って。 (小口 純子)

●子どもの貧困が危機的状況です。自己責任や自己決定・プライバシーの尊重と公的介入との均衡は必要ですが、社会的弱者、とりわけ子どもに対して十分な社会福祉サービスにつなぐ決断が遅れてはならないとの思いで執筆に参加しました。 (田邊 義子)

●ゲーム・ケータイ・ネット…子どもの周りにもメディアがあふれ、高速化、デジタル化の波に流されそうな今だからこそ、白書が必要だったと感じます。発行を新たなスタートとして、1歩ずつ前に進んでいきましょう。 (和田 貴美子)

●子どもの声にどう耳を傾けるか、子ども視点とは何か。そんなことを考える毎日でした。日常の中に子どもの豊かな遊び場や人間関係が溢れることを願います。貴重な機会を頂けたことに感謝し、これから活動に還元したいと思います。 (吉村 真実)

●自分の力量を超える作業に安易に参加してしまった気がしています。快く原稿を引き受けていただいた方のおかげでなんとか仕上がりました。ありがとうございました。またこの作業を通してできた新しい関係に感謝です。 (武本 久美子)

●白書をつくるという事は、「子どもたちの現実」をひもときながら、「子どもたちと私たちの未来」を紡ぎだす作業でした。おかげで「生命誌」という視点から、「日常」のもつ意味や生き物としての「できる」や「わかる」について、考えることができました。

(原田 良一)

●子どもたちの「今」と課題解決への「光」を探る「子ども白書」づくりに参加して、「子どもにやさしいまち」づくりの必要性をひしひと感じます。大人たちが手をつなぎあい、子どもたちとともにまちづくりを地道に進め、その過程を楽しんでいきたいと思います。

(佐伯 美保)